

平成 2 9 年 3 月定例会

飯 島 町 議 会 会 議 録

平成 2 9 年 3 月 1 日 開会

平成 2 9 年 3 月 1 4 日 閉会

飯 島 町 議 会

平成29年3月飯島町議会定例会議事日程（第1号）

平成29年3月1日 午前9時10分 開会・開議

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

1 町長議会招集あいさつ

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 第 1号議案 教育委員会委員の任命について

日程第 5 第 2号議案 飯島町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 6 第 3号議案 農業委員会委員の任命について

日程第 7 第 4号議案 飯島町介護予防・生活支援拠点施設設置条例

日程第 8 第 5号議案 飯島町キッズ防災拠点施設設置条例

日程第 9 第 6号議案 飯島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第10 第 7号議案 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日程第11 第 8号議案 飯島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日程第12 第 9号議案 飯島町税条例等の一部を改正する条例

日程第13 第10号議案 飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例

日程第14 第11号議案 飯島町指定地域密着型サービス事業者の指定等に関する基準条例の一部を改正する条例

日程第15 第12号議案 飯島町重度心身障害者福祉年金条例を廃止する条例

日程第16 第13号議案 平成28年度飯島町一般会計補正予算（第7号）

日程第17 第14号議案 平成28年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第18 第15号議案 平成28年度飯島町水道事業会計補正予算（第4号）

※第13号議案から第15号議案まで一括議題

・提案説明、補足説明、総括質疑

・委員会付託

日程第19 第13号議案 平成28年度飯島町一般会計補正予算（第7号）

※委員長報告、討論、採決

日程第20 第23号議案 飯島町介護予防・生活支援拠点施設設置条例に基づく岩間地区介護予防・生活支援拠点施設の指定管理者の指定について

日程第21 第24号議案 飯島町農業農村活性化施設の設置に関する条例に基づく道の駅本郷の指定管理者の指定について

日程第22 第25号議案 千人塚公園の指定管理者の指定について

日程第 2 3	第 2 6 号議案	飯島町都市公園条例に基づく与田切公園及び飯島町公園条例に基づく与田切公園の指定管理者の指定について
日程第 2 4	第 2 7 号議案	飯島町文化館の指定管理者の指定について ※第 24 号議案から第 27 号議案まで一括上程 ・提案説明、質疑 ・議案ごとに討論、採決
日程第 2 5	第 2 8 号議案	飯島町道路線の認定について
日程第 2 6	第 2 9 号議案	飯島町道路線の変更について ※第 28 号議案、第 29 号議案一括議題 ・提案説明、一括質疑 ・一括して討論、採決
日程第 2 7	第 3 0 号議案	上伊那地域公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び上伊那地域公平委員会共同設置規約の変更について
日程第 2 8	発議第 1 号	飯島町議会委員会条例の一部を改正する条例
日程第 2 9	発議第 2 号	飯島町議会会議規則の一部を改正する規則

○出席議員（１１名）

１番	本多 昇	２番	滝本登喜子
３番	久保島 巖	４番	折山 誠
６番	堀内 克美	７番	三浦寿美子
８番	浜田 稔	９番	中村 明美
１０番	坂本 紀子	１１番	竹沢 秀幸
１２番	松下 寿雄		

○欠席議員（１名）

５番 橋場みどり

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 下平 洋一	副 町 長 唐 沢 隆 総 務 課 長 宮 沢 卓美 企画政策課長 堀 越 康寛 住民税務課長 大 島 朋子 健康福祉課長 宮 下 寛 産業振興課長 久 保 田 浩克 建設水道課長 田 沢 義郎 会 計 管 理 者 堀 内 喜美江 企画政策課財政係長 林 成昭
飯島町農業委員会 会 長 森本 令子	飯島町農業委員会事務局長 (産業振興課長兼)
飯島町教育委員会 教育長 澤井 淳	教 育 次 長 小 林 美恵
飯島町代表監査委員 橋場 正芳 (欠席)	飯島町監査委員事務局長 (議会事務局長兼)

○本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長 宮 下 務
 議 会 事 務 局 書 記 宮 下 弥紀

本会議開会

開 会	平成29年3月1日 午前9時10分
議 長	おはようございます。町当局並びに議員各位におかれましては大変御苦勞さまです。これから平成29年3月飯島町議会定例会を開会します。本定例会におきましては、平成29年度各会計予算を初め重要な案件の審議が予定されております。議員各位におかれましては、会期中の本会議及び委員会審査を通じて慎重かつ精力的に御審議をいただくとともに、円滑な議事運営に御協力いただきますようお願いを申し上げます。 これから本日の会議を開きます。本日の議事日程についてはお手元に配付のとおりです。開会に当たり町長からごあいさつをいただきます。
町 長	おはようございます。平成29年3月議会定例会、昨年は私、不覚にもインフルエンザにかかりまして本会を欠席してしまつたと、こういう思い出深い3月定例会でございます。今回は元気で臨んでおりますので、よろしくどうぞお願いいたします。この招集に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。 平成29年2月10日付、飯島町告示第21号をもって平成29年3月飯島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、時節柄、御多忙中にもかかわらず御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、森本農業委員長さんに置かれましてもお忙しい中御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。 さて、きょうから弥生3月、年度のまとめの時期であり、また旅立ちのシーズンも迎えました。気温変動の激しい時期ではありますが、日差しは日ごとに強さを増してきており、温暖の力は花の便りが頻繁に聞かれる季節となつてまいりました。桜の開花も平年並みという予想が出ておりまして、本格的な春の到来が待ち遠しいところでございます。 ところで、株式相場の世界では干支にちなんでさる年とり年は株価が大きく変動する「さるとり騒ぐ」という格言があるそうでございます。さる年の昨年は、英国のEU離脱派の勝利や米国大統領選挙におけるトランプ氏の勝利は世界を驚かせたまさかの結果でしたが、株価が乱高下する大きな要因となりました。これまで世界経済はグローバル化を大きな原動力として成長してきましたが、それがもたらした負の部分に対する国民の不満が反グローバル化の大きなうねりとなって世界を動かそうとしていることを実感させられました。とり年のことしもトランプ政権に象徴されるように世界中で政治経済、社会の枠組みが重大な岐路を迎えているのは間違いなく、その行方を注視していかなければならないと思っております。国政に目を転じれば、通常国会冒頭の施政演説で安倍総理は、今国会を未来を「切り開く国会」と位置づけ、未来を生きる世代のために新たな国づくりへの挑戦を掲げ、困難な課題に真正面から立ち向かうことを力強く表明しております。今国会では、新年度予算を初め組織犯罪処罰法改正案や天皇陛下の退位をめぐる法整備など多くの重要案件が審議されます。中でも総額で97兆円を超え5年連続で過去最大となった国の新年度一般会計予算には、同一労働同一賃金に向けた待遇改善策、教育格差解消に向け

た給付型奨学金の創設など安倍政権の看板政策である一億総活躍社会の実現に向けた予算が盛り込まれております。

一方で、アベノミクスの果実である税収増は頭打ち傾向にあり、世界経済の先行きも不安要素が多く、先が見通しにくい状況にあります。進行中の国会論戦を通じて、経済再生と財政健全化をいかに両立するか、地方財政や国民の暮らしへの影響などに注視していかなければならないと思うところでございます。

さて、先日、私は南佐久郡川上村を視察し、全国町村会長でもあります藤原村長と懇談する機会を得ました。議員の皆様も近年川上村を視察されているとのことであり御存じかとは思いますが、視察、懇談を通じて私の感じたこと、学んだことの一端を御紹介申し上げたいと思います。川上村は、御案内のとおりレタスの日本一の産地として有名ですが、かつて盛んであった林業が衰退して以降は基幹産業がない時代が長く続いていました。そうした中、ある時、時代の流れを的確に捉えて高地で冷涼な気候という農業にとっては最悪の立地条件を逆手にとって高原野菜王国を築き上げました。農家は、繁忙期の6カ月間は深夜から夕方まで働く一方、オフシーズンの6カ月間は余暇を楽しむ生活を送りながら、農家の平均年収は2,500万円を超えていると言われています。驚くことに、すべての専業農家には後継者がいて、既存の農家が規模拡大を図るため、今も開墾によって農地面積は増え続けているとのことでした。視察に訪れる方からは「高所得のレタス産業があるから後継者が定着しているのではないか」と聞かれることがよくあるようでございます。それに対して藤原村長は「それは全く逆で、人がいたからレタス産業がおこせたということで、人が先でレタス産業は後であった」述べられておりました。時代の流れを的確に捉え、そこに土地と人材という資源、条件がそろったことで高収入を生む産業に発展し、村の高い活力につながったものと感じたところでございます。教育・文化振興にも目を見張るものがありました。風土、風味、風習のいわゆる三風のふるさとづくり、人づくりが川上村の現在を支えています。川上村の教育は、地域の文化や歴史をしっかりと使いこなせる人材を育てることがふるさと教育であるという視点に立って、学校教育においてしっかりとふるさと教育がなされています。川上村のカラマツ材をふんだんに使った中学校には、生徒が一堂に会して給食が食べられるランチルームや卒業生が母校で結婚式を挙げられる場所があり、川上村の教育、ふるさととの育てるとも書きますけれども、その特徴をあらわしておると思います。保育園も川上産のカラマツ材による建物で、最先端技術による地中熱を利用した全館床暖房には驚かされました。文化施設はすべてにわたり文化度の高さが際立っていて、20数年を経た今でもデザインは朽ちていませんでした。油井宇宙飛行士や多くのスピードスケートのオリンピックを生んだことも川上村の人づくりを象徴していると感じたところであります。先見性、チャレンジ、イノベーションなどなど、キーワードは幾つもありますが、人づくりやふるさと教育の大切さを初め、時代の流れを的確に捉えた上で、最先端技術は何か、あわせて一貫するふるさととの文化とは何かを念頭に置きつつ、常に数十年先を見据えた先見性のある施策を展開することの大切さを痛感させられたところでございます。

さて、今議会には当町の新年度予算を上程いたしますが、この予算は第5次総合計画後

期基本計画及び地方創生総合戦略の2年目であり、下平町政の第2ステージとなる予算でもあります。第1ステージの平成28年度は、種をまき水をやった一年でありました。第2ステージとなる29年度は、芽吹いた事業を育てて、部分的には花を咲かせられるよう具体的に動く年にしてまいりたいと考えております。伊那谷地域、いわゆる伊那バレーは、近い将来、リニア中央新幹線や三遠南信自動車道の開通により都市との時間的距離が飛躍的に縮まるとともに、車両の自動運転など技術革新によって新交通時代が到来し、人と物の動きが大きく変わるものと考えているところでございます。そうした将来の劇的な変化を見据えた、常に先見性を持ってまちづくりを進めていかなければならないと思っております。加えて、当町はさまざまな課題に直面していますが、町民と職員の発想力と行動力を持って、そして今まで以上に町民の皆様と心をつなげて直面する課題を乗り越え、町民の皆様が生きがいを持って安心して暮らせるまちづくり、豊かさと幸せ、希望を感じることのできるまちづくりをより一層進めていかなければならないと考えているところでございます。町財政は依然として厳しい状況が続いておりますが、町民要望も可能な限り踏まえた上で町民の皆様の付託に応えられるように、行政に究極の目標であるみんなが安心して暮らせる豊かな町、そして街の将来像である「人と緑輝く触れ合いの町」を目指して、新年度予算は子育てと福祉施策を中心に真に必要な事業を厳選し、そこにかかわる人を介して人、心の通ったまちづくりを行うための予算として編成したところでございます。これを実現する具体策として3本柱のチャレンジを位置づけております。その第2ステージの概要と申し上げますと、第1の柱である「風通しのいい行政へのチャレンジ」に関しましては、町民の皆様へ円滑な行政サービスを提供するなど着実な行政運営に努めるとともに、子育て支援と地域福祉の充実、安全・安心な町づくりの推進を挙げ、心豊かに暮らす価値観の創造を進めてまいります。第2の柱である「儲かる飯島町へのチャレンジ」に関しましては、観光基本期計画策定、6次産業から体験観光分野も含めた10次産業化の推進、情報発信の強化と魅力向上による飯島ファンの獲得、地産地消の推進などを挙げ、観光産業の構築と飯島町営業部の取り組みの拡充、具現化を進めてまいります。第3の柱である「田舎暮らしランキング日本一のチャレンジ」に関しましては、定住促進の推進と多様な都市との農村の交流を掲げまして快適生活と安心空間の確保を進めてまいります。ただいま骨格を申し上げました3本柱のチャレンジ、その第2ステージの細部につきましては、後日新年度予算提案の中で施政方針として申し上げたいと思います。

さて、本会議定例会に御提案申し上げます案件につきましては、人事案件3件、条例案件9件、新年度予算を含む予算案件10件、その他案件8件の計30案件でございます。いずれも重要な案件でありますので何とぞ尊重な御審議をいただき適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。議会招集のごあいさつといたします。ありがとうございました。

議 長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は会議規則第122条の規定により7番 三浦寿美子議員、8番 浜田稔議員を指名します。

議 長	日程第2 会期の決定についてを議題とします。本定例会の会期につきましては、過日開催されました議会運営委員会において協議をいただいております、議会運営委員長より会期は本日から3月14日までの14日間とすることが適当との協議結果の報告がありました。お諮りします。本定例会の会期は議会運営委員長からの報告のとおりとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月14日までの14日間とすることに決定しました。会期の日程は事務局長から申し上げます。
事務局長	(会期日程説明)
議 長	日程第3 諸般の報告を行います。 議長から申し上げます。 最初に請願、陳情等の受理について報告します。本日までに受理した請願、陳情等はお手元の請願・陳情等文書表のとおりであり、会議規則第89条及び第92条の規定により所管に常任委員会に審査を付託します。 次に例月出納検査結果について報告します。12月から2月における例月出納検査の結果、特に指摘事項はありません。 次に橋場議員からインフルエンザのため欠席の通告がありましたので報告します。 次に本会議に説明員として出席を求めた方は別紙のとおりであります。また、予算議会でありますので企画政策課財政係長に出席を願うこととしました。なお、橋場代表監査委員から一身上の都合により本日の会議は欠席する旨の届け出がありましたので報告します。 次に議場内での携帯品の制限にかかわる議長の許可について報告します。本定例会におきまして議員のタブレット型端末機の携帯及び使用を許可しましたので報告します。 次に町当局からの報告を求めます。
町 長	それでは私から3件について御報告を申し上げます。 初めに飯島町土地開発公社の平成29年度事業計画及び予算について申し上げます。飯島町土地開発公社の平成29年度事業計画及び予算につきましては、去る2月23日の飯島町土地開発公社理事会において審議をお願いし御議決いただきましたので、その概要を地方自治法の規定により報告申し上げます。初めに大変長い時間を費やし分譲売却することができました柏木工業団地造成事業ですが、昨年10月に工場建設も終了し、無事創業を開始していただきました。地元雇用も積極的にしていただき、29年度は、初めは従業員およそ40名となる見込のところですよ。2つ目の工場建設も早期に着工していただけるようお願いしてまいりたいと考えております。さて、平成29年度の事業計画では、公有土地取得事業としまして既存企業の工場拡大に伴う用地取得を計画しております。また、土地の処分計画では陣馬工業団地及び新田工業団地の売却を進めてまいります。また、未販売の分譲住宅につきましても住宅促進事業との連携や住宅メーカーへの働きかけ、パンフレットやホームページなどを活用した販売促進に努めてまいります。次に予算概要について申し上げ

げます。主な収入見込みとしましては、工業団地、住宅分譲地等の売却による土地造成事業収益およそ2億4,500万円などにより収入合計でおよそ2億4,700万円を予定しております。これに対し支出見込みとしましては、土地造成事業原価およそ1億9,500万円など事業支出およそ2億400万円を予定しており、この結果、単年度収支ではおよそ4,300万円の黒字を見込む予算であります。詳しくはお手元の事業計画及び予算書のとおりでございますので、後刻お目を通していただきたいと思います。

続きまして一般財団法人まちづくりセンターいいじまの平成29年度業務執行計画について申し上げます。平成29年度一般財団法人まちづくりセンターいいじまの業務執行計画につきましては、去る2月15日開催の評議員会、理事会におきまして審議、御議決いただきましたので、その概要を地方自治法の規定により御報告申し上げます。平成29年度の一般財団法人まちづくりセンターいいじまの事業は設立してから第6期目を迎えました。本議会において御議決いただいた上で実施となります指定管理業務であります。平成29年度も引き続き受託者として指定いただくこととし計画をさせていただいておりますので、よろしく願い申し上げます。指定管理業務としまして道の駅本郷、農業農村活性化施設指定管理業務、千人塚公園指定管理業務、与田切公園指定管理業務、飯島町文化館指定管理業務の4業務を引き続き実施するよう計画いたしました。受託業務としましては、山岳施設管理業務、道の駅本郷管理業務、観光業務、観光協会事務局業務、信州飯島桜守事務局業務、東京三鷹のアンテナショップ信州いいじまマルシェの管理運営業務を引き続き実施するよう計画いたしました。また、収支事業としてマレットゴルフ、キャンプ、釣り、また各種イベントへの参加及びホームページの情報発信を行います。これらを行う業務執行の概要ですが、主な収入は、指定管理料収入、施設利用料収入、委託料収入、マレットゴルフ事業収入、信州飯島マルシェ販売収入など、総額でおよそ6,650万円となります。また支出につきましては、事業費として、先ほど申し上げました指定管理業務を中心とする受託業務支出がおおよそ5,760万円、これに一般管理費及び収益事業支出などおよそ890万円を加え、収入予算と同額でございます。事業費総額を前年度と比べますとおよそ140万円の増額となります。各種管理業務の履行はもとより、今後はさらなるサービスの向上を図り、一般財団法人まちづくりセンターいいじまの目的達成のため努力してまいります。詳しくはお手元の業務執行計画のとおりでございますので、後刻お目通しをいただきたいと思います。

最後に株式会社エコーシティー・駒ヶ岳の平成29年度事業計画及び予算計画について申し上げます。株式会社エコーシティー・駒ヶ岳の平成29年度事業計画及び予算計画につきましては、去る2月14日開催の同社取締役会において承認されておりますので、地方自治法の規定により、その概要を報告いたします。初めに本年度の事業実施状況等につきまして御報告申し上げます。管内地域での加入世帯につきまして大きな変動はなく、テレビが横ばい、インターネットの接続について伸びを示している状況でございます。詳しい内容につきましては6月定例会で報告させていただきますが、黒字決算を見込んでおります。なお、本年度はデジタルベーシックのCS4チャンネルのハイビジョン化を2月1日から開始いたしております。次に平成29年度の事業計画及び予算計画について御説明申し上げ

		ます。基本方針及び運営方針につきましては本年度と同様でございます。平成 29 年度は中川村における光化工事が最も大きな事業となります。また、中川村の光工事が終わりましたら、費用面から現在見合わせている外部営業の導入、セット割の推進、通信事業者との連携を図り、新規加入者及び各サービス利用者獲得に向けた営業活動を推進してまいります。番組制作に関しましては、商工会と行政との連携により産業振興等に資する番組を企画するとともに、平成 30 年 12 月に開始を予定しています B S の 4 K 放送開始に向け、ドローン利用や 4 K 通信回線等、最新の機器を利用し時代に合わせた対応ができるよう職員研修を強化いたします。その他住民の皆さんの必要なサービスを見極め、各種のサービスについて見直しや検討を行い、適切な事業運営に努めてまいります。予算計画では、中川村の光化事業に伴う経費が多額となるため赤字を見込む予算となっております。詳しくはお手元の事業計画及び予算計画のとおりでございますので、後刻お目通しをいただきたいと思います。 以上、3 件について御報告を申し上げます。
議 長		ただいま報告のありました 3 件につきましては、最終日の議会全員協議会において質疑を受けることいたします。 以上で諸般の報告を終わります。
議 長	日程第 4 第 1 号議案 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。	
事務局長	(議案朗読)	
議 長	本案について提案理由の説明を求めます。	
町 長	第 1 号議案 教育委員会委員の任命について提案理由の説明を申し上げます。本年 3 月 31 日をもって 2 期 5 年教育委員として町の教育行政のために御尽力をいただきました遠山亨さんが退任されることとなりました。ここに改めて町教育行政に対する御尽力に感謝を申し上げたいと思います。任期満了後の教育委員として御提案申し上げます本郷第三耕地の桃澤宗夫さんは、お手元の経歴書にございますとおり、昭和 48 年 3 月に名古屋工業大学第Ⅱ部電気工事学科を卒業後、同年 4 月に阪神高速道路公団、現在は阪神高速道路株式会社に就職以来 34 年間勤務され、その間に京都大学博士号博士学位を取得されました。同社退職後は名古屋電機工業株式会社へ勤められ、また愛知県立大学情報科学部大学院の非常勤講師として平成 25 年 3 月まで教壇に立たれていました。これまでの経験を生かし教育行政の振興に尽力いただけるものと思っているところでございます。つきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により議会の同意をお願いするものであります。なお、任期につきましては平成 29 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 4 年間といたします。よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。	
議 長	これより質疑を行います。質疑はありますか。	
	(なしの声)	
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。	

		この議案は討論を省略し、これより第1号議案 教育委員会委員の任命についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。本案はこれに同意することに賛成の方は御起立願います。 〔賛成者起立〕
議	長	お座りください。起立全員です。したがって、第1号議案は原案のとおり同意することに決定しました。 暫時休憩とします。そのままお待ちください。
休	憩	午前9時47分
再	開	午前9時48分
議	長	再開いたします。 ここで、ただいま任命に同意いたしました桃澤宗夫さんからごあいさつをいただきます。桃澤宗夫さん、お願いいたします。 〔桃澤教育委員会委員 登壇〕
教育委員会委員		このたび飯島町議会の同意をいただき町長から教育委員を任命されました桃澤宗夫と申します。教育委員という責任を私なりに考えますと、一層身の引き締まるような思いであります。現代は大人にとっても子どもたちにとっても変化の激しい激動の時代であり、教育行政には、なお一層さまざまな取り組みが求められていると思います。そうした情勢に因應するために、幼児期から中学生に至る子どもたちの学び、社会性を身につける取り組みなどなどにつきまして、役場の関係部署の皆さん、保護者の方々、地域の皆様とともに考えてまいりたいと思っております。議会の皆様にも御協力と御理解を賜りたいと思い、よろしく願いを申し上げる次第でございます。今後も、教育行政にはまったくど素人の私ではありますが、保育園、学校教育、生涯教育、スポーツなどなどの面におきまして多くの方々と関わり合いを持って飯島町の教育の充実のために尽力してまいりたいと所存でございます。できれば私のような素人でもリーマンコントロールシステムの一翼を担って飯島町の教育行政の発展に尽力できればと決意しているところであります。どうぞよろしく願います。
議	長	桃澤さん、ありがとうございました。 暫時休憩とします。そのままお待ちください。
休	憩	午前9時51分
再	開	午前9時51分
議	長	会議を再開いたします。
議	長	日程第5 第2号議案 飯島町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。

事務局長	(議案朗読)
議 長	本案について提案理由の説明を求めます。
町 長	第2号議案 飯島町固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由の説明を申し上げます。固定資産評価審査委員会委員は、当該市町村の住民市町村税の納税義務がある者または固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから当該市町村の議会の同意を得て市町村長が選任すること、任期は3年とすることが地方税法第423条第3項及び第6項に規定されております。現在、岩間耕地 堀越壽一氏、本郷第一耕地 片桐邦彦氏、北村自治会 宮下好矢氏の3名が在任中ですが、そのうちの岩間耕地、堀越壽一氏が平成29年3月31日に任期満了となります。後任の委員として生田順市氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。よろしく御審議の上、議員全員の御同意を賜りますようお願い申し上げます。
議 長	これより質疑を行います。質疑はありますか。
	(なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
	この議案は討論を省略し、これより第2号議案 飯島町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。本案はこれに同意することに賛成の方は御起立願います。
	〔賛成者起立〕
議 長	お座りください。起立全員です。したがって、第2号議案は原案のとおり同意することに決定しました。
議 長	日程第6 第3号議案 農業委員会委員の任命についてを議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。
事務局長	(議案朗読)
議 長	本案について提案理由の説明を求めます。
町 長	第3号議案 農業委員会委員の任命について提案理由の説明を申し上げます。現在の農業委員会委員の皆様の任期は本年3月31日をもって満了となります。現委員の皆様には、3年から長い方では9年間、町の農業振興のために御尽力いただきましたことに心より感謝と御礼を申し上げます。4月から新たな委員の皆様をお願いするわけですが、その選任に当たっては、平成28年4月に農業委員会等に関する法律が改正されており、同様の規定により町長が議会の同意を得て任命するとされておりますので、今回12名の方々を農業委員会委員に任命するため議会の同意をお願いするものでございます。また、同法の規定により認定農業者等である者が委員の過半数を占めるようにしなければならないとされておりますが、当町の場合、認定農業者等のみで過半数を選出することが大変難しい状況であります。したがって、委員の過半数を認定農業者等または同法施行規則に規定されている者とさせていただき、あわせて議会の同意をお願いするものでございます。なお、委員の任期につきましては平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間となります。それでは同意をいただきたい委員を申し上げます。小林千晃さん、座光寺賢さん矢澤

		美和子さん、下平昌男さん、高橋豊さん、池上賢治さん、山口清志さん、小林久壽さん、片桐孝明さん、鈴木実さん、宮下喜光さん、那須野智代美さん以上 12 名でございます。細部につきましては担当課長より説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。
産業振興課長		(補足説明)
議 長		これより質疑を行います。質疑はありませんか。
		(なしの声)
議 長		質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
		この議案は討論を省略し、これより第 3 号議案 農業委員会委員の任命についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。本案はこれに同意することに賛成の方は御起立を願います。
		〔賛成者起立〕
議 長		お座りください。起立全員です。したがって、第 3 号議案は原案のとおり同意することに決定しました。
議 長		日程第 7 第 4 号議案 飯島町介護予防・生活支援拠点施設設置条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
町 長		第 4 号議案 飯島町介護予防・生活支援拠点施設設置条例について提案理由の説明を申し上げます。地域介護福祉空間整備事業で整備いたしました岩間地区介護予防・生活支援拠点施設が 4 月より供用開始となるため関係条例の整備を行うものでございます。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。
健康福祉課長		(補足説明)
議 長		これから質疑を行います。質疑はありませんか。
		(なしの声)
議 長		質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
		これから討論を行います。討論ありませんか。
		(なしの声)
議 長		討論なしと認めます。これで討論を終わります。
		これから第 4 号議案 飯島町介護予防・生活支援拠点施設設置条例を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議 長		異議なしと認めます。したがって、第 4 号議案は原案のとおり可決されました。
議 長		日程第 8 第 5 号議案 飯島町キッズ防災拠点施設設置条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
町 長		第 5 号議案 飯島町キッズ防災拠点施設設置条例について提案理由の説明を申し上げます。飯島町地域子育て支援センター移転新築に伴い同センターに併設する飯島町キッズ防

	災拠点施設が本年４月より供用開始となるため同条例の制定及び関係条例の整備を行うものでございます。細部につきましては教育次長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。
教育次長	(補足説明)
議 長	これから質疑を行います。なお、議事運営上、ここでは総括的な事項について質疑されるようお願いいたします。それでは質疑ありませんか。
	(なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 ここでお諮りします。ただいま議題となっております第５号議案については社会文教委員会へ審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。第５号議案については社会文教委員会に審査を付託します。
議 長	日程第９ 第６号議案 飯島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
副 町 長	第６号議案 飯島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。平成２８年人事院勧告に基づき配偶者に係る扶養手当の見直し及び子に係る扶養手当の引き上げを行うことにつきまして国に準じた改正を行うものでございます。改正の内容は配偶者の手当額を他の扶養親族と同額まで減額し子の手当を増額するものです。実施時期につきましては平成２９年４月から段階的に改正を行います。細部につきましては担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。
総務課長	(補足説明)
議 長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
	(なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ありませんか。
	(なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第６号議案 飯島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって第６号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第１０ 第７号議案 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
副 町 長	第７号議案 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。児童福祉法等の一部を改正する法律の改正により養子縁

	組、里親が定義づけされたことに伴い所要の改正を行うものでございます。細部につきましては御質問により担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。
議 長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第7号議案 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって第7号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第11 第8号議案 飯島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
副 町 長	第8号議案 飯島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、育児休業等の対象となるこの範囲が拡大されたことに伴う改正及び育児休業、介護休業等の育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い介護時間の導入を行うため所要の改正を行うものでございます。また、児童福祉法が改正され養子縁組、里親が定義づけられたことに伴う改正を行うものでございます。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。
総務課長	(補足説明)
議 長	これから討論を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第8号議案 飯島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって第8号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	ここで休憩いたします。再開時刻を10時45分いたします。休憩。
休 憩	午前10時31分

再 開	午前１０時４５分
議 長	休憩を解き会議を再開いたします。
議 長	日程第１２ 第９号議案 飯島町税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。 本案について提案理由の説明を求めます。
副 町 長	第９号議案 飯島町税条例等の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。本条例案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令の交付等、上位法令の改正に伴い町税条例等の条文を整備するものでございます。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。
住民税務課長	(補足説明)
議 長	これから討論を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第９号議案 飯島町税条例等の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって第９号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第１３ 第１０号議案 飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
副 町 長	第１０号議案 飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例について提案理由の御説明を申し上げます。今回の改正は、児童扶養手当法施行令の一部改正に伴い条ずれの改正を行うものです。細部につきましては御質問により担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。
議 長	これから討論を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第１０号議案 飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって第 10 号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第 1 4 第 1 1 号議案 飯島町指定地域密着型サービス事業者の指定等に関する基準条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
副 町 長	第 1 1 号議案 飯島町指定地域密着型サービス事業者の指定等に関する基準条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。介護保険法の一部改正により新たなサービスとして地域密着型通所介護が創設されたため事業者の指定に関する基準を定めるとともに根拠となる法令等の条項との整合はかるため条例を改めるものでございます。細部につきましては担当課長より説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。
健康福祉課長	(補足説明)
議 長	これから討論を行います。質疑はありませんか。
8 番	
浜田議員	県の指導を町がこれからかわって行うという説明でありましたけれども、そうしますと、これ、条例そのものの制定に伴ってですね、人員もしくは組織もですね、連動することになるのかなというふうに理解するわけですが、そのあたりどのようにお考えでしょう。
健康福祉課長	事業所の関係の人員、組織ということでございますか。(浜田議員「指導、監督」) 今、町で行っております高齢者の包括支援センター、包括の関係で、今の体制で届け出をしております範囲でできるというふうに県からは言われております。
議 長	ほかにありませんか。
	(なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
	これから討論を行います。討論ありませんか。
	(なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
	これから第 1 1 号議案 飯島町指定地域密着型サービス事業者の指定等に関する基準条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって第 11 号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第 1 5 第 1 2 号議案 飯島町重度心身障害者福祉年金条例を廃止する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
町 長	第 1 2 号議案 飯島町重度心身障害者福祉年金条例を廃止する条例について提案理由の説明を申し上げます。本条例は障害者の福祉の増進を目的として創設されたものですが、障害者に関連した制度改正が行われていく中で手当てや福祉サービスが充実してきたこと、対象者に不均衡があること、また平成 16 年 9 月に策定された飯島町ふるさとづくり計画に

		において実質的に廃止となっている事業であることから、このたび廃止とするものでございます。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。
健康福祉課長		(補足説明)
議長		これから討論を行います。なお、議事運営上、ここでは総括的な事項について質疑されるようお願いいたします。それでは、質疑ありませんか。
		(なしの声)
議長		質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
		ここでお諮りします。ただいま議題となっております第 12 号議案については社会文教委員会へ審査を付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議長		異議なしと認めます。第 12 号議案については社会文教委員会へ審査を付託したいと思います。
議長		ここで議事進行についてお諮りします。これから提案になります第 13 号議案から第 15 号議案までの 3 議案については、いずれも平成 28 年度補正予算にかかわる案件であります。案件の審議方法につきましては、これを一括議題とし、総括質疑の後、各常任委員会へ審査を付託する、また第 13 号議案については、議事運営上、審査の期限を本日本会議再開までとし、本日の会議休憩中に委員会を開催いただく、以上のとおりとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議長		異議なしと認めます。それでは、日程第 16 第 13 号議案 平成 28 年度飯島町一般会計補正予算(第 7 号)、日程第 17 第 14 号議案 平成 28 年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)、日程第 18 第 15 号議案 平成 28 年度飯島町水道事業会計補正予算(第 4 号)以上、平成 28 年度補正予算 3 議案を一括議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。
町長		第 13 号議案から第 15 号議案について一括して提案理由の説明を申し上げます。まず第 13 号議案、平成 28 年度飯島町一般会計の補正予算(第 7 号)について提案理由の説明を申し上げます。予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 2,062 万 7,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 54 億 6,587 万 4,000 円とするものであります。今回の補正につきましては、国の平成 28 年度補正予算及び急を要する経費について予算処置を行うものです。歳入の内容としましては、学校施設環境改善交付金におよそ 3,500 万円、ふるさといいじま応援寄附金に 2,100 万円、地方債に 6,450 万円の増額補正を計上いたしました。主な歳出の内容としましては、活性化推進事業としてふるさと納税 PR 用特産品等にかかわる経費におよそ 1,600 万円、ふるさといいじま応援基金積立金に 2,100 万円、飯島小・七久保小・飯島中学校管理費において体育館の天井等耐震補強工事に関する経費としておよそ 1 億 500 万円を予算計上しました。そのほか、年度末を迎えるに当たり急を要する経費を補正計上したところでございます。続きまして、第 14 号議案、平成 2

	8年度国民健康保険特別会計の補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額に8万円を追加し、歳入歳出それぞれ11億8,119万4,000円とするものであります。歳入の内容としましては、国・県支出金をそれぞれ60万円増額し、療養給付費交付金を112万円減額するものです。歳出の内容としましては、共同事業拠出金を232万8,000円減額し、歳入歳出の差額につきまして予備費を増額するものです。続きまして、第15号議案、平成28年度水道事業会計の補正予算（第4号）について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては、収益的収支及び資本的収支に関する補正でございます。最初に収益的収支につきまして、収入の補正はありません。支出につきましては、営業費用の上水費18万円増額し、支出総額を2億1,431万5,000円とするものです。続きまして資本的収支につきまして、収入の補正はございません。支出につきましては、排水施設費を40万円、浄水施設費を180万円、それぞれ減額し、支出総額を1億5,808万4,000円とするものです。その他細部につきまして、第13号議案の一般会計については担当課長からそれぞれ説明申し上げ、第14号議案と第15号議案の特別会計については御質問により説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。
企画政策課長	（補足説明）
住民税務課長	（補足説明）
産業振興課長	（補足説明）
教育次長	（補足説明）
議 長	提案理由の説明がありました。これから討論を行います。なお議事運営上、ここでは総合的な事項について質疑されるようお願いいたします。それでは、質疑ありませんか。 （なしの声）
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 補正予算3議案については、各常任委員会に審査を付託いたします。また、第13号議案につきましては、本日本会議休憩の間に委員会を開催し、審査をお願いいたします。議案を付託するに当たり各常任委員会の審査区分について事務局長から申し上げます。
事務局長	（審査区分説明）
議 長	お諮りします。第13号議案から第15号議案までの委員会審査区分については、ただいま事務局長説明の審査区分のとおり決定することに御異議ありませんか。 （異議なしの声）
議 長	異議なしと認めます。したがって、第13号議案から第15号議案までの補正予算3議案については、この審査区分により各常任委員会へ審査を付託します。 ここで委員会審査のため休憩といたします。再開時刻は庁内放送でお知らせします。休憩。
休 憩	午前11時21分
再 開	午後 1時30分

議 長	休憩を解き会議を再開いたします。
議 長	日程第 19 第 13 号議案 平成 28 年度飯島町一般会計補正予算（第 7 号）を議題といたします。本案については、各常任委員会に審査を付託し、ただいまお手元へ配付のとおり常任委員長より委員会審査報告書が提出されております。それでは総務産業委員長から委員会審査報告を求めます。
総務産業委員長	それでは総務産業委員会から委員長報告を申し上げます。本日本会議におきまして分割付託されました第 13 号議案 平成 28 年度飯島町一般会計補正予算（第 7 号）の分割付託分につきまして、本日午前 11 時 25 分から委員会を開催し、慎重に審査の結果、お手元の報告書のとおり可決すべきものと決しましたので報告いたします。なお、審査の過程で出されました主な質疑について申し上げます。問い「ふるさと納税の追加分は年権を見込んでいるか」答え「2,400 件分を見込んだ。返礼品と経費の分である」問い「この経費以外で人件費などをどう換算しているか」答え「職員 2 人で全業務の 80% くらいと見込んでいる」問い「返礼品の多い少ないが出ていると思うが、その見直しはしているのか」答え「新年度に向け検討をしていくことになる」以上が主なものでございました。報告とさせていただきます。
議 長	これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで討論を終わります。久保島総務産業委員長、自席へお戻りください。 次に中村社会文教委員長。
社会文教委員長	それでは本会議において社会文教委員会に分割付託されました内容において委員会での結果を報告いたします。第 13 号議案 平成 28 年度飯島町一般会計補正予算（第 7 号）分割付託分について慎重に審査した結果、報告書のとおり可決すべきものと決定いたしました。審査の中で出された質疑の内容について報告いたします。質問では「学校施設環境改善交付金が少ないと思うが、なぜか」答え「耐震事業の中の防災強化事業に当たり、国が 3 分の 1 補助となっている。それに値するのは天井、照明などが値する」質問「七久保小学校、飯島中学校が工事請負費が同じのに対し診断料、業務費が違うが、その理由は」答え「体育館の広さや構造によって違うためである」。討論等はありませんでした。以上報告いたします。
議 長	これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで討論を終わります。中村委員長、自席へお戻りください。 これから討論を行います。討論ありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第 13 号議案 平成 28 年度飯島町一般会計補正予算（第 7 号）を採決いたします。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり

	決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 13 号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第 20 第 23 号議案 飯島町介護予防・生活支援拠点施設設置条例に基づく岩間地区介護予防・生活支援拠点施設の指定管理者の指定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
副 町 長	第 23 号議案 飯島町介護予防・生活支援拠点施設設置条例に基づく岩間地区介護予防・生活支援拠点施設の指定管理者の指定について提案理由の説明を申し上げます。第 4 号議案で御議決賜りました飯島町介護予防・生活支援拠点施設設置条例に基づき供用開始となります岩間地区介護予防・生活支援拠点施設の管理及び運営について、地方自治法に基づき指定管理者の指定を行うものでございます。細部につきましては御質問により担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。
議 長	これから討論を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第 23 号議案 飯島町介護予防・生活支援拠点施設設置条例に基づく岩間地区介護予防・生活支援拠点施設の指定管理者の指定についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって第 23 号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	ここで議事進行についてお諮りします。これから提案になります第 24 号議案から第 27 号議案までの 4 議案については、いずれも公の施設の指定管理者の指定についての議案であり、同一の団体を指定管理者とし、同一の指定期間を設定したいとのもので関連があります。一括して提案理由の説明を求め、提案説明に対する一括質疑の後、それぞれの案件ごと討論、採決を行うこととしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。それでは、日程第 21 第 24 号議案から日程第 24 第 27 号議案までの 4 議案を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。
副 町 長	第 24 号議案から第 27 号議案まで 4 議案一括して提案理由の説明を申し上げます。24 号議案、飯島町農業農村活性化施設道の駅本郷につきましては利用者のサービスの向上及び施設の効果的かつ効率的な運営を図るために、また、第 25 号議案、千人塚公園につきましても利用者のサービスの向上及び施設の効果的かつ効率的な運営を図りながら適切な管

		理を行っていくために、26号議案、与田切公園につきましては都市公園条例に基づく与田切公園区域と公園条例に基づく与田切公園区域とをあわせまして、これら条例の設置目的を達成するために行うものです。また、第27号議案飯島町文化館につきましては飯島町文化館の管理を効果的かつ効率的に行っていくために各施設とも平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年間、一般財団法人まちづくりセンターいいじまを指定管理者として指定しようとするものであり、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。細部につきましては御質問により担当課長等から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。
議	長	提案理由の説明がありました。それでは、提案のありました4議案について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 初めに第24号議案 飯島町農業農村活性化施設の設置に関する条例に基づく道の駅本郷の指定管理者の指定について討論を行います。討論ありませんか。 (なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第24号議案 飯島町農業農村活性化施設の設置に関する条例に基づく道の駅本郷の指定管理者の指定についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、第24号議案は原案のとおり可決されました。 次に第25号議案 千人塚公園の指定管理者の指定について討論を行います。討論ありませんか。 (なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第25号議案 千人塚公園の指定管理者の指定についてを採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、第25号議案は原案のとおり可決されました。 続いて第26号議案 飯島町都市公園条例に基づく与田切公園及び飯島町公園条例に基づく与田切公園の指定管理者の指定について討論を行います。討論ありませんか。 (なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第26号議案 飯島町都市公園条例に基づく与田切公園及び飯島町公園条例に基づく与田切公園の指定管理者の指定についてを採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、第26号議案は原案のとおり可決されました。

	次に第 27 号議案 飯島町文化館の指定管理者の指定について討論を行います。討論ありませんか。
	(なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
	これから第 27 号議案 飯島町文化館の指定管理者の指定についてを採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 27 号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第 25 第 28 号議案 飯島町道路線の認定について、日程第 26 第 29 号議案 飯島町道路線の変更について、以上 28 号議案及び 29 号議案の 2 議案につきましては、いずれも町道路線の案件でありますので、これを一括議題といたします。本 2 議案について提案理由の説明を求めます。
副 町 長	第 28 号議案 飯島町道路線の認定について、第 29 号議案 飯島町道路線の変更について一括して提案理由の御説明を申し上げます。
	第 28 号議案、町道認定につきましては、道路法第 8 条第 2 項の規定により柏木自治会、町道「呂久保支 6 号線」1 路線、延長 109.2 メートル、幅員 2.5～5.4 メートルの認定をお願いするものでございます。
	現在飯島町公衆用道路であります該当道路について七久保区及び柏木自治会から町道認定の申請があり、調査したところ、沿線では宅地化が進み、今後の道路管理に必要なことから町道として認定をお願いするものでございます。
	次に、第 29 号議案、町道の変更につきましては、道路改良工事などにより道路区域が変更となった路線について、道路法第 10 条第 3 項の規定により町道「上島線」ほか 8 路線の道路区域変更をお願いするものでございます。細部につきましては御質問により担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。
議 長	これから質疑を行います。質疑は 2 議案一括して行います。質疑はありませんか。
	(なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
	これから討論を行います。討論は 2 議案一括して行います。討論ありませんか。
	(なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
	これから第 28 号議案 飯島町道路線の認定について、第 29 号議案 飯島町道路線の変更について、以上 2 議案を一括採決いたします。お諮りします。本 2 議案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 28 号議案及び第 29 号議案は原案のとおり可決されました。

議 長	日程第 27 第 30 号議案 上伊那地域公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び上伊那地域公平委員会共同設置規約の変更についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
副 町 長	第 30 号議案 上伊那地域公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び上伊那地域公平委員会共同設置規則の変更について提案理由の説明を申し上げます。本年 3 月 31 日をもって両小野国保病院組合及び伊北環境行政組合が解散することに伴い上伊那地域公平委員会を共同設置する地方公共団体の数を減少し、上伊那地域公平委員会共同設置規約を変更することについて地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。細部につきましては御質問により担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。
議 長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで討論を終わります。 これから討論を行います。討論ありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第 30 号議案 上伊那地域公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び上伊那地域公平委員会共同設置規約の変更についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 30 号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第 28 発議第 1 号 飯島町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。本案の提出委員会は議会運営委員長から提出にかかわる趣旨説明を求めます。
議会運営委員長	飯島町議会委員会条例の一部を改正する条例についての提案理由を説明いたします。平成 10 年から議会だよりがつくられるようになって、現在 76 号という発行数になってきております。議会広報は住民の方たちに議会の情報を的確にわかりやすく伝えるために企画、構成、写真など、すべてにわたり担当議員 6 名で行っています。また、この 4 年ほどで、議会閉会后、すぐに編集に入り、翌月には住民の手元に届けられるよう、パソコンとプロジェクターを使い編集時間の短縮に努めてきています。もう一つは、議会ホームページの管理運営を事務局と協力しながらやっております。このように時代とともに変化し続けている議会広報委員会をぜひ常任委員会にしたいと皆様方をお願いするものです。以上を提案理由とします。
議 長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。坂本委員長、自席へお戻りください。 これから討論を行います。討論ありませんか。

		(なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
		これから発議第1号 飯島町議会委員会条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第29 発議第2号 飯島町議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。本案の提出委員会は議会運営委員長から提出にかかわる趣旨説明を求めます。
議会運営委員長		飯島町議会会議規則の一部を改正する規則についての提案理由を説明いたします。議場に入る方々の携帯品の制限において時代に合わせた呼称等に整理し、タブレット型端末等の情報通信端末機器の会議における活用が可能となるように改正するものです。以上、提案理由といたします。
議	長	これから質疑を行います。質疑はありますか。
		(なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。坂本委員長、自席へお戻りください。
		これから討論を行います。討論ありませんか。
		(なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
		これから発議第2号 飯島町議会会議規則の一部を改正する規則を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。
議	長	以上で本日の日程は全部終了しました。本日の会議を閉じ、これで散会とします。御苦労さまでした。
散	会	午後1時56分

平成29年3月飯島町議会定例会議事日程（第2号）

平成29年3月3日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1	第31号議案	平成28年度飯島町一般会計補正予算（第8号）
日程第 2	第32号議案	平成28年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第 3	第33号議案	平成28年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
日程第 4	第16号議案	平成29年度飯島町一般会計予算
日程第 5	第17号議案	平成29年度飯島町国民健康保険特別会計予算
日程第 6	第18号議案	平成29年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 7	第19号議案	平成29年度飯島町介護保険特別会計予算
日程第 8	第20号議案	平成29年度飯島町公共下水道事業特別会計予算
日程第 9	第21号議案	平成29年度飯島町農業集落排水事業特別会計予算
日程第10	第22号議案	平成29年度飯島町水道事業会計予算

○出席議員（11名）

1 番	本多 昇	2 番	滝本登喜子
3 番	久保島 巖	4 番	折山 誠
6 番	堀内 克美	7 番	三浦寿美子
8 番	浜田 稔	9 番	中村 明美
10 番	坂本 紀子	11 番	竹沢 秀幸
12 番	松下 寿雄		

○欠席議員（1名）

5 番 橋場みどり

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 下平 洋一	副 町 長 唐 沢 隆 総 務 課 長 宮 沢 卓美 企画政策課長 堀 越 康寛 住民税務課長 大 島 朋子 健康福祉課長 宮 下 寛 産業振興課長 久 保 田 浩 克 建設水道課長 田 沢 義 郎 会 計 管 理 者 堀 内 喜 美 江 企画政策課財政係長 林 成 昭
飯島町農業委員会 会 長 森 本 令子	飯島町農業委員会事務局長 (産業振興課長兼)
飯島町教育委員会 教育長 澤 井 淳	教 育 次 長 小 林 美 恵
飯島町代表監査委員 橋 場 正 芳	飯島町監査委員事務局長 (議会事務局長兼)

○本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長 宮 下 務
 議 会 事 務 局 書 記 宮 下 弥 紀

本会議再開

開 議	平成29年3月3日 午前9時10分
議 長	おはようございます。これから本日の会議を開きます。 本日に議事日程についてはお手元に配付のとおりです。なお、町長から案件の追加提出について協議がありましたので、このことについて議会運営委員会での検討を願い、委員長より検討結果の報告を受けております。これらの経緯から、追加提出のありました案件3件については、第31号議案から第33号議案とし、本日の議事日程第1～第3としておりますので申し添えます。 また、橋場議員からインフルエンザ感染のため欠席の届けがありましたので報告します。
議 長	日程第1 第31号議案 平成28年度飯島町一般会計補正予算（第8号）、日程第2 第32号議案 平成28年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、日程第3 第33号議案 平成28年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）以上、第31号議案から第33号議案までの平成28年度補正予算3議案の審議方法につきましては、議会運営委員会での検討の結果を踏まえ一括議題とし、総括質疑の後、各常任委員会へ審査を付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。 （異議なしの声）
議 長	異議なしと認めます。それでは、第31号議案から第33号議案までの補正予算案件3議案を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。
町 長	第31号議案から第33号議案について一括して提案理由の説明を申し上げます。 まず第31号議案、平成28年度飯島町一般会計の補正予算（第8号）について提案理由の説明を申し上げます。予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,596万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ54億3,991万3,000円とするものであります。今回の補正につきましては、平成28年度の決算を迎えるに当たり、事業実績等の見通しにより必要な補正を行うものであります。なお、これから3月末にかけて流動的な事務事業もありますので、補正をしなければならないものについては、精査の上、必要な措置を講じてまいりたいと考えております。主な歳入の内容としましては、地方消費税交付金およそ450万円、農地集積協力金にかかわる県補助金におよそ1,400万円、地域福祉基金繰入金1,000万円を減額する一方、社会保障・税番号制度システム整備費補助金およそ340万円、道の駅田切の里施設使用料およそ240万円の増額補正を計上いたしました。主な歳出の内容としましては、歳入の減額に伴い機構集積協力金交付金およそ1,400万円、地籍調査事業およそ450万円、公共下水道事業特別会計繰出金およそ1,810万円、農業集落排水事業特別会計繰出金およそ780万円を減額する一方、道路除雪・融雪剤散布業務に830万円、道の駅田切の里指定管理県有施設管理業務等におよそ410万円の増額を補正計上いたしました。そのほか、各種事務事業において決算を見込みそれぞれ補正計上をした

ところでございます。

続きまして第32号議案、平成28年度飯島町公共下水道事業特別会計の補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,071万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ3億9,353万8,000円とするものです。主な内容につきましては、事業状況の見込みにより補正するので、歳入につきましては分担金及び負担金、使用料及び手数料が増額したことにより一般会計からの繰入金と町債の借入基準変更に伴い減額といたしました。歳出につきましては、公共下水道費を増額するとともに歳入の減額補正に伴い予備費を調整するものです。

続きまして第33号議案、平成28年度飯島町農業集落排水事業特別会計の補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ556万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ2億9,152万2,000円とするものであります。主な内容につきましては、事業状況の見込みにより補正するもので、歳入につきましては、町債の借入基準変更に伴うもの、また使用料及び手数料収入が増額したことにより、一般会計からの繰入金を減額いたしました。歳出につきましては、歳入の減額補正に伴い予備費を調整するものでございます。その他細部につきましては、第31号議案の一般会計については担当課長からそれぞれ説明申し上げ、第32号議案と第33号議案の特別会計につきましては御質問により説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

企画政策課長（補足説明）

総務課長（補足説明）

企画政策課長（補足説明）

住民財務課長（補足説明）

健康福祉課長（補足説明）

産業振興課長（補足説明）

建設水道課長（補足説明）

教育次長（補足説明）

議長 提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。なお、議事運営上、ここでは総括的な事項について質疑されるようお願いいたします。それでは質疑ありませんか。

10番

坂本議員 24ページですね、5124のタブレット折りたたみ等ということで七小の子ども広場と学童クラブということだったんですが、これは、今後、飯島にあるわけですが、飯島のほうにも拡大していくということなんでしょうか。

教育次長 この国の補助事業であります、子ども広場、これは地域で行っている子ども広場なんですけれども、子ども広場と学童クラブが一体化できるっていう場所での事業費でございますので、現在そういうことができる場所、地区においてということになりますので、七久保小学校で行われている事業となります。

議長 ほかに。

6 番	
堀内議員	今回の補正につきましては各課にわたりまして資金調整がされておるんですが、例年行われております年度末の専決にかわるものと理解してよろしいのかお伺いします。
企画政策課長	ただいま議員より今回の 8 号補正が専決にかわるものかという御質問を賜りました。今後の状況におきましては専決が発生する見込みというふうに考えております。ただし、今まで専決で回してきたケースもございましたけれど、今回の 8 号補正の内容をごらんいただきますとわかりますが、できる限り議会議決の中で御承認いただけるよう配慮に努めてきたところでございます。以上でございます。
議 長	ほかにはございませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 議案を付託するに当たり各常任委員会の審査区分について申し上げます。本定例会は、初日の会議におきまして予算関連案件の審査につきましてはお手元の審査区分表によることを御決定いただいておりますので、第 31 号議案から第 33 号議案までの補正予算 3 議案については、この審査区分により各常任委員会へ審査を付託いたします。
議 長	ここで議事進行についてお諮りします。これから提案になります第 16 号議案から第 22 号議案までの 7 議案については、いずれも平成 29 年度予算にかかわる案件であり、案件の審議方法につきましては、議会運営委員長から 7 議案を一括議題とし、総括質疑の後、各常任委員会へ審査を付託することが適当との報告を受けております。つきましては、新年度予算 7 議案の審議は委員長報告のとおりとすることに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。それでは、日程第 4 第 16 号議案 平成 29 年度飯島町一般会計予算、日程第 5 第 17 号議案 平成 29 年度飯島町国民健康保険特別会計予算、日程第 6 第 18 号議案 平成 28 年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算、日程第 7 第 19 号議案 平成 29 年度飯島町介護保険特別会計予算、日程第 8 第 20 号議案 平成 29 年度飯島町公共下水道事業特別会計予算、日程第 9 第 21 号議案 平成 29 年度飯島町農業集落排水事業特別会計予算、日程第 10 第 22 号議案 平成 29 年度飯島町水道事業会計予算、以上、第 16 号議案から第 22 号議案までの平成 29 年度予算 7 議案を一括議題とします。町長の施政方針並びに本 7 議案にかかわる提案理由の説明を求めます。
町 長	平成 29 年 3 月議会定例会を招集し、平成 29 年度の一般会計予算班を初め特別会計及び事業会計予算を含めた 7 議案を提案するに当たりまして、新年度の施策に関する私の所信の一端と、これに基づく予算案の大綱について申し上げ、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。関係各議案及びあらかじめ配付いたしました予算概要書をあわせてごらんいただければと思います。 まず初めに、我が国の政治情勢につきまして、安倍総理は今国会の施政方針の中で「世界の真ん中で輝く国創り」「力強く成長し続ける国創り」「安全・安心の国創り」「一億総活躍の国創り」「子どもたちが夢に向かって頑張れる国創り」を掲げ、「みずからの未来を、

みずからの手で切り拓く。その気概が、今こそ、求められている」といたしまして、日本の未来を切り開く姿勢を前面に押し出しているところであります。その一方で、財政問題、憲法問題、原発問題、不安要素の多い経済問題、米国や近隣諸国との外交問題など、我が国をめぐる課題は山積しており、政治情勢はさらに混迷を深めております。いずれにしても、安倍政権には、十分な国会議論を重ね国民本位の政治を進めるとともに、地方創生や地方経済再生などの課題にも積極的に対処してほしいと期待するところであります。当町においても少子高齢化、長引く景気低迷による厳しい財政運営など多くの課題を抱えておりますが、私は、飯島町に暮らすすべての町民の皆様にとって安心して暮らせる豊かな町となりますよう、幸せと生きがいを感じることでできる地域づくり、また子どもたちが夢や希望を感じられるまちづくりを根幹に据え、日々行財政運営に取り組んでおります。議員各位並びに町民の皆様には、よりよいまちづくりに格段の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げる次第であります。

経済情勢と国の予算編成についてであります。我が国の景気は、「このところ一部に改善のおくれも見られるが緩やかな回復基調が続いている」としまして、先行きについては「雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって緩やかに回復していくことが期待される。ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある」としています。直近の四半期GDP速報値でのプラス成長や貿易統計での貿易黒字など一部に明るい兆しも見られますが、米国大統領就任にかかわる諸情勢などを踏まえ、景気の先行きが心配されるところでもあります。こうした中において平成29年度の国家予算は「平成28年度補正予算での対応とあわせて、経済・財政再生計画の2年目の予算として経済再生と財政健全化の両立を実現する予算」として編成されました。その結果、一般会計予算はおよそ97兆5,000億円、前年度比およそ7,000億円、率にして0.8%の増となり、当初予算としては過去最大となった平成28年度のさらに上回る規模となりました。歳入については、税収をプラス0.2%増と見込み、一方、公債金を0.2%の減額としています。歳出については社会保障費関係経費が1.6%、およそ5,000億円の増となり、地方交付税交付金等は平成28年度と実質的に同水準を確保し、およそ3,000億円、1.9%の増となっています。また、歳入に占める新規に発行する国債の割合は35.3%と前年度より0.3ポイント改善されたものの、依然として高い水準となっており、借入金頼みの財政運営に変わりはありません。このような国家財政の現状を考えますと、今後ますます国民や地方自治体の負担が増えることが予想されますので、国の動向に注視しながら地に足をつけたまちづくりと身の丈に合った行財政運営、また町民の皆さんが元気になるまちづくりに取り組んでいかなければならないと考えております。

地方財政についてですが、平成29年度における国の地方財政計画を見てみますと、歳入では地方税、国庫支出金、地方債の増額を見込んだ分、地方交付税を減額しており、歳出では一億総活躍社会の実現や地方創生、防災・減災等の重点課題に取り組みながら子ども・子育て支援などの社会保障の充実等の緊急課題への対応が確保されております。その結果、地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額については前年比0.7%増の62兆1,000億円が確保された形となっております。交付税総額の確保と臨時財政対策債の抑

制が最大の焦点となっておりますが、地方交付税をできるだけ確保しつつ、臨時財政対策債の発行も最小限に抑制されております。これらにより、平成 29 年度の地方財政計画の規模は総額およそ 86 兆 6,100 億円で、前年度と比べるとおよそ 8,600 億円、1%増となっており、東日本大震災の復旧・復興事業分としておよそ 1 兆 2,000 億円、全国防災事業分としておよそ 900 億円が別枠で確保される仕組みとなっております。このうち地方交付税総額を見ますとおよそ 16 兆 3,000 億円で、前年度に比べておよそ 3,700 億円、率にして 2.2%の減額となっております。また、関連する臨時財政対策債については前年度に比べ 6.8%、およそ 2,500 億円の増額となっており、この 2 つを合せた実質的な交付税総額はおよそ 1,200 億円の減額となり、地方財政策の影響は避けられない状況となっております。

次に長野県の平成 29 年度当初予算案ですが、「「しあわせ信州創造プラン」の総仕上げ予算」と位置づけ、最終年度を迎える「しあわせ信州創造プラン」の着実な推進と信州創生のさらなる飛躍に向け 5 つの重点施策を中心に編成されました。特に、現場の最前線で責任を持って主体的に地域課題に向き合う地域振興局の設置など、地域連携による施策実現が盛り込まれています。予算総額はおよそ 8,600 億円で、前年度に比べ 1.5%、およそ 130 億円減となっております。歳入面では、県税収入は前年度に比べ 0.5%の増、県債は 5.1%の増を見込む一方で、地方交付税は 2.9%、地方消費税の清算金は 4.2%の減額を見込んでおります。歳出面では、公債費、人件費などの義務的経費や中小企業融資制度資金、災害復旧費が減となる一方、高齢化等により社会保障関連経費が増加しております。

町の財政見通しについてでございます。飯島町の平成 27 年度決算数値を見ますと、経常収支比率は 2.0 ポイント減少し 75.4%となりました。また、全基金の残高につきましては、前年度より 9,100 万円ほど増加しおよそ 19 億 7,00 万円となったところであります。地方債に係る指標である実質公債費比率については、前年度より 1.9 ポイント減の 10%でありました。また、将来負担比率については 14.6 ポイント減の 63.5%となり、健全化判断比率の 4 つの指標から見ても当町は健全なレベルであると判断できます。

歳入面を見ますと、税収入が収入全体の 2 割強にとどまるなど、依然として自主財源の確保が難しい状況にあります。地方消費税交付金や自動車取得税交付金など一部の交付金を除く国からの譲与税やそのほか交付金については年々減少傾向にあり、地方交付税と臨時財政対策債についても国の財政事情や方針、景気の状況によって変わってまいりますので、自主財源の割合が少ない当町の財政状況は極めて厳しい状況が続くものと判断しております。

歳出面でも、社会保障費の自然増などは抑えられない状況にあり、上伊那広域連合への負担金の増やインフラを含む公共施設の維持、補修や長寿命化への経費の増などが予測されることから、新たな事務事業に充てる財源確保は今後ますます厳しくなると考えております。このように、当町の行財政運営につきましては、経済情勢はもとより、国の地方財政対策による地方交付税や臨時財政対策債に頼る財政構造であるため、その見通しは不透明な部分も多くありますので、引き続き情報収集と分析を行い、行財政改革を進めるとともに、堅実な行財政運営に努めてまいります。

続きまして予算編成の考え方とまちづくりの重点施策についてであります。飯島町を初めとする伊那谷地域、伊那バレーは、近い将来、リニア中央新幹線や三遠南信自動車道の開通により都市との距離が飛躍的に縮まり、大きく様相を変えてくることが見込まれます。そうした時代背景に伴う劇的な変化、日本の中心としてポジション化することを見越して、新年度予算におきましては、60周年大博覧会で町民の皆さんが未来へ向け心一つになった力を町の再生、復興につなげる飯島ルネサンスの思いのもと、後期基本計画の2年目、現町政の第2ステージと位置づけ、引き続き民間からの風と行政からの風を融合し、町の将来像「人と緑輝くふれあいのまち」を目指して「風通しのいい行政へのチャレンジ」「儲かる飯島町へのチャレンジ」「田舎暮らしランキング日本一へのチャレンジ」のこの3本柱を基本に第5次基本計画後期計画やまち・ひと・しごと創生飯島町総合戦略、そして行財政改革プランに基づき、住民要望等を総合的に判断する中で、各種補助事業を活用し創意工夫しながら予算編成を行いました。

まず「風通しのいい行政へのチャレンジ」につきましては、町役場は町民の皆様にとって身近な存在であるとともに、日々の暮らしの基盤を担う存在でもあります。町民の皆様のさまざまなニーズに応えるために、円滑な行政サービスにより恒常的かつ安定的な行政運営に努めてまいります。全国的な少子高齢化の流れの中で大きな課題が山積しておりますが、特に次代を担う子どもたちのために、今まで以上に子育て支援を充実する中で、教育、保育、保健、福祉、医療の連携を強化し、妊娠期から思春期までの切れ目のない子ども・子育て施策「飯島版ネオボラ+」を展開してまいります。また、社会保障関連経費は年々増えてまいります。町民の皆様が健康で元気に暮らしていくことができるまちづくりを進めるため、予防事業や健康増進事業、地域包括ケアシステム等の充実を図ってまいります。地域医療の確保につきましても、町民の皆様が安心して暮らすことができるよう、引き続き町内医師の確保に向けた取り組みと医療体制の充実を図り、住宅医療、福祉、介護の連携を進めてまいります。すいません。在宅医療でございます。一方、町はこれまでもハード、ソフト、両面において防災対策事業に取り組んでいるところでありますが、今後もインフラ資産の長寿命化を中心とした社会資本整備や消防・防災・緊急体制の充実、交通安全や防災対策を推進するなど、安全で安心して暮らすことができるまちづくりのために、さらなる諸事業への取り組みを講じてまいります。「儲かる飯島町へのチャレンジ」につきましては、昨年、飯島町発足60周年の節目に当たり、記念事業では「いいじま大博覧会」など実施いたしました。数々の催しに多くの町民の皆様にご参加いただく中で、以前からの課題でありました活気、にぎわい、楽しみを創造し、町の一体感を醸成するための礎ができたと考えております。この経験を生かし、元気のあるまちづくりを目指して、以前から取り組んでいる6次産業化に体験観光分野等も含めた10次産業化の推進を図るとともに、それぞれの産業へ従事される皆さんの取り組みに対し支援をするために諸施策を講じ、活力と潤いのあるまちづくりを進めてまいります。また、情報発信の強化と魅力向上を目指して、昨年発足した飯島町営業部を軸に、アウトドア構想の具現化やインターネット販売を通じた飯島ブランドづくりなど、さまざまな活動を積極的に進めてまいります。

「田舎暮らしランキング日本一へのチャレンジ」につきましては、人口の自然減が進む中、人口の社会増を目指して定住促進を推進し、交流人口の増加、滞在人口の増加、さらには定住人口の増加につなげてまいります。定住促進室を中心に住まいの支援や仕事の支援の充実を図るとともに、民間企業や民間団体等とも連携を強化し、移住希望者に支持される飯島町を目指すとともに、町全体での受け入れ体制の充実にも努めてまいります。また、都市と農村との交流につきましても、以前からの取り組みに加え、都市部企業へのアプローチを含めた新たな関係構築にもチャレンジしてまいります。

その他、基本計画に挙げた重点プロジェクトの推進、国・県事業の促進に取り組むとともに、国の平成 28 年度補正予算と平成 29 年度当初予算との連携による各施策にも対応してまいります。以上が本予算での重点項目への取り組みについての考え方であります。

それでは予算規模の概要について申し上げます。提案いたしました平成 29 年度の各会計の予算概要について総括的に説明を申し上げます。各会計の予算規模であります。一般会計は 46 億 5,100 万円で前年度に比べ 2.7%の減、国民健康保険特別会計はおよそ 11 億 3,500 万円で 0.5%の減、後期高齢者医療特別会計はおよそ 1 億 2,500 万円で 1.0%の減、介護保険特別会計はおよそ 10 億 8,300 万円で 1.6%の増となっております。また、公共下水道事業特別会計はおよそ 3 億 8,600 万円で 3.5%の増、農業集落排水事業特別会計はおよそ 2 億 7,000 万円で 1.0%の減、水道事業会計はおよそ 3 億 6,900 万円で 0.6%の増であります。これら 7 会計の合計予算規模はおよそ 80 億 2,000 万円で前年度に比べ 1.3%の減として編成をいたしました。一般会計の当初予算は前年度に比べ 1 億 2,900 万円の減額としておりますが、限られた予算の中で「みんなが安心して暮らせる豊かなまち」を目指しつつ「子育てと福祉施策を中心に、真に必要な事業を厳選し、そこにかかわる人を介して、血と心の通った行政運営とまちづくりを行うための予算」といたしました。

国民健康保険特別会計は、平成 28 年度の医療費実績を勘案し保険給付費について減額を見込むとともに、共同事業の拡大分を考慮するものの、微減といたしました。

後期高齢者医療特別会計は、保険料の増収による繰入金の減などにより微減といたしました。

介護保険特別会計は、平成 29 年度から介護予防・日常生活支援総合事業のスタートに伴い地域支援事業費の増により増額といたしました。これまで以上に介護予防事業と地域包括ケアシステムの構築に力を入れ、年々増える給付費の抑制を目指します。

公共下水道事業特別会計は、引き続き維持管理経費が主な内容となっておりますが、平成 32 年度の公営企業会計への移行に向けての準備費を計上し、増額といたしました。

農業集落排水事業特別会計につきましても維持管理経費が主な内容ですが、修繕箇所等の減により減額といたしました。なお、公共下水道事業特別会計と同様に公営企業会計への移行に向けての準備を進めてまいります。また、水道事業会計につきましては、維持管理経費及び老朽管布設がえ工事が主な内容となっております。老朽管布設がえの進捗を加速するための工事費を計上したため、前年度より微増となっております。

一般会計の歳入の概要についてでございます。主な歳入について説明を申し上げます。町税は前年度に比べ 0.3%の増額を見込みました。また、内訳としましては、前年度実績

や制度改革などから個人町民税、軽自動車税については増額としたところであります。一方で、法人町民税、固定資産税、たばこ税につきましては減額といたしました。次に、地方譲与税と各交付金及び地方交付税につきましては、予算編成時における国などからの情報や前年度までの交付実績などから推計し、それぞれ増額を見込んでおりますが、地方消費税交付金につきましては円高等による輸入減の影響などを勘案し600万円、3.4%減の1億6,900万円を予算計上いたしました。次に、普通交付税にあつては、予算編成時における国などからの情報や前年度までの交付実績など考慮し、また国勢調査人口の減による影響、各種補正等を総合的に判断した上で1,000万円、0.6%増の15億6,000万円を予算計上いたしました。一方、特別交付税は、地域おこし協力隊の増員分及び起業支援分1,900万円を考慮するものの、他の算定費目の減額を見込み、前年同様の9,000万円を計上いたしました。国庫支出金につきましては、社会資本整備総合交付金を活用した道路関係事業や臨時福祉給付金、社会保障・税番号制度等への取り組みにより、前年度と比べおよそ800万円、2.5%の増額となりました。県支出金につきましては、農地集積協力金や参議院議員選挙委託費の減額を見込み、およそ1,600万円、5.3%減額となったところであります。繰入金につきましては、各種基金からそれぞれの事業への繰り入れを計上いたしました。中でも地域福祉基金からは9,500万円の繰り入れを計上し、地域福祉センター石楠花苑の駐車場整備費等に充当いたしました。次に、繰越金につきましては前年度と同額を計上いたしました。また、諸収入につきましては、平成28年度におけるB&G海洋センタープール改修事業にかかわる改修助成の減によりおよそ3,000万円、38%減額といたしました。最後に、町債では道路、農道、水路等の整備を中心に予算計上しましたが、キッズ防災拠点施設整備事業など平成28年度における緊急防災・減災事業債の完了に伴いおよそ2億1,400万円、43%減額といたしました。以上、歳入について申し上げましたが、制度改革や景気の動向などにより不確定な要素を含んでおりますので、現時点で得た情報をもとに慎重に精査した上、それぞれ予算計上したところであります。

続きまして施策の概要について、歳出予算の概要について基本構想に掲げております町の将来像実現のために進むべき方向に沿って説明を申し上げます。

第1「ふれあいときずなを広げるまちづくり」について。町民の皆様や企業、行政が対等な立場で協力し、自助、共助、公助の実践による触れ合いときずなを広げ、一体感のあるまちづくりを目指してまいります。特にふるさといいじま応援寄附金の内容充実と、より一層の周知、アンテナショップ「信州いいじまマルシェ」における農産物、特産品販売や情報発信の強化、奈良県斑鳩町や三重県鳥羽市等との交流事業の継続のほか、多面的機能支払金を活用した水路等の整備、地域の自主活動に対する現物支給や除雪対策等について継続して支援してまいります。

第2「誰もが健康と笑顔で暮らせるまちづくり」についてであります。すべての方がお互いを助け合い、支え合い、健康で安心して生活できるよう、健康寿命の向上を目指して保健、医療、福祉の連携のもとに各種事業を推進してまいります。特に、飯島町地域福祉センター石楠花苑の一角に開院いただく飯島中央クリニックと既設の町内医療機関との連携による地域医療体制の安定、新規開業医の確保を目指すほか、母子保健事業において新

たにおたふく風邪ワクチン予防接種や新生児聴覚検査費用補助に取り組んでまいります。また、保健、医療、福祉の各種事業において要望事業や健康増進事業の充実に努め、町民の皆様の健康と福祉の向上のため、さらに各種健診や保健指導などに力を注いでまいります。

第3「みんなが支えあう福祉のまちづくり」について。町民みんなが高齢者や障害をお持ちの方など分け隔てなく地域全体でお互いを尊重し助け合うことのできる福祉のまちづくりを進めてまいります。とりわけ平成29年度から始まる介護予防・日常生活支援総合事業を重点的に進め、介護サービスの充実から地域の支え合いづくり、助け合いづくりの体制づくりを進めてまいります。そのほか、福祉タクシー券や高齢者活動交付金の拡充を初め介護慰労金や障害者福祉金の継続、また今後予定されております国の臨時福祉給付金事業についても適正に対応してまいります。あわせて、障害者総合支援関係につきましては、高齢者支援施策と同様、必要な福祉サービスを受けられるよう、各制度に従い町の負担する部分について引き続き対応してまいります。

「人を育むまちづくり」について。町の将来や日本の未来を担う子どもたちが確かな学力と社会に必要な豊かな人間性や他人敬う心などを身につけ、地域に誇りを持ち、生きる力を育む教育を推進するとともに、家庭や地域が一体となって子どもを育てる環境づくりを進めてまいります。また、生涯学習やスポーツ、文化・芸術活動を通じ心の豊かさを醸成するための支援を行ってまいります。特に「子育てパラダイスいいじま」を目指す子育て世代への支援策としましては、平成28年度に重点施策として整備してまいりましたキッズ防災拠点施設子育て支援センターがこの4月に移転開所する運びとなりました。「飯島版ネウボラ+」の理念のもと、保育園入園前の子育ての拠点として多くの皆さんに活用されるとともに、地域や人と人との結びつきが育まれることを大いに期待しているところでございます。また、子ども・子育て支援事業における子育て支援員や母子保健コーディネーターの配置によるワンストップサービスの展開、ファミリーサポートセンター事業や病児・病後児保育、第3子以降の子どもに対する保育料の無料化につきましても継続するとともに、臨時保育士の処遇改善や保育サポーターの拡充も進めてまいります。そのほか、小学校における学童クラブや各地区の子ども広場につきましても、そこにかかわる多くの皆さんの協力をいただく中で継続してまいります。子ども広場の運営に当たりましては町としても側面支援してまいります。次に学校教育についてであります。特に飯島小学校における信州型コミュニティ・スクールに関するコーディネーターの配置や中学1年生のクラス減に伴う教科支援教員増員し多様な学習環境の整備に努めるほか、中学校における地域未来塾や土曜塾、小学5年生を対象した夢の教室事業等にも継続して取り組んでまいります。また、発達に特性のある児童生徒へのきめ細かな対応を図るため、小中学校への特別支援教育支援員を配置するほか、いじめや引きこもり問題につきましても家庭相談員や教育相談員による相談業務においてしっかりと対応することとしております。生涯学習に関しては、特に飯島町に伊那県庁が置かれて平成30年度に150周年を迎えることから、史実に基づき京都から飯島までを歩く「伊那県ウォーク」を2年かけて実施するほか、各地区公民館への支援、文化サロンへの取り組み等についても継続することとしております。

第5「地域特性を生かした産業の創造と振興のまちづくり」についてでございます。2つのアルプスが見える世界一のステージである豊かな自然や農村環境などの地域資源を生かし、第1次産業と第2次・第3次産業との連携による6次産業化による産業振興を進めるとともに、体験観光分野を含めた10次産業を目指し、活気、にぎわい、楽しみを取り戻し、誰もが住みたくなる活力に満ちた魅力あるまちづくりを進めてまいります。とりわけ観光産業の創出と創造の根幹をなす観光基本計画の策定を進め、官民一体となり別途検討が行われるアウトドア構想を初め環境基本計画や景観計画などとの整合を図るべく庁内連携を図り、未来の活性化につながる計画づくりに努めます。関連して、中央アルプスのジオパーク構想への取り組みと国定公園化に向けましては、関係する市町村等と連携を進めてまいります。これと並行して、昨年発足した飯島町営業部では活動を強化し、アウトドアフィールド構想の具現化やインターネット通販による飯島ブランドの確立を初め、世界一のステージを目指し自然、文化、食、花の4分野での地域資源の活用検討など、町民と行政の知恵を融合させ、積極的な活動を展開してまいります。そのほか、坊主平観光トイレの上水道接続工事、与田切公園プールサイドの人口芝の張りかえ、米俵マラソンへの補助、高速バス停の観光案内看板の新設、「まちの駅いいちゃん」を中心としたまちなか活性化への取り組みなど、継続事業とあわせたさまざまな事業を展開してまいります。次に、商業への支援策といたしまして新たに商工会経営指導員にかかわる体制強化に対する補助を計画いたしました。また、製造・建設業関係につきましては、各種制度資金や各種補助制度を継続するとともに、事業用施設新增設支援事業を増額し経営支援をしてまいります。次に農政関係の取り組みであります。以前から課題でありました農業経営にかかわる農地の下限面積の設定につきまして、この4月1日より30アールに引き下げられることとなりました。これにより新規就農や新たな農業経営の創出、耕作放棄地の抑制に期待するところであります。そのほか、集落営農の組織強化及び集落営農・複数個別経営の法人化の取り組みを引き続き進める中で、飯島町農業再生協議会への支出見直し、集落営農支援事業や有害鳥獣駆除推進協議会交付金を拡充するほか、道の駅花の里いいじま及び田切の里の振興のほか、新規就農支援や農業経営基盤強化の継続事業を進めてまいります。土地改良関係では、県営事業として原井用水水路トンネル、千人塚公園城ヶ池、中央道跨水路橋の耐震設計測量業務と一部事業で耐震工事を実施してまいります。次に、林業関係につきましては、県企業局の助成を受け、林道横根山線の改良工事を継続して実施いたします。加えて、町の単独事業としましても林道辰巳ヶ沢入線の改良にも取り組んでまいります。

第6「新たな時代の生活基盤と安全安心のまちづくり」についてでございます。災害に強いまちづくりと快適で活力のあるまちづくりのために、道路、橋梁の長寿命化を初め住宅環境衛生、交通安全から防災に至るまでの生活基盤整備を進めてまいります。

まず防災関係についてありますが、有事の際に役立つ行政防災無線について本郷第一耕地の音声聞こえにくいエリアに子局整備を行うほか、地域防災計画の見直し、地域における防災訓練の実施や災害時対応の見直し、各地区に非常用備蓄品を配備してまいります。次に消防関係についてですが、消防団の日ごろの活動に対し改めて感謝申し上げますとともに、常備消防と連携する中で非常備消防にも必要な処置を講じてまいりたいと考えて

おります。建設・土木関係では、特に広域農道広域2号線の改良等工事につきまして本年度も県営事業として与田切橋歩道橋の下部工事と歩道整備工事の延伸を進めることとしております。また、北街道縦3号線、南田切線の改良工事につきましても社会資本整備総合交付金事業を活用し継続して取り組んでまいります。その他、道路の維持管理、補修工事については、当初予算を増額して対応するよう計画しております。なお、中央道を渡る跨道橋及び跨水路橋の長寿命化工事等につきましても計画的に引き続き実施することとしております。

第7「生活を豊かにする快適環境と循環型のまちづくり」についてでございます。自然との共生による快適で心豊かな暮らしのできる循環型社会の実現を目指し、住みたくなるまちづくりを目指して進めてまいります。まず定住促進事業では、住まいのニーズの高い空き家物件の有効活用を進めるため、空き家改修費等補助金の拡充を初め、お試し暮らし用トレーラーハウスや田舎暮らしリサーチ住宅の運用、無料職業紹介所の充実、住宅建設資金への利子補給、住宅リフォームや空き家提供への補助など、引き続きさまざまな施策による定住促進を推進し、特に人口の社会増を目指した人口増施策を進めてまいります。あわせて、結婚による定住促進を目指した出会い・婚活推進事業につきましては、新たな恋の聖地整備、町オリジナル婚姻届の作成等、結婚を祝福する機運を高め成婚率の向上を目指します。住宅環境整備の取り組みではありますが、公共下水道事業、農業集落排水事業とともに維持管理業務を中心に行いますが、一日も早いつなぎ込みをお願いするところであります。また、水道事業では、引き続き石綿セメント管更新事業等を計画的に実施し、安全安心な飲料水の供給と健全経営に努めてまいります。そのほか、景観計画の策定を進め景観行政団体への移行に向けて取り組むほか、環境衛生への取り組みについて上伊那広域連合における新ごみ中間処理施設の建設や不燃物処理場の再編への対応を行うほか、ごみ減量化への取り組み、太陽熱利用システム設置補助や太陽光発電システム設置補助につきましても継続実施いたします。

第8「みんなで進める健全で開かれた行政経営によるまちづくり」についてでございます。質の高い行政サービス提供、持続可能なまちづくりのため、身の丈に合った簡素で効率的な行政経営の確立と財政の健全化を進めてまいります。財政健全化の取り組みではありますが、町税等の未収金は平成23年度をピークに徐々に減少しておりますが、引き続き税の公平性の確保と税収以外も含め自主財源の確保に努めてまいります。公債費関係では、一般会計につきましては、平成28年度における起債発行額の増、繰り越し事業の状況を踏まえ、新規発行額の抑制に努めたところでございます。公共事業を中心に予算化された事業については、必要な手続を踏んで計画的に進めてまいります。平成19年度から取り組んでいます起債の繰上償還につきましては、一般会計及び農業集落排水事業特別会計の2会計において実施することといたしました。特別会計を含めた全会計を見通した財政健全化を目指してまいります。そのほか、人材育成について引き続き国土交通省中部地方整備局天竜川上流河川事務所へ職員を研修派遣するほか、人事評価制度における職員資質と能力の向上、行政評価制度における外部評価の本格移行により、一層の行政サービスの向上と事務事業の効率化等を図ってまいります。

	以上、新年度の施策に関する所信の一端と新年度予算案の大綱について申し上げます。冒頭でも申し上げましたが、「安心して暮らせる豊かなまち」を目指していく中で、現在の行政サービスの水準を維持しながら、新たな住民ニーズにいかに対応していくかが大きな課題となっており、多岐にわたる事務事業の取捨選択については、今まで以上の慎重かつ大胆に見極めていかなければならない状況となっています。こうした状況の中で、時代の流れを的確につかみ各種補助事業を積極的に活用することはもちろん、交付税処置のある有利な起債の活用を原則とした起債事業の実施、また基金を繰り入れても適切な時期に適切な事業を実行することが今日の行政に求められる重要な要素であると考えております。そのためにも、町民の皆様からの負託と信頼に応えるべく、町長以下職員が一丸となって元気を出して常に前を向き、新たな発想と行動力を発揮する中で、今まで以上に町民の皆様と気持ちを一つにして行財政運営に当たってまいります。町民の皆様とその代表である議員各位の格別なる御理解と御協力を切にお願い申し上げ、平成 29 年度の施政方針と一般会計並びに特別会計の予算概要の説明といたします。
議 長	ここで休憩といたします。再開時刻を 11 時といたします。 休憩。
休 憩	午前 10 時 46 分
再 開	午前 11 時 00 分
議 長	休憩を解き会議を再開いたします。 引き続き各課長から補足説明を求めます。なお、説明に当たっては主要な事務事業を中心に要点を捉えて的確な説明に努めていただくようお願いを申し上げます。 初めに一般会計について補足説明を求めます。
企画財政課長	(補足説明)
総務課長	(補足説明)
企画財政課長	(補足説明)
住民税務課長	(補足説明)
健康福祉課長	(補足説明)
産業振興課長	(補足説明)
建設水道課長	(補足説明)
副 町 長	(補足説明)
教育次長	(補足説明)
議 長	次に各特別会計について補足説明を求めます。
健康福祉課長	(補足説明)
建設水道課長	(補足説明)
議 長	以上で平成 29 年度予算 7 議案にかかわる提案説明がありました。 これから 7 議案について一括して質疑を行います。なお、さきに決定のとおり、この後、各常任委員会へ審査を付託することになっておりますので、本日は総括的な事項について

	質疑されるようお願いいたします。
	それでは質疑に入ります。質疑はありませんか。
1 番 本多議員	民生費の関係で 2201 の石楠花苑の造成工事なんですけれども、金額が 7,000 万という大きな金額なんですけど、見た感じそんなにお金がかからないと思うんですけれども、何か特殊なことがあるかどうかお聞きします。
健康福祉課長	西側の今、田でございますけれども、面積が 3,100 平米でございます。今の計画の段階ではですね、あそこをほぼ、あそこの石楠花苑の平らとまではいきませんが切り下げる計画になっておりまして、入り口につきましてはですね、石楠花苑さんのほうから上るような格好で考えております。それとあわせて西側の壁、土地がですね、下がってしまうわけでございますので、そこを安定勾配のブロック積みという格好で計画をさせていただきますし、それから、あと、その分の雨水の関係を全面的に、そのところ、必要台数を計算をして全部舗装をかけるわけではございませんけれども、お客様の関係、それから患者さんの関係、そういうこともございますので、ある程度舗装をかけて、その排水等の工事等にもお金がかかるということで 7,000 万の計上とさせていただきましたので、よろしくようお願いいたします。
議 長 8 番 浜田議員	ほかには。 ふるさと納税の考え方についてお尋ねしたいと思います。前任の高坂町長時代にはですね、ふるさと納税に対する考え方は非常に抑圧的だったと、抑制的だったというふうに理解しております。これは一般質問への回答等でもそうだったわけなんですけれども、新町長のもとでは、このふるさと納税は拡大基調でいくのか、どういうふうにされるのかという基本のお考えですね、を総括的にお尋ねしたいというふうに思います。
町 長	ふるさと納税の機会は地方創生の一つ的手段として非常に有効だと思ってます。これは積極的に使っていきたいなと思ってます。
議 長 10 番 坂本議員	ほかには。 地域おこし協力隊の処遇——処遇というか、まちの駅での活動なんですけれども、現在 2 名に対して、また 1 名追加ということなんですが、そのどうやってその交流というか、どういう形でやっていくっていうのが、ちょっと現在の段階でも 2 人で私は足りているのではないかなと思うんですけど、これを 1 名追加してどういうふうな形のまちの駅という持っていき方をするのかということをちょっと聞きたいと思います。
産業振興課長	1 名増員しますのは、協力隊の 2 名ではちょっとできない企画というのが 1 件ございます。それに対する対応と、あとは、説明の中でも若干触れさせていただきましたが、ただまちの駅のまちなか活性化というだけではなくてですね、交流人口の増ということで、ちょっと外へ出ていって飯島町を PR しながらいまちの駅の活性化、町全体の活性化、そういうところも担っていただきたいということで、まちの駅に 3 名おるということは想定はしておりません。常時いるということは想定されておりません。

議長

ほかには。

9番

中村議員

2点お伺いいたします。6ページになりますが、新事業で飯島町防災、防災士資格取得支援補助金というのが今度新事業であるわけですが、これは個人負担があるのか、呼びかけ方法はというふうにするのかを伺います。もう1点は、12ページにあります地域おこし協力隊起業支援の内容についてもう少し具体的にお聞きしたいんですけれども、既にこういうビジネスの立ち上げをしようとしている協力隊員を終えた方がいるのかどうか、また、その配分は一括で支払われるのか、またはそのほかの方法であるのか、それと条件はどのような条件があるのか伺います。

総務課長

まず防災士の資格の取得でございますが、一般的にこの防災士を取得するには、受講料、それから教材費、試験の受験料、それから認証、登録料に相当する認証料っていうのがありまして、これらを全部合わせますと大体6万円くらいかかります。町で今考えている制度は、その6万円に対してほぼ2分の1相当ということで3万5,000円の補助を考えております。したがって、その出た部分は自己負担っていうことになります。ここには旅費は含まれておりませんので、例えば東京まで行って、1泊2日の受講が必要なんですけど、そうしますと旅費相当は自己負担ということになってまいります。なお、長野県内でも資格を取得できまして、例えば現在松本大学でこの資格の取得講習をしております、そちらで資格を取得しますと3万5,000の範囲内で資格が取得できます。それから、もう1点、免除制度がございます、例えば消防団の分団長以上経験者については受講免除あるいは試験免除という制度がございます、これを免除されますと実質7,000円程度で資格が取得できます。これ、自己負担なしということになろうかと思えます。それから、もう1点のどうやって呼びかけて、呼びかけをしていくかということですが、まず、きっかけとしては消防団の分団長以上経験者にお声かけをしていきたいと考えてます。それから、当然広く住民に呼びかけまして、ぜひこういう資格を取得してみたいという方を募ってまいりたいと考えております。

企画政策課長

もう一つ御質問があった点、地域おこし協力隊の予算の関係について御説明いたします。ただいまの御質問は起業についての御質問だったかと思えます。この概要書には300万という表示がございますけれど、3人分、1人当たり100万円ということで計上をしております。で、内容的には、3年間の地域おこし協力隊の活動を終え起業へ向けていかれる方が2名おります。今までの婚活、また都市との交流を踏まえまして、今まだちょっと夢といいますか、構想のところもあろうかと思えますけど、シェアハウスを含めながら起業を行っていきたいっていう方、また、今まで環境にかかわる中で、それを遊休農地を活用しながら、また産業へ向けて食物栽培等を考えていきたいという方、それと、もう1人につきましては、まだ3年の任期は終えてないんですけれど、今までの就業の中でここで起業を、農業の関係になりますけれど、独立して行っていきたいという方々がございます。こういう方々に対しまして、これ、特別交付税の措置にもなるんですけれど、対応を図ってまいりたいと思えます。あと、補助金で交付を図っていききたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

議 長 4 番 折山議員	ほかにはどうですか。 予算概要書4ページ、人材育成の強化について伺いますが、保育士についてだけ新規事業、その他はひとくくりで拡充、継続ということになっておりますが、この差をつける理由は何でしょうか。
副 町 長	特に差をつけてあるわけではありません。臨時職員、それから嘱託職員、それぞれ処遇改善を行ってまいります。特に保育士につきましては専門職ということもありますので、その専門職に合った処遇改善をするということで、ここに特記してありますので、御了解をいただきたいと思います。
8 番 浜田議員	町長の施政方針の中でですね、財政面で広域、上伊那広域連合への負担金の増があるのという一節がありました。これは、継続的にですね、増加の一途だというふうに私は認識しております。で、いずれ国保の県移管でも同じようなことが起こると思うわけですが、構成員とする地方基礎自治体の中でですね、比較的我々の範囲の及ばないような財政負担が増えていくんではないか、こんなふうに私は懸念するわけです。そこで伺いますけれども、例えばこの上伊那広域連合、これは、ごみ処理の問題では、伊南行政のときに比べてですね、非常に不利な条件を押しつけられたままになっておりますけれども、今後の町政運営に当たってですね、こういったところへの依存度を高める方向で町はかかわるのか、あるいは、むしろ減少させる方向でかかわるのか、このあたりについてのお考えをお聞きしたいと思います。
企画政策課長	ただいま広域等の負担金が増加傾向にあるという御指摘、また、それらを含めての行財政運営についての御質問を賜ったと思います。上伊那広域の関係につきましては、できるだけ、確かに広域の議会等で決定されるわけなんです、その内容につきましては、町議会の全員協議会等でもその内容を御説明をできる限り努めてまいったところでございます。で、今回の29年度の負担金の広域のその主要原因としましては、やはりごみ処理施設の関係が大きいものでございます。で、この町単独あるいは伊南での範囲、また上伊那広域の範囲で、伊南行政を中心に行っていくごみ施設につきましてもいろいろなものが老朽化してきております。これを新たに建設し直していくのか、あるいは上伊那広域という中で効率的に行っていくのか、29年度につきましては増、工場の建設等があって増加になりますが、総合的な中では効率的な部分も含んでいるという中で、上伊那統一の決定、考え方で進んできております。で、財政運営につきましては、広域の関係、町単独の関係等々、それらを含めまして健全財政に努めながら、また進むべき町のまちづくりに努めてまいりたいと考えます。
議 長 9 番 中村議員	ほかには。 町長の施政方針の中から1つ伺いたいします。田舎ランキング日本一へのチャレンジの中で都市、農村との交流については「従前からの取り組みに加えて都市部企業へのアプローチを含めた新たな関係構築にもチャレンジします」と言われました。このどのような

流れで行っていくのか、また、その部署は営業部が動いていくのか、その点をお伺いいたします。

町 長 都市との交流ですけれども、ことし、もう現実に実行されることがございまして、三井金属の若者というかですね、会社に勤めて間もない方々が3泊4日でですね、何か地方の仕事をやらせてほしいと、一つの研修の一環かと思います。それは、そういう、どういう情報があつたかというところでですね、今まで伊那里イーラ、NPO伊那里イーラとのおつき合いの中でですね、都会にいるCSR活動をやりたい、そういったグループが情報を集めている、交流をしている団体があるわけです。そこへNPOが入っておりました。その中で、もう幾つかの企業が田舎との関係を持ちたいと、こういう場合がございまして。そこへ営業部の人間もNPOのメンバーとしてですね、一緒に行って情報を伺わさせていただいておると。町独自でもいいんですけども、一応NPOのメンバーですよということで、フリーの無料の段階で今一応そこへ顔を出ささせていただいてると、こういうことですね。そういったことをもっともっと広げてけばですね、都市の中で、都市企業の中で地方との関係を向こうから持ちたいと、こういう団体がありますので、そういう情報をしっかりつかんでいきたいというふうに思っているところでございます。

議 長 ほかにありませんか。

10番

坂本議員 町長の施政方針演説の10ページの中に「子ども広場の運営に当たりましては町としても側面支援していきたい」という、そういう項目が出てくるわけですが、これに関しては人材的な部分でどうのという予算配慮というのはないんですけども、現在の子ども広場の状況としましては、かかわってくれる4地区のそれぞれの皆さんが徐々に高齢化しているという実態も、私も出ておまして、地区によっては人数がなかなか、サポーターの人数が少数でして、子どもたちが多くて大変だという実態もあります。で、そういう中で、人的なサポートをしていただけるのかということ、それは具体的にそういう形になっていくのか、そこら辺のことをお聞きしたいと思います。

教 育 長 子ども広場につきましては、サポーターの方は基本的にボランティアで公民館の活動としてやっています。今御指摘あつたように、高齢化でなかなかサポーターが集まらないという御指摘もいただいて、公民館によっては、どういうふうにしてこのサポーターをこれから確保してくかっていう課題にことし取り組みたいというようなお話もいただいておりますので、そういったときにこちらから相談に乗るということはあると思いますが、費用的なことでは——費用っていか人を、それに町がかかわって人を配置するってことは、今のところは考えておりません。

議 長 ほかにありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案を付託するに当たり各常任委員会の審査区分について申し上げます。予算7議案の委員会審査区分については、さきの補正予算案件同様、お手元の審査区分表のとおりいたします。それでは、第16号議案から第22号議案までの平成29年度予算7議案について、

		御確認いただいた審査区分により各常任委員会へ審査を付託します。
議	長	以上で本日の日程は全部終了しました。本日の会議を閉じ、これで散会といたします。 御苦労さまでした。
散	会	午後０時０７分

平成29年3月飯島町議会定例会議事日程（第3号）

平成29年3月6日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 一般質問

通 告 者

久保島 巖 議員

滝本登喜子 議員

折山 誠 議員

堀内 克美 議員

橋場みどり 議員

三浦寿美子 議員

○出席議員（１１名）

１番	本多 昇	２番	滝本登喜子
３番	久保島 巖	４番	折山 誠
６番	堀内 克美	７番	三浦寿美子
８番	浜田 稔	９番	中村 明美
１０番	坂本 紀子	１１番	竹沢 秀幸
１２番	松下 寿雄		

○欠席議員（１名）

５番 橋場みどり

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 下平 洋一	副 町 長 唐 沢 隆 総 務 課 長 宮 沢 卓美 企画政策課長 堀 越 康寛 住民税務課長 大 島 朋子 健康福祉課長 宮 下 寛 産業振興課長 久 保 田 浩 克 建設水道課長 田 沢 義 郎 会 計 管 理 者 堀 内 喜 美 江
飯島町教育委員会 教育長 澤井 淳	教 育 次 長 小 林 美 恵

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	宮下 務
議会事務局書記	宮下 弥紀

本会議再開

開 議	平成29年3月6日 午前9時10分
議 長	おはようございます。これから本日の会議を開きます。 初めに議員の欠席について報告します。橋場議員から体調不良につき欠席の報告がありましたので報告をいたします。 次に、本日の議事日程については、お手元に配付の議事日程から5番 橋場みどり議員の一般質問を削り、7番 三浦寿美子議員の一般質問の順番を繰り上げます。以上が本日の議事日程となります。
議 長	日程第1 これから一般質問を行います。 通告順に発言を許します。なお、一般質問は通告制ですので質問趣旨にのっとり明確に質問するようお願いをいたします。 3番 久保島巖君。
3番 久保島議員	それでは通告に従いまして一般質問を始めます。今回は、平成29年度の予算につきまして、町長の思い、また私が提案することなどをお尋ねいたしたいと思います。 まず1－1でございます。先日の施政方針並びに新聞報道などではですね、町長は「昨年は町発足60周年の節目だった。未来への人のつながりをテーマに各種記念行事を行った。この機運を生かすため、新年度予算は地域住民と行政の心を一つにまとめ、かつてのにぎわいを取り戻す飯島ルネッサンス予算とする。町の再生や復興に取り組んでいきたい」と話された、施政方針でも、私もそのように受け取りました。町長はかねてからですね、報道対応としてキャッチーなフレーズが必要だと、耳に残るワンフレーズで表現すること、これがインパクトを与える、パンチを与えるということだというふうに言われております。記者会見での下平手法といいますかね、下平マジックといいますかになっているだろうというふうには私は思います。私もですね、キャッチフレーズっていうのは非常に意識をしておいて、耳に残るワンフレーズとかの利用とか効果っていうことについては意識をしております。しかしですね、私もそうなんですが、幾らいいフレーズがわいてきてもですね、それに実践が伴っていかないと何もならない、行動や内容がそれに伴うことが必要だというふうに思います。そこで、飯島ルネッサンス予算とはどういうものなのか、町の何を再生し、何を復興するのか、町長の思いと具体的な施策、それから飯島ルネッサンスの予算っていうのはどこのことを指しているのか、その辺を概略お答えをいただきたいと思います。
町 長	おはようございます。一般質問のトップバッターで久保島議員さんの一般質問にお答えしてまいります。まずは29年度の予算、私は飯島ルネッサンスと、このように呼ばさせていただきました。ルネッサンスという言葉の中には再生とか復興という意味合いを持っています。最近日本でもですね、アメリカでもですね、このルネッサンスという言葉がよく

見てみますと使われているなというふうに思っています。この長き 20 年にわたって経済成長が低迷する中で、周りの経済が静かになっているかなと、飯島町も地方自治の人口減少に伴う低迷というものをひしひしと感じてるわけなんですけれども、やはりそれを地方創生の施策とともに活気ある元気なものにしていかななくてはならないかなというふうに思っています。その活気ある元気なものにするという一つの基本はですね、今までのものを全部壊して新しいものをつくるという革命的なものではなくてですね、飯島にある資源を生かしていく、いかに生かすか、ことによって再生する。再生、復興というと昔の飯島町を取り戻すと言い方もありますけども、同じような街並み、同じような飯島町の特性を再生するということは意味がないことかというふうに思っています。それより、20 年 30 年時代が過ぎていきますから、今時代が望むルネッサンス、再生、復興とは何かっていうと、今あるこの地域の資源、大きく言って、まずはこの大自然です。それとみんなが一生懸命引き継いできた農地。こういったものがですね、それと文化ですね、こういったものがやはり地域の特性として発揮されなければならないかなあ、再生されなければならないかなあ、時代があたかも都市に人は集中していますけれども、田園回帰という一つの流れもあります。人間回帰、田園回帰、そういった都市に住む方々のそういうニーズを的確に捉えて、それに合った飯島町の資源を生かして、この再生につなげていきたいと、こういうことでございます。そういったことをですね、行政の大きな主眼に置いて、実際の、実際の施策に反映していきたいと思っておるところでございます。これが飯島ルネッサンスの基本的な考え方でございます。

久保島議員

飯島ルネッサンスとは昔に戻るということではないということでお言葉をいただきました。確かにそのとおりだというふうに思います。ことしもですね、ことし、今年度ですね、28 年度もキャッチフレーズの中で「飯島版ネウボラ+」っていうようなのが出てきて、非常におもしろい表現だなあと思って私も引き込まれたところでございますけれども、来年度も、29 年度も引き続きこれが継続されるということでございます。28 年度は間もなく竣工いたしますキッズ防災センター、子育て支援センターですね、それが竣工いたしますし、それから母子保健、健康にもですね、十分配慮していたものになっていたというふうに思います。切れ目ない子育て支援を進めてきたんだというふうに思っていると思います。

1-2 のことなんですが、さて、29 年度、おたふく風邪は、ワクチンですね、これを新設という、補助の新設ということ、それから、子育てコーディネーターを新設するというようなことでですね、さらに拡充がされてくるということで非常に喜ばしいなあというふうに思っています。しかしですね、私はちょっと期待していたんですが、東部保育園であいてくる施設が子育て支援センターが移ることによってあるわけですね、そこを少し改築して、移動する程度のあれしかないんで、そこをもっとですね、私は拡充、拡大してほしいなというふうに思っているんですね。それがないと、やっぱり切れ目ない子育て支援、「飯島版ネウボラ+」にはならないんじゃないかなあというふうにふと思っております。未満児、1 歳～2 歳、この辺のところをですね、定住促進の意味からも、それから働くお母さんの造成っていうんですかね、その辺からもぜひ取り組んでいきたい項目

教 育 長

だろうというふうに思います。保母さんの処遇改善等もですね、盛り込まれて、これは非常にいいなあというふうに思っているんですが、それに合わせて、ここで人員も少し増やしてもらってですね、ぜひ子育て支援センターの拡充をお願いしたいというふうに提案するところですが、町長いかがでしょうか。

「飯島版ネウボラ+」について今御質問をいただきました。来年度のその保育園の受け入れ状況ですけれども、入園児の数は3園で、今年度、平成28年度の4月は243名でした。平成29年度は、現在のところですが255名で12名の増加予定であります。そのうち未満児1・2歳は、今年度の47名に対して58名と11名増加になっています。特に、先ほど御指摘がありました東部保育園の未満児は、昨年度当初と比べて8名増えた児童数で受け入れるという予定であります。そこで、子育て支援センターの移転新築に伴いまして、センターとして使用してきました東部保育園の保育室ですが、4月より保育園の未満児室として使用することとして、棚などを設置して改修して施設の整備をしままいります。一方で、園児の受け入れ態勢を整えていくというためには、この施設や設備のほかに保育士の確保が必要不可欠であります。そこで、来年度、保育士の処遇改善としまして臨時保育士の嘱託職員化あるいは時給単価の向上と手当の支給を行うこととし、さらに職員体制としましては保育園全体で49名から57名へ増員し保育園の充実を図ってまいります。引き続き安心して子どもを預けられる保育園となるように保育士の確保とサービスの向上に努めるとともに、職場復帰を希望される皆さんに、あるいはその他のさまざまなニーズに合わせた受け入れ態勢の整備を今後も続けていきたいと思っております。以上です。

久保島議員

拡充がされるということで非常に喜ばしく思っています。澤井教育長、もう1点お尋ねしますが、希望される方は全員、未満児の方ですね、入られたのかどうか、その辺のところの御確認をお願いいたしたいと思います。

教 育 長

現在のところ、未満児でも入園を希望される方はすべて受け入れているという状況であります。

久保島議員

それではですね、やっぱり、飯島町に子育て十分に整っているということなので、全国からぜひ飯島町へいらっしゃいということでPRをよろしくお尋ねしたいと思います。

1－3にまいります。町の観光の進むべき方向性を定めるものとしてですね、観光基本計画の策定というのが計画されています。そこで、観光基本計画はどのような手段や方法で進めていかれるのか、その点をお尋ねしたいというふうに思います。また、その中でですね、私、何度も言いつつこいなあと思われるかもしれませんが、飯島営業部、まちづくりセンター、観光協会、この辺の位置づけをですね、どういうふうにされていくのか、それがですね、どうもすっきりしないというところで、そこも再度お尋ねしたいというふうに思います。関連しまして、伊南DMOにつきましてはですね、この後、滝本議員からですね、厳しく指摘があるかと思いますが、私のほうは概略で結構ですので、その伊南DMOをどんなふうにこの観光計画の中に取り入れていかれるのか、その辺も含めた概要についてのお話をいただきたいと思います。

町 長

今年度進めてまいります観光基本計画の、まず進め方についてのお尋ねにお答えします。今後、飯島町が活気、にぎわいを取り戻すために、やはり今ある産業に加え、この自然豊

かな地形、環境を生かした観光産業というものは、やはり大きな産業の資源になるだろうというふうに思っています。それを生かすために観光基本計画というものを立てていきたいなというふうに思っています。まずは、町民の皆さんに、観光ということですね、人をお呼びするにはどんな形で呼べるかということを、まずは多くの方々にお聞きしていきたいなあとというふうに思っています。何もなくて御意見を伺っても出ないでしょうから、まずはアウトドアフィールド。自然の中で遊ぶ。しかも、それはですね、テーマは、まずは子どもが入りやすい、そういったアウトドアフィールド。こういったものを、その専門家の皆様方にこんなことなんだよというお話をさせていただきます。そういったことを切り口に、種にして、じゃあ、その周りにどういう体験の農場をつくれだとか、どんな食事を出せるかとか、そういうところへ広まっていただければいいかなあと、そういう、まずは町民の各方面の各業種の方々に、お立場、いろいろのお立場の方々に御意見を伺う機会をまずは持っていきたいと思っています。それと並行して、庁内でもですね、やはり自分の思い、町政の今までやってきたことの継続性もありますから、基本的な観光計画というものをしっかり念頭に置かなきゃならないなあと、それとあわせて並行したで進んでいる町民の皆様方の御意見をあわせながら基本計画というものをつくっていきたいというふうに思っています。そのときに町民の皆様がいかにかかわっていただいているかということが一番大事だと思っています。でき上がった観光施設、ただ施設だけでですね、命の入っていない、人がかかわっていない、地域の人たちがそこに携わっていないという状況が一番みじめな観光のあり方だと思っています。来ていただいたお客様にしっかりとおもてなしができ、「いらっしゃいませ」というごあいさつができですね、「ありがとうございます」というお見送りができる、こういう地域全体が盛り上がる観光地ということが、施設はあちらこちらにお金さえ出せばできますけれども、しかし、心の通った観光というものを取り入れることによってオンリーワンの我々の観光地というものが開発できるんじゃないかなあとと思います。ですから、そういった、心を急には、施設をつくったからといって急には地域の方々が参画できないでしょうから、計画の段階からお声を上げていただいて、お知恵を拝借して進めていくことが肝要かと思っています。そうした全体のデザインができて、ようやくですね、今まで飯島町に存在していたいろいろの組織、おっしゃられたようなまちづくりセンターとか観光協会とか、そういった組織が、今度その計画を実施するに向けて、じゃあ自分たちの守備範囲はどこなのかということを改めて再構築していくのが、していくのがいいかなと、このように考えておるところでございます。

久保島議員 その計画を策定していくメンバーとか委員とか、そういうような体制っていうのはどんなふうなんでしょうか。

町 長 多くの分野から集めて、最終的な委員会といいますかねえ、研究会はつくっていきたいなというふうに思っています。先ほど答弁漏れましたけど、DMOについてですけれども、最近のはやりの言葉でDMO、これは、広域的に観光を誘致し、経済、その地域の経済の発展に寄与しようという考え方がDMOです。しかしですね、DMOをやれば飯島町に人が来るというものではない。結局、自分たちのまちの観光は自分たちでまずつくらなければならない。DMOの皆さんが飯島町の観光をつくってくれるわけではありませんから、

	DMOという言葉に安穩としてはおられません。確かに連携は大事ですけども、しかし、自分のところはしっかり、自分のところへはお客さん来てほしいと、こういう思いですね、先んじる、そういった観光環境というものをつくっていった初めて連携していったときの飯島町のカードが切れると、このように思っているところでございます。
久保島議員	要するに、その計画はですね、いつもどこかの業者にですね、委託してつくるっていうのが多いんですけども、そんなことじゃないってということで、町長、よろしいですね。
町 長	基本的には町民の思いがそこになければならないと思っています。しかし、技術的なこと、これは経験してきた、そういった、これもまたビジネスになりますから、専門家の知恵というものを、これはまた必要かなと思っております。
久保島議員	大体わかってまいりました。今、町長もおっしゃっていたんですが、この基本計画ができた後ですね、きょうのようにいろんな団体でありやあ、それから組織なりが含まれてですね、自分の分野なり自分の担当するところなりってということで固まっていけば飯島町の大きな発展になるだろうということだろうと思いますが、実は、その予算の中でですね、「儲かる飯島町のチャレンジ」に関する予算っていうのが、観光産業の構築とかですね、官民共同の地域を売り出す任意組織としての飯島町営業部の拡充っていうのが盛られているというふうには私は見ているんですね。また、それを拠点とした、先ほども町長がおっしゃったようにアウトドアフィールドのアウトドア構想ですか、その辺の調査、研究も含まれていると。先ほどもお話の中にありましたけれども、従来からですね、業務や事業内容ではすみ分けがされているという営業部、観光協会、まちセンがですね、3者がそれぞれ、私、変な方向に進んじやたらまずいなあと思うので、共通認識のもとにですね、ある一定の方向性なり、町のこうやって行きましようよっていうものなりで一体化する必要があるだろう、それで、行く行くはですね、やっぱり系統化していく必要があるというふうに思っています。我々が今挑んでいる米俵マラソン実行委員会もですね、町の観光の一役買っているというふうに思っているんですが、これも町のどこの規則なり方向性へのとってわけじゃなくて、ただ漠然とですね、我々が考えてやっているということで、果たしてこれが町民の方向性なり町の方向性に合っているのかというところは反省しなきゃいけない点もあるだろうというふうに思っています。そのようなことをですね、やっていくことによってですね、町民が一つにまとまっていく、町長おっしゃったような、そういう方向性ができるだろうというふうに思っています。先ほどちょっとお答えいただいたんで確認なんですけど、もう、その基本計画ができたところでですね、各種団体、それから組織等をですね、一つにまとめていくと、そして行く行くは、観光協会、まちづくりセンターいいじま、営業部、その辺のところをですね、どんなふうな形にしようかなと、まだ多分検討の段階だと思いますが、お考えか、また、我々のような、こういうマラソンの実行委員会みたいなもの、それから食のイベントとかですね、いろいろなそういうグループがあるわけですが、その辺のグループを巻き込んでいったらいいかなあというふうに思っているんですが、その辺の基本計画に基づいた、町のそういう組織化っていうんですか、一本化っていうんですか、その辺のところはどんなふうにお考えでしょうか。
町 長	ただいま久保島議員さんがおっしゃったとおりでございます。多くの方に参画してもら

うことが大きな目的でございます。観光を進めていく大きな目的はですね、通過型の観光じゃなくて、やはりここへ滞在していただけることを目指しております。米俵マラソンも飯島町を走る大きな今インパクトのあるイベントになってきております。ただし、参加される方の宿泊施設は足りません。よそへとられています。食事も飯島町でとられているかなと、ここ疑問でございます。そういったもの、機械を捉えてですね、だんだんに、これは一気に進みませんが、多くの方々の協力を得ながら、飯島町の一つの観光の一部として取り入れられていくことが肝要かと思っております。やっぱり数年かかると思います。そういった体制をつくるには。しかし、年輪経営行政の思いで着実に進めてまいりたいと思っております。

久保島議員

まさしくですね、塚越会長の年輪経営に沿うみたいなもので、やっぱりだんだんにだんだんに大きくなっていくということが地に足の着いた計画、もしくは、そういう行政になっていくんだろうというふうに思います。

1-4に入りたいと思います。「田舎暮らしランキング日本一にチャレンジする予算」ではですね、平成28年度は1,617万円でしたが、今年度は4,749万円と、これは大幅に増えたねえ、というふうに見えるんですが、よく見ますとですね、ふるさと納税の取り組み分2,870万円がですね、魅力発信推進という項目立てのもとにですね、そのほかにもあるんですが、3,642万円、伊那県ウォークですが、それも含まれているんですが、その結果ですね、差し引きますと、実は500万円減っちゃってるっていう状況でございます。28年度予算でですね、予算項目、予算金額はなかったんですが、大きく項目立てがありました農地付格安住宅っていうのがですね、消えちゃいました。それから、アルプス花の里事業っていうのも消えちゃったんですね。私はね、事業の見直しとか変更とかっていうのは臨機応変に迅速に行っていくべきだっていうふうに考えていますので、それはむしろ結構だというふうに思います。ただですね、そうであるならば、町長が方針変更しましたよというところがあってもいいかなあというふうに思っているんですね。傷口が広がる前に、手おくれにならないようにですね、やめたのかという気もしないではないんですが、田舎暮らしランキング日本一っていうのはですね、かなり難しいし、ここにどんどん金使ってても、私はちょっと厳しいかなあっていうふうにちょっと思っているんですね。で、この田舎暮らしランキング日本一はですね、今年度、実質的には500万減ってる、だから縮小傾向にあるのっていうこと、それから、お花畑はやめたんですか。私はね、チューリップよりレンゲがいいかなあっていうふうに思っているんですよ。レンゲだったらねえ、水田地帯にはちょうどマッチするし、飯島町は田んぼが全部蓮華畑になったら、これは大変なことになるかなと思って、その辺のところにお花畑は買えたらいいのになあと思って提案しようと思ってるんですが、それが消えちゃったものですから、その辺のところを、町長、どうなんでしょうか、お聞きいたします。

町長

田舎暮らしランキング日本一については、大きな3本柱の一つでございますので、これはしっかりとですね、強力に進めて、今でもその強い思いは変わっておりません。消えたように見えていますけれども、しっかり中に入り込んだので見えなくなってきたということもあろうかなと、このように思います。数的事項はですね、後ほど財政課長のほう

から説明させていただきますけども、格安住宅につきましては、民間の方々が一つの大きさ、移住される方々の資金的な余力にもよりますから、上中下というぐらいの3つぐらいの提案でですね、お安いものから中どこ、またちょっと豪華なものと、こういった形の中で提案できるような、そういったことを引き続き考えていただいております。また、農地の下限面積等の見直しも行いましたので、より就農しやすい状況になっているのかなというふうに思っております。総体的に御心配いただきましたお花畑をやめたとか定住促進をやめたとか、そういうことではございません。着実に進めてまいる所存でございます。数字につきましては財政課長のほうからお話申し上げます。

久保島議員 そこら辺はいいです。

町 長 え。

久保島議員 いいです。

町 長 よろしいですか。

久保島議員 はい。

それですね、私はですね、その日本全体の人口っていうのはどんどん減っていくんだということでございます。町長は、まだ田舎暮らしランキングは強力に進めていくんだよという御姿勢でございますけれども、いつまでね、各市町村で少なくなってきた人を奪い合ってもしょうがないと、そこにね、大きな金額を割くこともいかなものかというふうに思っています。私は、その田舎暮らしランキング日本一に対して、これからどんどん金をつぎ込んでく必要はないだろうというふうに思います。また、ふるさと納税の部分でですね、今回予算が拡大はしているんですが、このところでちょっとお聞きしたいんですが、返礼の率ですね、御寄附いただいたものに対して返礼はどのくらいするのかっていうパーセンテージ、これは上がってはいないでしょうねっていうことが1点でございます。そのほかに、魅力をつけるために町の特産物以外の豪華賞品を加えたり、関連があるからというような理屈づけで部品を納入してる会社の商品だからと、私は、それはいかなものかと思うんですが、そうゆった商品を増やしてですね、市町村と張り合ったり競い合うっていう必要は、私はないというふうに思います。ふるさと納税はですね、有効な手段だと、町長もですね、総括質疑の中でおっしゃられましたけれども、私は、やっぱり「両刃のやいば」だというふうに思っているんですね。いいところもあるし、これ、ギチュッと握っちゃうと手切るよと、危ないことは余り避けたほうがいいかなあというふうには思います。どこかで踏みとどまる、ここまですぐいいかなっていうところが多分どこかに来るだろうと、あるだろうというふうに思っています。こういった事業をですね、柔軟に改廃していく、これもルネッサンスの一つじゃないかなというふうに思っています。一度始めたからやめられないというんじゃないで、効果測定なりしていつてですね、どこまで、この定住促進、田舎暮らしランキング日本一に腐心していくのか、その辺のボーダーラインっていうのですかね、その辺を、町長のお気持ち、お聞かせいただきたいと思います。

町 長 少子高齢化、人口減少の中で、人口を維持し、あるいは増やすということは、行政にとって重要な問題だと思っています。この旗を降ろすということは目もくれ、見向いてくれな

くても結構ですということに等しいかなというふうに思っております。できる限り飯島町も移住の方々を歓迎しますよという体制を示すことは大事かなと思っております。この旗を降ろすわけにはいかないと思っております。また、ふるさと納税ですけれども、今、昨今、国内でも問題になっております。ただお金を集めればいいと、こういうふるさと納税を私どもはやっておるつもりはございません。その趣旨にのっとって、この地域に支援していただける方々に賛同を得る、そのためにこの地域にかかわる商品をお届けするということは、地域の産業おこしにもつながるわけでございますから、こういう政府で特別この時期につくった政策、これは取り組まない手はないと、このように思っておるところでございます。

久保島議員 企画政策課長、お伺いしますが、この返礼率につきましてはどうなんでしょうか、何%ぐらいなんですか、そこら辺のところを答えていただきます。

企画政策課長 それでは、ふるさと納税の返礼率、まず考え方でですけど、半返しといいますか、これは今までと変わりませんが、5割を一つの目安として設定してございます。

久保島議員 半返しでやっていくと、ふるさと納税については、やっぱり趣旨にのっとって拡大していくということもあるけども、それは、いわゆる競争、過当な競争をしていくわけじゃないよと、定住促進については旗は下げないということで、これからも引き続きある程度は行っていくということなのかなあというふうに勝手に解釈いたします。

1-5にまいります。平成29年度もですね、地域おこし協力隊を増員する等計画になっています。今年度任期満了になります2名がおるわけですが、来年、ことし、その2名を含めて12名ですね、来年度は14名っていうことになります。で、今回ですね、任期終了後自立していくというための資金としてですね、地域おこし協力隊起業資金っていうのは1人100万円限度で盛られたと、非常に私は前向きな姿勢でよろしいかなというふうに思います。それでですね、うまく自立、定住していただければ、この3年間の効果はあったのかというふうに思うところです。一方でですね、隊員が途中退職しちゃったりですね、転属希望が出ていたりというようなことが出ています。説明を聞きますと本人の問題だろうということで片づけられてはいるんですが、私は、そうじゃない、私の見る限りでは、やっぱり受け入れ側に大きな問題があるんじゃないかというふうに思っています。これは行政も含めてなんです、臨時の社員や職員を採用したわけじゃないわけで、彼らが3年後には必ず自立、定住してもらわなければならないところで、ある程度の自由な時間なり運動できる体制っていうのをとってあげないと、これは、やっぱり自分の考え方と違うとか、いろんな問題が出てきちゃうという、受け入れ先ですね、意識の改革、こちらのほうが私は重要だというふうに思っています。何度もですね、この辺の話はしているんですが、最初に導入のお話をしたときもですね、高坂前町長もですね、受け入れ地域の住民の意識改革、組織体制、これが重要でっていうお話もいただきました。そこで、十分にですね、検討していきたいという、私の提案の中でそんな話がございました。地域おこし協力隊はですね、3年後、定住促進、定住に向けてですね、自分の生活の基盤づくりっていうのもしなきゃいけませんし、時間を見つけて将来に向けての自分の仕事の探しとかね、仕事を自分たちでつくっていくということも活動の一つになっているわけですね。先ほ

ども言いましたように、嘱託職員とかですね、臨時の職員や社員を採用したわけじゃない。また、本人もですね、3年間のアルバイト感覚で行ってみりゃいいやっていうんでは困る。しっかりした思いとですね、それから希望を持って飯島町に来てもらいたい、このことを双方が深く理解しながらですね、やっていけば、何やってんだかいつまでも、いつもぶらぶらぶらしてんじゃないのかっていう話とかですね、休んでばっかりいるとかっていうことにはならない、また一方ですね、隊員のほうも自由時間が全くなくて3年後の見通しがつくような活動ができないっていうような不満も出てこないというふうに思うんですね。以前、議会でですね、小谷村を訪れて道の駅の運営と地域おこし協力隊の実践、その辺を勉強してまいりました。ここはですね、非常に協力隊員の定住率が高いんですね。非常にうまくいってます。ここは詳しく申し上げませんが、ぜひ参考にさせていただいてですね、町もそういう体制をとっていただきたい。まず必要なのは行政、役場を含めた受け入れ態勢側の意識改革だと思いますが、この自立支援資金1人100万円を盛るに当たってですね、町長は、この辺は十分できているんだというふうにお考えかお尋ねいたします。

副 町 長

地域おこし協力隊につきましては、29年度の採用、先ほど議員さんの申されたとおり5名増ということで、14名体制で行ってまいります。また、卒隊する隊員につきましては、中途の卒隊も含めまして、国の支援をいただきながら1人100万円で起業支援をしていくということでございます。御質問にあります受け入れ側の意識改革が必要ではないかという点でございますけれども、町では、新たな隊員の任用につきましては、役場業務ですとか、あるいは地域の業務の補完的な募集ではなくてですね、地域おこし協力隊制度の趣旨、これは都市から地方に生活の拠点を移し各種地域の活動などに従事しながら地域への定住を図る、これが一番最大の趣旨でございます。テーマはいろいろあるわけですが、それぞれのテーマに沿って、隊員の強い思いがありますので、そういった思いを尊重しながら、活動終了後も町への定住の意思があるということを確認させていただいた上で採用しているところであります。中途退職した隊員等もおりますけれども、やはり都市から地方に移り住んで地域の業務に従事するということ、またそれを地域が受け入れてくということについては、強い意志があるほどまた難しい面もあるということが考えられます。最初に平成26年度に1期生を受け入れまして、そのときには、町でも初めてということで、隊員の意思を十分に尊重できなかったこともありまして、27年度以降についての受け入れには、そんな反省点も踏まえて受け入れてきたところでございます。それぞれ受け入れる側にも受け入れる側の事情もございまして、隊員の意思を十分尊重した上で、受け入れる側との調整も図ってまいりたいと考えております。

久保島議員

受け入れ側との調整というふうに副町長おっしゃいましたけれども、私は、調整ではなくてですね、受け入れ側の教育をしてもらいたい。この人たちは何で来てるのかということ、それをですね、受け入れ側にもっとわからせてもらわないといけないんじゃないかというふうに思いますが、その点もう一度お伺いいたします。

副 町 長

御質問につきましては一部の業務かと思っておりますけれども、やはり、その業務については立ち上がってまだ1年ということですので、それぞれ受け入れる側の体制も十分で

はなかったということがあります。そんなことで、役場としても、そちらと十分に協議しながら、隊員の処遇や受け入れ態勢について十分協議できなかった面もありますので、今後は、そんな点の反省も踏まえながらきちんと対応してまいりたいと思います。

久保島議員　私はね、その一部の業者なり、その企業のことを言ってるわけじゃなくて、町の役場の中でもそういう体制が、機運がありましたよ。受け入れるときに私は何度も申し上げたんですが、もっとフリーダムにさせないと何にも価値はないですよっていうことを申し上げました。それが職員の皆さんにもわかっていない。ですから、一般企業のところに赴いた隊員たちの受け入れ側もわかっていない。そういう現象があったというふうに思いますが、その点、副町長はどうお考えですか。

副町長　先ほども申し上げましたように、平成 26 年の第 1 期生のときにはそういった反省点もございましたので、隊員の意思は十分に尊重するように、より自由な活動ができるような体制をとってきたところであります。

久保島議員　せっかくですね、夢を持ってこの地に赴いてくれる協力隊員がですね、ぜひとも 1 人も欠かさずこの町に残って、地域の活性化なり町の活性化に取り組んでいただきたい、また、そういう人材が来てるといふふうに思いますので、大事に育てていきたいなというふうに思います。ぜひともその辺の対応も望むところでございます。

さて、最後の 1－6 にまいります。町長、冒頭にですね、飯島ルネッサンスのお話を聞きました。私なりにルネッサンスしてほしいなというふうなところを述べ上げてきたわけでございますけれども、辞書によりますとですね、さっき町長がお話にありましたように、ルネッサンスは 14 世紀にイタリアに起こった芸術、文化の革新運動で、古代文化の復興と人間性の開放を唱えたものだといふような表現もございます。町長は、全部ひっくり返すわけじゃなくて、今の段階のところでいいものを見つけて育てていく、それが再生だと、それが復興だといふふうにもおっしゃいました。ああなるほど、そういう見方もあるなあというふうに思っています。私は、このルネッサンスって聞いたときにですね、かなりな産業革命なりどんでん返しがあるのかなあと思ってたんですが、そんなことじゃないってということで、ちょっと一安心をしたわけですが、しかし、そうは言ってもですね、先ほども私申し上げましたように、いろんな事業にはだんだんその効果の薄れてくるものもありますし、改廃していくっていう、改善したり廃止したりしていくっていうことが必要だといふふうに思います。これを実践していくのはですね、町長であり職員の皆さんっていうことでございます。どうも昨今ですね、パソコンや I C T なんかには振り回されてですね、どうもゆとりのある暮らしなんかできていないと、人間性回帰っていうんですかね、人間性を取り戻したいっていうふうな開放も必要じゃないかなあっていうふうに思っています。ちょっと話が回りくどくなりましたけれども、職員の勤務状況っていうのをですね、私は、慢性的なそのサービス残業なりですね、休日出勤も見られてですね、非常に余りよくないんじゃないかなあというふうに見ています。実態を踏まえた行政改革プランの見直しっていうのも必要だろうと思います。必要なことですね、人員は確保しなきゃなりませんし、また人員をそんなに増やせないというんならば効率化を図っていく必要もあるといふことで、効率化っていう面ではですね、事業をある程度は改廃していくっていうことも

必要なんだろうというふうに思います。こんなことを言うのもなんですが、私とですね、中村議員が提案しました総合窓口ですけれども、これが職員の皆さんに負担になっている、しかも効果はそんなにないよっていうんだったら、やめてもらって結構だ、というふうに思います。ただね、効果があるよということであるならば、もう少し、あのつい立てのところに立っているんじゃなくてね、もう少しサービスカウンター風にしてもらって、きちっとした組織の中でカウンターボックスなりでやっていただければ結構、そのときにはやっぱり専任が欲しいかなあというふうに思います。あそこに立ってる1時間です、残業が1時間になってしまっていますということであるならば、私は、私の提案したそれはまずかったなあというふうに思いますので、やめてもらっても結構だと思います。また、アンテナショップの件もですね、ちょっと私はいかがなものかなというふうに思っているんですね。それもほんとに狙ったアンテナとしての機能が果たせていないんならばやめてもいいんじゃないかと、それから、休日とかですね、夜間とかに行ってる事業の中で職員の負担になっているものはありませんか。その辺も改廃してもいいだろうと、革新ということであればですね、その辺と人間性の解放ということを図っていくべきではないかなと、やっぱり職員の皆さんがですね、楽しく生きがいを持って働いてもらえる、健康で明るく、そういう職場にしていっていただきたいというふうに思うところです。先日、「かんてんばば」の伊那食品をですね、議員の視察で行ってまいりました。塚越会長のお話を確かめに行ったというんですかね、そんな感じなんです、が、「いい会社をつくりましょう」というスローガンのもとに、社員一人一人がですね、自分の会社を愛して、自分の会社を大切に思って、みずから進んでお掃除なり環境整備なりに当たっているというところでございます。社長があれせえ、これせえと言ったわけじゃないと、伊那食品は、創業以来、会社が嫌で退職した人は誰もいない、1人もいないということを断言している職場でもございます。近くにですね、こんないいお手本があるわけですので、ぜひ見習っていただきたい。職員が自分の仕事に誇りを持ち、喜んで働ける職場づくり、これが基本中の基本だと、ここが飯島ルネッサンスのまず手始めのところじゃないかというふうに思います、町長のお考えをお聞きして終わりたいと思います。

町 長 行財政改革っていうのは、常にそれを念頭に置いて行政が進めなければならないなというふうに思っております。最近職員の仕事が多くなってきているのは事実でございます。国のいろいろ計画がなされた、その最前線が基礎自治体と言われる我々の行政が全面にその作業をするようになってきておるわけでございまして、特に福祉行政がこれだけ手厚くなってくるとですね、その窓口の業務、非常に多くなってきていると、特に包括支援システムの構築となるとですね、本当に地域の人たち、耕地から区から町役場、そいで窓口までですね、本当に顔色がきっちりと、お客様の町民の皆さんの顔色を見て健康部分を判断しなきゃいけないというようなこともあろうかと思えます。それで即座に対応できるようにみんなで健康を保っていかうって、こういう時代を迎えてくるわけですね。そうした中で、職員さんの仕事が多くなっていくっていうのは感じております。唐沢副町長を中心に、削れるべき仕事は削り、増やさなければならない人員は増やすと、こういう体制をまずつくっていく、しかし、それに安穩とすることじゃなくて、行政改革もしなければ

ばならないだろうなというふうに思っております。理想のいわゆる企業にしても、役場庁舎の一人一人の働き方についてもですね、本当に活力のあるエネルギーがみなぎった、そういった職場というものが形成できれば、これは最高かなというふうに思ってるわけでございます。しかし、これさえも、視察に行ってみてきて、いいところ見てきて、あの通りにしようよと言ったところで、それがすぐできるわけではないと思ってます。「かんてんばば」さんも、私も30年来のおつき合いですけれども、もっともっと、今の形のなる前にはもっと苦労した小さな時代があったわけでございます。私もよく存じております。そういった形になるには、やっぱり時間のかかる、これこそが年輪経営、年輪教育かなというふうに思ってるわけでございます。窓口のその案内、今までは、あのカウンターの向こう側とこちら側と別れていたと、しかし、それをカウンターの向こうからお客様のほうへ飛び出してですね、来たお客様にあいさつをしてみる、それは初めての人はほんとに心苦労だったと思います。しかし、そういうことが何とか何度かやるうちにですね、なれてきて、カウンターの向こう側へ入ってもお客様に対して、それこそ地域包括ケアシステムをつくらなきゃいけない窓口においてですね、お客様の話の中から何かを察知する、できるという、こういう人と人の間、こういうものが見えてくるのではないかなというふうに思うわけでございます。そういった意味で、一年間、総合窓口を、あの役場の総務課を中心にやろうよと、こういうね、私は町民との交流が非常に大事だと、こういうお話をただで、町民の、役場の職員の皆さんが、じゃあ、あそこへこう置いて、こういうふうにしてみようと、それ創造的にやられて、それは立派なことだと思います。で、そういう体験をされてみてですね、大きなこれはやっぱり進歩があったかなと、精神的にですね、あったと思います。今後、それをそのまま続けてくというのもいいし、また久保島さんがおっしゃったような専門のところをつくってということもいいでしょう、そういった方向に進んでいけばいいかなあというふうに思います。先ほどいろいろ統廃合、やめるものはやめる、続けるものは続ける、増やすものは増やす、めり張りをつけなさいと、こういうお話がありましたけれども、その都度、そういう状況に応じて、そういった判断をしてまいりたいと思っております。ありがとうございました。

議長
2番
滝本議員

続いて2番 滝本登喜子さん。

それでは、通告に従いまして私は3件の質問をさせていただきます。

まず1つ目の1番でございます。先ほど久保島議員からDMOの質問に対して私は厳しくやるだろうとお話をいただきましたけれども、上伊那南部4市町村の観光協会のDMOに対しての質問で、町はどのように取り組むかということでございます。県は地方創生に向けて日本版DMO推進へ支援策を検討していると聞いております。町長のお話の中にありましたDMOの略は省かせていただきますが、せっかく書いてきたんですけれども、行政や観光業者が個々に行っている旧来型の観光ビジネスではなく、地域全体の多様な資源を生かして滞在・交流型観光を地域全体で行うという施策のことだそうでございます。政府は地方創生に向けまち・ひと・しごと創生基本方針に盛り込んで、県もDMOの設立の

ための支援策を実施する方針だということでございます。これに対して上伊那南部4市町村の観光協会も設立に取り組んでいるということで、新聞の報道にもありました。当町の観光協会はまちづくりセンターが担っているということですが、まちづくりセンターはこの事業にどうかかわるのでしょうか。また、まちづくりセンターは消費税10%になる時点に見直すと過日の議会答弁でありましたが、今の現状では、いつになるかということは予測できない中でありまして、この状態の中で現観光協会はどう対応できるのでしょうか、まずこの点をお伺いいたします。

町 長 続きまして滝本議員さんの一般質問にお答えしてまいります。上伊那南部で行われてます宮田、駒ヶ根、飯島、中川それぞれが連携し合ってDMOに取り組んでいこうと、こういうことが進んでおります。地域の観光をですね、お互いでお互いが掘り起こして地域の経済の活性化につなげていこうと、こういうものでございます。その中で、町の観光協会は、まちづくりセンターの中にあるんだが、どうかかわってくのかと、こういう御質問をいただいております。観光協会というのはまちづくりセンターにありますけれども、事務局が観光センターにあります。ですから、DMOには観光協会も積極的にかかわっていきたく思います。それと、飯島町としましても産業振興課等を中心にDMOにかかわってまいりたいと思っております。しかし、先ほど申し上げましたとおり、観光をテーマにする限りには、観光の題材を飯島町が持っていなければ、そこに参画しても大きな意見が言えないということになってまいります。今後、宮田、駒ヶ根、飯島、中川の中で仲よくDMOを進めましょと、こういうことではありますけれども、しかし、そのテーブルの下では足のけり合いがもしかしたらあるかもしれないなど、お互いの観光は、これ競争ですから、我がほうへという思いの中で、その切磋琢磨しながらこの4市町村がDMO、伊那谷でもこの4市町村へ行こうということになろうかなというふうに思ってます。そのために飯島町の観光というものをしっかりと見直して構築していかなければならないと思うところでございます。

滝本議員 まちづくりセンターの中の観光協会ということの位置でございますけれど、この観光協会の中のことに對してですが、少し課題があると思っております。観光協会のイベントや事業に一般の会員が参加するということはほとんどないということで、会費のみの会員になっているというのが現状ではないかと思えます。これらの課題も含めましてですけれども、そして観光協会や商工観光係、これは産業振興課の中にあるんですけれども、そして先ほど観光基本計画というお話を久保島議員の質問をされまして、大体的見当はつきましたので確かめということなんですけれども、町は観光を、観光産業を町の資源を生かして町民と一緒に盛り上げて取り組むというお話をいただきましたけれども、この町民と一緒に盛り上げてっていう具体的な方策としては何かお考えはありますか。

町 長 観光産業を町民のみんなで盛り上げていきたいという方法でありますけれども、計画の段階から、各団体等にですね、出向いて御説明を申し上げる、あるいは意見を聞くということを進めてまいりたいと思っております。具体的なお話をしなければ意見が出ないとする、呼び水としてアウトドアスポーツ、これはポイントになろうかと思っておりますので、そこら辺の話をしながら、もっとそれに輪を広げたお話をあちらこちらでお伺いすることを

もって町民の皆様に広げていくということを考えております。

滝本議員

ぜひ具体的な取り組みで行ってほしいと思います。また、過日の県観光部で行われた講演会は、観光地域づくりプラットホーム推進機構の清水さんという方が訪れたまちを歩きながら地域らしさを五感で味わう観光を地域住民と一体でブランドに磨き上げることが大切と訴えられました。そして、高砂さんという方は長崎県の小値賀島での自然体験や古民家を使った民宿で観光客を呼び込んだ体験を紹介し、観光客に対しワンストップで提供できる窓口をつくることなどの重要性を話されたということでございます。先ほどのお話にもありましたように、まちづくりセンターの観光協会、それから産業振興課の商工観光、また営業部もありますが、これは後でまたお聞きいたしますけれども、このワンストップで提供できる窓口ということをぜひ考えていただけたらなと思います。飯島町営業部という看板も立てられました。それで、町の飯島町観光協会というしっかりとした大きな看板、これも掲げる必要があるのではないのでしょうかと思いますが、そこら辺のところはどうお考えでしょうか。

町 長

いろいろの観光、観光資源が出そろって、観光産業の体制がとれてくると、当然ワンストップで御案内する場所、というのが必要になってくるかと思えます。そういったことができる前に、まずは地域資源の掘り起こして一つ一つつくっていくことが大事なあとに思ってます。その前の段階で、観光協会さん、あるいはまちづくりセンター、あるいはインターネットのホームページ等で、とりあえずは御案内する場所をつくらなければならぬなあとに思ってますけれども、総合窓口としては、整った段階では必要かなというふうに思っております。

滝本議員

では1の②の質問に入ります。先ほど久保島議員の質問にもありましたけれども、特命チーム営業部とのかかわりについて、これはどうなるのでしょうかということでございます。このたび発足したアウトドアフィールド部門を加え5つの部会ができましたが、それぞれの部会はどうにかかわるのでしょうか。本格的にこの部会が発足して活動を始めたのがまだ半年だと思います。部会での目的や方向が決まっていなくてあるところがあると思いますが、取り組み状況がわかればお答えいただきたいと思えます。

町 長

飯島町営業部につきましては、ただいま町民の皆さんから100名のメンバーを参加していただいております。花、文化、食、自然。花、食、文化、自然の従前からの4部門と新しく加わりましたアウトドアスポーツにかかわる部門でございます。今それぞれで大勢の方々が、いろいろの御経験のある方々、いろいろの思いのある方々が今お集まりでございます。その長と、5つの長となれる方々は今取りまとめに四苦八苦しているんじゃないかなというふうに思ってます。今は多くの御意見を出していただく段階かなというふうに思っております。次の段階として具体的な事業をやってみようよと、こういうことになろうかと思えます。そうしたときには、各部門が単独ではなく、合流して行われる場合もあるかと思えます。今後そういった具体的な施策が出てくることを期待しておるところでございます。営業部は、まだ半年、もうそろそろ1年になるんですかね、ですけども、まずは何か行動をすることが大事な、花の部分については、お花畑が、この4月ですかねえ、3月ですかねえ、種まきをしまして、アグリネーチャーの近辺にまずは5反歩のお花

畑をつくりましょうということで、ボランティアさんを初め人を集めて、御協力いただく中で、この夏か秋には花がまず咲かせてみようという取り組みも進んでおります。それと、アウトドアの部分については、民間のグループと一緒にですね、ちょっとイベントを千人塚の周辺でやりたいねと、こんなようなお話もあると聞いております。ただいま元気づくり支援金に申請中ですが、申請が通るかどうかわかりませんが、そういうことですね、具体的な動きをしておるということもございます。こちらが成功せえということではなくて、皆様の方から、いろいろのこうしたいね、ああしたいねということを実体的に一つずつまとめていきたいというふうに思っております。ああ、もう一つですね、都市と農村との交流も、その中で自然をテーマにやる中で都市と農村の交流をやるんですけども、三井金属の約40名の若者が3泊4日でこの飯島に来て、CSR活動ですね、社会的貢献、企業がもうけるばかりじゃなくて、地域に還元したい、特に地方に還元したいと、こういうお集まりのグループへも、飯島町営業部がタッチして、潜入して、いろいろの情報を交換をさせていただく中で、三井金属の方々をバス2台でお招きすることができました。その作業はですね、具体的に今進んでいるんですけども、飯島町の町有林の伐採——伐採っちゅっちゃいけないなあ、間伐整備、この作業に従事していただくよと、ほいで、今回だけじゃなくて、2年3年続けて来ていただいて、そこを三井の森という形の中で進んでいったらおもしろいかなあというふうに思うわけでございます。ああいう大手企業も、そういった地域に非常に貢献しているということを非常に望んでいるわけでございますので、そういったニーズと我々のウォンツをあわせて一つの基地ができていくことを望んでいるわけでございます。御紹介するとすれば、そんなことが今御紹介できるかなというふうに思っております。

滝本議員

具体的な例をお話いただきまして期待が膨らむところでございます。

次の質問にまいります。来年度設置の県の上伊那地域振興局はテーマを「リニア新幹線開業を見据えた交流の拡大」としておりますけれども、DMOではどのように捉えてかわるのでしょうか。飯島はリニア駅からは遠い地域となりますけれども、どういうメリットがあると考えておりますか、具体的に何に取り組むのでしょうか、お答えいただきたいと思います。

町長

まずは順番として、DMOがあるから取り組むわけではございません。ほんとならばDMOが始まる前に飯島町が態勢を整えることが理想だと思っております。どういう体制を整えるかっていうことは、今までの御説明申し上げてきたとおりの段取りで進めてまいりたいと思っております。それと、リニア中央新幹線を開業と同時にですね、三遠南信道が開通したときに、東海の19兆のGDP、19兆を抱える産業地域と、地域地帯と直結するわけでございます。そうしたときに、どのようにこの伊那谷が捉えられるかっていうことは念頭に置いた中で施策を打っていかねばならないなあというふうに思ってます。そういうことを前提に、豊橋、浜松、飯田、加えて上伊那地域が、SENA、三遠南信、三遠南信、三遠南信のSENAでございまして、そういったグループをつくって、今後この地域が連携してやっていまいしょうと、まずはDMO、やはり観光になってくるわけですね、DMOを進めていまいしょうと、こういうお話になるわけでございます。それ

につきましても飯島町としてしっかりとそこで手が挙げられるような観光資源、あるいは呼び込める資源を構築しておかなければならない、これが先決だと思ってます。性根は加え、大声を上げて加わりたいですけども、今はじっと我慢してこの地域を整えることが大事なというふうに思っております。

滝本議員

SENAについては町長のおっしゃるとおりでございますので、私もそれを書いてきましたけれども略させていただきます。

で、次の質問にまいります。2番目の質問でございます。2番目の①子どもたちの食事や学習環境についての取り組みですが、まず食事についての質問でございます。子ども食堂という言葉 皆さんもうお聞きかと思えますけれども、この子ども食堂は、東京の近藤さんという方が八百屋さんを商っていたときにひとりで食事をする子どものことを聞き、何かできないかと、子どもがひとりでも利用できる食堂を2012年に開いたと聞きました。その後、子ども食堂は全国各地で開設されるようになり、参加している食堂は200カ所を超えるということでございます。県内ではNPO法人ホットライン信州を事務局に有志らが2016年に信州子ども食堂ネットワークを組織し、これまで県内各地で140回開いたという状況でございます。県内の子ども食堂開催地は長野、小諸、安曇野、塩尻、佐久、飯田などとなっております。また、県でも信州こどもカフェという子どもの居場所づくりモデル事業を松本と飯田市で開設しました。学習支援、食事提供、悩み相談などを行いました。しかし、残念ながら国の交付金が不採択となり、県は今年度でこのモデル事業を打ち切りとしたということでございます。新年度、松本市は独自で運営費の助成を交付するというのですが、町ではこれらの事業に取り組むお考えはありますか、まずそれをお聞きいたします。

教育長、お願いいたします。

教育長

子ども食堂、あるいはこどもカフェに関する御質問をいただきました。子ども食堂についてだいまお話がありましたが、県内でも取り組みがありますし、上伊那地域で話題になりましたのは箕輪町のある団体が運営して今までに数回開催されたということは承知しております。また、こどもカフェも、今お話がありましたように松本市や飯田市がモデル地区ということで、曜日を決めて月に数回開催していたということも承知しております。この子ども食堂、こどもカフェが、子育て支援、あるいは学習支援、あるいは子ども居場所づくりということ、そういう機会を設けるためのものというふうに理解しております。子ども食堂においては、この食事を通して健康的で温かみのある成長を支えたりすることが目的というふうにも理解しております。こういった取り組みは、今お話がありましたようにNPO法人の皆さん、あるいはボランティア団体あるいは有志による活動が主になっております。さまざまな課題もありまして、貧困状態にある家庭向けというようなPRの仕方をするとな非常に参加が難しいという一方で、誰もが参加できるというような仕組みにすると大変多くの方が食事をされて人的、資金的な不足で非常に問題が生じるというようなこともございます。飯島町として取り組みの考えはあるかということですけども、現在飯島町では伝統的に各公民館でやっていただいている子ども広場あるいは学童クラブがありまして、このこどもカフェ、あるいは子ども食堂の食の部分については十分いけません

けれども、子どもの居場所づくり、あるいは地域とのかかわり、あるいは子ども広場では伝統芸能を教えていただいたり、先だっても私が訪ねたときには笛をつくって、子どもたちのおもちゃを地域のお年寄りの方が教えたりしてということで、かなり居場所づくりになっているというふうに思っております。食料に関しましては、この配布に関する別の仕組みもありますので、今後は、その取り組みとする有し、あるいは団体、ボランティア団体等が出てきた場合には、健康福祉部局とともに連携してまいりたいというふうに考えております。

滝本議員

この議会開会のあいさつの中で町長さんが 29 年度の重点施策として子育て支援と福祉を掲げられました。これらの取り組みは、まさに児童福祉に当たると考えております。子ども食堂もこどもカフェも、主催事業団体が違うだけで内容はほとんど同じでございます。実は、この取り組みに対し町内のある企業が関心を持っていることを知りました。また、県はプラットホーム 10 カ所を構築し、支援を検討するということです。ぜひ飯島でも名乗りを上げることを求めます。私も微力ながら行動を起こし、ともに歩むお手伝いができればと考えているところでございます。

では次の質問にまいります。不登校児童や引きこもりの対応及び学習環境の現状についての質問です。上伊那では不登校児童についての統計が公表されまして、上伊那では小学生が 26 人、中学生では 80 人となっているようでございますが、飯島町での不登校児童の人数と学校の対応についてお聞きいたします。

教育長、お願いいたします。

教 育 長

不登校等、学校不適應の現状について今お尋ねをいただきました。不登校についてということですが、不登校という場合には、病気とか経済的理由以外の何らかの理由で年間登校しない、あるいは登校できないということにより 30 日以上長期欠席をした者というふうにされております。平成 28 年度におきましては、議員、御指摘なのは中間報告の数だと思いますが、1 月現在ということで見ますと、飯島町では 3 校合わせて 14 人、率にして 1.9%の在籍率になっております。

滝本議員

では学習状況についてお伺いいたします。どのような対応をなされているかということでございます。

教 育 長

学習状況についてということですが、この不登校をするに当たってはさまざまな要因が考えられて、本人にかかわる要因、例えば不安、あるいは気力がなかなか持てないというようなことや、学校にかかわる状況では人間関係とか学業の不振、そのほか家庭環境にかかわる理由もさまざまあって、個人によって状況が異なっているということであり、不登校というふうに一言で申し上げますけれども、定義からすると、1 週間に 1 日、例えば休んでいくという子も年間では 30 日超えて不登校生ということになりますし、1 学期のある時期まとめて 30 日休んで、そこから後はずっと普通に学校に来られていても、人数の中には、先ほど申した人数の中にはそういった生徒も入っております。ですから、学校に来るほうが多いために多い生徒も当然その定義の中に入ってしまうということでもあります。学習等の支援についてでありますけれども、基本的には担任の先生を中心にその生徒に合った学習指導が行われていますが、欠席がだんだん多くなっていくという

ケースもありますので、そういった場合には、校長、教頭はもちろんですが、状況によってはスクールカウンセラーさんのカウンセリングの力を借りたり、あるいは町が配置してる保健師、あるいは教育相談員、家庭相談員がおりますので、その子にとって必要な支援を行っております。不登校などの学校への不適應の改善や生活習慣の確立をしていくことが本人にとって学習意欲の高まりにつながってくるのではないかとということを第一に考えながら、子どもたちへの支援、あるいは学習指導を行っているところであります。

滝本議員 それぞれカウンセラーや相談員がいるということでございますけれども、不登校訪問専門員や引きこもり相談支援士などという専門職があることを御存じでしょうか。これはお伝えをしまして、次の質問に移りたいと思います。

前にも議員から質問があったと思いますけども、引きこもりの人たちの現状ということですが、これは今現在どうなっておりますでしょうか。

教 育 長 引きこもりということですが、引きこもりについてはおおむね6カ月以上家族以外との接触がないというような状況を指しております。そういった意味では、若干名、小中学生の中にいるということは我々も把握しております。

滝本議員 現状をお聞きいたしました。

次の質問にまいります。3番目でございます。昨年12月制定の教育機会確保法を受けて町での取り組みはどうでしょうかということでございます。教育機会確保法は、学校に通うことができない子どもに多様な学習機会を保障し、学ぶ権利を支える法律となります。まだ不十分な内容となっているようですけれども、学校における学習環境の確保、学校以外での多様な学習機会の整備など、町ではどのように考えておりますでしょうか。昨年度は、夢の教室とか未来塾とかが学校で通える子に対しては行われておりましたけれども、一方、通えない子どもたち、先ほど申しました不登校などの子どもたちに対してどのような多様な学習の機会がもうけられているかということをわかりましたら教えていただきたいと思います。

教 育 長 今御指摘の教育確保法ですが、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律というわけで、昨年12月14日に成立しました。この法律の目指すところは、不登校児童生徒に対する教育機会の確保、あるいは夜間中学における就学の機会の提供、義務教育段階における普通教育に相当する教育機会の確保等に関する政策を総合的に推進しようというものであります。報道ではフリースクールの登校についてとか、夜間中学についてということが多く取り上げられています。法律の条文にあります。基本的な指針については今後文部科学大臣が定めるということになっておりますので、今後国から示されるものと思っております。また、長野県では、昨年6月に第1回の中学校夜間学級設置における課題検討会というのが開催されまして、不登校などによる形式卒業者とか戦後の混乱で学べなかった高齢者、外国籍児童の3つに分類しながら検討がされています。この件についても今後県の方針が定められていくものというふうに認識しております。さて、お尋ねの飯島町としての取り組みですが、義務教育の学齢期の子どもにつきましては、町内の小中学校または伊那養護学校、飯田養護学校にすべてが在籍しており、フリースクールを活用している生徒については現在のところ把握しておりません。ま

	た、未就学のため中学校夜間学級を求められるという、こういう要望も現在のところは把握しておりません。そこで、この法律に伴う町の施策としては不登校の子どもたちへの支援が中心になると思っております。法律では、地方公共団体に学校における取り組みの支援、支援状況等に係る情報の提供や不登校児童生徒の多様な学習活動の実績を踏まえた支援といったものが求められております。現在飯島町では、財政的な支援もいただきながら支援員が各校に1名ずつ配置されております。校長、教頭を初め支援員の先生方が、例えば授業中に不登校の子が登校した場合に、担任の先生は授業をやっているというときに、その支援員の先生や校長先生や教頭先生が対応するということができるようになっておりますし、そのほかにも、中学校に相談員、それから飯島小学校に保健師、教育委員会に家庭相談員を配置して、勉強の支援、あるいは家庭の状況に応じた福祉的な支援を含めて行っております。また、町民体育館に、通称中間教室と呼んでおりますけれども、そこに教育相談員が常駐しておりまして、学校にはなかなか入れないけれども中間教室なら行けるという子どもたちは、そこに来て支援員の指導を受けながら勉強をしているというふうに、勉強をしております。このような状況ですので、今後も児童生徒の状況に合わせた支援ができるような、現在のような割と手厚い支援っていいですかね、こういった方策を今後も充実していくことが飯島町にとって大切ではないかというふうに考えております。
滝本議員	少子高齢化の中でございます。飯島町の子どももだんだん少なくなっている現状の中で、その子どもたちを一人一人大切に育てていくことをまた認識したいと思います。 では次の質問にまいります。3－1でございます。重点道の駅田切の里の移動購買車の運営状況についてお聞きいたします。田切の里は、重点道の駅として人口減少、高齢化が進む中で第一に地域福祉の拠点として位置づけられ、高齢者やひとり暮らしへの宅配や給食及び安否確認サービスを目標に移動購買車事業を行っていると思っておりますけれども、地域福祉の点において、この運営は重点道の駅の目標と整合してできているのか、町と田切の里のお考えをお聞きしたいと思います。
産業振興課長	課長でよろしいでしょうか。 それでは私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。道の駅田切の里は、農業振興や都市・農村交流の目的のほかに、特徴的な取り組みといたしまして地域福祉機能を掲げてあります。移動販売事業は国の重点道の駅に選定された理由の一つでありまして、今議員に説明いただいたとおり5年10年先の少子高齢化という地域の課題を見据えた特徴的な地域福祉事業として位置づけられておりますので、道の駅の目的と合致しているというふうに考えております。福祉関係事業につきましては、移動販売事業、また宅配事業という大きく2つの事業がございますけれども、移動販売事業につきましては、移動販売車を先行で購入するなど、先行で実施してきております。この運営が落ち着いてから宅配サービス事業を行っていきこうというように形で当初から考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。現在のところ、諸事情によりまして移動販売事業、休止をしておりますけれども、計画がずれ込んでおりますけれども、4月の運行再開を目指して町も協力しながら運行計画の構築を図ってまいりたいというふうに考えております。
滝本議員	福祉の目標に合っているということでお聞きいたしました。

次の質問にまいります。関連してでございますが、この移動購買車に地域おこし協力隊が携わったということで、この運行が始まったのが8月ごろでした。また、一旦休止を時を経て11月ごろまで運行し、その後は残念ながら担当者がやめられたということです。1年目2年目3年目と目標に近づくように準備の段階も上がってくると思うのですが、まだ1年もたたないうちに休業となり、なぜだったのかと心配や疑問もございます。たとえば、その隊員が飯島を好きになって、町も気に入ってお嫁さんお婿さんとして迎え入れたわけでございます。何もわからない環境の中で心配や苦労があったかと思いますが、周りの人たちとの十分なじまないかかわりの中でいきなり家計を任された状況ではなかったかと推察いたしております。担当者は、そんな中、福祉目的に沿う教育、研修をどのように受け、準備を進めたのでしょうか。また、町はどのようにかかわったのかお聞きいたします。

産業振興課長

移動販売事業の担当者への教育、研修ということでありますけれども、これにつきましては、町からの委託を受けて業務を行っていただいております株式会社道の駅田切の里のほうで中心になって行っておりますので、直接的に教育、研修ということを町は行っておりません。田切の里では、部門担当取締役が責任者でつきまして、移動購買事業を行っている先進地の視察、またはインターネット等による情報収集を行うなど、担当者への教育、研修を行ってきたと聞いております。なお、地域おこし協力隊につきましては町の嘱託職員でありますので、町としても懇談の機会を設けまして状況の把握をするとともにアドバイス等を行ってきたところでございます。

滝本議員

では次の質問にまいります。その担当になった隊員は購買車事業をどのように考えてプランを立てたのでしょうか、隊員の思いはどういう形であらわされたのかということをお聞きいたします。

産業振興課長

計画につきましては、基本的には運行プランはゼロベースから担当者の考えで作成されたというふうに聞いております。プランの作成に当たりましては、平成27年度に町が行いました買い物弱者アンケートの結果データを町から提供いたして、巡回場所を初めとする住民ニーズの把握を行った上で、担当者みずからがプランを作成いたしました。会社としては、道の駅の商品以外の仕入先の検討や交渉、それから移動販売車の運営につきましても会社役員が担当職員の相談に乗りながら進めてきたというふうに聞いております。

滝本議員

以上を購買車の件についてお聞きいたしましたけれども、現在マネージャーも休職状態だということを聞いております。幾つも問題を抱えた状況ですが、まだ1年も経過していない中ですので、私が言うまでもありませんが、基本の考えをしっかりと踏まえて、じっくりと確実な目標の達成に向かって歩むことを期待し、私たちも協力できるプランを考えていく必要があると思っております。社文では27年度に重点道の駅に選定された阿南町の道の駅経営の蔵の社長にお話をお聞きいたしました。地域の生活支援の買い物弱者対策として移動購買車の運営をしております。高齢者宅、ひとり暮らし宅へ一軒一軒配達して安否確認をしているということでございます。利用したい方の要望をどれだけ受け入れるかは問題も多いことと思いますが、一歩ずつ進んでいくほかはないと思います。これからの体制を見直し、社員も募集するという事もお聞きしておりますので、焦らずに取り組むようお願い

		いもし、期待もするところでございます。 以上、質問終わりといたします。
議 長		ここで休憩いたします。再開時刻を 11 時 10 分とします。休憩。
休 憩		午前 10 時 52 分
再 開		午前 11 時 10 分
議 長		休憩を解き会議を再開します。一般質問を続けます。 4 番 折山誠君。
4 番 折山議員		通告順に質問をしてまいります。 質問事項 1－1 「道の駅田切の里運営状況は」について町長のお考えを伺ってまいります。過日ですが、新年度予算編成の上程の折、下平町長が施政方針を語られました。で、その中の言葉の中に、新年度予算、これは「血と心の通った行政運営とまちづくりを行うための予算」というフレーズがございまして、ちょっと心を打たれました。で、下平町長のこれが新年度予算の基本に据える、据えていただいているという、そういうことでは、今回の私の一般質問、それから先ほどの久保島さん滝本さんの一般質問、根柢の中にはそんなこともあるのかなあというふうにお2人の質問をお聞きしておりましたし、私も引き続きそんなことを基本の据えながらの質問になろうかと思っておりますので、よろしく願いをいたします。道の駅田切の里でございますが、そもそもこの道の駅は、年々高齢化と人口減少が進んでいるという地区の将来を危惧する田切の皆さんがみんなで自分たちで何とかしよう、そういった思いの結集から構想をされた事業でありまして、また、その努力の結果実現した事業であったように記憶をしております。特に株式会社田切の里の中林現社長、この方は「地区住民が高齢化して買い物に行けなくなったとしても地区の中でその皆さんが生活をしていくことのできる環境を整備していかなければならない」と、当時区長であったかと思います。「そのための拠点づくりが必要だ」というふうに構想当時語っておられたことを今思い出します。道の駅のホームページのトップページでは、地元農家が農産物を出荷する、鮮魚、肉、日用品も販売をし、住民の生活拠点となり、観光客との交流の場を醸成をしていって地域の活性化を進めたい、こういうことをうたっております。また、移動販売、移動購買、こういったものを通じて高齢者の買い物支援や御用聞き、見守りの役割も果たすんだ、というふうに記しております。つまり、地域住民の生活拠点づくりが道の駅建設と運営の最も基本に置かれたコンセプトとなっているというふうに理解をしております。昨年3月の定例会では、株式会社田切の里を指定管理者と議決をいたしました。で、結果昨年4月1日から平成33年3月31日までの5カ年間の運営をその会社に託すことと決定をしております。そういった熱い思いを背景に昨年7月にオープンした道の駅田切の里は今8カ月を過ぎようとしております。 それでは質問要旨の1－1に入ります。「道の駅田切の里全体の運営概況は」について伺

います。5年間の指定管理に委ねたとはいえ、多額の国税、県税、町税を投じての施設建設でございました。主要な施設の所有者たる飯島町、投資に見合った町民益につながるように、また、地区住民のよりどころであり観光客との交流の場という初期の目的を達せられるように、道の駅を、また指定管理者の株式会社田切の里を、大切に育て上げていく町には責務があるというふうに考えます。その点を踏まえて伺ってまいりますが、現在の運営状況どのようになっているのでしょうか、お答えをいただきたいと思います。

町長 道の駅田切の里の運営状況でございます。念願かなって7月のオープン以降、お盆の野菜市、10月の桜コスモス祭り、11月の収穫祭など、いろいろの各種イベントを開催していただいております。そして、その中で12月までの実績でございますけれども、客数は約8万5,000人、計画に対する達成率は約96%、売り上げは約1億1,000万円、計画に対しては達成率101%と、全体的にはおおむね計画どおりの客数と売り上げを確保しております。この数カ月間ですね、初めてのお店の運営ということで、今までそういう経験のなかった人たちが力を合わせて、我々の道の駅ということで取り組んでこられたことと思います。まあ最初ですから、地域の興味も高こうございますから、大勢のお客さんに来ていただいたということにつきましては感謝を申し上げるところでございます。一方、いろいろの予期せなかったことも、うまくいかなんだなあということも出てきておるかなというふうに思っておるところでございます。いろいろ試行錯誤しながら一生懸命取り組んでいただいていると思っております。

折山議員 本日私が3人目の質問者なんですが、前2人も同様の質問で恐縮でございます。質問要旨1-2「職員の離職休職が多すぎないか」このことについて伺います。これ、3人が3人この質問をするということは、それぞれが各住民からいろんな情報を得たり、また町からの報告を受けたり、かなり町内にもうこれが広まっているということの中での心配を持っての質問になろうかというふうに思います。現在の職員を含めて就業の状況を町はどのように把握しているのでしょうか、伺います。先ほど申し上げました。指定管理に委ねたんで、これは会社の問題だというふうにお答えになるのが一般的な指定管理の場合だろうと思います。後に申し上げますが、田切の里、発足間もない会社を5年間というスパンで指定管理に指定した、その意味合いを特に心に置きながらお答えをいただきたいと思います。

産業振興課長 株式会社道の駅田切の里の6月の当初ですね、の入社式当時の従業員数は地域おこし協力隊を含めまして27名でございました。2月現在でございますが、33名という状況になっており、うち休職者が1名で、現在までの退職者は5名というふうに聞いております。従業員の中には初めての職種で経験の浅い方も多く、また退職するという方もそれぞれの個々の事情や考え方もありますので、退職に当たってはやむを得ない部分もあるというふうに考えております。ただ、その中に1名地域おこし協力隊員がおります。退職の中に1名おりますが、その協力隊員につきましては、大学を卒業して初めて社会人として飯島町に夢を持って来られたということで、町としても、さきの議員の御意見もありましたが、ぜひ定住につなげていきたいということで考えておりましたけれども、勤務をする中で新たな目標に向かってやるところが見えてきたというような、私との懇談の中でもありまし

折山議員

た。そういった形で、町としても頑張ってもらいたかったわけなんですけど、協力隊員につきましては、そんな事情で退職をしておりますので、よろしく願いいたします。

道の駅がオープンして8カ月、こう、夢の中では、地域の皆さんが日用雑貨やきょうの夕げの食材を求めて集ってくる、また昼間にはあちらこちらで来場者と地元住民が談笑している、そんな光景の道の駅、こういったことを夢を見るわけなんですけど、また、そういうことを目指して、スタッフの多くがやりがいと未来への自分自身の希望、そういったものを感じながら目を輝かしながら働いてくださっている今日であるはずだったんですね。ところが、今の報告のとおり1年を待たずに離職者や休職者が多い実態があるということがわかりました。協力隊員については、ほかの希望が見えてきたからそちらへっていうお話ではございましたが、休職者1名、離職者5名っていう数字を考えると、表向きの理由と内なる思いというものがあるんじゃないのかなというふうな気がします。仕事柄、そばコーナーとのイベントの打ち合わせやら様子見のために、たびたび私も道の駅へ訪れております。できるだけその折にはあちらこちら見て回るようにしておりますし、実際に野菜のコーナーから野菜を買ってくるなどをしてしておりますが、スタッフの皆さんの多くが疲れてしまっているのかなっていうふうに感じる日もありました。

それでは、これまで2つの質問要旨の本题に入ってまいりますけど、私は今の道の駅の経営が初期の目的から少し外れて来客数や売上高の多少に左右され過ぎているのではないのかなというふうに今危惧をするものであります。先ほどの、私、運営状況を聞きましたら、町長がこういう事業をやってるよっていうお答えをさせていただきただけで、やはり専門のその席にある課長の立場からいくと、この期間の売上高が幾らで、入場者数が何人で、目標に対して何%だと、こういう報告になるわけです。運営状況っていうと通常はそういうふうになっていくんだと思うんですが、先ほど申し上げました本来の目的は何だったのかなということをちょっと感じますと、いきなり立ち上げて間もないところに余りその数字をこう突きつけるっていうのは、経営者、スタッフ含めてプレッシャーを感じ、必要以上に頑張り過ぎていないか。本来なら笑顔で接客すべきスタッフに負荷をかけ過ぎてはいないか。満足に、先ほど役場の労務、労務環境の話が久保島議員から出ましたが、満足に休みもとれず、もしかしたら見えないところのサービス残業があつたりっていうような状況は起きてはいないのかな、どうかなっていうことを心配するものでございます。そばを通じまして田切の里と縁の深い私ですので、町民の皆さんからも同様の心配が寄せられております。特に残念なのは、先ほど課長から報告がありました、飯島町に移住しよう、この町で生き抜いていこう、そういつて決意をしてくれた協力隊員が1年も待たずにやめてしまったことです。通常ですと、どんなに目標を見つけたとしても1年は四季を通じてやってみようというふうには思ってくれるものではないのかなあというふうに思いますので、何か新たな目標が発見できたということだったのかなあというふうには思いますし、その方1人だけがやめたんであれば、その方固有の何らかの問題があつたんだろうというふうに推測もできるんですが、例えば同じ職場の全員がやめてしまった、事業が成り立たなくなってしまったとすれば、先ほどの滝本議員の発言を借りれば、あるいは久保島議員の発言を借りれば、雇い入れ側、採用した側の何らかの問題もなかったんでしょかということ

考えるわけでございます。道の駅の社員全員についての、なかなか町は関与がしづらいとは思いますが、協力隊員については少なくとも関与すべき町の職員だと思いますし、この先も中の協力隊員があそこら違うところへ行きたい、あるいはこの町を去りたい、そんなことのないように、やはり手は打っていく必要があるのかなというふうには思うわけがあります。ちょっと繰り返しになって恐縮なんですけど、1年前の議会で指定管理者を議決しました。先ほど申し上げました。できたてほやほやで何の実績もないこの会社を指定管理者に5年間という長期に決定をしております。議会全員で。その折に議会には詳細な指定管理要件っていうのは示されておられません。でも、全会一致で決定をしました。なぜでしょうか。この事業は、本来地元の住民を中心に町民が出資をした会社であります。地元住民の生活拠点として、あるいは観光客の拠点として、その場で住民と観光客の交流拠点として、そのことを目的に地元住民みずから運営してくんだ、そういった思いを議員全員が受けとめたからであります。もちろん経営的な心配もございました。でも、その熱い思いを全員が受けとめて、実績ゼロの会社を指定管理、長期に行ったところであります。その先には必ず町の活性化につながっていくんだと、またもう一つは、実績ゼロであるんですが、その会社を町が積極的に支えながら育成してくんだと、道の駅ともども会社も大切に育て上げていくんだと、町がバックアップするんだ、そういったことを確信していましたので、全会一致で詳細な要件を見ずに議決したわけであります。1年目は、駅全体のマネジメントも仕込みや接客スタッフもなれません。なれない中で苦労しながら、春夏秋冬、四季の人の流れを感じ、それに応じてようやくスタッフが通年の業務を経験をしていくわけでございます。2年目には、その経験から少し余裕が出てくるはずですよ。自分自身の生活の基盤もそこからしっかりしてくように思われます。3年目には、その心の余裕を持って拝見しながら、社員みずからがいろんな工夫を重ねて、経営者もそうでしょう、余裕が出てきましたから、いろんな工夫を感じながら穏やかな右肩上がりの成果を上げていくんだと、あくまでも穏やかなんです。本来の目的を基本に据えながら穏やかに上げていく、無理をしてはならないということです。働く人々が明るくて楽しければ、地域の人は自然にその施設へ集ってくると思えます。施設案内や地域観光案内のボランティアを買って出てくる人もあらわれるかもしれません。地域をよくしていこうという志を持って採用試験に臨んでくれたスタッフが志半ばで去っていく、現在は5人です。忍びないものがあります。スタッフの皆さんが力を合わせて笑顔で活躍できる環境づくりが、今、田切の里には必要ではないんでしょうか。会社も指導、監督する町も一度リセットをして、まずその点から取り組んでいくべきと考えます。大事なのは人です。人を育てるには時間がかかります。育てられたその人たちが十分な能力を発揮するまで、もう少し数字の面での縛りは先に延ばして見ていったいいいんじゃないかと考えますが、いかがでしょうか。

町 長

田切の駅、田切の道、道の駅田切の里の状況といいますとですね、まずは数字を上げて、もう1億円も売ってるということをまずつかむことは大事なかなというふうに思います。説明するには、まずそこから入るのは常道だと思います。この1億円っていうのはですね、半年で1億円ですから、年間2億円なんですよね。そういう2億円の小売業っていうのはね、これは大変ですよ。今あの七久保の道の駅も約2億円、そのペースですから、そのペー

スに一気に上ったということが、もう察知できる、お察しできることと思います。初めてオープンして、もうその数字を売り上げたということはですね、それは中の混乱はさぞいかなるものかなということはお察しできます。しかし、これは、あの注目された道の駅がオープンしたから、地域の住民の皆さんがどおっと殺到した、それにまず対応しなければならなかったんです。あの道の駅ができた最初の地域住民の皆様方の志、思い、そして、この地域にとってあの道の駅がどうあるべきかという理想、それはそのとおりでございます。しかし、そういうものを持っていても、現実はですね、どおっとお客さんの流れが来る、それに対応しなければならないという現実があるわけです。売上幾らにしろということは言った覚えはございません。しかし、お客様が来てくれると、多くのお客さんが来てくれるっていうことは数字にあらわれることです。お客さんがずっと永遠来てくれるということは、これなりのよさがなければならぬ、今後、やはり折山議員がおっしゃるとおりに、お迎えする心、そして地域の御案内もそこではできてですね、野菜は、これは誰がつくってどのようにしたんだよと、こういうことが説明できることがほんとに血の通った人の心の通う商売だと思います。ある時点で整理して、その原点に戻った経営に立ち直る、そのために、自然というのとはぱっと忙しくてぐっと暇になる、こういうことがあるんです。そこの時点をうまく利用して、みんなが心を合わせて、もちろんやっていただいていると思います。もう一度原点に戻って取り組むという時期も必要です。そのように考えて、株式会社取締役、株主、それぞれいらっしゃる中で、そういった経営のことについてはお知恵のある方々がいらっしゃると思います。本格的な株式会社田切の里については、その方々がまずリードして運営していくことが肝要かと思っています。飯島町としては、それを支援してくわけですけれども、協力隊につきましては私たちも支援してそこへ派遣させていただいてるわけですが、中での仕事の詳しいことについては株式会社にお任せしなければなりませんけれども、飯島町としては、そういった派遣した協力隊の皆様たちの、やっぱりお話をよく聞いてですね、意を酌む中で、3年後には自立するという一つの大きな目的があるから、その方向に向けてのお話はしなければならないというふうに思うところでございます。

折山議員

町長のおっしゃった資料を過日全協のほうへ町から出していただいております。やはり新しくできた店ということでお客さんの殺到しての苦しさがそこにあったかと思うわけですね。それは事実だと思います。ただ、人が大事ですから、やめてしまうところまで追い込まないように、何とか人の力を借りてでも、一時的な力を借りてでも、やっぱり働く人たちが追い込まれていかないような環境づくり、そういったことが大事なのかなということで申し上げました。実際にですね、この通告後に、つい先日顔を出しました。野菜のコーナーへ行って買い物もしました。あの一時の混乱期に比べると、皆さんとても明るいです。で、私が冗談を言っても冗談を返してくれるほど接客もうんとよくなっております。今ちょうど人の動かない時期で、お客さんもそんなに多くはなかったです。多分ほんとに余裕が少しずつ出てきたのかな、何とかやめた人たちも、この四季を通じて1年は経験してもらって頑張っただけだったなあということは今思うわけなんですけど、先ほど2人の議員のほうから、人を受け入れる場合、受け入れ側にも問題なかったというような、ちよっ

とずばっとした指摘がございましたが、私たちの多くはですね、働くことに誇りを感じられて、地域の皆さんや来場者の笑顔など、それを受けとめてくれる環境っていうものがあると、多少苦労があってもいとわないっていうような人がほとんどだと思うんです。ぜひ会社の皆さんも今はなれる期間だよっていうことをちょっと心にとめていただいて、成果を急ぎ過ぎず、先ほど町長は急がせてはいないっていうことでお聞きしましたので、町はそういう方向で田切の里を見ておりますから、余り性急な成果を急ぎ過ぎずに、5年というスパンで結果を徐々に出していく、そういったふうに努めてもらいたいし、ぜひ、その思いをじかに語って、皆さんが安心して働ける環境づくりを求めて、次の要旨1-3、移動購買車、販売車、この事業の状況とその効果は、について伺ってまいります。

冒頭に申し上げましたが、移動販売っていうのか、移動購買っていうんですか、を通じて高齢者の買い物支援や御用聞き、見守りの役割も果たす、そういったいわば福祉の崇高な目的を掲げて、この事業を田切の里で開始をしております。しかしながら関係スタッフ全員が離職してしまったということで、先ほど滝本議員からも報告がございましたが、この2月8日に移動購買を先進的に行っている阿南町新野の道の駅信州新野千石平、株式会社蔵を訪ねまして、私どもは福祉の視点で金田三千男社長のお話を伺ってまいりました。事業、ここの道の駅っていいですか、実際には関連スーパーでやってるんですが、この移動販売は、事業の立ち上げのきっかけというのは、阿智高校に通う女子生徒がこの地域で移動購買車に乗って買い物弱者を助けたい、そういったことの話がきっかけとなったそうでございます。社長は彼女に「購買車を買って待ってるから、卒業したらおいで」というふうに告げたそうであります。それで、実際に社長は彼女の卒業前にもう車を買って用意しとったそうです。で、彼女は卒業を待って入社をして、その後に運転免許を取って、社長は彼女のやる気を大事にしながら事業を開始したそうであります。先ほど宅配という言葉が出ましたが、移動購買の戸別訪問を基本にやっとなとこです。各家を回ってるんです。で、彼女は遠方にお嫁さんに行ってしまうましたが、行ってしまうこの最近までの4年間、この事業に従事をして、顧客とのまず関係をしっかりと構築したそうであります。で、それを構築しながら成果を上げてきたということだそうです。現在は1台から2台に増車をし、新たなスタッフにより事業を継続しているそうであります。最終的には5台くらいまで増やしたいというふうに社長は思っているそうです。スタッフには1日の売り上げなど一定のノルマは課しているそうです。あんたたちの経費を出すには1日これだけの売り上げがないと車両の経費、燃料代、皆さんの給与出せませんよっていうようなことは課しているそうではありますが、移動購買事業の基本は、スタッフとお客さんとの心のつながりを深めて、時間をかけてそのつながりを広めていく、そのことで成果が上がるんだし、上がってきているんだということでございます。今ではスタッフとお客さんとの間、お客さんほとんどが高齢者ですから、親子のような関係が構築、また、そういったきずなも結ばれている、だそうでございます。この会社では何より人材の育成に時間と力を注いでいる、そういうことがうかがえました。また、そのようなことで経営を軌道に乗せるためには時間がかかるんだと、収益事業というよりも福祉事業としての地域貢献だと、自分は割り切ってるんだと社長はおっしゃっていました。そこでですね、福祉だけをしていたらこの会社

は潰れてしまいますから、会社としては、徹底した福祉の精神で移動購買の事業を行って、そのことで地域との結びつきを深めて、多くの地域住民を道の駅千石平の協力者として結集してるんです。で、その結集した力をもって毎月のイベントを開催している、その結果広く観光客を誘客できている、道の駅全体の事業そのものの成功に結びつけているんだそうでございます。この話から、地元を大切に、その結果を誘客に結びつけていく、まさしく田切の里のスタート時のコンセプトそのものだというふうに思うわけであります。よそのをそっくりまねをするという先ほどの町長のお言葉ございましたが、同じコンセプトで歩むのであれば、このまねはするべきかなあというふうに考えます。

そこで、質問要旨1－4「移動購買車を福祉事業の視点で」ということについて伺ってまいります。金田社長は、全国の買い物弱者対策の在宅支援として、国や地方公共団体は、民間事業者にも丸投げではなくて、行政の支援制度創設が必要だと訴えておりました。現に、地方の創生として国の関係機関や研究をしている大学などから状況を聞きたい、たびたび招聘されて実情を講演しているそうであります。飯島町で求められたらいつでも行くよというお言葉もお聞きしてまいりました。地方における移動購買事業の効果は大きくて、買い物ができないからと施設へ入ってしまう高齢者がいるとすると、行政コストはこのことにより増大します。山間部の狭隘な農地を守ってきたこれら高齢者の皆さんがそのことによって不在になると、荒廃農地が増加します。狭隘ですから大型農機が入りません。人の手にどうしても委ねられます。そうしますと、農村環境などにも、あるいは自治体財政にも深刻な影響を生じるんだ、そのことも学んでまいりました。既にこのような民間の取り組みに財政支援を行っている自治体もあるとのことではありますが、現在頓挫している田切の里の移動購買事業、健全な形で復活させるためにも、ぜひ福祉サイドの補助制度を、町としての福祉サイドの補助制度を求めますが、いかがでしょうか。財源は在宅支援により入所せずに済む経費負担分、そして狭隘な荒廃農地の保全に要する行政コスト、これを充てていけば町の財政的なメリットも大きいものと解しますが、いかがでしょうか。時間の都合で簡潔にお答えをいただきたいと思います。

健康福祉課長

道の駅田切の里につきましてはですね、当初からそういう福祉関係の重点道の駅となっておりますので、今後ですね、庁内内部でですね、もう再度検討をさせていただいて、産業振興課関係、それから、できれば我々の福祉関係の部署、社協さん等も含めましてですね、そういう制度、活用できるかどうか検討させていただいて、今後の対応をしていきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

折山議員

町の支援を受けることで、時間をかけて人を育てて、スタッフのやる気を喚起できる環境が整備され、そのことで道の駅田切の里全体が発展していくことを御期待申し上げます。ぜひいい方向での検討成果が出るように御期待を申し上げて、次の質問項目に移ってまいります。

質問項目2「道の駅花の里周辺の商業施設の一体的活用を」について伺ってまいります。今回は2つの道の駅、できたら余り触りたくない内部のちょっと指摘もさせていただきますが、それぞれの道の駅が真剣に町の活性化のために取り組んでいただいとすることは重々承知で申し上げますので、多少の発言の行き過ぎがありましたら御容赦をいただきたいと思います。

思います。七久保地籍にセブン-イレブンができて何年になるのでしょうか。私、あのイレブンができたときに、こんなところで商売がなるのかなあというふうに実は思っておりましたが、今やほぼ毎日もしくは2日に一遍は利用するお得意さんになってしまいました。その後、道の駅花の里いいじま、里の菓工房、コメリ、りんごの樹、ラーメン専門店ドラゴン、イタリアン料理、これは難しいんですがCUORE VERDE(クオーレ ヴェルデ)などが次々と出店し、七久保のバイパス沿線は、いつの間にか商業集積地として活気が、こう、出てきております。無論この核になるのは道の駅の花の里いいじまです。地域と観光客の交流拠点として、町の観光ステーションとして、多年にわたり町の発展に大きく貢献をされてまいりました。何もなかったところから、今の田切の里と同様です。何もなかったところからここまで事業を展開されてきた道の駅利用組合の皆様、生産者や内部のコーナーを運営する事業者の皆様、多くの関係者の皆様の御苦労と実績は町民から高く評価をされるものでありますし、皆さんそのような思いを持っているというふうに思います。しかしながら、多年にわたり運営実績を有する自信のあらわれなんではないでしょうか、幾分運営が近年閉鎖的ではないかとの声もあわせて寄せられるようになってまいりました。まだまだ伊那谷屈指の道の駅として大きな伸び代を感じられる花の里のいいじまです。今後の発展を、さらなる発展を期待して順次伺ってまいります。質問要旨2-1「道の駅花の里いいじま運営概況と今後の展望は。また、生産者や利用者の声を運営に反映する仕組みはあるか」について伺います。利用組合は、町や生産者、各コーナーの事業者によって構成されているものと思います。かかわる方全員が、また利用者が何のそんたくもなく純粋に運営や事業企画に意見、提言できる環境はあるのでしょうか。これはあくまでもうわさ話でありますし、私も肌で若干感じるものでありますが、花の里が今日ここにあるのは敏腕マネージャーの力があってのことだというふうに、あの方という言い方は、こういう特定の方を指すということではなくて、ものすごいマネジメント力を持って、今日まであの道の駅を支え、発展させてきたというのは、ほんとにそのとおりでいうふうに思うわけがあります。したがって、その天皇陛下ほど偉大な人に対して、その方の意に反するような意見を言ったら申しわけないと思うのか、あるいは叱られてしまうと思うのか、わかりませんが、なかなか言えないという方もいらっしゃると思います。施設そのものは町民の大切な財産です。これまでの実績は実績として、まだまだ発展していつてほしい、そのことが町民全体の思いであります。さらなる成長のためには、閉鎖的にならず、現状に満足せず、謙虚に他者の苦言、提言を受け入れる指定管理者の経営姿勢、これが大切なあというふうに思うわけがあります。その点について、指定管理を委ねている町は、花の里をどのように今評価をし、今後を展望しているのか伺います。

町 長

道の駅花の里についての御質問でございます。折山議員さんがおっしゃられるとおり、花の里の業績の評価については、私も十分過ぎるほどの評価をしておるところでございます。あの飯島町で初めての道の駅ができてですね、14年、あそこに不動の地位を築き上げたということでございます。そのおかげで道路沿いにお店がちらほらとできてきて、今では商店街が形成されてきているということですね、これは大きな、やはり目に見えない道の駅の皆様方の御努力、生産者の皆様の御努力、飯島町町民の皆様の御努力があって、そ

	ういう状況が生まれてきたかなというふうに思っているところでございます。田切の里は、願わくばお隣にお店が欲しいなあというふうに思ううらやましい部分だなというふうに思っているところでございます。であるからこそですねえ、あの道の駅の立ち位置というのを十分理解していただいて、地域の経済の発展のために、今後連携して我々の思いを遂げていただく主たる舞台となってほしいなあというふうに思うところでございます。観光産業を今後定着していくためにも、この2つの道の駅というのは、飯島町のそういった物産販売の核になると思います。であるからこそ、生産者と販売者のちゃんと息の合った息の通ったお店の運営というのが望まれるかなというふうに思っております。
折山議員	町長、もう1点、その天皇陛下に物を言える環境ができているかどうかの、その点について、もう一つ。
町長	中での経営状態、形態、連絡等については、より詳しい産業課長のほうからお話申し上げます。
産業振興課長	生産者や利用者の声を反映する仕組みの関係でございます。生産者につきましては利用組合の総会等でのアンケート実施、それから利用者については毎日の営業の中でスタッフが直接伺った意見、こういうものがございます。そういったものは上席者に伝えて、可能なものは早急に対応するよう取り組んでいるということでございます。また、毎月の例会の役員会、それについても、それぞれ課題があれば協議を行い、必要に応じてスタッフミーティングで業務対応を徹底するなど意思統一を図っていますので、意見を反映した取り組みを行っているというふうに考えておりますが、先ほど意見を言えない方もいるということは、もしいるとすれば、全員が意見を言えないわけではなくて、そういう方もいらっしゃるというふうに議員はおっしゃったと思いますので、全く反映されてないということではないというふうに私も捉えております。また、閉鎖的ではないかということですが、マネージャー、プロでございますので、いろいろな意見を聞きながら、意見をいただいた方がことがなかなかそのまま聞けない部分もあると思います。そういったところで誤解を招くようなこともあるかと思いますが、一生懸命やっただけなので、よろしく願いしたいと思います。
議長	折山議員に申し上げます。ここは公式の場でございますので、発言は慎重にお願いいたします。
折山議員	町民の声は声として議会に届けるのが私の責務でもございますので、言いづらいこと、私も気が小さいなど、随分気が小さい人間だなと思いましたのは、さっきから喉が渇いて仕方ありません。言いづらいことも伝えるべきが私の仕事だというふうに信念を持って発言をしてるところでございます。 質問要旨2-2「栗の里を目指し町が積極誘致した里の菓工房の事業展開を理解、支援してるか」、続けて質問要旨2-3「いいじまブランドの商品開発を積極的に行っている洋菓子店をどう評価しているか」について一括して伺ってまいります。これはすべての町内の企業の皆様に言えることだかと思うんですが、あえて今、道の駅花の里を出しておりますので、その隣接の部分で申し上げます。道の駅に隣接して里の菓工房とりんごの樹が出店しております。里の菓工房は、町内果樹農家が高齢化により後継者不足、こういったこ

とをもって廃園が進みました。新たな6次産業づくりと果樹園跡地の荒廃化を防ぐために始まったクリの里づくりにより町が政策的な誘致を行った企業でございます。おかげで数年前まで遊休荒廃地でいた農地の多くにクリの木が植えられ、随分と景観もよくなってまいりました。また、里の菓の企業努力により、北の小布施、南の飯島というクリ菓子の里づくりも随分大きく視野に入ってまいった今日でございます。一方、全くの民間ベースで進出してきたりんごの樹は、飯島ブランドの菓子類を次々と発表し、町内外から多くの誘客を行っていただいております。これらを、先ほど町長、高く花の里いいじまを、これまでの実績、評価されておりますが、この2つの企業、同じようにどのように評価されてるんでしょうか、伺います。

町長 飯島町のお土産といえばですね、まずクリ菓子、それと、お菓子で言えばだよね、語弊があります。いろいろ名産品はありますけども、お菓子里に区切るとクリ菓子、リンゴ菓子っていうものはアップルパイですかね、そういう地域の特産品になりつつあると、馬刺しの影が薄くなってきたなあというふうに思うところでございますけれども、そのぐらい地域住民の皆様と一緒に開発し、あのお店が商品開発をしてくることによって、やっぱし町民の皆さんが刺激を受けるかなあというふうに思うところでございます。地域産業の発展に大きく寄与されていると感じております。

折山議員 ほんとにすばらしい企業があの地域一帯へ進出してきていただいている、感謝に堪えないところであります。

質問要旨2-4「道の駅駐車場利用に規制はあるのか」これについて伺います。道の駅と隣接する里の菓は敷地が川で仕切られておりまして、それぞれの客が施設間相互を利用できる、あるいは交流できるように橋がかけられております。美観的にもすばらしい橋です。議長の注意を受けましたが、ちょっとこっから先も支障があったらまた途中で注意してください。しかしながら、これも町民の声ですが、例えば里の菓がイベントを行うときに駐車場が満杯になって、イベント関係者などが道の駅に車両を駐車しようとすると、道の駅利用組合から規制を受けることがあるというふうにお聞きしました。イベント開催で訪れたお客さんは、店舗間を行ったり来たり、両方の店舗を利用して、両方にこう成果があるというふうに考えるわけでありまして、お互いに協力し合うことが大切かと思えます。町は道の駅駐車場の利用制限まで指定管理者たる利用組合に付与しているのかどうか、また、実際にそれ、私、実際に経験した方からお聞きしたんですが、そういった事例が頻繁にあるのかどうか、町はその点をどのように承知しているか、1点伺います。手短にお願います。

産業振興課長 クリ菓子店のイベントに対して道の駅の駐車場を使ってはならないということは一切ございませんし、そういった事例もございません。

折山議員 ということは、いいことで、たまたま何かの都合でその方がお叱りを受けたということだったというふうに理解申し上げましたので、質問要旨2-5「隣接の商業施設の協力連携を促し、定期イベント・合同イベント開催で誘客力の強化を期待するが」について伺いますが、これだけいい企業が集まっているんですから、先ほど町長言うていただきました。道の駅が核になってこの地域を発展させていく、ぜひ行政的な政策をもって、その協調と

	いう部分に手を入れてほしいんですが、そのことをお聞きします。
町 長	民間活力を引き出すために、やっぱ民間活力が自主的に行うのが王道だと思っています。そのために行政がお手伝いせえということであれば、お手伝いする用意はいつでもございます。よろしくお願いします。
折山議員	終わります。
議 長	ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻は午後 1 時 30 分とします。休憩。
休 憩	午後 0 時 0 1 分
再 開	午後 1 時 3 0 分
議 長	休憩を解き会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を行います。 6 番 堀内克美君。
6 番 堀内議員	それでは、通告に基づきまして 2 点についてお伺いをしてまいりたいと思います。新年度予算につきましては議案審議の時間もありますが、所属委員会の関係、質問回数など制限がありますので、この場で町長の考えを伺うことといたしました。 それでは質問に入りますが、下平町政 2 年目の一般会計予算 46 億 5,100 万円、前年度予算より 1 億 2,900 万円、2.7%減となっております。歳出の中を見えますと、教育費が大幅の減少している以外はおおむね前年並みの比率のようになっておりますが、町長の思いが届いた予算になっておられるのか、また町長として点数をつけるとしたら何点になるのか、お伺いしたいと思います。
町 長	堀内議員の一般質問にお答えします。平成 29 年度の予算についてということの中で思いは実現したかと、こういう御質問でございます。平成 29 年度予算は、町総合計画後期計画 2 年目、町政第 2 ステージの予算として位置づけておりまして、重点施策や 3 本の柱に沿って住民要望等を総合的に判断する中で、各種補助事業等を活用し、創意工夫しながら予算編成を行わさせていただきました。予算総額は、平成 28 年度に実施したキッズ防災拠点施設整備事業や地域福祉センター石楠花苑の防災機能強化、診療所設置工事等の大型事業の完了が主要因となりまして、前年度当初予算に比べ 1 億 2,900 万円の減になったところでございます。議員のおっしゃるとおりでございます。限られた財政の中での予算編成でありましたが、町の総合計画を初め、各種計画はもとより、公約も踏まえ、特に町の喫緊の課題である子育てや福祉施策の充実等を盛り込むとともに、小中学校体育館や社会体育施設の天井等耐震補強事業など繰り越し事業への対応をも含め、私の思いを反映した予算であると考えております。概要はこのように思っております。2 つ目の御質問で何点かと、こういうずばりのお話ですけれども、点数にあらわすということよりも、よくできたというふうに思っておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。
堀内議員	よくできたということで、花丸ということでありますかね。今いろいろ町長からの答弁の中でも、いろいろのことが複合・総合的に予算に反映しておるということですので、そ

ういうことかなあというふうに思います。それで、この中で特に、特にです。住民の皆さんに訴えたい事業、これは何であるのかお伺いしたいと思います。

町 長

特に強調したい事業ということでございます。それにつきまして特徴したい、特に強調したい事業は3つございます。

まず1つ目は子ども・子育て支援事業でございます。子どもや保護者の身近な場所で教育、保護、保健、医療等、子育て支援の情報提供や相談、助言を行い、関係機関との連携調査を実施し、妊娠期から子育てまで切れ目のない支援体制づくりを行います。あわせて今年度整備いたしましたキッズ防災拠点施設、子育て支援センターなんですけれども、これをベースに、「飯島版ネウボラ+」の理念のもと、利用者の利便の向上と子育て支援の充実を図ってまいりたいと思っております。

2つ目は介護予防・日常生活支援総合事業でございます。平成29年度から始まります本事業につきましては、以前からの介護サービスの充実という考えから一歩踏み出しまして、地域の支え合い、助け合いづくりを基本に誰もが住みなれた地域で暮らし続けるための体制づくりを進めるとともに、医療、福祉、介護の連携をより強固なものにしてまいりたいと思っております。

3つ目は地方創生にかかわる体験観光分野を含めた10次産業化の推進でございます。10年後のリニア中央新幹線や三遠南信自動車道の開通を見越して、観光基本計画の策定やアウトドアフィールド事業調査を行い、人を呼び込める土台づくりのための取り組みを始めたいと思っております。以上、平成29年度は、子育てと福祉施策を中心に、町民の皆様と行政が心を一つに、心のつながりをさらに一歩前進させ、飯島ルネサンスを掲げ町の再生と復興を進めていきたいと考えております。以上でございます。

堀内議員

3つとも中を固め、また外へ打って出ると、そんなような予算かなあというふうにお伺いをしました。そういうもの、それが町長のことしの目玉だ、そういうふうにお伺いしましたので、次に何点かについて個別にお伺いをしてまいりたいと思います。まず、今までの質問者も何人か質問しておりますが、私はちょっと視点を違うほうからお伺いしたいと思いますが、地域おこし協力隊員につきましてでございます。平成29年度予算では14人ということで、また前年度よりも増して多くの隊員を抱える予算ということになっております。この多くの隊員を採用する目的は、将来的な定住を目指す、それが一つかと思いますが、また町の財政を補完するための採用であるのか、このどちらに重点を置いておるのか、それをお伺いしたいと思います。

副 町 長

今朝ほどの質問にもございましたように定住重視ということでございます。特に地方創生にかかわる各種の事業、業務に従事しながら地域への定住を図るということで、都市から新しい風を呼び込む、そういった定住重視の施策でございます。

堀内議員

定住重視ということであるとしましたら、私、一つちょっと提案したいことがあるんですが、それぞれ新しく飯島町へ見えた皆さんは、この地域をほとんど知らない人だと思います。そういうことで、ことしの状況を見ますと途中でリタイアした隊員も見られますので、実際に飯島町に住んで、地域の風習やいろいろ、この土地のしがらみやいろいろあると思いますので、そういうものをしっかりと勉強していただいて、要するに1カ月か2カ

月はゆったりと地域のことを勉強していただくと、そういう時間をとったらどうかな、そして飯島の状況を知っていただいてから本来の仕事につくと、そんなようなことをするのが大事ではないかなあというように思います。とにかく来て初めが、何でもそうです。初めが肝心でございますので、そんなところで町のいいところ、また悪いところ、すべてを皆さんに見てもらって、飯島町を理解した上で、それから行動してもらい、そういうふうにしていったらどうかなあ、そこでお伺いをいたしますが、今までも研修は多分実施されておったと思いますが、例えば新しく来た隊員の皆さんが集まって月のうち週に1日はそういう研修をするとか、そんなようなことで取り組みをしてきておったのか、その点についてをお伺いしたいと思います。

副 町 長

今提案のありました地域の風習ですとか、いろいろな地域とかかわりを持つということでもありますけれども、その点についてはちょっと欠けている部分がありました。で、先般ですね、2月の18日の日に田切の道の駅で多くの隊員の皆さん来ていただいてイベントを行いました。地域の皆さんとかかわる中で、飯島町の人たちを知っていただくと、また地域を知っていただくということで、大変成果があったと思いますので、できればですね、毎月一遍くらいずつはそういった隊員が集まる機会を設けまして、地域の皆さんと交流しながら地域を知っていただくと、そういう機会を設けてまいりたいと思います。

堀内議員

ぜひそんなような機会を持っていただいて、飯島町を理解した上で飯島に根を下ろして仕事をやっていただく、そんなふうにして将来的に定着に結びつけていただく、そんなふうにご希望をいたしたいと思います。

それから、もう一つ、町では、2点目としまして少子高齢化が進む中で、隣近所での助け合いは、災害など、いざというときに大きな力を発揮するとも言われております。地域連携は今後ますます重要になってまいるというふうを考えております。町では2月に耕地、自治会の名称についてのアンケートを実施したようでございますが、名称も自治会、耕地への加入率にも影響があるというふうにも思います。耕地・自治会加入率の向上は将来の地域づくりに大きな重点課題だというふうに考えます。いろいろお聞きすると、耕地加入につきましては加入後に脱退されるという皆さんも結構おられるということでありまして、耕地の加入についての都会との、そういう自治会組織の加入についての都会との田舎とのいろいろの違いがあります。都会の場合には負担もほとんどないと思いますが、田舎へ行きますと耕地費とか自治会費とか、そんなようなものがあると思いますので、ぜひその点については、町のほうで主体的に指導をしていただいて耕地加入率を上げてもらったらどうかなあ、そんなことで、耕地・自治会加入に促進にかかわる予算については、この中に、今年度の予算、来年度の予算の中に見込まれているのか、そんな点についてお伺いします。

企画政策課長

それでは耕地加入等の関係でございますけれど、住民自治組織、以下自治組織という言葉で使わせていただきますが、この自治組織は最も身近な住民組織であり、行政とのパートナーであることや防災、防犯、福祉、環境等々の課題への対応が期待されます。この自治組織への加入率の向上は、町としても重要と捉えております。このことに対する予算措置としましては、加入促進に特化したものではございませんが、地域づくり推進費という形で各自治組織に交付金を交付させていただいております。また、自治組織において自治

会の加入促進につながる活性化やイメージアップ等の新たな取り組みがありましたら、町の補助制度であります協働のまちづくり推進事業補助金を御活用いただき、町としても積極的に支援をさせていただきたいと考えております。

堀内議員

これから人口がますます減少するという意味で、また子どもさんたちが少なくて高齢者ばかりになってくるという意味で、それぞれの組織の中で一緒に行動していただくということが万一のときにはお互いの助け合いになると思いますので、ぜひ、その点も地域協力隊、協力隊と一緒に進めていただきたい、そんな事業だと思いますので、時間はかかるかもしれませんが、ぜひお願いしたいと思いますし、また加入後脱退された皆さんがおる、結構おるところがありますので、そこらの皆さんの声も、また聞く機会を町のほうで持ってもらったらどうかなあと、そんなふうに思いますので、ぜひ検討をお願いします。

続きます3つ目としまして食育ネット会議の問題でございしますが、事務局が教育委員会から平成28年度の初めに健康福祉課に移ったというふうにお聞きしました。それから約1年たった1月に、多分4、5年ぶりになると思いますが、再結成されました食育ネットワーク会議というものが開催をされました。不詳私がその会長を仰せつかったところですが、予算書の内容を拝見しましたところ、予算的には委員報酬のほかには少ない予算が計上されておるという現状でございします。健康で長生きをするためには、食育は重要な問題であります。今現在のというか、平成25年度の外食率の示した資料を見させていただきますと35%、約3分の1が外食をされていると、これは経費の関係で、カロリーじゃなくて経費のほうの試算でございしますが、そういうふうに出ております。また、スーパーやなんかで購入するものの中で加工品、それから総菜、それらの比率でいきますと44%、半分近くがそんなものを買ってくるということですので、家庭で調理をしてつくるものの比率は非常に少なくなってる、そんな時代だというふうに思います。そんなことでありますので、食育というのは人間の生きるための重要な問題であります。またすべての世代にかかわる問題だと、そんなふうに思います。食育ネットワーク会議が再スタートをしましたので、これに当たりまして食育推進のイベントをぜひ行っていただいたらどうかなあ、たまたま町のほうでは健康福祉大会なんかも行われておりますので、食育だけというのも非常に難しいかと思っておりますので、それらと連携して実施していただいたらどうかなあ、そんなように思いますし、今後の予算についても、今の予算ではちょっと、せっかく食育ネットワークができて行動がついていきませんので、予算措置についてあわせて伺いたいと思います。

健康福祉課長

それでは、私のほうから御質問に対してお答えをさせていただきたいと思っております。堀内議員さんおっしゃるとおり、食育ネットワークの会議を4年ぶりに開催をさせていただきました。今まで第1次計画で28年度が最終年ということで、28年から9年度以降の計画をつくるために健康福祉課のほうへ、生涯を通じて食育は大事ということで事務局が移ってまいりました。1月30日の会議におきましてですね、商工関係、農政関係、それから学校関係、農業者、ボランティア、保育園関係、学校・保育園関係でございします。そういう団体の皆さんにお集まりをいただきまして、2次の計画について十分検討を、十分とは言い切れるかどうか分かりませんが、案を示した中で御検討をいただきました。活発な

御意見をいただきましてですね、もうすぐ第2次計画が成案になるという見込みになっております。確かに委員さんのおっしゃるとおり、食育関係の目に見える予算につきましてはですね、20数万円というのが食育の中で取ってあるだけでございます。ただ、今までやっております学校関係ですね、もちろん地産地消の関係につきましてですね、給食費の中から捻出をいただいておりますというふうに聞いておりますし、栄養補助員ですか、指導用教材などについて10万前後のお金を使っていたいておりますし、各学校に学校農園の活動で指導いただいている予算もございます。それ5万円ほどございます。もちろん農政関係にはですね、環境共生米の関係で55万円ほど取っていただいておりますね、やっております。そのほか、いろんな地産地消の関係を進めるためにですね、事業の中、それから栽培、加工というような格好でいろいろなものを子どもたちのほうへ提供していただいとるというふうに理解をしております、目に見える予算は少ないということでございますけども、議員おっしゃいますとおり、本年度、その29年度4月になりましたらですね、具体的に進めることをしなきゃいけないというふうに思っております。PRにつきましても、もちろん広報等を使う、それからチラシ等を使って食育推進の力を入れていきたいというふうに考えておりますし、今ほどおっしゃいました健康福祉大会等もございますので、そこら辺のイベントにつきましてもですね、それだけでということになるかどうかわかりませんが、また考えていきたいというふうに思っております。いずれにいたしましてもですね、今まで4年間なかったということはですね、PDCAのサイクルを回すという、そういう立場に立ってですね、年度の初めにはことしやることを提案をし、中間あたりで会議をして反省をし、最終的にもう一回、最終3月ごろにはもう一回反省を持って次につなげてくということをし、最終的にやり直すということが必要かというふうに考えておりますので、そういう方向性を持って食育計画の推進をしてまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

堀内議員

今言われたように、確かにそれぞれのエリアに予算は、食育とは書いてないが上っているというようなことも理解をしておりますが、せっかく再スタートですので、ぜひイベントをして町民の皆さんに意識を植えつけていただく、これが大事だと思いますので、ぜひ前向きに検討をお願いをいたしたいと思います。

続きましてごみ処理の合併浄化槽についてをお伺いしたいと思います。町内では約630戸が個別処理の合併浄化槽が設置されておると思います。公共下水道、農業集落排水事業に比べまして設置にかかわる町費負担、これは比較にならないほど極めて少なく、町の財政には大きく寄与していると、そんなふうに見ております。町では、浄化槽の管理は年4回の浄化槽管理費による点検が義務づけられておりますし、汚泥のくみ取りも1、2年単位で実施しなければなりません。また、ブローアという浄化槽の中へ空気を送り込むポンプですが、これも数年で故障するというので、その交換も必要になってきておる、また、これに加えて数年前から合併浄化槽法の11条の法定検査、これは前々からあったんですが、数年前からは年1回が実施されるようになりまして、管理経費は年々上昇してきております。特に11条検査は、1回の検査で検査料は5,000円ということで、安くありません。飯島では、現在合併性を管理補助としまして1件当たり年1万円の補助が

出ております。隣接する松川町の浄化槽補助は、管理費が年2万円、それから11条検査補助としてこのかかります経費の5,000円、これが定額で毎年支給をされておる、それから、このほかに、さっき言いましたブローア、これの故障交換に対しましても上限2万ということで助成がされておるということでございます。町としましても11条検査の経費5,000円を管理補助として上乗せして、合併浄化槽管理補助金の増額をしてもらいたいというふうに思います。下水道、農集配と違いまして、管理は一切その本人、個人が実施しておるということですので、目に見えない経費もかかっておるわけですので、ぜひ見直しをしていただきたいということでお伺いをしたいと思います。

建設水道課長

合併処理浄化槽維持管理費補助金につきましては、平成11年の飯島町下水道等事業研究推進委員会において合併処理浄化槽設置者の負担する年間維持管理費と下水道、公共、農集の年間使用料を比較し、浄化槽1基当たり年1万円の補助金が必要との方向づけがされ、同年から町が補助金を交付してきてございます。平成23年には飯島町上下水道運営審議会において補助金を継続することとされました。合併浄化槽の11条検査につきましては、設置者は指定検査機関が行う検査を年1回受けなければならないこととなってございます。平成17年には浄化槽法の改正により県の指導、監督が強化されました。この検査自体は、浄化槽が適正に維持管理され、適正に汚水进行处理しているか確認するための検査になります。公共水域の保全のためにも必要なものでございます。御質問いただきました合併処理浄化槽維持管理費補助金の増額につきましては、今後の課題として検討してまいります。

堀内議員

状況等は課長も十分御承知だと思いますし、農集配と公共事業との建設費を比較したら比べ物になりません。ぜひ前向きに検討をお願いをしたいと思います。

次に中間地域の問題でございますが、農水省のほうでは米の30年問題に対応しまして条件不利地域であります中山間地域への支援を強化するという考えを持っておるというふうに伺っております。町内でも、農地の約15%くらいだと思いますが、地域指定をされまして、国からの直接支払交付金が交付されております。県下につきましては、飯島町のような行政全体が中山間地域のような町村が多くあるわけでございますが、飯島町でも15%が指定されておるだけで、ほかのところは一般の農業振興事業の対象地域というふうになっております。ぜひ、県下の同じような町村、それから県を巻き込んで、こんなような地域の農村については全体が中山間地域の指定を受けられるように働きかけを実施をしていただきたい、そんなふうに思いますので、ぜひその点について進めていただくかお伺いしたいと思います。以前にもこの質問は行ったことがございますが、確か検討していただけるようなことは言われたと思いますが、お答えもお聞きしてませんので、よろしくお伺いしたいと思います。

産業振興課長

平成29年度の農林水産省の予算におきましては、中山間地農業ルネッサンス事業ということで400億円が新たに創設されるということのようでございます。内容的には、傾斜地などの条件不利性や人口減少、それから高齢化、担い手不足等、厳しい状況に置かれている中山間地域において中山間地の特色を生かした多様な取り組みに対し、既存の各種支援事業に優先枠を設定することで後押しし、中山間地の農業を元気にするというふうに出

されております。まだ詳細につきましては不明でございますが、当事業の実施に当たりましては、複数の市町村単位での地域別の農業振興計画というのが長野県のほうで作成し、この計画に基づき事業の優先選択を行うという予定になっておるように聞いております。採択要件に地域指定という考えがあるのかは、現在は不明でございますが、議員提案のとおり飯島町を一つ、全体を一つの地域として捉えまして、国や県の支援を最大限活用できますよう上部機関へ働きかけを行ってまいりたいと考えております。

堀内議員

これも昔から特定山村だとか辺境地だとか、いろいろの指定があった中で、それぞれ農水省も、それに上乗せした形で中山間というものの指定をしてきてやってきておると思いますので、なかなか厳しい面はあると思いますが、そういう地域指定も含めて、ぜひ前向きに積極的に国のほうへ要請をしていただきたい、そんなふうに思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、高齢者の皆さんは、少しの段差があっても行動に制限を受けるということで、行動範囲が非常に制限されておるといふふうに伺っております。先日もある人からは「田切の駅の階段は年寄りにはきつくて上れません」そういつて言われましたし、あの階段では上れないということで、電車も利用できないということで、そういうことを言われました。確かに田切の駅の階段見ますと、老朽化もしてきておりますし、階段も急でございます。多分飯田線の中ではあんな階段の駅はないんじゃないかなあ、そんなふうに私も思っておりますが、住民の皆さんの安全・安心対策として対応をしてもらったら、もちろん私もＪＲにお願いしても多分不可能に近く困難なことであろうかなあ、そんなふうには思っておりますが、町長の施政方針の中でも「社会資本の充実や消防、防災、緊急体制の充実、交通安全や防災対策を推進するなど、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるために、さらなる諸事業への取り組みを講じてまいります。」というように述べておりますので、ＪＲでできないとしたら、思い切って町でお金を出してやってもらう、それも一つの方法だと思います。多分ＪＲではやってもらえませんので、ぜひそこらも含めて町長のお考えをお伺いしたいと思います。

総務課長

それじゃあ私のほうから答弁させていただきますが、バリアフリー法の制定によりまして新設の、施設のですね、施設の新設改良時には基準適合義務がございます。既存の施設については基準適合の努力義務が課せられておりまして、これを受けまして、まちの既存の施設については、これまでに順次バリアフリー対応をしてきたところでございます。今御指摘のありました田切の駅の階段につきましては、ＪＲ東海の施設であるということから、毎年ＪＲ東海に対してバリアフリー化の要望をしてきてるところでございます。これ、同盟会の組織を通じて、それから町としても独自で、名古屋に出向いてですね、要望をしてきた経過もございますが、なかなか進展をしていないというのが実情でございます。その際、ＪＲ東海からは、このバリアフリー法に基づき改修する順序としては、利用客数が3,000人以上の駅から順次取り組んでいくと、こういう回答をいただいております。したがってなかなか順番が回ってこないというのが実情かと思っております。今回改めて、この施設改良について自治体が負担する場合の対応を聞きしましたところ、利用客数3,000人未満、3,000人に満たない駅の場合について、自治体から要望があった場合ですね、自治体の費

用負担を前提に個別に相談させていただきたいと、こういう回答をいただいております。ただ、田切の駅に関しましては、駅の立地ですとか、駅の構造ですね、ここから判断をして、なかなか町単独では実施することは極めて困難かなという思いがありますので、ＪＲ東海に対して強く働きかけていくことと、軽微な改修については町が費用負担をして改修できるようにＪＲ東海と協議を進めてまいりたいと思います。

堀内議員

町でやればできんことはないということでございますが、確かに経費は非常にかかるというふうに私も思います。あれをスロープでもし上がれるようにできれば、まだ上がれるんですが、階段というのは、やっぱりお年寄りの方は、こう足を上げるのが非常に厳しいんだということです。ぜひ、またＪＲのほうにもお願いしていただいて、町でもできることがあったら、ぜひ進めていただけたらと、そんなふうに思いますので、よろしくお願いします。

続きまして２つ目の質問についてお伺いをしていきたいと思っております。年輪行政についてでございます。２月の議会の研修で伊那食品工業を訪れまして、１月には御講演をいただきました塚越会長さんに出迎えていただき、お話を伺いし、また工場の案内をしていただきました。塚越会長の経営論は、皆さんの御承知のように時間をかけて永続的な成長を続けるという年輪経営というのが持論でございまして、伊那食品工業も７０年の歴史の中で、バブル期を除きまして、それ前はこつこつと右肩上がりの年輪経営が続いているというふうに伺いました。年輪経営は、目標を１００年先に置いてミリ単位の事業拡大を行うということがポイントだというふうに言いました。ミリ単位というのは少しずつの事業拡大ということだと思います。行政運営も目先のことにとらわれていると財政運営や人材育成など無理が出てきて厳しくなっていくんじゃないかなあ、そんなようなことを言うておりましたし、結果として行政の運営が厳しくなれば住民を不幸に陥れてしまう、会社経営は消費者の喜ぶことが、要するにサービスが従業員の幸せにつながる、行政運営では住民が幸せを感じれば行政の職員も幸せになれる、まあ同じこと、会社経営と同じということを言われておったんだと思いますが、行政も目標を先に置いた年輪行政を目指したらどうだろうかということと言われました。行政で行っているものでは、基本構想が１０年単位、基本計画は５年単位でございますが、一方、行政の持っている施設や道路、水路は３０年５０年１００年単位のものでございます。そういうことでありますので、先を見て経営、運営をしていかないと財政に負担が来る、そんなふうに思います。よく思い起こしてみますと、先人の皆さんは山に木を植えて、特に戦前の皆さんは植林をされて、戦後の我々が使わせていただいたと、これは５０年６０年先、自分たちでは使えないものをこうやって残していつてくれたと、そんなふうに考えますと、私どももこれからはそういう時代に入ってきたんじゃないかなあ、そんなふうに思いますので、町長に年輪行政についてのお考えをお伺いしたいと思います。

町 長

将来に向かって２０年３０年５０年１００年に向けた行政、おっしゃられる年輪行政についてどのように考えておるかという御質問でございます。差し当たって１０年を目途に目先の政策は組まれておるところでございます。しかし、それは、遠くをはかつての１０年であるというふうに思っております。２０年３０年５０年１００年というですね、順調には世の中進ま

ないなというふうに思っております。最近でも近隣諸国が騒がしくなっていますから、戦争の再発なんていうことも全然ないっていう状況じゃあ、もうないというふうに思っておるところでございます。そういった中で、20年30年50年どうなっておるかということを考えるのは、どんな頭があっても、コンピューター使っても、大震災があったり、そういった戦争というようなことに望まないことに遭遇した場合には全然状況が違ってくるわけでございます。ですから、どうなっておるかというよりもですね、20年たっても30年たっても50年たっても、ここが肝です。大事なことは何かと、人間にとって30年たっても50年たっても変わらない大事なものは何かということをしっかりつかんで経営をすることが肝要かと思っております。この飯島町というのは、やはり自然が財産でございます。2つのアルプスが見える、これは、もうヨーロッパ人が見たってすばらしいと感動する部分でございます。ここで産業があつて、ここで物がつくられているということは、非常にすがらしい、もうブランド力のある地域だと思っています。ですから、その地域に人間が住むにはぴったりであると、こういう人間の、人間回帰といいますかねえ、自然回帰といいますかねえ、そういった時代になったときに、これから時代が進めば進むほど、AIが発達し人が要らなくなり、ロボットが発達し人が要らなくなったときに、じゃあ人はどこへ行くのか、何をするのか、余り働かなくても収入が得られるような多分システムになってくると思います。しかし、そのときにでもですね、何が必要かといったときに、やっぱしゆったり癒しがある、人間が住める、人間らしい生活ができる環境、これはもう不変のものじゃないかなというふうに思っておるわけでございます。したがって、その今我々もその財産のかけらを持っているわけでございます。これを多く、大きくしっかり磨いてですね、大きな財産という位置づけにしていきたいな、それが遠くをはかるという、私は意味かなと、この立場においてそのように感じておるところでございます。

堀内議員

飯島町としましては、この恵まれた自然、これを後々まで継続していくということが基本かなというふうな町長のお答えだというふうにお伺いしました。私もここに住んでると自然のありがたさというのは本当にわかりませんが、よそから来た皆さんには確かにそういうことを言われます。ぜひ、この自然を残していきたい、そんなように思います。

さて、これを伺つて次のことを幾点かお伺いするというのは、ちょっと矛盾があるかと思いますが、何点かお伺いします。まず平成30年には全線開通が見込まれております伊南バイパス対策でございますが、交通が便利になると人はより遠くへ足を延ばしたい、そんなふうになると思います。バイパスの全線開通は飯島町をより通過土地してしまうおそれを非常に含んでいるのかなと思います。現在の状況では、ここにはとどまってもせいぜい1、2時間、道の駅で休憩をしたり、あるいは、あそこにコスモス畑でもあれば、そこらを見ていただいたり、そんなふうになると思います。また、バイパス沿線への商業進出もどうも厳しい状況じゃないかなあというふうに見ております。通過道路とさせないための対策というものをお持ちであるかお伺いしたいと思います。

町長

いい道ができれば、人が呼び込める、その反対に何もしなければ通過されてしまうと、こういうことでございます。伊南バイパスが30年に全線開通します。飯島中田切の橋を渡って駒ヶ根へ行くということでございます。しかし、このバイパス全線開通っていうの

は、目の前の道が舗装されたぐらいかなと、一番大事なのは、これがまず南に進んでリニア駅に直結すること、そして、今伊駒ロードをつくっていますけれども、そういった運動を起こしていますけれども、事業も進みつつありますけれども、さらに北進していく、南進する道路、北進する道路、これができて初めて伊南バイパスの効果があらわれるというふうに思っております。そういったときに、やはり誰がその道を使うのかということは、もちろん地域住民も使うんですけれども、今後期待されるリニアの、リニア新幹線が開通したときに2次交通として物量的に運べるのは道路かなあと、伊南バイパスの153号線かなというふうに思っております。そういった流れを呼び込むと同時に、やはりこの地域にその通られる、通過される方々の魅力を引くものがこの地域になければならないかなというふうに思っております。大きくは、観光産業というものを、それをしっかり立ち上げて、飯島町に寄っていただく、ただ寄って通過するだけではなくて、泊まっていただく、お金を落としていただくと、こういう形のををしっかり構築する必要があるだろうと思っています。伊南バイパスには、もちろん、あそこへですね、お店が張りついていただければ最高なんですけれども、そんなような誘致活動もしていきたいと思っておりますけれども、それも、やはりこの地域の飯島町という魅力が上がってこそ、飯島町のブランドが高くなってこそ、お店が張りついてくるのかなというふうに思っております。ですから、それに耐え得る地域づくりをしていかななくてはならないかなというふうに思っております。

堀内議員 非常に難しい問題ですが、町が活性化すれば地域にもとどまっていいただけると、そういう道にしていきたい、将来的には南と北の道路の整備もあわせて全体で対応していかなければ無理だというお話だと思います。

それで、もう一つ、次の質問になりますが、これも10年後にはリニア新幹線の開通が見込まれております。三遠南信道も含めまして、この中心は飯田市、下伊那郡だと思います。そこに一番近くに隣接したのが飯島町ということになります。上伊那の一番南ということでもありますので、そんなふうに思います。もう10年というのはすぐ目の前に来ておる問題だというふうに思いますので、直ちに手を打たないと、もう時間的な余裕は少ないんじゃないかなあ、私はそんなように思っております。安定した豊かなまちづくりを進めるために、リニアをうまく利用するというのも大事だと思いますので、それらの対応についてどんなふうに進められていくのかお伺いしたいと思います。

町長 今までお答えしてきた答弁の中にその答えがあるかと思えます。まあ重複すると思いますが、お許しいただきたいんですけども、そういった人を呼び込むと同時にですね、この地域の、やっぱり商品開発、観光開発に伴う飯島町の産物による特産品の開発等があわせて必要になってくるかなあと思えます。特に大事なのは、地域の皆さんがそれを迎える態勢をとるということがですね、これから観光産業にあちこちの自治体で力を入れてくると思えます。何で差をつけるかといったら、やっぱり飯島町の町民の皆さんがこぞってお迎えできる態勢ができていると、あそこへ行くとほんとに心が休まるんだと、こういったところが競争の評価のポイントになってくるのかなというふうに考えています。

堀内議員 終わります。

議 長	ここで暫時休憩とします。そのままお待ちください。
休 憩	午後 2 時 2 1 分
再 開	午後 2 時 2 2 分
議 長	会議を再開します。 7 番 三浦寿美子さん。
7 番 三浦議員	それでは通告に従いまして一般質問を行います。最初に「喜ばれる「いいちゃんバス」へ。期待に応えられる見直しを」ということで質問をしたいと思います。ことし 1 月 4 日、信濃毎日新聞の記事に「地域交通確保検討へ 17 年度県が主体的に関与」という記事が掲載をされました。民間事業者が不採算を理由にバス路線を撤退後、市町村がコミュニティーバスなど運行をして路線を維持しているケースが少なくない、国の地域交通活性化再生法などの補助を受け取り組んでいるが、県内市町村の財政負担は重く、県が主体的にかかわる必要があるとして、17 年度早々に検討委員会を設置し、福祉や地域づくり、観光などの視点も取り入れて検討をするという内容でした。県内の多くの自治体が抱える問題だと受けとめています。高齢者が運転する自動車事故が後を絶ちません。背景には、気軽な交通手段がないため自家用車に頼らざるを得ない事情があるというふうに受けとめております。町では、平成 19 年度に循環バスとして試行運行を始め、平成 21 年度に町づくり交付金事業で路線用バスとデマンド用ワゴン車 2 台を約 2,000 万円をかけて購入をいたしました。運行方の見直しは道路運送法に従って運行をしなければなりません。現行の運行方法も住民要望を取り入れて生活交通対策協議会で検討を経て運行しております。私は、見直しのたびに住民の皆さんからの声を一般質問でつないでまいりました。いつも要望、意見を十分議論して見直しをしているとの答弁を受けております。しかし、改正されても同じ要望が私には聞こえてきます。いいちゃんバスの運行見直しには住民の要望、意見が十分生かされている議論と検討が求められているというふうに考えております。見直しのたびに期待をし、失望をしている住民の期待に応えられる見直しをすべきであるというふうに私は言いたいです。まず、いいちゃんバスの位置づけを確認したいと思います。
町 長	本日最後の三浦議員さんの質問にお答えいたします。いいちゃんバスにつきましては、地域における需要に応じた町民の日常生活に必要な生活交通を確保するために重要な公共交通であり、交通弱者の交通手段としては欠かすことのできない事業であると認識をしております。運行の見直しについては、これまでも検討、改善を重ね、現在のエリアデマンド方式で運行を行っている状況でございます。いいちゃんバスの利用者は徐々に定着し、増加しております。より使いやすい循環バスとなるように、現在 J R 飯田線との接続を考慮したダイヤ改正を検討しており、現在の運行に支障がない範囲での改正を行う予定で準備を行っているところでございます。今後も需要に応じた循環バス事業について調査、研究を重ねてまいりたいと思っております。

ただいま町長は日常生活の確保というふうにおっしゃられました。はい。私もそのとおり、そのために循環バス、いいちゃんバスを運行しているというふうに認識をしております。町長の公約の中に買い物弱者対策に循環バスの活用したいというふうな公約があったように記憶をしております。交通手段のない人が困ることは、通院、買い物のほかにも親戚や友達の家を訪ねたり、思い立ったときに気軽に出かけたい、そういうことがなかなかできないということだというふうに私は思っております。今現状はどうかといいますと、先日私がお話した人は、本郷に住んでいますけれども、この方、いつも循環バスを使いたいけれども、1週間に1回でも動いてほしいなあと、予約しなんでも動いてほしいといつも言われる方ですけれども、この方が役場に用事がありました。で、タクシーで役場までやってきまして、その後、知り合いの家に行くために1キロくらい離れたところの知人の家へ歩いて時間をかけて行ったそうです。で、帰りもタクシーを使って帰ったというふうに言っておりました。いいちゃんバスを使えば交通費もかからないなあとと思いますけれども、予約をしなければバスが来ないと、それから、家から役場へ、役場から知人宅へのその予約も必要になると、今度は、帰りは家から2路線の運行時間に合わせて予約を入れないと帰ってこれない、タクシーを使ったほうが世話がないと、こんなふうに言っておられました。結果的に、御近所の皆さんもそうですけれども、離れた所への外出は機会が減ってしまったと、家に閉じこもりがちになってしまうというふうにその方は言っておられました。私は以前にも言ってきましたけれども、予約制の弊害についてきちんと議論をすべきだというふうに考えています。お年寄りは耳が聞こえにくいこともあります。一方的な会話になりがちです。きちんとした予約が誰にでもできるわけではないということも認識をしていただきたいと思います。また、予約をしても、その日にバスが本当に来てくれるのかと不安になってしまう、たびたび電話をするという方もいますし、心配で心配でそわそわとしてしまうという方もおいでになります。また、予約をしたことを忘れてしまって、停留所へ行って待っていたけれども本人が来なかったということもあるようです。私の言いたいのは、議論をすべきは利用したくても利用できない人の声であることをしっかりと認識をしていただきたいと思います。いつも利用者の皆さんの意見をお聞きしている、運転手の皆さん、お願いをしている委託業者の皆さんの意見も聞いて、それを議論をしているというふうにおっしゃられますけれども、その皆さんは利用ができる方、利用をしている方の声が聞こえる方です。使いたいけども使えない方が利用してこそ初めて、この日常生活の確保と、交通弱者の方の日常生活の確保ができるというふうに私は思っておりますし、そのように住民の皆さんの声を聞いております。そもそも運行方法を机上の話し合いだけで決めることに私は問題が今まであったのではないかというふうに感じています。まずは声なき声をどうすれば議論の場に上げることができるのか、いいちゃんバスを有効に活用するためには、このことを生活交通対策協議会で議論をすべきではないでしょうか。私は、住民の皆さんの声として3年前に予約することに抵抗のあるお年寄りの審理に配慮をして週1回の定時運行を求めて提案をいたしました。その後の町長の答弁を聞きしましても、十分な議論がされて対応がされているというふうにはなっておりませんし、予約をしなければバスが来ないのが現状です。その後、私が3年前に提案した後のど

のような議論がされたのか、いまだに私が代弁をしたその住民の皆さんの声は届いていないのではないかというのが私の実感ですけれども、いかがでしょうか。また、小学生から高校生まで通学に利用できるようにはできないかというような声も聞こえてまいります。また、最近では、飯島町に移住された方がバス停で待っていましたが、御近所の方から「ただ待っていてもバスは来ないよ」と、予約をしないとバスは来ないんだと言われて、車に乗れないので本当にがっかりしてしまったと、何でバス停がそれなのにあるのかというふうに言っておられました。いいちゃんバスは誰でも利用できるバスとして運行を始めました。いいちゃんバスがあっっておかげだねと喜ばれるようなバスにするためには、どのように見直せばよいのかと考えているのでしょうか、お聞きをいたします。

総務課長

議員御指摘のとおり、利用したくても利用できない方の声、それから、かつて利用していたけど制度が変わってしまったんで利用できなくなってしまった方の声、こういった方の声を聞いて運行に反映させていくこと、これは極めて大切なことというふうに認識しておりますが、そうした声がなかなか聞こえてこないといえますか、把握することが難しいということが実情でございます。今、三浦議員から具体的な例をお聞きしたところでございますが、そういった声をどう聞くかということについては、今、町内至るところで高齢者が集まる機会がございます。いちいの会ですとか、いきいきサロンですとか、そういった機会がありますので、できるだけそういったところへ職員が出向いていって、直接意見、意向を聞く機会に努めるように努力してまいりたいというふうに考えております。それで、もともとこの予約制のデマンドになった経過につきましては、空のバスが走っていることに対する町民の抵抗っていいですか、もったいないという思いがあった、これを何とか改善してほしいという希望が多数寄せられたことで、じゃあ今の中で一番有効なのはどのような運行かということを考えたときに予約制のデマンドという話が出てきたわけでございます。それで、この循環バスに関しては町民からさまざまな御意見がありまして、こちらを立てればあちらが立たずという状況があつてですね、どこかに御不便をおかけしてしまうことが出てきたりすると、出てきてしまうということでありまして、先ほど生活交通確保対策協議会で十分検討したかという御指摘もあったかと思いますが、とにかくみんなで納得できる妥協点を見つけていくよりしょうがないかなあと思っておりますので、交通弱者の皆さんがですね、利用できる循環バスにしたいという思いは三浦議員と一緒にございますので、そういった機会を捉えて十分検討してまいりたいと考えております。

三浦議員

ぜひ身近な声として受けとめるのはどうふうにしたらいい、受けとめられるのかということを、先ほども集まりの中で、いちいの会などというふうにお聞きをしましたけれども、ぜひ直接そうした皆さんの声をお聞きしていただいて、検討を議論の上に乗していただきたいなあというふうのもうわけです。で、買い物支援とか、また地域や友人との交流の機会を自分でつくることができる環境づくり、これにはいいちゃんバスを生かすことを、ほんとに私は真剣に議論すべきことだというふうに考えます。交通弱者対策は、まちなか活性化にも一役買うというふうに私は考えるわけです。お年寄りをひとりぼっちにしない、自分で買い物に行ける人にはいいちゃんバスを利用してもらって買い物に街に出てきてもらう、利用しやすい環境があれば街の中に人の流れもできます。期待されるいいちゃんバ

スになるようにするためには、交通弱者対策も買い物弱者対策も、さらにお年寄りを引きこもりにしない環境づくり、まちなか活性化対策を同じ土俵の中で関連づけて議論する必要があるのではないかなあというふうに考えておるんですけども、所見をお聞きしたいと思います。

町 長 交通弱者対策の上でいいちゃんバスの利用の仕方、運行の仕方ということにつきましてはですね、この循環バスについては、今までその走らせ方等いろいろ研究してきた中で今の形になっているのかなというふうに思っております。しかし、それはですね、隅々まで行き届いた方法ではないと、また、しかし、大方が賛成する方法であるっていう部分においては、ある意味、その方向性を探っていかななくてはならないかな、その方向性というのは大方が賛成するという方向性をたどることがまず第一かなと、このように思っております。ただし、それを補完する意味でですね、交通弱者対策のためにタクシー券というものも発行しているわけですから、個人的には、そういったものの利用において交通弱者の方々の対応ができるのではないかなというふうに思っているところでございます。

三浦議員 ただいま町長、今までの中でいい方法という中での蓄積、構築された形というふうに言われましたけれども、私は今まで何度も、先ほど言いましたように1週間に一遍でも定時の運行をすれば、その日にそこにバスが待っていれば、停留所で待っていればバスが来てくれて街に出ていけると、予約をしなくても行けるんだというふうな形をつくれないうことを3年前から、もっと前からかなあ、提案をしているわけです。で、それが運行できないような理由が実際にあるのか、運行できないという議論がされたのか。それから大方の皆さんのと言いますけれど、このいいちゃんバスの運行に当たっては、一番大事にしなければならぬ人は誰でしょうか、議論の場に出てきて物の言える人でしょうか、違いますよね。だから、いつまでたっても、何度運行の見直しをしても、私には同しような要望が出てくる。この場で何度言いましたか。しかし、改善はされていない。やりたくない予約をしなければバスは来ない。一層ひどくなった。前は七久保で乗っても昭和まで行きました。しかし乗りかえなければ昭和へ行けなくなりました。七久保の方は、街まで1回出てきて、またバスに乗り換えるなんて、そんなことできないと、で、結局家族がしょうがないから乗せていくとか、どなたか頼んで一緒に行くとか、そんなふうになってる方もいらっしゃる。空で走ることが悪いんじゃないかと、空でもしょうがないときもあるというふうに、どうしてそういう立場で言えないのかということがほんとに残念でならないんです。いいちゃんバスは、一番は福祉施策だと言いながら、何で一番光を当てなきゃならない人のために使えないのでしょうか。見直しをするには、その部分で光を当ててきちんと議論をするべきだというふうに私は言っているわけで、だんだんなんか怒れてきてしまいますけど、ほんとに毎回言っているんです。多分記録を見ていただければわかると思いますが、ですので、ぜひ基本的な循環、このいいちゃんバスの町の施策としての方向について議論をし直し、方向を変えていただきたい。それから、運行について、法律ではいろんな規制が運行法であると思いますが、ほかに縛りがあるのかどうか、なければ住民の要望に沿った運行をするべきと考えますが、その点についてお聞きをしたいと思います。

町 長	今のシステムについては、それぞれ御利用者を含めた中で運営委員会の皆様が知恵を絞ってなされた、決定されたことであるっていうことについては、これは尊重しなければならないと、このように感じております。そして、タクシー券の利用もあるんです。で、そのお年寄りや、なかなかどのように、電話したら悪いんじゃないとか、そういう御不安等があると思いますけれども、そこそです、自助、共助、公助という部分です、お隣の方々、お知り合いの方々が、こうやってやれば来るんですよということをやっぱし教えていただくことがこれからは非常に大事になってくると思います。そういう意見の言えない方が、周りの人がおってですね、支えてあげるといふことの努力も、これからはやっぱし必要な時代を迎えておるかなと思っております。で、今の方法が全部いいわけではありませんし、いろいろ乗り継ぎ等の問題等を審議しなければ、いろいろ考えていかなければならないと思っております。先ほど課長が答えたとおり、いろいろ検討する中で利便性のいい公共交通を確保していきたいと思っております。
三浦議員	いいちゃんバスは、自分の意思で買い物に行きたいと、そういうときでも自由にその日その日で、多分予約をして、すれば乗れ、使えます。で、それが、予約をすることが大変に負担になっているので、週に1回でも決まった日にバスが運行すれば、それを使って自分の足で行くことができます。福祉タクシー券は、補完すべき制度と言われましたけれども、枚数も決まっておりますし、ほんとに、私の知ってる方たちは、結構3月のぎりぎりまで、何枚かは使わずに大事にしております。なぜ大事にしているかというと、いざというときに使わなきゃならない、そう思って大事にしているうちに気がついたら3月末、慌てて使うっていう人もいますし、しょうがなかったなあっていう方もいます。自由に使えないんです。大事なんです。使い方が違うんです。皆さんの中で。余裕のある方は、先に使っというて、あと大丈夫っていう方もいらっしゃると思います。考え方を変えていただきたいと思ひますし、自分の足で買い物に出てこられる方が、今はしょうがないから出ていかないと、ほして買い物はどうなっているかという、街に出てこられないので宅配をしてくれる業者をお願いをしていると、そうなりますと、飯島町に実は余りお金は落ちない制度、仕組みですね、私はとても残念でなりません。なので、そういう皆さんの足になるような見直しをぜひしていただきたいというのが私の願ひなんです。皆さんの、私の聞いている皆さんの声の代弁です。で、ぜひ、少なくとも週に一遍、予約をしなくても、この地域にはちゃんと、この時間にはバスが来る、そういう日をつくっていただく議論をしていただきたい、そのことについて所見をお聞きしたいと思います。
町 長	そういう月に一遍、週に一遍ですか、方法も、また検討していただくがいいと思います。ただし、月に一遍とかとなるとですね、それを逃すとなくなってしまうということでございます。
三浦議員	週に、週に一遍です。
町 長	それよりも、いつでもデマンドすればそこへ来ていただけるという方法を、その方法になれたほうがいいんじゃないかなというふうにも思ふこともあるわけでありまふ。いろいろの角度からみんながうまく使えることを検討して、形をつくっていただければいいかなというふうにも思ふております。

三浦議員

予約をするということがとても負担だということをぜひ御理解をいただきたいなあと、町長は、それが、周りの人が助けていただければできるかというふうに思っているように受けとめましたけれども、実際にそれができないから利用してないんですから、そのことについてちゃんと検討をしていただきたい、声を聞いていただきたいと思います。

では次に移りたいと思います。「後期高齢者医療について」質問をいたします。後期高齢者医療の保険料の引き上げについて長野県後期高齢者医療広域連合が検討をしているというふうにお聞きをしたのですが、どうでしょうか。病気があって、あっても高齢者が元気に暮らすためになくてはならないのが医療機関への受診です。昨年6月時点の厚労省公表によれば、後期高齢者医療で約23万人が滞納をしており、多くの人が保険料の支払いが困難になっている、そういう状況が見受けられます。保険料が上がることや医療の負担増の影響を心配しております。広域連合の動向をどのように把握をしているのかお聞きをいたします。

健康福祉課長

はいじゃあ、私のほうからお答えをさせていただきたいというふうに思います。後期高齢者医療保険制度につきましては、平成20年度から高齢者の医療の確保に関する法律により、被保険者を75歳以上すべての方と一定以上の障害者をお持ちの65歳以上の方で希望した方ということで被保険者を限って運営をしてきております。これ、もともと各国保ですとか会社の保険、それから共済の70歳以上ですね、老人保健のものを確立的に集めて後期高齢者医療というふうに言って20年度から運営してきたものでございまして、この保険料につきましては、各都道府県の広域連合でそれぞれ、議員のおっしゃいますとおり決定をしております。これ、発足当時からでございすけれども、2年に1回見直しをしてくということでございまして、この後期高齢者の医療連合へ、その後期高齢者を集めたということは、当時の各保険の破綻を招かないためにですね、やった制度でございすので、定期的に見直しをして、介護もそうでございすけど、だんだん上がってきてる、国保もそうですけども、医療的にはだんだん、こう保険料が上がってきてる実態がございす。それに合わせましてですね、今回30年度、長野県も見直ししろということになっております。それで、後期高齢者連合がですね、全部県と市町村の職員の派遣職員ですべて賄っておるところでございまして、その関係につきましては、逐次情報を入れていただく、それから要望をとって行って、それも検討していただくということで、なふうになっておりまして、各首長さんの代表、それに伴います課長なり部長が幹事として出て行って、そういう検討したものが広域連合の議会にかかって改定がされてくるというようなことになっておりまして、その今度の改定についても町として把握をしております。ただし、この制度につきましてはですね、29年度から一部軽減の見直しがかかっております。均等割の軽減額の拡大、要するに2割負担5割負担という基本的な負担がございす。軽減処置でございすますが、これにつきましてはですね、基準額を引き上げてくというふうになっております。それと、あわせましてですね、所得割の、低所得割のですね、特例を段階的になくしていくというふうになっておりまして、今年度は5割軽減であったものが29年度は2割軽減、30年度以降は軽減なしということになっております。それから、元被扶養者の均等割の軽減の特例の見直しということでございまして、これもですね、20年度の発足

三浦議員

当時被保険者であられた方、28 年度まではですね、9 割軽減、あ、すいません、28 年度は 9 割軽減、29 年度は 7 割軽減、30 年度は 5 割軽減、31 年度以降はですね、軽減処置が 2 年間だけ 5 割軽減が継続をして、あとはなしというような格好に変わってまいります。ただし、基本的な均等割の 5 割・2 割軽減ですね、現在いろいろな制度を合わせまして大体 67% ぐらいの方が今軽減処置が聞いておりまして、はっきり申しますと、100 円の医療費に対しまして 10 円払えばいいような方もいらっしゃいます。そういうようなことともございましてですね、ほかの介護保険制度、国保の制度とあわせましてですね、段階的に医療費が今上がってる段階でございますので、後期高齢者の医療制度につきましても、これをですね、見直した段階では上がってくるというふうに見込みを立てております。その分につきましてはですね、県のほうで、先ほど申しましたように、後期高齢者連合の議会の中で検討をし決定するところでございますので、市町村といたしましてはですね、その制度に従っていくというふうになっております。弱者ということもございますけども、皆様方の御理解をいただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ただいま動向について説明をしていただきました。国保から後期高齢者医療に切り離されてから、75 歳以上の高齢者の方の医療の環境などをどのように把握しているのかなあというふうに思っておりまして、お聞きをしたいかなあと思っているわけです。年金のみの所得者にとって、低所得者にとって、通院、医療費、薬代などの負担はかなりきついのではないかなあというふうに感じております。例えば、入院した場合には入院費のほかにベッド料金と食費が必要になり、そのほかにも洗濯やおむつ代など、また、パジャマとか何かお借りをすればリース料とか、そういうことが支払いが必要になってきて、費用がかさむし、支払うことも困難な場合があるのではないかなあということで、とても心配になるわけです。こうした状況の把握ができていいのかどうか、今でも年金から保険料が引き落とされることで生活が苦しくなったと感じている人がおいでになります。病気の治療をきちんとすることで元気に暮らしている方が大勢います。軽減措置が段階的になれば、負担がさらに増えることになります。一方で、年金額が減っているので、病気の治療を控えることにもつながるのではないかと心配です。病気が重くならないようにすることが医療費の抑制と介護予防にもつながっているというふうに考えています。治療費が払えずに途方に暮れてしまうようなときでも継続して治療が続けられるように支援することが私は大事ではないかというふうに思っています。このようなときの相談はどうすればいいのか、ほんとにそういうときに安心できる対応は可能かどうかお聞きをしたいと思います。

健康福祉課長

75 歳以上の高齢者の医療環境はというふうに御質問でございますが、後期医療、後期高齢者の医療保険制度は長野県のすべての市町村で構成する、先ほど申しました広域連合で保険者として運営しております。広域連合はですね、町と業務を分担しておりまして、広域連合は医療費事務、それから保険料の決定、保険証の交付等を行い、市町村は保険証の交付されたものの引き渡し、保険料の徴収、各種相談及び申請や届け出の受け付けや高齢者の健康、健診事業ですね、を行っております。町には、健康福祉課にですね、担当者を置きまして、保険料の納付や高額療養費の申請等の相談、交通事故等の第三者行為、それから葬祭費等の申請相談等も受け付けております。特に 75 歳に到達した方につきまして

はですね、新たに医療保険にスムーズに移行できるよう、毎月必ず説明会を開きましてですね、制度の説明、手続の事務、健康相談を行っているところでございます。確かに低所得の方、年金額が余りない方、そういう方につきましてもですね、医療が受けられないという状態は余りよいことではないので、その辺のところにつきまして、窓口へちょっとおいで願ってですね、相談をしていただくということは行っておりますのでですね、そういう制度を御活用願えればというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

三浦議員

それでは、例えばほんとに支払い困ってしまったというときに、金銭的な問題ですよ、例えば社協でお借りをしようと思うと5万円が限度かな、今。で、町の制度を使おうと思うと相当ハードルが高いんじゃないかなというふうに思っているんですね、そうすると、実際に困ったなあ、ほんとにどうしていいかというふうになってしまったときにですね、相談をしたらどうなるのでしょうか、例えば医療機関に対して分割でゆっくり払えば何とかなるよとか、そういう対応を、あいさを持ってくれるのかとか、ほんとに困っちゃって、困ったけれど、お金何とかしてくれにや困るよっちゃう話になってしまうと、ほんとに死にたくなっちゃうような気持ちに多分なっちゃいますよね、そういうときにほんとに親身になって、その部分の金銭的なところまで対応できるのか、そういう対応を今までも何か事例があってそうふうにしてきているのか、その辺、とてもますます不安になってきているので、どうなのかなあということをお聞きしたいんですけど。

健康福祉課長

お金ない方で相談に見えられる方はいらっしゃいます。確かに病院にかかれなくてですね、もう生活費ぎりぎりだとか、そういう相談もございまして、社協さんで5万円だけでございますけども、そういうとこで借りていただいとる方もいらっしゃいますし、御本人が、基本的には御本人が医療機関と相談されて分割払いですとかね、そういうこともやっております。福祉医療制度という制度もございまして、なかなか、その要件もございまして、そこら辺のところをですね、細かく、そのケース・バイ・ケースによってですね、何ともお答えのしようのないところがございますけども、まず相談を願うということが一番大事かなというふうに思いますので、諦めないで相談をしていただくということで、よろしく願いしたいと思います。

三浦議員

ぜひ親身な相談の窓口としてお願いをしたいと、で、住民の皆さんには、ぜひ、そういう困ったときには、とにかく窓口で相談してほしいということを、ぜひぜひ、そのたび、そのたび、多くの皆さんに伝えていただきたいなあというふうに思いますので、きめ細に、細かにお願いをいたします。広域連合に対する要望と意見などがどんなふうに届けられるのかなあというのもあるんですけど、例えば今みたいな私の思ってるような要望を届けるには、役場の担当の窓口に言えば、先ほど広域連合とも十分つながっているというふうにお聞きしましたが、そういうものがちゃんと通じるのかどうかお聞きをしたいと思います。

健康福祉課長

先ほどの1の問いの中でお答えをいたしましたのはですね、広域連合と町は、申せば車の両輪のような関係でございます。必ず向こうで決定したことはですね、こちらへ通知が来るシステムになっておりますし、要望、意見等につきましても、各担当を通じましてですね、広域連合のそれぞれの担当者のところへ随時連絡をすることにはなっておりますし、

	要望、意見につきましてもですね、それを上げてあげますとメール等で返事が来るようになっております。難しい事案につきましてはですね。電話等でやりとりする事例もございますので、ぜひ、先ほど申しましたとおり、御相談を願ってですね、できるだけ診療にならないとか、そういうふうにさしていただきたいと思っておりますので、窓口のほうへ御相談を願ってですね、そういう要望についてもお伝えをしてまいりたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。
三浦議員	ぜひそのようにお願いをしたいと思います。 次に「就学援助金の給付のあり方について」ということで質問をいたします。飯島町の小中学校の準要保護の子どもたちが増えております。小中学校の入学時の準備にかかる費用は多額であり、保護者の経済的負担は極めて大きいというふうに思います。今は、中学校入学時には10万円ぐらい必要というふうにお聞きをしております。準要保護児童や生徒就学援助等の支給は年に2回です。要綱では9月と3月に支給するようになっておりますけれども、初めの支給月が9月であって、入学準備のために使えないというふうに私は受けとめているんですけど、そういう認識でよろしいのでしょうか。
教 育 長	準要保護児童の修学援助費は、おっしゃるとおり9月と3月に国の基準額またはその一部を支給しております。
三浦議員	最近、近いところで南箕輪村で生活保護世帯を対象に小中学校の入学準備資金の貸付制度を新設し、3月中に準備ができるようにし、要保護及び準用保護児童生徒就学援助費から返済する制度ができたというふうに新聞報道でもありました。私は、飯島町の実態に合ったそうした制度をぜひつくってほしいというふうに思っているわけです。来年3月の、ぜひ入学時に準備ができるような、そうした制度を構築するお考えがあるかどうか、まだそのようなところまでは行きついていないのか、お聞きをしたいと思います。
教 育 長	今お話のありました準要保護の生徒につきましては、現在は4月に各学校を通じて保護者にお知らせして、保護者から申請がありましたら支給対象者に該当するかどうかを教育委員会で審査、認定をしております。年度当初でなくても、児童生徒のその出席の状況だとか、学校の納付金の納入状況から、担任の先生や校長先生が判断しながら途中で認定するということがあります。今質問にございましたその前倒しに関して、南箕輪、貸し付けをしておいて給付があったら返済するというような方法をとっていらっしゃるというふうですが、場合によっては一部を早目に支給するという方法も考えられるかなというふうに思います。ただ、なかなか難しい点がありまして、確実に町内の小中学校に入学すると、で、入学しなかったら返還をしていただくというようなことだとか、例えば、その一部を前払いするという形であると、通常の申請者の所得証明書は前年になりますけれども、3月だと1月に手続をしなければいけなくなりますので、2年前の所得状況で判断をするということになりますので、そこら辺の平等性はどうかというふうなことは解決していかなくちゃいけない問題だと思います。29年度の入学生はちょっと間に合いませんけれども、こういったときの予算は、ちょっと私も、その予算立てをどういうふうにするべきか、当初予算にすべきなのか補正予算にすべきなのかというようなことも含めて、もう少し考えていく課題があるかなと思います。ただ、こういった準要保護の必要な児童生徒

がいることは、もうかなりの数がいることは把握しておりますので、ちょっと、そういった御指摘をいただきましたので、調査、研究をさせていただきたいというふうに思っております。

三浦議員 ぜひ検討をしていただきたいなあと思うんですけども、全国には前倒しでそのような支給の仕方をしているところも数あるようですので、ぜひそんなことも検討の材料にさせていただいて、ほんとに入学時っていうのは楽しいはずなのに、そのことを考えただけで気持ちが重たくなるようなことではいけないので、早くから取りかかっていたら、制度を構築していただけたらと思います。はい。質問を終わります。

議 長 以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。御苦労さまでした。

散 会 午後3時07分

平成29年3月飯島町議会定例会議事日程（第4号）

平成29年3月7日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 一般質問

通 告 者

坂本 紀子 議員

中村 明美 議員

竹沢 秀幸 議員

本多 昇 議員

浜田 稔 議員

○出席議員（１０名）

２番	滝本登喜子	３番	久保島 巖
４番	折山 誠	６番	堀内 克美
７番	三浦寿美子	８番	浜田 稔
９番	中村 明美	１０番	坂本 紀子
１１番	竹沢 秀幸	１２番	松下 寿雄

○欠席議員（２名）

１番	本多 昇	５番	橋場みどり
----	------	----	-------

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 下平 洋一	副 町 長 唐 沢 隆 総 務 課 長 宮 沢 卓美 企画政策課長 堀 越 康寛 住民税務課長 大 島 朋子 健康福祉課長 宮 下 寛 産業振興課長 久 保 田 浩 克 建設水道課長 田 沢 義 郎 会 計 管 理 者 堀 内 喜 美 江
飯島町教育委員会 教育長 澤井 淳	教 育 次 長 小 林 美 恵

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	宮下 務
議会事務局書記	宮下 弥紀

本会議再開

開 議	平成29年3月7日 午前9時10分
副 議 長	おはようございます。先ほど松下議長から一身上の都合により本日議場への到着が午前11時前後との連絡がございました。したがって、議長が不在となりますので、この間、地方自治法第106条の規定により、私副議長が議長の職務を行います。それでは、これから本日の会議を開きます。 初めに議員の欠席について報告いたします。本多議員から一身上の都合により、また橋場議員からは体調不良につき、それぞれ欠席の報告がありましたので報告いたします。 次に本日の議事日程については、お手元に配付の議事日程から本多昇議員の一般質問を削り、浜田稔議員の一般質問を順番を繰り上げます。以上が本日の議事日程となります。
副 議 長	日程第1 一般質問を行います。通告順に質問を許します。
10番	10番 坂本紀子議員。
坂本議員	それでは通告に従いまして一般質問をいたします。定住促進室ができて6年がたち、現在336人の方々が当町に移住されています。一昨年は移住の方々を紹介するテレビ番組に飯島町が放映されたこともあり、全国で長野県もクローズアップされ、伊那谷の中でも伊那市、箕輪町、飯島町と移住先のトップ20の中に入っていたと記憶しています。徐々に定住促進室が実績をつくってきたことは大いに評価するものですし、移住されてすぐの方々からは「とても丁寧にさまざまな疑問、質問に答えてくれて助かっています」とお褒めの言葉を伺っています。しかし、住まわれて自治会に入られて3年がたち、毎月支払っている自治会費、区費などの金額とその活動の内容に疑問を持たれている方々もいます。また、納得して入られていたのですが、月日がたち、年金生活者になり、大変で退会された方もいました。また、自治会そのものを否定されていて入れない方もいます。受け入れる方たちは、自治会に加入するのが当然だという方もいれば、ぼちぼちなれてきたら入ってくればよいという方もいます。町長は、「風通しのいい行政へのチャレンジ」「儲かる飯島町へのチャレンジ」「田舎暮らしランキング日本一のチャレンジ」の3本柱を基本に、第5次総合計画の後期計画に沿った中で29年度の予算を立てられています。「田舎暮らしランキング日本一のチャレンジ」を進めていくためにも、自治会、耕地の中で起こりつつある問題を町としてどう捉え、かかわっていくのかは、人口増を進める上でとても重要な課題であると私は考えます。また、平成25年9月議会一般質問で町主導で耕地、自治会を考える会をつくったらどうかという提案をしていますが、前町長は組織をつくる考えはないというお答えでした。あれから4年、少子高齢化は進んでいます。特に80代の2人の世帯、75歳以上のひとり暮らしなど増えております。また、ひとり親世帯もいます。自治会、耕地を支えていくために、また人口増を目指す町として今後どう自治会、耕地とかかわっ

ていくのかを順を追って質問していきたいと思います。

まず、自治会、耕地の歴史はそもそもいつから始まったのだろうかと調べてみました。江戸時代の五人組制度からかと思われます。徳川幕府は浪人の取り締まりやキリスト教の禁止を徹底させるため 1638 年に始めたとされます。飯島町史にも書かれていました。1729 年から始まり 140 年ぐらい続いたとありました。五人組帳には守るべき心得と法規が書かれております。その内容は、印鑑は大切に扱うこと、年貢割りつけのこと、見世物類停止のこと、賭博御法度のこと、行商、旅芸人の扱い、分限以上の家禁止、嫁婿取り俵約のこと、衣類着用分限のことなど、江戸時代らしい俵約の内容と身分の上下があったことがうかがわれます。時代は現代に、第 2 次世界大戦中はどうだったのでしょうか。国が国民をまとめようとして町村制の改正をし、法律上、市町村の補助機関として町内会を位置づけ、国家総動員体制の公的な末端戦争協力組織としました。戦後、占領部によって町内会禁止令が出されましたが、地域においては名称を変えただけで消滅せず、その後、多くの自治体は町内会を住民の自主的組織と位置づけながら、実際には行政末端事務を委託し、助成金を交付し、現在に至っています。

それでは 1－1 です。多くの自治会研究の本を読むと、自治会、耕地の基本的な特徴は次のように示されています。一定の地域区画で、その区画が相互に重なり合わない。1 世帯を 1 単位とする。原則として全世帯加入。地域の諸問題に包括的に関与、その結果として行政や第三者に対して地域を代表する組織となると書かれています。現在、町は自治会、耕地をどう捉えているのでしょうか、お聞きしたいと思います。

町長

おはようございます。2 日目の一般質問、1 番バッターの坂本議員さんにお答えしてまいります。まずは自治会、耕地を町はどのように捉えているかという御質問でございます。自治組織は、住民の皆さんにとって心豊かで安心して暮らすための最も身近な住民組織であります。また、行政と対等な立場で協力をし合えるパートナーであると捉えております。また、先ほど御紹介いただいた基本的な特徴も兼ね備えているということが言えます。飯島町の自治組織には歴史があります。また、地域の課題解決や伝統行事の継承等がこの自治組織を中心に行われ、地域での支え合う仕組みが養われてきたと思っております。この部分につきましては、先ほど御紹介いただきました基本的な特長に挙げられたものに加えて、素晴らしい特徴のある飯島町の自治組織であると捉えております。

坂本議員

今、町長が言われましたように、行政と自治会とは対等であるということをおっしゃいました。私も、そのように現代においては自治会と行政とはお互いが対等で自立した立場をとりつつ住民の生活向上と地域の発展のために協力、協働などという関係になってきていると思っております。しかし、町から依頼された委員、警察、消防などや上部団体の区へ出す委員など、多方面に人材を出して活動しなくてはならず、今も行政補助団体の性格が強いと感じています。自治会によっては人口減と高齢化、中年層が仕事が忙しく自治会の活動に加われない人たちも出てきております。

それでは、その次の質問です。1－2、都会から来られた方たちの中には自治会に入ること、その費用の多さに驚き、加入を強制されるのは困るという問題は以前からありました。都会の場合、同じ面積でも多くの方が住んでいるので、境域に属する防犯灯やごみ

や水路などの管理費は1人当たりかからないのです。全国を見るに、人口の少ない地域ほど自治会費が高くなっています。自治会加入は強制できません。というのは、2005年の最高裁判所の判決は、加入、退会の自由を認めております。しかし、現実としてごみの収集やリサイクル、防犯灯の管理、設置、水路の掃除など、公共におけるコストは自治会の一部経費や労働の提供により保たれていることを皆さんに知っていただきたいと思います。法のないところはすべて個人の自由の領域であると考え人たちは、こういった共益の存在自体を否定し、協働というと個人の自由を束縛されていると受け取る方もいるわけですが、災害が起こったときにどうするのでしょうか、また高齢になったときどうするのでしょうか、やはり隣人に助けてもらうことも出てくると思うわけです。最初に言いましたように、自治会、区費の金額とその活動の内容に疑問を持たれている、年金生活になり大変であるなど、ともに住んでいる人たちも高齢やひとり暮らしにとって自治会費が負担であるという実態が出てきております。自治会運営の透明化、民主化をしながら、経済成長が下降線になりつつある今の時代に合わせたものにするよう考えるときが来ていると私は思っております。社会学など専門の方を招いて自治会役員の方たちは学ぶ必要があると思うわけです。また、移住して来られる方々のみならず、住民自身も他の自治会の加入金、自治会費、区費など、金額や活動を全オープンにして現状を知るべきだと思います。情報公開に対して町も働くべきと思いますが、この2点についてお答えいただきたいと思います。

企画政策課長

それでは御質問のほうにお答えしてまいりたいと思いますけれど、都会ではかからない部分でも、こういった地方ではかかるという部分もあるかと思います。この町の自然環境や景観に魅せられて転入されてくる皆様に、ぜひ、ここに暮らす人々がこの暮らしやその環境、景観を守ってきているということを十分御理解いただいて、この四季折々の地域の協働に、ぜひ、ともに汗を流していただきたいというふうに考えております。この会費につきましては、各耕地さままでございます。町としましては、平成23年度、25年度、また27年度にわたって実態調査を行いまして、で、それにつきまして公表を行っております。例えば加入金、また自治会費、あと労務等々につきまして行い、その平均額、最高額、最低額等を公表させていただきました。で、また改善した内容についても示していただいておりますけれど、その都度ごとに各耕地、自治会でも入会費を下げた、あるいは会費の見直しを行った等の御回答をいただいておりますので、こういった情報共有をしながら、また自治会でも改善等、努めていただければありがたいというふうに考えております。

坂本議員

今言われたことは、公開をしているというのは自治会内で公開をしているということの認識でいいんでしょうか。

企画政策課長

自治会長を通じて自治会のほうに情報を提供してございます。

坂本議員

ええとですね、私がここでお願いしていることは、その自治会というよりも、全オープン、要するに、ここに新しく入る人たちも、それから町民に対して情報公開をしてほしいということをお願いしています。それとともに、その自治会は、歴史を先ほどから私が言ってるわけですが、自治会内の活動とか、そういうこともですね、やっぱり自治会ごとに特色があって違うわけで、それがお互いその地域の歴史の中で醸し出されてきたもの

のわけで、いい点もやはりこれからの時代に合わせて改善してく点もあると思うわけで、そういう中でですね、その社会学とか専門的な方ですね、そういう自治会研究をされてる方たちは結構いるわけでして、で、そういう方たちを招いて講演会っていうか勉強会みたいなものやっていたきたいとここで言っているわけなんですけれども、その点はどうなんでしょうか。それから、自治会長とか、その関係者だけに公表するのではなく、もう少し広く、全体、住民全体、それから来る方たちにもオープンにしたほうがいいと思うわけですが、その点、もう一度、再度お答えできればと思います。

企画政策課長

アンケート結果につきましてはホームページ等でも公開をさせていただいております。それと、専門家を招いての勉強会という御意見もございましたけれど、自治会、耕地にはさまざまな課題がございます。で、それにつきましては、その中、自治会の中で十分御協議いただいて合意形成に努めていただきたいと思います。それでもなおかつ、そういった専門家の御意見を伺う勉強会が必要だということが、また自治会でも起これば、また町でも対応してまいりたいというふうに考えます。

坂本議員

ええとですね、勉強会のことはいいんですけれども、情報公開についてはですね、伊那市のほうは、もう紙面で、インターネットではなく紙面で、1つの自治会、100、100以上あったと思うんですけれども、役場、市役所の入り口のところに、ペーパーですね、ペーパーで、活動とそれから入会金と自治会費というのをオープンにして、どなたにでも見られるような形にしております。で、この形態をとったのは平成20……。昨年からということなんで、平成28年度初頭からやっているということで、それ以前は、平成26年にその情報公開についての意見が出て、その中でもまれた中で、それを行うということをやってきてるということがありますので、それは参考として、今後の課題として捉えていただければと思います。

それでは1-3でございます。平成27年度と書いてしまいましたが、平成28年度の1月にですね、この自治会長宛てに、町内における協働のまちづくり推進と市域コミュニケーションの活性化に向け、町内自治組織の現状を把握し、今後の行政施策等に生かす目的でまちづくり推進室がアンケート調査をしているようです。運営、活動で困っていることのトップは、トップ5は何だったんでしょうか、また、自治会として取り組むことに疑問を感じていることは何だったんでしょうか、それらについてお答えしていただければと思います。

企画政策課長

それでは調査した結果につきまして、それぞれトップ5を紹介させていただきます。運営、活動で困っていること、一番多かった項目としましては構成員の高齢化、これが33%、全体の中でこれは82%になります。それと、次が役員の負担が多い、これが全体の80%、3位が役員のなり手不足、これが全体の70%となっておりまして。第4位が除雪対策、第5位が自治組織未加入世帯のこととなっております。続いて行政と自治組織として取り組むことに疑問を感じるというところでございまして、1位としましては各種募金、これが35%です。それと、2位としましては福祉活動、健康づくり、これがそれぞれ15%でございます。その次が防火・防災対策、それと交通安全・防犯対策、これがそれぞれ13%で、以上1位～5位ということで、ここで説明をさせていただきました。

坂本議員 この今言われたことをですね、この結果から見るとですね、やはり高齢化というのが非常にどこの自治会でも大きな課題ということがわかってきたかと思います。それに伴いでですね、除雪という項目も出てきております。自治会組織に未加入世帯のことは問題であるということを感じてる方たちが多いということでもあります、それから、取り組むことに疑問を感じているっていう今のお話の中ではですね、ここにも除雪対策が出てきておりましたけれども、防犯、防犯とか交通安全とか、それから健康づくり、福祉活動とかいう形で、今まで飯島町として審議会とか推進委員とかをつくりまして頑張ってきたことなんですけれども、住民の方たちにそれがうまく伝わっていないとか、その活動のあり方を問われてきてるというか、何かそういうことを感じて、その何ていうか、社会意識というか、自分の生活はね、とにかく、現在の社会は、ほんとに24時間の中で、非常に、長時間労働というか、そういうことで時間をとられているので、何ていうか、こういう自分、自分の周辺の自治会に属したことから何か考え方が遠のいて、自分の家族を守るというか、そういうことに非常に傾いてる人たちが多いのかなあということも感じますし、こういう活動をやっていることが、いいことなんでしょうけれども、そのことがうまく歯車として住民の中に落ちてきていないところが見受けられるのかと思います。

それで、1－4ですけれども、先ほどのアンケート結果の中からですね、町に対する、それとは別にですね、町に対する意見や要望という欄がありました中に、ここでも出てきてます生活改善推進員、防犯指導員、健康推進員、消防団、安協等は現在の組織規模への疑問が出されております。これは、このアンケートの後半の取り組むことに疑問を感じるというふうな形の中の回答、アンケート結果のパーセンテージとクロスするところがありまして、そういう点では、現在町はこのアンケート結果とその内容からして、今私が行った何点かの委員なんですけれども、それに対してどういうふうに考えていられますでしょうか、今後どういうふうな形でそれをやっていこうかと思っていられそうですでしょうか、その点、お願いしたいと思います。

企画政策課長 自治組織構成員の高齢化や役員の負担が多いことについて多くの自治組織が困っていることについては、自治組織のパートナーである町としても大きな課題として捉えております。町から選出をお願いしている役員につきまして、随時その必要性を含めて見直しを行っているのですが、役員の数が減っていないのが実情となっております。これらにつきましては、行政側の思いとしてはやはり必要であるということで減っていないわけですが、自治組織の理解が得られていない以上は、行政側から一方的にお願いするものではありませんので、再度しっかり見直しをさせていただきたいと、このように考えております。

坂本議員 ええとですね、私はですね、その活動の、何ていうか、内容もさることながら人数的な問題もあると思うわけで、自治会の加入人数が多いところは1人ではなく何人とかっていう形になっていますし、ひょっとしたら、そうやって自治会にですね、振るっていうこと、振るというか、行政からお願いするということよりも、非常に難しいですけれども、町全体として4つの区があるわけなので、その中で自治会に1人、1名という形でなく、1つの区として何人という形で、ほんとにやりたいというか、やってくれるというか、威力のある人というか、そういう人たちに、少しその形を変えていくという、そういうことでも

きるのではないかと思います。総体として、近隣の市町村は、そういう自治会というものを使いまして、住民サイドからお願いして、こう出てきていたほうが、そのほうが、こちら行政サイドとしては、地域に1人いれば、その地域の問題もわかるし、わかりやすいというふうに思うんですけれども、だんだんと、その、何ていうのかなあ、こういういいことに協力してくれる人たちの活動の範囲っていうか、生活が忙しいっていうことが非常にあると思うんですけれども、そういう点で、今後の課題としてはですね、総体的な中でぜひ考えて、人数の問題と活動の内容がいいかどうかということ、再度、もう一度検討していただけるといいかと思います。

次に1-5に行きます。現在町は広報を自治会に委託して自治会員だけに届けております。で、町としてはですね、JAとかセブン-イレブン、道の駅、まちの駅、公民館などに置いているので、未加入者の方は自分でとりに行ってほしいと町は言っております。しかし、住民の方から人が集まるところはすぐなくなってしまうと言われました。また、車の運転のできない方や高齢者の方はとりに行かれないと言われます。広報は町の行政サービスが盛り込まれた大切な情報誌です。自治会加入・未加入に関係なく、全戸配布が当然であると私は思うわけです。高森町は、耕地担当者がですね、未加入世帯に配布していて、それで、職員が行かれないところは郵送をしていると聞いております。また、宮田村は未加入世帯に郵送だったと思います。以前からですね、この件に関しては、何人かの議員が全世帯配布を求めているのに一向に改善されておられません。費用面のことを町サイドとしておっしゃっておりますけれども、やはり、これからはですね、移住を丁寧な形で行っていくということにおいてはね、広報誌というのは非常に重要な情報を持った町の情報誌というふうに思っております。この点については今後どういうふうに対応していくと考えるでしょうか。

総務課長

次の質問は、広報誌の配布について住民サービスの視点から捉えた場合に、自治組織、住民自治組織の加入、未加入に関係なく全住民に届けるべきだという御質問、御意見かというふうに思います。町では、こういった住民自治組織に加入していただくことを強く勧めているところでございまして、広報誌につきましては、これ、議会だよりも同様でございしますが、郵送とか業者委託でなくて、住民組織を通じた配布に御協力をいただいております。感謝を申し上げるところでございします。一方、住民自治組織未加入の方に対しましては、今議員から御指摘のあったとおり、広報誌を町内各所の公共施設ですとか店舗に、そういった人入りの多い場所に置いておきまして、そこからお持ちいただく方法、あるいはインターネット閲覧が可能な方につきましては町のホームページから閲覧をいただいているということでございします。置いておいてもすぐなくなってしまうという御指摘もありますので、その辺は状況を聞きながらできるだけ多目に配布をしてまいりたいと思っております。なお、住民自治組織の御厚意によりまして未加入の方に対しましての広報を配布していただいているところもあるということを聞いておりまして、そうしたことによってお互いに顔の見える近所づき合いが出てきているということもお聞きをしておるところでございします。で、今議員からは、幾度かこの件、全住民に届けるべきだということを要望しても配布方法が変わらないという御指摘をいただいたところでございしますが、町として

は、自治組織加入を強く勧めているということに照らして現在の配布方式が望ましいという考え方をこれまでも答弁してまいったところでございます。なお、ただ、地域でのつながりですとか、あるいは自治組織の負担の軽減、それからコスト面、行政効率、こういったことから、より一層望ましい配布方法については今後も検討してまいりたいと思っております。特に、この中で、自治組織を通じて広報誌を配布していただいているところであるわけですが、そのことが自治組織の負担になっているということであれば、これは配布方法の見直しを根本的に進める必要があるというふうに考えるところでございます。さらに、今町民の皆さんが町からの情報をどのようにして得ているのか、これは媒体ですとか手段ということになりますが、その情報の受け取り方について町としては余り把握しておりませんので、新年度において住民アンケート調査を予定をしております。その結果も踏まえた中で配布方法の見直しが必要であれば判断を、必要かどうかを判断をしてまいりたいと思っております。

坂本議員

アンケートをするということですが、一番気になるところはですね、車を運転できて、若い方というか、そういう方はねえ、やっぱり行ってらっしゃいます。なければ別の、例えば自分の行かれるところの近くになれば、庁舎まで来て、もらいにくるっていう方もいらっしゃいました。だけど、あのですね、自治会は、要するにもともと入っていてやめられた方は御近所の人が配っているっていうことも聞いております。ですけれども、ちょっとこう事情があって、もうやめてしまってから何年もたつ方で、ちょっと、何ていうのかな、車の運転もできなくなってしまったっていう方たちは、意外ととりに来られなくて、ましてや、人通りのっていうか、集落の中央にいる方がいいんですけど、飯島町内でもずっと隣の町と接しているところに住んでいる方たちは、そういうところは未加入者の方もいらっしゃるんですけれども、そういう人たちはほんとに情報が行けてない人たちもいるわけで、結構、話しに行きますと、知らないとかね、そういうことを言われるんです。それで、加入促進のために、加入してくれば情報誌を自治会ルートで配るっていうのは、ちょっと私は、それとこれとはちょっと話が違うのではないかなと思っております。基本的に町の情報はどんな方にも、そこに住んでいる以上知らせてほしいっていう、これは住民の方が私に言われたんで、かわりに言うわけですがけれども、そういうふうな意見もあるわけで、今度のアンケート調査の中では、総合的に判断して、今後どういうふうな形で未加入者の方に配布していくかということは再度検討していただきたいと思います。それで、地方はですね、どこも少子高齢化が避けられません。今までの自治会の現状について等、問題等を指摘してきていますけれども、当町にとっても自治会運営が今後大変な時代がっていうか、もうそこに来ているということでございます。で、移住されてきた方々にも理解をしていただき、ともに暮らして地域を守っていく担い手となっていただきたいと私も思っております。また、高齢者やひとり暮らしが増える中、日本経済が厳しい現状の中では、自治会費やその他地域で必要な経費の見直しも進めてほしいと思うわけです。今年度自治会総会では通りませんでしたけれども、新田自治会は、高齢者に優しい自治会を目指していこうということで、75歳以上のひとり暮らし、それから80歳以上への世帯への大幅な減免をする検討に入って、昨年から入っております。ぜひ、町はですね、自治会

の現状をですね、自治会のアンケートの内容ですね、自治会長から戻ってきましたら、アンケート内容を深く捉えて今後の政策に生かして欲しいと思います。で、自治会の現状を考え、また審議会の委員や外郭団体からの依頼のある委員の選出方法なども今後考えていただければと思います。とにかく、自治会の今ある情報をですね、住民にオープンにするようにして、自治会内部の活動とかお金の、その自治会員に向けてのどういう活動をしているかっていうのは、それはその自治会のやり方だと思いますけれども、それに対して町も、どういうふうにやればわかりやすいとか、そういうことをですね、ぜひ自治会運営をされてる役員の方たちともね、話し合う機会を持っていたいて、今後の自治会を活発なものにしていきたいと思います。最後に町長、この点、お考えをいただきたいと思います。

町 長

自治会につきまして、先ほど一番最初の答弁で申し上げましたとおり、この地域の基礎をなす組織ですから、住民参加が手軽にできてね、ですから、それは健全な形で成長して欲しいなと思います。お互いさまだとか結だとか、そういったのは、この田舎ならではの地域の自治組織かなというふうに思っております。これは、今始まったことではなくて、長い歴史の上にいろいろのことを重ねた中で、今の各耕地の歴史があると思います。そこへ新しく移住されてきた方々がおられると、で、その方々にはどうしようかと、こういう問題が飯島だけじゃなくてあちらこちらにあるということです。移住者の問題だけじゃなくてですね、大体基本的に自治会へいろいろ仕事が多過ぎると、こういう時代かなというふうに思ってます。各自治会へいろいろお願い事が多くなったのは、これは私の感覚ですけどね、20年前に財政が非常に緊迫した中で、協働という言葉が使われるようになりました。それで、行政の仕事をなるべく減らしてですね、住民の皆さんがみんなでそこへ力を合わせようよと、みんなそこへ参画しようよと、こういう流れが確か20年ぐらい前に、ちょうど合併を考え出したときに、こういった問題について考えられたかなと思います。その時点ではですね、それが是とした中で、協働、役場はお金がないんで、セメントを出しますから、皆さん方が道の修繕してくださいねと、代表的にはこんなようなことの住民参加、行政への住民参加っていうのが、これが是として行われてきたのかなというふうに思います。時代がぐっと下って20年もたちます。そうするとですね、そのころばり張り切っていた50代60代の人々が70代80代になってくるわけですね、これが先ほど言った高齢化してきたということの中で、足腰がうまく立たないよと、強くないよと、昔みたいに、そうした中で、同じように協働、協働と言われて各耕地へお仕事をいただくのもなかなか対応できませんと、こういう時代を迎えたのかなというふうに思ってます。ですから、今は、そういった自治組織についてですね、もう一度考え直す時代が来たのかなというふうに思ってます。移住者のことも含めて、また自治会の中の行政に協力するお仕事の部分についても、また新たな時代を迎えたんで、新しいルールを考えるときが来てるのかなと思います。総務課長が言ったとおりですね、アンケートをとって次の道しるべをつくりたいと、こういうお話がありましたけれども、私もそこに期待しております。以上です。

副 議 長

引き続き一般質問を行います。

9 番

中村議員

9 番 中村明美議員。

それでは通告に従いまして一般質問をいたします。今回は主に学校関係の質問をいたします。今回大変喫緊な課題というふうに私は受けとめ質問をするわけです。ですので、内容についても私の説明が長くなりますけれども、しっかりと聞き取りをいただきたいというふうに初めに申し上げて、では質問に移ります。

1 「学校給食センターの設備機器など老朽化が目立ち「安全・安心」の面から建て替えは喫緊課題と考えるが」について質問をいたします。学校給食センターは昭和 58 年に建設されてから 34 年がたちます。そのため、設備機器は老朽化が進んでおり、不具合が出てると同センターで働く皆さんから伺いました。先ごろ、そのことが原因かと思わせる出来事が起きました。それは全協で報告があった中学校に提供の一部肉まんに緑色の斑点がついた件です。幸い人体への影響はないとの結果で、まずは安心いたしました。原因は、調理中に蒸し器のメッキから何らかの反応を起こし、一部のものに起きたとの説明でしたが、釈然としない部分があります。蒸し器が原因とすれば、2 つある蒸し器のうち 1 つのみで発生しており、単純に考えると同じ蒸し器全部に緑の点が発生するはずなのに、一部にしか発生していない。ということは、本当に蒸し器に原因があったのかと疑問を覚えてしまいます。過去になかった現象ということで、調理機器の老朽化が原因か、老朽化のための機器の原因と結論づけられたのかと危惧いたします。これは、あくまでも私の想像です。そのような騒動で不必要な時間と労働力を費やしたわけで、いろいろを知るにつけ、調理機器の改善時期が来ていると判断いたします。今後その蒸し器は使用しないということになり、結果、肉まんが学校給食で、また、ほかにも蒸し器が使う部分があるかと思うのですが、その点はわかりませんが、子どもたちに提供ができなくなってしまった。一番犠牲になったのが子どもたちかと思うと、やりきれない思いでいっぱいです。初めに町長に伺います。この肉まんの件を受けて町長も学校給食センター内を視察したようですが、食品製造関係に豊富な知識や経験をお持ちの町長ですので、専門的視点から見ていただけたと思います。調理設備、衛生面でも、センター対応をどのように思われているか、率直な感想をお聞かせください。町長にのみお聞きします。

町 長

私、事件の前に視察をさせていただきました。あそこで働いている方がですね、ぜひ見に来てくださいよと、一緒に食事しましょうよというお話があったもんですから、ああ、いいことだねということで伺わせていただきました。今議員さんがおっしゃられるとおりに 34 年たつんですね。限界が来ているということは、その年数からも行って明らかだなというふうに思っています。まあ近代的な給食センターではないと、このように感じてまいりました。あと詳しいことは教育長さんのほうからこの問題についての正式見解を述べさせていただいてよろしいでしょうか。要らないですか。

中村議員

要らないです。はい。

町長の見解は、限界が来ているのかなあということを率直に感じたということであつたということでございます。私も先ごろ給食センターの実態を伺いました。そこで食中毒予防に対する衛生管理の法的義務はひとところより一段と厳しくなり、その対応に我がセン

ターはぎりぎりの状態で運営していることを知り、大変驚いた次第です。例えば、トイレは白衣を脱いで入り、手洗いは自動センサーであること、この自動センサーには変えられていました。脱衣所は本来トイレを出たところにあるべきですけれども、当町の場合は、そのスペースがとれないため、更衣室で着がえがされて、それからトイレに入り、そして、また戻ってきて白衣に着替えるという、作業性にも大変影響を受けています。このようなことも含め、センター環境の老朽化は調理員の精神的苦痛にも至っています。また、調理現場の機材の老朽化により、ねじ外れや水漏れは日常茶飯事とか。釜については、建設以来1つ買いかえただけで、あとはほかで不要になったもの、釜をもらったりして対応しており、長いものは30年以上のものもあるとのこと。床のドライ化も義務づけられ、フローリングにすべきところ、コンクリート床の当センターは水を使わずドライの状態で清潔感を保っています。調理現場では、このような状況の中で子どもたちへ安心・安全な給食提供に当たってくださっています。給食センターの改築の必要性は以前から感じてはいましたが、現状を改めて知り、調理現場の皆様は今まで子どもたちに安全な給食を提供していただいていることに心から感謝の思いとともに、不都合な環境を見過ごしていたことを猛反省いたしました。本来、機能性がよく、衛生管理や安全な機材が整っていれば、調理員に現在のような精神的苦痛を負わせることなく、調理作業に専念して取り組めるはず。調理機材は、先ほども言いましたように、いつ壊れるか待ったなしの状況です。突然使えなくなったとしても、きょうあすで建てかえられるものではありません。また、応急的な修理や単品で取りかえをすると高額な費用が、そして新たな設置の中ではオール電化が定番で、現状のガス対応品である買いかえ機器は使えなくなるでしょう。そうすると、結果、高額で無駄な費用を二重に生むことになると思います。過去に調理員など関係者が建てかえを要望してきたが、10年後と言われ、10年たったらまた10年後と言われ、最近はそのうちと言われているが実施計画に載らない、いつまでこの状態を続けられるのかとっていると心配されてきました。何かが起きて使えなくなったとき初めて、説明で現状を見過ごしてきた行政の責任が追及されてもいたし方ありません。そうならないためにも現実にしっかり目を向けてほしいと訴える次第です。影響を受けるのは子どもたちです。子育て支援を一番と掲げている29年での展開が必要ではないでしょうか。今月の24日に、次の質問もあわせ、中川中学校の給食センターを視察してきました。同センターは10年前にオール電化に改善、機能性がよく、生徒見学ができるよう、一部ガラス張りで作業の様子が見えるよう工夫されていました。飯島では、フード器がこの頭の上にあるために、天候の悪い日はですね、手元が見えにくくて大変やりにくいというふうに伺っています。しかし、中川は一切そのようなことがなく、明るい調理現場で、調理環境の中で、生野菜は〇ー157が、事件があつてからは、自動蒸し器で蒸してから自動設定冷蔵庫で冷やし、安全な野菜サラダを提供しています。私も生徒さんたちと給食をいただきましたが、シャキシャキ感が残っており、感動しました。飯島にも早くこのような設備を改善してあげたいとの思いを強くした次第です。当町の現場の声や実態を教育長はどのように受けとめますか。また、現給食センター状況を見るにつけ、建てかえは喫緊の課題でしょう。子どもたちの給食環境は安全・安心が基本中の基本、現状をどのように捉えているのか、計画

	を前倒しで早急に実施計画のテーブルに乗せるべきと感じて、当然かと思いますが、どのように判断しているか教育長に伺います。
教 育 長	学校給食センターに関する御質問をいただきました。ただいま町長もお答えしたように、34年たち、老朽化が進んでいることは事実であります。栄養教諭、あるいは調理員さんたちの御努力で清潔にさせていただいて、保健所の検査をクリアしながら使っているという状況であります。しかし、御指摘にありましように34年たって老朽化が進んでおりますので、建てかえを考えております。実施計画では31年度に詳細設計を行うことを載せてございます。工事につきましては多額な費用ということもありますので、財政面との折衝もありますので、その様子を見ながらできるだけ早く工事に取りかかりたいというふうに思っております。今お話がありましたように、建てかえにおきましては、1つ大きなのはアレルギー対策で、伊那市等にはですね、先進的な給食センターもあるわけですが、かなり隔離された部屋であったり、汚染地域と非汚染地域の、先ほどトイレの話がありましたが、そういったところを明確に区別したり、あるいは床をドライ方式にするなどのことが新しい技術として取り入れられております。熱源につきましては、今オール電化ということがありましたが、停電時のこと等も考えながら、いろんな角度で熱源については検討しなきゃいけないということがありますので、そういった検討を含めて31年に詳細設計に持っていきたいというふうに思っております。
中村議員	教育長からお答えいただきました。詳細な設計は31年後からといいますと、あと2年後になるわけですね。その2年間、現状が維持できるのでしょうか。設計をしたところで、すぐ建設に入るわけでもないとするば、その詳細設計というものをもっと前倒しにして考えていくべきというふうに思います。またですね、親御さん方は、調理員が真心を込めて安心・安全な教職提供に当たっていることへの感謝の思いをどのように伝えているのでしょうか。給食、あるのが当然となってしまうのでしょうか。食育も感謝の心が根づいていて初めて健全な食生活となるでしょう。そのことから、調理現場の御苦勞を親御さんたちに伝え、親子で食への感謝を深め、家庭の食生活の一層良好な環境になってほしいと望む次第です。給食参観もあると伺っていますが、親御さんにはどのように伝わっているのか、また、親御さんの給食に対する反応はどのように教育委員会として受けとめているのかを教育長に伺います。
教 育 長	給食センター仕事のそのものを、衛生管理もあって親御さんが見学したりするっていうことはなかなか難しいですけども、給食センターの栄養教諭がですね、食育に関することや給食に関することは、その都度お便りをつくってそれぞれの小学校、中学校に配布しておりますし、また、その栄養教諭が小中学校に出向きながら、それぞれのクラス、何日もかかってそういった講座をしていますので、それがうまく親に伝わっていただければ行けると思います。今のところは、直接親に行くのは、その給食センターのお便りということになっております。
中村議員	これから、もう少しですね、親御さんにもその調理員の御苦勞っていうものもお伝えいただいて、感謝が深まるような、当然感謝はされていると思いますけれども、そういうことも伝えていっていただきたいなあということを要望いたします。また、もう一つは給食

員の処遇でございます。宮田は、かなり、半数以上が正規の職員で調理を行っております。飯島町の場合は1人もその正規の職員がおりません。大事な子どもたちの健全な体を育成するために食事を提供している職員の皆さんに、もうちょっと正社員ですね、にするようにして、そして責任ある職務に当たってもらえるような、そんな町の対応も今後考えてほしいわけですが、その辺はいかがでしょうか。

副 町 長 現在、調理員の皆さんにつきましては嘱託職員と臨時職員の皆さんでやっていただいております。今回、それぞれの職員の皆さんについては、処遇改善、一部行いますけれども、まだまだ正規職員との格差はあるというふうに感じております。年齢が高くなりまして交代する時期等に当たって、また採用する職員については検討してまいりたいと思っておりますけれども、現段階では嘱託職員、臨時職員の処遇改善ということで対応させていただいております。

中村議員 もうちょっとですね、この給食に当たっている皆さんの処遇について重く受けとめて、対応をしっかり考えていただきたいことを希望いたしまして、2つ目の質問に移ります。

食の町として学校の食育環境も大事に考え、ランチルームをですね、設けていくよう提案するがについて質問いたします。先進的にランチルームを設けている近隣の中川中学校と宮田中学校を先ごろ視察させていただきました。皆さんのお手元のところに私が視察してきた内容、それを写真に収めたものを2枚、中川村と宮田村の中学校の模様を載せてありますので、それをごらんになりながらお聞きいただければというふうに思います。中川中学校では、教頭先生の案内をいただき、センター状況、栄養士さんとの懇談、そして給食も一緒にとらせていただきました。驚いたのは、同中のランチルームは、昭和52年、学校設立当初に設けられ、設置されてから40年が過ぎていることです。設置の目的は給食準備時間の短縮、衛生面、生徒の連携感を育てると、当時の新聞記事で見せてもらいました。では、少々ランチルームの様子を紹介いたします。給食当番が食事の準備をしていると、そのほかの生徒がランチルーム外で手を洗い、アルコール消毒をして入っていき、各学年、クラスごとに座り、時間になったら給食委員の号令で全員一致に「いただきます」。教職員も生徒のテーブルと一緒に食べます。先生方は、クラスに関係なく、座る場所が定期的に変わり、多くの生徒とのコミュニケーションがとれているそうです。そして、ランチルームに設けられた放送室の分室からは給食メニューの紹介や生産者紹介がされます。続いて、各委員会報告など、ミニ壇上で行います。調理師さんたちも一緒に食べて、生徒の様子をうかがっています。食事時間は20分たつと代表の号令に合わせて一斉に「いただきました」のあいさつ、その後、当番が床、テーブルの清掃をてきぱきとこなしていました。また、ランチルームはプロジェクターの設置、冷暖房完備で、寒い日の全校集会、講演など、多く多目的に活用し、教頭先生は「生徒の行動には常に感動している」と話されていました。そして、一つの部屋で全校が一堂に集まることで学年を超えたコミュニケーションが生まれていること、また、1年生は高学年の振る舞いを見て自然に中学生としての振る舞いを学んでいるので、担任が指導することはほとんどないそうです。ランチルームは単なる食事の場でなく、食育面で大きな役割を果たしていましたが、同時に生徒の団結力も培われていることは、ランチルームの果たす役割は大きいと実感いたしました。次に宮田中学校

では、また驚かされました。給食準備ができるまでは当番だけが食堂に入り、準備が終わると残りの全生徒が一斉に食堂に入ります。その時間は何と1分で席につきます。おしゃべりは一切ありません。中川中学校同様に給食委員の号令で「いただきます」。そして、献立、栄養価を説明し、感謝し、好き嫌いなく食べるよう指導します。中川と同じで、各委員会の報告があり、終わるまでおしゃべりは一切聞こえません。報告項目が終わり次第、楽しく話しながら食べていました。2校のランチルーム、食堂の様子を紹介しましたが、どのように感じましたでしょうか、教育長に率直な感想を伺います。

教 育 長

ランチルームについてのお話なのですが、このランチルームは、比較的小規模な学校にはかつてから割と取り入れられていたと思います。宮田中学ほど大きな学校でランチルームがあるというのは非常にまれなことかなあというふうに思います。で、今お話がありましたように、ランチルームに集まるということは、学年集会を1日に1回、全校集会を1日に1回やってるという感覚ですので、確かに連絡とか団結力というのは高まるというふうに感じますし、学年を越えた交流ができるというところがあります。一方で、私が危惧するのは、なかなか学校に来れない子たちが教室へ戻る第一歩っていうのは給食のときなんですよね。で、そのときに、わかる人っていうんですかねえ、顔がわかる関係のときに、給食でまず教室に入って、で、それでだんだんその学校生活になれていくという、給食には、そのすごく大きな要素もありますので、もちろんいい面と、それからちょっと考えなきゃいけない面と、双方あるのかなっていうのが率直な印象です。

中村議員

教育長の疑問点というか、不安点というのもお聞きいたしました。まあ、でもこれはやり方で幾らでも改善できるのかなあというふうに思います。中川村もね、現在は125名なんですけれども、その40年前のときは350人かな、そのぐらいの生徒が入れるような規模でつくられていたようにお聞きいたしました。私は、学校でのランチルームの設置の目的の一つに家庭の食生活環境の充実につなげていくこと、また学校給食の空間としてランチルームを設ける、今はそういう時代に来ているということも感じます。せめて昼には子どもたちが学習の部屋から離れ、午前中の学習の緊張感からリラックスをさせてあげたいと思う次第でもございます。そして、清潔感のある癒しの空間で楽しい給食時間と食育面からも食の大切さを学ぶ環境づくりにつながること、学級の輪から離れてクラスメイトを超えた交流で子どもたちの学校生活の充実につなげていくことが望めます。宮田、中川の2校を紹介しましたが、食育、学校生徒間の連携が強いことが実証済みだと思います。飯の町でもあり、給食時間の環境づくりにもっと重点を置き、給食センター建てかえにあわせて学校にランチルームの設置を考えてはどうでしょうか。また、一つの考えですが、現在生徒の減少で出てきた空きクラスを利用すること、センター建てかえを待たずに今からでも取り組めるのかなあというふうにも考えます。ランチルーム設置への考えを、設置についての考えを、教育長は飯島にとってどのように考えているか、町長は、今定例会冒頭であいさつの中で川上村の学校ランチルームの視察の感想を述べられましたが、その内容から脳裏に飯島の学校への設置を思い浮かべたようにうかがえました。町長はランチルームのあり方をどのようにお考えか、教育長と町長にお伺いします。

教 育 長

ランチルーム設置をというお話であります。この今御指摘になりました中川・宮田中学

は中学生ですので、食事時間もある程度決まった時間の中でみんなとることができますが、小学生の場合は、小学校1年生と6年生では、かなりその時間差があるので、一斉にいただきます、ごちそうさまってなかなか難しいかなって感じがしております。もう1点、物理的なものですが、中川中学のその一番下の写真のところにもありますけれども、広さがですね、大体1人当たり2平米くらいです。中川は大体150人台で320何平米のランチルームを持っております。これをですね、飯島の小学校に当てはめると630平米くらいになりますので、これはですね、田切や本郷の体育館をつくるということと同じ広さになってしまうということです、これは計算、もちろん財政的にも厳しいですが、物理的に、そういった建物を新たに建てるということは非常に難しいと認識しております。今回給食センターの改築についてだんだんに進めていきたいというふうに思っておりますが、あわせてランチルームというところまでは、ちょっと、私としては、その発想は今のところ持っていないという状況であります。

町 長

ランチルームにつきまして中村議員さんからお話をお聞きしました。私自身も川上村を拝見させていただきました。いいですね。いや、悪いことないですよ。非常にいいことで、それは、願わくば欲しいですよ。ただ、いろいろと、懐残余等考える中で、また、いつやるのか、幾ら借金をつくるのかということが頭の中をぐるぐるぐるぐる回っております。ということで、私の念頭にはありますけども、まずは給食センターが念頭にあります。その裏のほうにランチルームもいいなという感じもしております。以上です。

中村議員

なかなか、財政面、敷地面等で課題があるようでございます。そこがブレーキをかけているのであるとすればですね、どこに重点を置くかということになります。子どもたちの健全な教育の根底にあるのは食生活ということは、もちろん教育長も町長も当然思われていると思われま。建てかえや校舎の改善ともなると莫大な財源が求められます。その方法を編み出すのは、これが行政の腕の見せどころだと思います。一つとしての考え方ですが、学校の環境づくりや未来への投資で未来の代も返済の負担をしていくことは、地域支え合いの精神に立つと決して負の財産にはならないと考える次第です。また、学校給食センターとランチルームを充実することで、災害時に大勢を収容し、安定した食事提供の場となることで、災害時に体と心を温める大きな役目を果たしていけるようにも思います。大きな調理場でスムーズな調理で温かい食事を安全な建物の中で出すこと、これは防災の観点からも住民が早く立ち直るための大事な施設に捉えられるのではないかとこのように私は思います。そんな観点からも、うまい補助金と言っては何ですけれども、そういう観点からも見て、ぜひ、余りブレーキを強くかけずに、どうしたらできるのかという方向で取り組んでいくことを望みます。

それでは3番目の質問に移ります。「教育機会確保法」が成立し「夜間中学校設置・充実に向けて」の取り組みが義務付けられ該当者のために迅速な取り組みを求めるが」について2点で質問をしてみたい。この質問におきましては、昨日、滝本議員のほうからも質問があり、教育長から答弁をいただいておりますので、そのわかっている内容は割愛させていただきます。ただ、現在、公立の状況等を少々申し上げたいというふうに思います。公立の夜間中学校は8都道府県25市町村に31校のみ、そこで、文科省はすべての都

道府県に少なくとも1つの夜間中学校を設置することを目指しております。具体的な内容、きのう言われましたが、ちょっと重複いたしますが、わかりやすく言うと、義務教育を何らかの原因で義務教育を受ける年齢を終わってしまって、義務教育を受けられないまま今過ごされている皆さんに、もう一度、その義務教育での学習をする機会をですね、全市町村で設けていこうという、そういうことだと私は認識しております。そこで、本年1月27日に公表されて、全国地方自治体に発送されました。2017年度予算案には、夜間中学校の新設、拡充に向けた調査、研究などに前年の20倍に当たる2,000万円も計上されました。手引書には、1つに義務教育を修了しない学齢期、今申し上げました、そういう人たちの学び直しをする人のためのものがございます。2016年度現在で義務教育身修了者だけでなく日本全国に12万8,000人もいるという、この数字も大変驚きました。当町の取り組みについては、昨日の答弁の中で未修了者の希望は把握していないとのことでした。では、今後把握に努めるつもりでいるのか、また、今まで把握してこれなかったというか、しなかったというのは、そういうところに目が向いてなかったということなのか、飯島町にはそういう人の該当がなかったということなのか、その点も伺いたいと思います。

教 育 長

義務教育の未修了者についてのお尋ねなんですけれども、この未修了という、この言葉の定義が大変難しいところがあります。きのうもちょっとお話ししましたが、県のその夜間中学の併設の検討会では、不登校などで学校に行けなかった子どもたち、でも、この子どもたちは、卒業証書は持っています。それから、戦後の混乱期で学校に通えなかった人の場合には卒業証書を持っていないというケースもありますが、この方々は多分80前後の方になるかと思います。そういった方々につきましては、ある程度、何ていうんですかね、今、未修了という、このくくりでいいのかどうかというところは非常に難しいところがあります。大きな人数を占めているのは外国籍の方で、例えば、就学時に、もといた国で義務教育を終えずに日本に来てしまって、学齢期を過ぎているので義務教育を修了していないというケースです。外国から見えた方でも学齢期の年齢の方は、学籍簿に、学齢簿にちゃんと載りますので、小中学校にもおりますけれども、日本語支援などをしながら義務教育をしております。という、あと、考えられるのは、戸籍のない方で、何らかの理由で戸籍を持っていずに行政が把握できないということだと思います。で、昨日お答えしたのは、飯島町では、長い間、その学齢簿を管理してますので、必ずその学齢に達した子は小学校にいるのか中学校にいるのか特別支援学校にいるのかを把握しているので、卒業証書をもたえずにいるっていう方については、何ていうんですかね、把握できないというか、その認識していないという、そういう状況で未修了者ということは今考えていないっていうか、その把握していないというふうにお答えをさせていただきました。

中村議員

そのことはわかりました。きのうのお答えの中でも把握していない。ですので、これからですね、把握しようと、把握するおつもりがあるかというか、把握してかなければいけないなあというふうに思われていますでしょうか。

教 育 長

文部科学省が1県に1校程度は夜間中学をということで、長野県には、現在夜間中学はありません。長野県は広いですので、それが1校か2校かということは、ちょっと議論のあるところだと思いますが、こういったときにですね、生徒募集が来ると思います。その

生徒募集を我々が広報したり周知する中で、実はこういうことで未修了なんだけどもって
いうことがあれば、我々はやっと把握できると、今の段階ですと、皆さん卒業証書持っ
ているので、未修了ということを調査しても該当者はいないっていう前提で考えております。
ですので、そういった夜間中学あるいは夜間併設学級ができたときの募集を周知すること
で把握するということはできると思います。

中村議員

そうですね。確かに不登校でも卒業証書を持っているというか、そういう受けている生
徒もいるところがありますので、正確なところを把握するには、その学齢簿ですか、そ
れをただけでは把握でき切れないという部分があるということはわかりました。

今後の、では②の質問に、3-2の質問に入ります。県内では夜間中学校の設置は自治
体にはないが、今教育長に言われましたが、学習支援に力を入れている当町が県下先駆け夜
間中学校の新設、充実に向けた調査、研究に取りかかり、義務教育でのさらなる教育環境
の充実を図っていくべきではについて質問いたします。お答えされた内容もございますの
で重複してしまうかもしれませんが、よろしくお願いいたします。また、今後の対応では、
町はですね、県の方針を見てというふうに言われていました。それぞれの自治体は実態も
さまざまであることから、我が町としての実態とそれに適した支援体制はどうしたらよい
かを迅速に考えていくべきかというふうに思います。子どもの成長段階では、つまりくこ
とは大なり小なり誰しもあることで、そのことが原因で学校に行けなくなり、義務教育年
齢を過ぎてしまった子どもたちに学力をとり戻すための支援は重要と考えます。学ぶ多く
の可能性を持っている若い時期に、学ぶことに意欲を持った時点で学べる環境があつたら、
おくれを取り戻せるはずだと私は思います。義務教育修了の学力がつけば、高校、大学へ
の挑戦もでき、自分自身に将来の希望が持てるでしょう。一つのつまずきを将来へ引きず
らないために、不登校のまま義務教育を修了することになってしまった生徒の学びの場を
町が提供していくことは、平成28年から31年までの第5次総合計画にある子どもの健や
かな成長を支える地域づくりに通じると考えます。文科省の夜間中学校の設置、充実に向
けての手引きをごらんになったと思いますが、その中には自治体の対応が幅広く示されて
います。例えば少人数の場合は分校方式、また不登校児童生徒と一緒にの体系などもあり
ました。手引書を見て教育長はどのような感想をお持ちか、県の判断は今後どのように展
開していくかわかりませんが、その前に、当町は学習支援に力を入れているのですから、
徹底した境域環境の町として迅速な対応をしていってほしいと願うものです。近隣の様子
を見てなどと構えずに、この制度による学び直しを待っている人のために、県下先駆け、
国の補助制度を活用し、夜間中学校の設置、充実に向けた調査、研究に取りかかり、義務
教育でのさらなる教育環境の充実を図っていくことを求めますが、しつこいようかもしれ
ませんが、この点でどのような教育長のお考えかを伺います。

教 育 長

夜間中学設置をというお話をいただきました。夜間中学を例えば町が主導で設置するっ
ていうことになると、飯島町立夜間中学校ということになるわけです。これはですね、
通学区の問題があつて、飯島町の人しか通えないっていうことになります。飯島町にどの
程度その要望や需要があるかということになりますので、そのために学校を設置するとい
うのは、ちょっと難しいかなという気がします。で、県の動向を見てというのは、今お話

があったように、県が例えば調査をして、中南信ではここに作りましょうといったときに、南信地域ではここら辺に分校なり分室なりという話があったときに、それが飯島町に該当するのであれば、飯島町も一緒になって研究していくと、で、多分県立中学にして広域から希望者を集めなければ、多分その人数がそろわないのではないかなっていう気が率直にしております。ですので、県の動向を見てというのは、そういった意味で、形としてつくるなら、町立あるいは市立、村立よりは、県立で広域通学のほうがいいだろうというのが私の思いであります。一方、今お話の中にありました学び直しということですが、でも、現在例えば不登校で大体 220 日前後の登校があっても半分以上学校に行けないお子さんもいらっしゃいます。もちろん、その子たちも卒業証書はいただけますし、高校受験をします。高校受験をする際には、不登校であったから、だから不合格という前提では、県立高校は捉えていませんので、いろんな学校に志願していく、それは、もちろん合格する場合もあるし、そうでない場合もあるかもしれませんが、入ってきた高校で新しい単元、新しい教科が始まるときに必ず生徒の学力の実態を把握しますので、その都度、いわゆる学び直し、中学校の学び直しというのが今一般的に行われています。ですから、不登校であった子も、高校へ進学してもう一回中学をやり直すという発想よりは、高校へ進学して、そこで高校で学び直しをしながら、さらに自分の学習意欲を高めて、さらに進学するケースもあるでしょうし、就職するケースもあるでしょうし、また、そういったことに耐える、全日制だけではなくて、今通信制高校のサテライト教室もありますし、通信性を持っている学校もありますので、そういったところにどうですかということを教育委員会の相談員の方々が、なかなか学校に来れなかった子の進学に当たっても、この学校ではそういう学び直しがしっかりできますよというようなことを御案内しながら、進路指導を中学校と連携してやっているという状況であります。

中村議員

国がこういう制度を取り上げたということは、多分、先ほど数字的なことを申し上げましたが、全国にかなりのそういう該当者がいるということ でなされた制度だというふうに認識しております。今教育長のほうで、不登校でも高校に入学できたりとか、また学び直しができる環境が今あるというふうに伺って、現状のところ、ちょっとほっとしたわけですが、そうですね、町としてですね、でも、そのまま放って——放っていくという方はなんですけれども、制度ができて県の動きが、近隣の動きがというような、その待つて行動を起こすという形ではなくして、まずは町の現状、どうなのかということを、ぜひともですね、いろいろな方法、アンケートをとったりとかですね、または近隣等の情報を得たりしながらですね、そういうお子さんに前向きに希望を持って生きられるような対策を求める次第です。町では、未来塾など、子どもたちの学習支援にも重点を置いています。生徒や親御さんからのうれしいとの評価も耳にしており、取り組みは高く評価する次第です。であればこそ、徹底した学習支援に取り組んで、当町の義務教育環境は子どもの成長をとことん応援する町にしていこうではありませんか。澤井教育長みずから未来塾の講師を務めていました。先生方から教育長の講義は——講義というか、講演はですね、これは、もう全校生徒に聞かせてあげたかったということをお聞きして、私も聞けなかったのがほんとに残念で、もう一度お願いしたい次第ですが、学校現場をよく御存じの立場からも、

不登校の生徒や未修了の人へのですね、学習機会を設けていくことの重大さは、当然教育長は感じていることと思います。教育への投資は未来への投資と考えます。夜間中学校の設置に至るには地域力も重要でしょう。現社会は、多様性を尊重し合い、個性を生かし、誰もが将来に希望を持って活躍できる取り組みが重要視されてきました。みんなで支え合うことが自然になることが地域発展へとつながるのではないのでしょうか。そのような観点から、飯島独自の、今不登校の生徒さんもかなりいるように、きのう数字の中で知りました。一番は、中学校までのその義務教育の中でしっかりとフォローをして、そして義務教育のある程度の単位をとれるような、そういう生徒さんに育てることが一番重要な取り組みかというふうに思っています。澤井教育長は、今その教育の、この義務教育の中のね、学力のそういう支援について、国を挙げた今この夜間中学校というものが制度化するような方向になりますけれども、その前に、この小中学校の義務教育という中で支援を今しておりますけれども、さらにどういう点で強化をしていかなければいけないというふうに思われているか伺います。

教 育 長

飯島町は、その支援員あるいは強化支援員あるいは相談員を手厚く配置していただいております。この人たちが機能的に動いて、例えば本人や、あるいは環境に課題がある場合に、スムーズにケース会議ができるような状況ができております。ですから、これをうまく充実させていくのが一番いい道だというふうに思っております。で、子どもたちが中学校でつまづいて、私も経験ありますけれど、中学校でほとんど学校に行けなかった子が、高校に来てすうっと高校生活をごくごく普通に過ごして卒業していくケースを幾つも知っておりますので、不登校の子どもたちが、それが、何ですかね、ある時期どうしても、こう人生の夏休みの的に休まなければいけない時期っていうのは、人によっては当然出てくることですので、そのときにうまくバックアップしてあげながら、その高校進学なら高校進学、あるいは社会へ出るなら社会へ出るというのをうまく支援してあげていきたいというふうに思っております。現在その教育相談員の先生方は、中学校を出ても、高校にスムーズに移行できた子はいいいですけども、そうでない子もちゃんと追跡調査をして、この子どもたちが今家でどうしてるかということを相談員の方は把握しておりますので、中学出たらもう全くおしまいということではなくて、そういう生徒にも、どっかで声をかけたり、例えば通信制高校へ行きたくなったらって言えばこういうふうにすればいいよっていうアドバイスをしておりますので、そういったところをうまく充実して、引き続き支援できればいいかなあというふうに思っております。

中村議員

大変心強く思いました。不登校でね、悩んでいる生徒さん、また親御さんも、大変教育長の今の答弁で勇気づけられたのではないかなというふうに思います。ぜひとも、そういう取り組みをですね、さらに飯島の教育委員会の活動としてしっかりと根づいて継続をすることを思います。また、支援員や強化支援員の皆様、そして、学習が苦手でも地域のいろいろが、工作とか、そういうところでですね、力をお借りして、子どもたちは成長したり、また夢を抱いたりというふうに成長しているところも、私も伺っております。地域のこの力、人が人を助け合うということの大切さを、本当に、そういう中から子どもたちも学んでいってもらってるのかなあというふうに思います。最後に、私の人生の師匠と仰ぐ

	世界桂冠詩人の池田大作氏の詩を紹介いたします。「人は、人のきずなの中で育まれ、成長し、学び合い、助け合ってこそ真実の人間となる。ゆえに、自分一人だけの幸福はあり得ない。自他ともに幸福になることが本当の幸福である。」 当町のすべての子どもたちが義務教育を修了できるために環境づくりをさらに強化していただくことを強く求め、私の質問を終わります。
副 議 長	ここで休憩をとります。再開時刻は 11 時といたします。休憩。
休 憩	午前 10 時 41 分
再 開	午前 11 時 00 分
議 長	休憩を解き会議を再開します。一般質問を続けます。 11 番 竹沢秀幸君。
11 番 竹沢議員	通告に基づき一般質問を行います。私、一般質問を毎行行ってまいりまして、議員として 3 期 12 年が経過いたしまして今回が 48 回目の質問であります。今回は 5 項目についていたすところでありますが、先ほどウオーミングアップもいたしましたので滑らかにいきたいと思いますが、回答のほうも簡潔によりしくお願いいたします。 まず第 1 の質問であります、この課題については高坂前町長にも 2 回質問した課題であります。飯島町の第 5 次総合計画の後期計画の中では、自治基本条例、仮称ですが、の制定を検討するというふうに明記されておるところでございます。そこで、この自治基本条例でありますけれども、我が飯島町の町民憲章をよりどころといたしまして、町の責務、そして議会の責務、町民の責務を定めるものでございます。で、一方、議会基本条例につきましては、我々議員のほうで制定し、現在その条例に基づいて活動が展開されておるところであります。したがって、この両輪であります自治基本条例につきましても早期制定が求められるところでもあります。例えば平成 28 年度にですね、町民参加により作業を進めまして、平成 31 年までの下平町長の任期中にこの条例制定を提案するところでもありますけれども、町長の見解を求めます。
町 長	竹沢議員さんの一般質問にお答えしてまいります。自治基本条例は、住民と行政の関係性を見直しながら自治体運営の基本的なルールや住民の権利と役割等を規定するものと理解しております。多くの自治基本条例に見られますように、まちづくりの主体を住民の皆さんとすることにより、より活発な住民参加や協働を目指すものとしては、行政としても期待を寄せるところでございます。この自治基本条例において一番大切なことは、住民の皆さんが、住民の皆さん自身がこの条例を主体的に生かしていけるかどうかという点にあるかと思えます。現在町内では、先ほどの質問にありましたように各自治組織がさまざまな課題を抱えていることや、一方で町民参加による新しい活性化の動きが出始めたこと等がありまして、住民と行政の関係についてはみんなで理想のイメージを模索している状態ではないかと思っております。制定する際には、町民の方に参加いただくのは当然とな

りますが、行政が主導してこの条例をつくるようなものであっては形ばかりの条例となってしまうことから、第5次総合後期計画では検討をうたっている中で、現在はまだ時期が早いのではと考えているところでございます。いずれにしても、現在のさまざまな取り組みや課題解決を経て、満を持して町民の皆さんとともに自治基本条例が制定され、末永く住みやすい飯島町へとつながることにつきまして、私自身も大きな夢と期待を寄せるところでございます。

竹沢議員

ただいま答弁をいただきまして、大きな期待と夢を、ということでありますので、そうした夢に向かって一歩ずつ前進していただくことを強く求めるところであります。

2つ目の質問項目に入ります。平成30年度、伊那県庁150周年を迎える中、平成29年度「信州いいじま伊那県ウォーク」が計画されておるところでございます。ところで、飯島町の中の国の施設でありますけれども、国土交通省天竜川上流河川事務所、飯島砂防出張所がございます。一方、長野県の施設でありますけれども、企業局の与田切発電所、それから県道飯島飯田線などの幾つかの県道、あるいは中央アルプス県立公園などがあるわけではありますが、ハードの施設が飯島町は少ないのかなあということを感じるわけでありまして、そこで、この150周年を機にですね、県とのパイプを太くしながら県の施設を招致するというによりまして、人的にも経済的にも飯島町が活性化するというのを提案をするところであります。その第1ですが、10年後にリニア新幹線、三遠南信道が開通するというを見据える中で、第2県庁を飯島町に招致したらどうかということ提案するわけでありまして、これは当町の位置が伊那バレーの中心でもありますわけでありまして、また以前に高坂前町長もこの課題を県へ訴えてきておりますし、また我々議会といたしましても松川町、大鹿村、中川村、飯島町の伊那中部の、中部伊那のですね、議会の中でも取り上げて、県に対して要望活動に取り組んできてる経過がございますので、この課題について町長の見解を求めたいと思います。

引き続き②番に申し上げてあります養護学校の分室を飯島町へ招致の課題であります。この課題も中部伊那議会で取り上げたものでありますけど、現在、伊那養護学校と飯田養護学校があるわけでありまして、飯島町はその中間に位置するわけでありまして、現在、伊那養護学校の分室、分教室といたしまして駒ヶ根市中沢小学校に小学部、駒ヶ根市東中学校に中学部、上伊那農業高等学校に高等部の分教室があるわけでありまして、この中学部、小学部は天竜川の東、すなわち竜東地域にあるわけでありまして、中部伊那からは利用するには若干不便であるということがありまして、この養護学校をですね、利用するための利便性を図るために、また障がい児とその家族の通学負担軽減などを図るために、飯島町へ養護学校もしくはこの分室を招致するというのを提案いたしますので、これについては教育長からお答えをいただきたいと思います。

③ですが、現在、阿部知事の県政であるわけですが、伊那県庁150周年をあわせてですね、2018年に我が町において、県知事呼んでですね、車座集会をやることによりまして我が飯島町と長野県のパイプをさらに太くしようということをやったらどうかというアクションの提案であります。実施段階では、この中部伊那の市町村、それから伊南の市町村などに呼びかけてですね、会場は飯島町で行うということにして、飯島町の主催で

町 長

こういうことを呼びかけてやることについて町長のお考え、以上3つの課題についてお答えを求めます。

平成30年に伊那県庁が置かれて150周年を迎えると、この契機を捉えて3つのアクションを起こしたらどうかということでございます。1つ目が第2県庁を招致すること、2つ目が養護学校の分室の招致をすること、3番目が知事との車座集会を開催したらどうかと、この3つの御提案をいただきました。長野県の施設を承知して町の活性化をという御提案をいただきましたけれども、県の施設を何か一つでも町に招致することができれば、町の活性化を初めさまざまなメリットが見込まれると思っております。県施設の新設や移転、また知事を招いた車座集会等の情報があれば、町も積極的に検討してまいりたいと思っております。大きな夢ですけども、そんな機会があれば、それを捉えて陳情していきたいと思っております。ただ、近年、政府機関の地方移転が検討された際には、施設側にとってよりよい条件を引き出そうとする中で市町村に多くの負担を迫るケースもあったにも関わっております。招致の際には、住民の理解も含め、慎重な判断も必要であろうかと考えているところでございます。養護学校の分室招致につきましては教育委員会よりお答え申し上げます。

教 育 長

特別支援学校の分教室につきましては、高等部は上伊那農業高校にあります。それから、中沢小学校に「はなもも分教室」がございます。この分教室につきましては、平成16年に県が特別支援学校地域化推進協議会を立ち上げまして、その中で特別支援学校分教室モデル事業ということで自治会から意向調査したときに駒ヶ根市と佐久穂町が名乗りを上げたということであります。それで現在の伊那養護学校「はなもも分校」として運営されていることでありますが、このモデル事業は、一つは継続的に児童生徒の集団規模が確保できるかと、あるいは近隣、地元の近隣市町村のニーズの高まりがあるかというようなことが当時その評価項目とされたところであります。現在は、そのモデルか、地域化推進協議会の後は、センター校ですかね、本校の整備拡充に重点が、県の施策が移ってきているという状況であります。この招致につきましてお話ありましたが、今後、地元地域のニーズの高まりなどを考えながらですね、ある程度の集団規模が維持できるというようなことがあったり、既に「はなもも分校」がある中で隣の飯島町のその分校設置がどうかというようなこともあわせてですが、一番は、やはりそのニーズの高まりと、こういうことを受けながら、県の特別支援教育課とそういった場合には話をしていくということになるろうかと思えます。

竹沢議員

3つの課題、それぞれ課題は大きいわけですけども、ぜひ、町長、リーダーシップを発揮していただいて県のほうへアタックしていただきたいと思いますので、そのことを求めまして次の質問項目に入ります。

第3の質問ですが、平成29年度予算案の説明の中にもありましたが、観光計画というのをことしつくるということでありますので、いろいろ観光計画策定に向けての提案を申し上げたいと思います。先日、飯島町の営業部でアウトドアフィールドスポーツにかかわる提案がありまして、私も参加して聞きましたけど、7つのスポーツですかね、そういうものが案として提案されておりまして、これが実現すると、多くの子どもや親がですね、飯

島町を訪れてくれるのかなというふうに大いに期待をしとるところであります。詳細、また14日の議会全員協議会で説明もあるようでございますけれども、さて、質問要旨の3-1ですけれども、新年度策定する観光基本計画の柱の中にですね、ぜひ温泉発掘を提案したいと思っております。過去に、早稲田町長のころでしたか、温泉探査したことはありますけれども、そこにとどまっておるわけでありまして、まあ、島根県の浜町じゃないですけど、ないものはないっちゃうね、そういうことで開き直るのもいいですけども、飯島町は温泉がないわけです。で、この課題は町民の皆さんからも要望多いですし、最近、飯島町へここ数年の間に移住してきた移住系の皆さんですね、そうした方からも、ぜひ温泉を欲しいなあという声をいただいておりますので、それをどう具現化するかなともかくとして、まずですね、基本計画の中に、この課題をですね、ボンと載せていただいてと思うわけですが、これについて町長の考えを伺います。

町長 飯島町に温泉が欲しいという願いは、町民みんな持っているのかなというふうに思っています。やはりゆったりと癒しができる温泉、しかもですね、中央アルプスと南アルプスを眺めながら、露天風呂で頭へタオル乗せて一杯飲みながらなあっていう姿はですね、すぐ浮かんでくるわけなんですけども、残念ながら、飯島町では過去に温泉発掘のための調査を専門の業者に依頼し実施したことがありますけれども、温泉が発掘される可能性は低いと、こういう結果が出たため断念した経過があります。上伊那地域の市町村で唯一温泉がないことは、住民の皆さんからも残念であるとの御意見をいただいております。しかし、温泉がなくても景観のよい場所に沸かし湯による入浴施設をつくることも効果が得られるのではと考えております。越百の水、名泉があるわけでございます。その水を沸かす、しかも灯油じゃなくてですね、間伐材のチップとか太陽エネルギーとかですね、そういう自然エネルギーを使いながらお風呂を持つということも、またこれは一つの新しい方向性の温泉かなというふうに捉えるわけなんですけれども、いずれにしても、施設を建設することになれば多額の建設費用や施設の運営経費も必要となることから、慎重に検討しなければならないと考えております。住民の皆様からの意見や課題などについて、観光基本計画策定の中で検討してまいりたいと思っております。

竹沢議員 御答弁いただいて、温泉発掘のみならず、———も含めですね、観光計画の中で考えていただけるということですので、ぜひ検討いただきたいと思います。

質問要旨3-2であります。飯島町営業部で検討しておりますアウトドアフィールドスポーツ関係で、一つの案として千人塚や与田切の周辺を計画予定地というふうにしておるわけですが、現在この地域は中央アルプス県立公園に指定されておりますけれども、このたび、この公園は国定公園化を進めて取り組んできとるわけでけれども、あわせて中部伊那町村議会でも県へ要望活動を展開してきております。先月、2月の8日の日かな、太田副知事とこの課題について要望活動で協議した結果、長野県は28年度にこの基本調査を完了いたしまして、29年度に国へ申請すると、こういう回答がありまして、極めて国定公園化の確率が高くなってきとると、そういう状況があります。ただ、心配されるのは、この千人塚周辺をですね、開発してく場合のアウトドアのハード面の施設をつくる場合に、その自然環境との関係で規制があるとするそうですね、若干心配がありますので、そ

産業振興課長

こら辺について県のほうにも照会していただいたかと思いますので、その法的規制はあるのかどうかについてお尋ねします。

中央アルプス県立自然公園の国定公園化につきましては、現在、中央アルプス国定公園化研究部会において検討を進めているところでございます。アウトドアスポーツの施設の開発に関する規制等につきましては、国定公園となっても、基本的には現在と変わらないものと考えております。新たな開発を行う場合には、国定公園化を目指す計画への位置づけが必要となるということもありますので、長野県と協議をしながら進めてまいりますけれども、現在、県立公園の中で千人塚は普通地域という地域で、一番ランク的には低いランクになっております。これが山頂のほうに行きますと、特別区域とか、いろいろ弊害がありますが、普通地域は大きな変更はないというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

竹沢議員

普通地域ということで、特段問題はないのかなということでもありますので、理解をいたしたところであります。

質問要旨3-3であります。こうした施設をですね、つくっていく場合に財源をどこへ求めるかということでありまして、普通に考えれば地方創生交付金というのが想定されるわけであります。福井県の池田町という町がありまして、これ、このスポーツ、アウトドアスポーツのメッカということで最近注目されておりました、人口2,000人の町ですけれども、辺地債を活用して7億円の事業費を投じて7つばかのアウトドアスポーツを取り入れてですね、現在、売り上げが1億円くらいかな、ってということで、訪れる観光客が3万人とかいうことで、成功しとる一事例があるわけですが、いずれにいたしましても、多額の費用がかかるということの中で、あの周辺を考えてみますと、与田切川の関係はですね、国土交通省天竜川上流河川事務所のですね、御支援をいただく中で、上流砂防ダム、そして与田切周辺の親水護岸など整備されて、現在でも与田切公園それから坊主平を含めて観光客が訪れる、そういう状況にあるわけであります。そこで、町としてですね、このアウトドアスポーツのこの施設を実施するためにもですね、国土交通省と共同で取り組んでいく、そういう形の中で、逆に国土交通省がああ地域をそういうモデル地区として捉えていただいて、ともどもに、この開発を進めていくというような、こういう取り組みが肝要かなあと思うわけであります。これについての町長の考えをお尋ねします。

町長

いろいろ事業を進めるときの財源のお話でございます。現段階での地方創生推進交付金の活用を考えております。現段階では、その交付金の活用を考えております。このほかに補助事業や有利な起債の活用も検討し、あるいは民間活力を導入するということもあり得るかなというふうに思っております。いずれにしても、この地域の与田切からですね、千人塚、そして百間ナギ、特に百間ナギというのは、氷河の跡と、また地中から隆起してきた地形が同時に見られるという非常に特殊な景観でございます。そういった所であるからこそ、「暴れ与田切」と言われるように、与田切川に砂防工事が何重も何重も行われているわけなんですけれども、国交省が長年かかって手を入れてきたところでございます。まあ、そういった自然と人間がかかわった自然という部分では、大きな、全国的にも有名なお手本になるかなというふうに思っております。先日、天上の署長さんともお話する中で、こ

の模範となるような地形、あるいは人間の、自然に最終的に勝てるかは知りませんが、人間がかかわった自然というものを見るにも非常にいい観光資源だなというふうに思っていると、国交省の砂防事業というのは、砂防だけで終わらずにですね、地方創生の新たな地域資源、観光資源になるんだと、そういうお手本と一緒に示していきましょうよと、こんなようなお話もさせていただきました。国交省がどれだけお金をその部分について出してくれるかわかりませんが、いずれにしても、この特異な地域資源というものをうまく観光に生かせる、生かしていくために、あらゆる資金を調達した中で進めていくことを常々考えておるところでございます。

竹沢議員

財源については、あらゆる民間も含めた形の費用負担、また国土交通省と連携などを含めて取り組んでいくということですので、理解をしたところであります。

質問要旨 3-4 であります。これ、町民の皆さんから提案をいただいた課題でありまして、今議論しとるのは千人塚、与田切周辺のことですけれども、日曾利の地域には「いなかの風」というキャンプ場がございまして、リピーターも増えておって、伊那スキーリゾートが今経営しとるところであります。天竜川の東から見る景色も飯島町から見ると宝だなあと思うわけでありまして、そこで、日曾利の林道北の沢線を上っていきますとですね、陣馬形の広域林道があるわけですが、あの横に中川までつながるあの林道を活用してサイクリングロードにしたかどうかという御提案をいただいとります。で、方法としては、中川のほうと飯島のほうと両方にですね、マウンテンバイクを何台か置いて、そこまでは交通手段で行くんですけれども、そこで中川と、その日曾利の上と、こう、コースをですね、片っぱ行って、そこで自転車を降り捨てて、また帰るとか、いろんな方法あるんですけれども、そういうわけで、あそこは極めてそういうロードをつつていいんじゃないかという御提案をいただいとります。で、これは、昨日からの一般質問にもありますけど、広域観光つちゅう意味でですね、これからは単に一市町村が取り組んでいくわけじゃなくて広域的な連携が必要なわけでありまして、横文字の表現はともかく、とりあえず、この中川村とですね、広域連携をして、こういうものをやったらどうかあということについて、町長も「イーラ」の経験もあるわけですが、御見解はいかがでしょう。

産業振興課長

林道北の沢線は、過去、崩落により数日間通行どめになったことや、現在未舗装の道路でございまして、降雨時には側溝からあふれた雨水が路面を流れ路面が非常に荒れることから、常に管理を要する林道というふうになっております。一方、林道の陣馬形線でございますが、崩落の可能性のある箇所が幾つかあり、飯島区間は未舗装となっております。中川地籍は舗装工事が完了しておりますが、当町では限られた予算の中で維持管理をやっているという状況であり、現在のところ舗装の予定はございません。どちらの林道も危険な箇所もありまして、常時一般車両が通行できるというような林道でもあることから、安全面の確保が非常に不安であるということで、現在のところサイクリングロードとしての整備というのは、予定はございません。ただし、アウトドアスポーツをこれから進めていく中で、林道の活用、また今御提案いただきましたマウンテンバイクの整備、また林道陣馬形線については、一部で高い標高でのマラソン、こういうのもどうかというような御提

竹沢議員

案もいただいておりますので、いろいろの部分で研究してまいりたいというふうに思っております。

課題も多いわけですが、中川村とぜひ連携をしてですね、できる課題を協定でやったらどうかと思いますので、観光基本計画の中にも、ぜひ文言として、課題として捉えていただければと求めるところであります。

質問要旨 3－5 であります。アウトドアスポーツの拠点千人塚周辺とする場合にですね、どうしても県道千人塚線の整備というのが大事な課題になるのかなと思うわけがあります。したがって、大型観光バスが乗り入れ可能になるようにですね、現在の県道の路線もありますが、違う町道も含めて、路線の変更も含めましてですね、この整備計画というのを観光基本計画の中にぜひ入れていただきたいなあと、加えて、その整備促進に当たりましては、伊那建設事務所に対してですね、早期に引き続きこの工事を行っていただくことを要望しにやいけないと思いますが、ここら辺の課題についてはいかがでしょうか。

建設水道課長

県道千人塚公園線でございますが、主要地方道飯島飯田線と千人塚県立公園を結ぶ延長約 3 キロの路線でございます。公園への重要なアクセス道路となっております。本路線は、主要地方道から中央道までの約 700 メートルの間が狭隘で屈曲しているため、観光バスなどの大型車両は町道天神松線を利用し運行してございます。今後の千人塚公園のさらなる利活用を図るためにも安全で快適なアクセス道路の整備は重要と考えますので、県への働きかけを強化し、整備促進を図ってまいります。

竹沢議員

観光基本計画の関係につきまして幾つか提案させていただきましたので、それぞれ受けとめていただいて、基本計画に盛り込まれるものにつきましては、ぜひ盛っていただいて、課題計画としまして将来に向かって取り組んでいただきたいことを求めまして、4 番目の質問項目に入ります。

「仮称「ひなどり奨学金制度」の創設に後方支援を。」についてであります。国のほうでは、現在、新年度予算で給付型奨学金制度を創設し、予算化して、今、国、国会で議論をしておるところであります。この制度の詳細については省きますが、昨日も同僚議員から小中学校入学時に費用がかかるため就学援助金の前倒し支給について提案がありまして、教育長からは調査、研究するという答弁もあったところであります。さて、この我が国、現在、子どもの貧困率が 6 人に 1 人、16% になるというようなことで、経済的な理由の中でですね、進学ができないという子どもたちがいる中で、進学する子どもに手を挙げていただいて、これを支える町民や事業者がこの子どもたちを支える給付型の奨学金制度を創設するという動きがあります。この詳細を若干申し上げますが、これはですね、町内で小児科医院を開設されてる方が幾人かの事業者の方、また金融機関に呼びかけて奨学金の原資をつくりましてですね、4 年制の大学へ入学する高校生を、高校 3 年生を対象にして、親の収入が少ないためなどにより進学を断念する方を救うために入学時に 50 万円を支給するという「ひなどり奨学金制度」っていうのをこの秋までに創設したいという計画があります。この奨学金を受ける子どもを「ひなどり」、これを支える町民を「おやどり」ということで呼んでおるところであります。こういう制度を創設する場合に問題になるのが、税法上の問題があるわけでありまして、現在研究しているのは認定特定公益信託、こうい

う制度がありまして、こういう制度を有効に活用いたしますと、奨学金を受ける受給者のほうは所得税並びに贈与税の非課税になります。それから、寄附をする方の方につきましては寄附金控除を受けられると、こういう制度があるわけでありまして、いずれにしても何らかの、こういう制度を立ち上げる場合には、給付金をもらう人も出す人も税制上の恩恵がないとなかなか制度を立ち上げるには難しいのかなあと思うわけでありまして。現在もですね、いろんな大学、また金融機関などが独自にこの奨学金を行つとる制度、給付型で行つとるものもあります。で、今回は国のほうで新たに税金を投与して給付型の制度をつくろうと、こういう動きになっておるところであります。この「ひなどり」でありますけれども、入学式が大変かかるわけでありまして、入学金や受験料ですね、それから入学金、それから授業料も前倒しで半年とかかかるわけで、ざっくり 100 万くらいはすぐかかるわけでありまして。で、その入学時に多額のお金がかかるっていうのが、この制度を今度立ち上げようとする目的でありまして、この保護者負担が軽減が図れますように、この入学時の部分に金銭的に支援していこうと、こういう制度を掲げておるわけでありまして。で、これ、全国で入学時に給付型の奨励金制度というのをやつとるとこは、まだ全国にありません。入学した以後に毎年やるとかですね、4 年間やるとかいう、そういう形で給付型のものを国は考えていますが、この一番収入が少なくて困ってるとき、逆に言うと、収入が少ないと、そういう資金もですね、銀行へ行っても貸してくれないと、そういう人たちを助けると、こういうのがこの制度のなりどころであります。すなわち、町長も好きなオンリーワンの奨学金制度になるのかなあと思うわけでありまして、税金投入制度とは違うですね、心ある町民の皆さんの「おやどり」の皆さんに出資願ってこういう制度をつくろうと、こういう制度設計であります。で、中学生の向こう 10 年間の生徒数ですとか、過去の大学受験数を試算してございまして、まあ大体年に 5 人給付対象として、250 万円原資が必要であろうというふうに設計をしております。で、当初の原資につきましてはですね、先ほど申し上げた町内の小児科の方を中心にして、事業者や金融機関などに呼びかけまして、とりあえず 250 万円の原資をつくります。で、つくった以降、2 年目以降はですね、心ある町民の皆さんに呼びかけをいたしまして、年に 1 万円、4 年間、要するに 4 万円ですね、お一方、4 万円出していただいて、これが 63 名募りますと 250 万円の原資ができるわけがあります。こうした制度を循環していこうかなあということでもあります。また、将来的には、この 50 万円をもらった「ひなどり」の人たちが大人になって、いろいろな職業について立派になった方が、今度いずれは、今度は「おやどり」になってもらおうと、そういう、こう長い目で循環できるような、そういう仕組みというのを考えておるところでございます。この制度について、私もいささかかわってきたわけですけど、先日も教育委員会にプレゼンを行いまして、教育委員会のほうからも、そういう制度をつくるにはこういうことをしたほうがいいよという御指導もいただいたところでもあります。まだ本日時点でこの制度、完璧な制度ではないので、少し時間もかかりますし、いろんなところに呼びかけをしていく必要があるのかなあと思っておるわけですが、とりあえず、こういう制度ができた場合ですね、特に教育委員会としてどのような後方支援をいただけるのかについて教育長の見解を求めたいと思います。

教 育 長 ただいま、新たなその奨学金制度についてのお話がありました。過日お話をお聞きしたんですけれども、町内の皆様のお志によって大学進学者に対して給付型の奨学金制度の設立を目指していらっしゃるということでありました。お話ありましたように、大学の進学時はですね、特に、その入学する前後に高額な費用がそれぞれの保護者にかかってきます。受験代、あるいは受験のための宿泊代、それから入学手続のためのお金、あるいはアパート代等々、大変なお金がかかります。それによって大学進学を諦めたというケースも私幾つか存じ上げております。各種の奨学金制度は、その一時金の制度もありますが、今お話にありましたように、入学した後5月とか6月にくれるというので、ほんとに欲しいときにそのお金が手元にないというのも現状であります。学資のローンもありますけれど、収入によっては学資のローンもなかなか貸してもらえないということで、苦しい状況もあるかと思います。そういった時期に奨学金を給付されるということは大変ありがたいものだと思いますし、町にも奨学金制度は持っておりますけれど、これは貸与型で、いずれお返しいただくという制度であります。この奨学金に関しましては、今お話がありましたように個人の皆様や民間の皆様の資産や財産ですので、教育委員会が事務に携わるっていうことはなかなか難しいというところではありますけれども、今お話がありましたように、可能な範囲で、その周知とか広報とか、そういったことにはお力添えできると思いますし、その都度御相談いただいて、こちらの得てる情報を交換するということもできると思いますので、そういった意味で後方支援をしてまいりたいというふうに思っております。

竹沢議員 この制度、もしできた場合、可能な限りの後方支援をいただけるということでありますので、そのことを求めまして、最後の5番目の質問項目に入らせていただきます。

 項目の趣旨は「民間手法を取り入れた人事管理と処遇改善を」ということにしてございますが、先般、総務課のほうで調べさせていただいて、3月1日現在の我が町の職員数はトータルで253名でございます。正規職員が115名、嘱託が43名、このうち地域おこし協力隊が11名いらっしゃいます。臨時職員が93名、町派遣が2名ということで253名。うち臨時、嘱託は138名。こんなにいる、町内でも一番でかい事業所になるだろうかなあというふうに思うところでございます。そこで、質問項目要旨4つほどありますが、一括申し上げますけれど、まずですね、まあ、しょっちゅうのように、その臨時・嘱託職員の有線放送を自宅で聞くわけですねえ。で、その結果、その募集に対してですね、その都度きちんと応募していただいているのか、また、応募してもですね、他の職場との労働条件を比較した中で、一旦応募したけど採用にはならなんだとか、そういうこともあるのかなあと思うわけですが、そんなところがあつたらちょっと教えていただきたいなあと思います。それから、前回の議会のほうに同僚議員から臨時・嘱託職員の待遇改善等について要請がありまして、今回の予算書を見ますと、例えば福祉とか含めまして、待遇改善の予算化がされているような部分があると思いますが、詳細について副町長から説明を求めます。

 5－2ですが、正規職員の場合はですね、自治労に加盟して労働組合がありますので、職員団体としていろんな職場での不満を解決したりするとか、そういう機会があるわけがありますけれども、嘱託や臨時職員の皆さんには、職場で働いても、いろいろ悩みがあつ

てもですね、そういうのをぶち明けるところはないのかなあと思うわけでありまして、こういうのを改善するためには、民間企業ではやっていますけれども、こうしたコンサルみたいな民間の企業がありますので、そういうのをうまく活用してですね、これら 138 名の臨時・嘱託職員の皆さんの悩みだとか、そういうのをアンケートとるとか、あるいは個別の聞き取り相談をやるとか、そういうことをしながら、そうした声を受けとめて職務や待遇の改善をしていくことが大事なのではないかということがありますので、この点についてもお尋ねをいたします。

それから 5－3 ですが、人事評価制度、導入してやっているわけですが、民間でよくやっているのは、今は上から下へを評価するつちゅう評価方式が多いんですけど、上司を下の者が評価すると。こういう制度を民間ではやっておりますが、こういうことが導入できないかどうかお尋ねいたします。

質問要旨 5－4 であります。計画的な職員採用と専門の職員の配置で仕事を回していくということは極めて大切でありまして、正規職員におかれましては、適度な人事異動によりましてですね、いろんな職場、オールマイティーな職員となって幹部職員になってく、こういうことが、そうした育成が大事なのかなあと思いますが、仕事によりましては、専門的な職種の場合は、嘱託職員でも私はいいと思うんですね。その人件費を圧縮するっていう意味もありまして、そこら辺、適宜、専門職として必要な部分については必要に応じて嘱託として確保していくということも大事なのかなあと思います。で、今回こうした問題を取り上げた一つの理由といたしましてはですね、総じて、この 3 月春にですね、課長級の皆さんが大勢退職されるわけでありまして、人事のこの構造の中に、こう穴があくわけでありまして、また次に若い人たちに昇格していただいてやることは大いに結構でありますけれども、こうしたことを含めて計画的な正規職員の採用ということも極めて大事なわけでありまして、したがって、町長がよくおっしゃっていますところの職員の皆さんの多くの政治課題を実現するがためにはですね、町長もとより職員の努力、そして町民の皆さんの協力によって実現されるものであるということ言うまでもないところであります。したがって、今後の正規・嘱託・臨時職員も含めた人事の体制についての考え方については最後に町長に求めたいと思いますが、詳細について副町長並びに町長の見解を求めます。

副町長

5 番目の質問で「民間手法を取り入れた人事管理と処遇改善を」ということで 5 つの御質問をいただきました。順を追って説明を申し上げたいと思います。先ほど議員さん言われたとおり 253 名、それで、嘱託・臨時職を含めましてそのうち 138 名ということで、非常に多くの正規職員それから嘱託職員、臨時の職員の皆さんで飯島町の行政を担っているところであります。それぞれ住民のために日々働いておりまして、感謝をしているところでありますけれども、やはりやめられたり、あるいは交代したりということで、その際に職員を募集するのに一番今課題かなと思っているところは、ハローワークの求人票を見ましても、まず最初は自分の希望する職種を見ます。で、その次に、まず処遇を見るわけですね。で、処遇を見たときに他市町村と遜色ない数字であれば応募をしてきていただけますけれども、なかなか、やはり、飯島町、他市町村と比べて少し処遇が改善すべき点もあ

るということで、本年度、町長、第2ステージ制度の3本柱に掲げておりますけれども、「風通しのいい行政へのチャレンジ」の中で、やはり処遇の改善をということで大きく掲げてきたところであります。そんなことで、嘱託職員につきましては、手当の改善、それから経験年数等を勘案しましてベースアップ、それから臨時職員の皆さんにつきましては、専門職でありますけれども、経験年数、それから勤務状況を見ながら嘱託職員化というのを行いました。行います。それから、臨時職員につきましては、一部除きますけれども、20円～30円の時給の引き上げ、それから専門職の一部につきましては手当の創設を行ったところであります。こういった処遇改善、全体を合わせて大体550万くらいで、わずかではありますけれども、こういったことをまず第一段階としまして、だんだんに処遇改善しながら、町で勤めていただく皆さんの働きやすい、また働いてみたいという環境をつくっていききたいというふうに考えているところであります。なお、採用につきましても社会人枠を設けておりますので、一般職への道も開かれておりますし、先ほど申しましたように、臨時職員の皆さんも専門職であれば、経験年数それから勤務状況を見ながら嘱託職員化ということを目指しているところでございます。次に2番目でありますけれども、民間のコンサル等によります人事管理と処遇の改善をということでありますけれども、現在もですね、再任用等に当たりましては、担当部署所属長でございますけれども、懇談をする機会を設けて、それまでのいろいろな仕事の面での悩みですとか、あるいは改善すべき点を聞きとっているところであります。今後さらにそういった機会を増やしてまいりたいと思います。十分に意思疎通を図りながら、今の仕組みの中で課題等を共有して改善をしてまいりたいと考えております。3番目に一般職員が上司を評価できる制度をということでございます。町では、地方公務員法に基づきまして人事評価としまして能力評価と業績評価を実施しているところであります。飯島町の人事評価制度につきましては、人材育成を基本とした組織力を高めるコミュニケーションツールとして位置づけているところであります。この人材育成でありますけれども、人材育成については、すべての職員が思いを共有しながら、その実現に向けて自己啓発を行ったり、また職員自身が新しい知識や考え方を学んでみずからの能力を高めていこうとする、そういうためのモチベーションを高めることが人材育成で一番重要ではないかということで考えておりまして、その人事評価を行うことで、まずは、第一は本人が気づくということであります。で、その気づきによりまして職場内でのコミュニケーションを通じて意識の共有ですとか業務改善を行っていくということを進めているところであります。で、町の人事評価の評価シートもですね、そういった趣旨でつくってありまして、まずはABCでつけるわけですがけれども、それ以外に、やはり自分で気づいた点をきちんと書くような項目を設けてあります。そのほか、気づきが足りない場合には、上司が、上部の評価する者がその気づきを促すような意見を書いたりして、特に気づきを検討していただくような内容でシートもつくっているところであります。で、御質問にありました一般職員が評価する制度でありますけれども、この制度については、人事評価制度検討委員会についてで協議をしておりますので、そういった御意見も取り入れながら研究を進めてまいりたいと考えております。最後の計画的な職員採用というところでありますけれども、こちらにつきましては、大量の退職がここ数年続きまして、

中長期的に採用計画を立てた上で採用を行っているところであります。特に、先ほど専門職につきましては嘱託職員もということでありましたけれども、なかなかですね、嘱託職員、土木の測量職員にしても、募集をかけてもなかなか集まらないというような状況があります。本当に中長期的にどの職場にどのような人員配置をしたらいいかというのをきちんと考えながら、定員計画の見直しも含めて行ってまいりたいと考えております。

町 長 人材、人の問題なんですけれども、やはり企業も、こういう役所もですね、「人は石垣 人は城」と言われるように、まず人がその基盤であるというふうに思っています。特に行政は、20年30年40年50年と、こう長く続いていくわけでございます。その永続性、切れ目のない人事の配置というものを、またそれに加えて考えなければならないなあ、それにあわせて採用しなければならないというふうに思っております。新規採用、新採用、あるいは社会人採用、いろいろな人材が職場に参加することにおいて、いろいろな問題に対応できるかなと、で、この全部で80億というお金を預かり、その事業を行うわけですから、やはりそれなりの知識、スキルを持っていなくてはならないということで、その教育も必要だというふうに思ってます。御指摘いただいたとおり、いろいろな悩ましい問題が、人材育成、また人の確保についてはありますけれども、副町長が一生懸命頭を悩ましてるところでございますけれども、その分、切れ目のない事業、行政運営ができるように心がけてまいりたいと思っております。

議 長 ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻は午後1時30分とします。休憩。

休 憩 午前11時53分

再 開 午後 1時30分

議 長 休憩を解き会議を再開いたします。休憩前に引き続き一般質問を行います。
8番 浜田稔君。

8番

浜田議員 それでは通告順に質問を進めてまいりたいと思います。最初の項目は、耕地・自治会加入への行政の立ち位置を求めるものであります。耕地・自治会未加入問題というのは、これまで町議会でたびたび取り上げられてきました。とりわけ今回の議会では、もし本多議員が質問すれば、もしかすると私が4人目なるのかもしれませんが、特にこの問題が集中してきた背景というのが、やはりあるんじゃないかなというふうに私は思っております。実は昨年、一昨年の暮れですかね、NHKの「クローズアップ現代」というのがですね、「町内会が消える？」と、「～どうする 地域のつながり～」という特集をしていました。つまり、殊飯島に限った問題ではなくて、町内会といいますか、自治会といいますか、この存続問題っていうのが全国的な問題になって来ると、飯島で問題になってる耕地未加入問題も含めてですね、かなりおっきな曲がり角に差ししかかっているんじゃないかなというふうに考えたというのが一つございます。それと、もう一つは、特に最近ですね、まあ、今回は区会の問題、取り上げませんが、区や耕地のですね、仕事の重さとい

	うのがいろんなところから聞こえてくるようになってきたと、で、これは、しばらく前とは少し様相が変わったのかな、そんなふうに思っております。そんなことでですね、一度いろんな切り口から議論を進めてまいりたいということで、ほかの同僚議員が質問することはもちろん承知しておりましたけれども、できるだけ複数の観点から見たほうがいいのかというふうに思った次第です。で、もう一つ、私自身、私ごとになりますけれども、12年前に飯島町にお世話になりましたですね、そういう意味では、まだ初々しい転入者ということで、その遠慮がちな意見も聞いていただければと、そんなふうに思うわけでありまして。最初の質問は、加入率の推移がどうなっているのかと、それから、もう一つはですね、改めてなんですけれども、町が耕地への加入を勧めるその理由というのをですね、一度まとまった形でお尋ねしたいということで、最初の質問に町長の見解お尋ねしたいと思います。
町 長	浜田議員さんの一般質問にお答えいたします。加入、耕地、自治会への加入を勧める理由は何かということでございます。まず自治組織への加入を勧める理由につきましては、飯島町には古くから区、耕地、自治会等の自治組織があり、自分たちの地域を自分たちでつくるという意識の中、地域の生活や心の基盤を担ってきていることにあります。自治組織を介さずに住民と行政が直接つながるとい、いわば都会的な考え方もあるかもしれませんが、昨今に見られる大規模災害やその助け合い、少子高齢化が進む中で、地域福祉、環境問題への対応等について身近な地域組織でお互いに協力し合い助け合うことがどうしても必要となってまいります。そうした理由から、心豊かで安心して暮らせる地域づくりを進めるためにも自治組織への加入を勧めているところでございます。これが基本的な考え方でございます。加入率に推移につきましては担当課長よりお答えいたします。
企画政策課長	それでは加入率の推移について申し上げます。昨年の10月1日現在、耕地、自治会への加入率は世帯で85.4%、人口で89.9%となっております。その前年、平成27年の加入率は世帯で85.1%、人口で90.2%となっており、増減につきましては世帯で0.3%の増、人口で0.3%の減となっております。
浜田議員	まず、町長の御答弁は大変安心いたしました。行政側の都合がですね、もし理由の中に含まれているんだとまずいかなというふうに思っておりましたけれども、あくまでも、その地方の地域の自治をみずからつくっていくんだということの御説明だったんですね、大変適切な動機かなあというふうに感じた次第であります。それから、今の加入率なんですけれども、確か5次総で目標値が90%でしたかね、これは今の数字からいくと世帯加入率に相当するんでしょうか。で、そのあたりですね、その目標が平成32年に90%っていうふうになっていきますけれども、そこにつながる推移なのかどうかということについて、もう一度お尋ねしたいと思いますが。
企画政策課長	この第5次総合計画、平成23年度からになりますけれど、その当時から88%、その翌年が87と下がってきておりましたけれど、26から85%で、横並びで来ております。何とか一つの90%っていう大きな目標に向かって維持しながら、また今後の取り組みによって上を目指して努めてまいりたいというふうに考えます。
浜田議員	私も表を眺めてまして、まあ下げどまったかなという意味ではですね、努力なさってる

のかなというふうに感じた次第です。で、もう一つ、これはですね、この目標の推進責任というのは一体どこだというふうに考えておられるのか、ちょっともう一つお尋ねしたいと思います。この目標は一体誰が推進すべきもので、どのような手法でやるっていうふうに考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

企画政策課長

この推進に当たっては、自治の関係でいえば団体自治と住民自治がございます。当然この行政全般につかさどっておる町がこれを進めていくところでもあり、また人口減少、また地域の今後を含め、地域の住民自治、まあ自治組織でもこの推進をまた図っていただくところかと考えております。

浜田議員

今の質問、実はかなり微妙な問題かなあと思ってお尋ねしたんですけれども、1－2番目、行政ができることとすべきでないことをどういうふうに仕分けているのかと、これにかかわる問題だというふうに思ってます。で、行政がですね、自治会への加入等についてどういうふうにかかわるかっていうことについては、かなり厳しい縛りがあるのは先ほどの坂本議員の一般質問の中でも触れられたとおりで、最高裁がですね、自治会は強制加入団体ではなくて退会は自由だと、こんな判例を示してますし、それから自治会費への寄附金の上乗せは強制するものであるから無効だという大阪高裁の考え方なんかも出ています。どちらかという、この個人尊重の立場に立った考え方というのが、法律的にはどちらかという主流になっていてですね、電子版の百科事典見ますと、こんなふうに書いてあります。「町内会は任意団体であり、退会は自由である」と、「近年、町内会の組織率低下を憂う地方議員、役所、町内会役員による入会促進行為が見られる。中にはごみ収集問題を逆利用して入会を強要するケースもある」まあ、この辺がですね、どっちかっていうと都会的な個人の主権尊重の立場からの論調かなあというふうに思っています。そういう意味では、ここで私が質問してること自体がですね、町内会の組織率低下を憂う地方議員の見事な代表だということになってしまうわけですが、ただ、その一方で、先ほど町長の答弁にもあったようにですね、こういうことも一方では行われ、最近浮上してるわけですね。つまり、個人の自由を尊重っていうだけの立場から町内会を捉えるのではなくて、例えば伊勢湾台風で成立した災害対策基本法、この中では、地域コミュニティーによる住民同士の防災活動が重視されるということですね、そのために自主防災組織の設置に関する規定が設けられていて、これを暗黙の中で、自治組織、地域自治組織、今の自治会等ですね、これの存在を前提としてという意味ではですね、冒頭に町長おっしゃられたように、地域の助け合いというのはですね、一方で肯定的に認められるというふうになってることかなあというふうにも私は思いました。ともあれ、地方自治のあり方っていうのは、そういう意味で2つのせめぎ合いみたいなものもありましてですね、それほど単純だとも思えないということもありますので、後のほうの議論の前に、先ほどの加入率に続いて現状の把握をただしたいと思っております。これは坂本議員の答えの中、質問への答えにもありましたけれども、加入率ですね、これを左右する要因っていうのをどんなふうに捉えているかということで、先ほど上位幾つかの御説明がありました。で、私も調べて、資料もいただきましたけれども、平成23年、当時は産業振興課だったのかな、定住促進室、それから25年27年と2年おきに耕地・自治会代表へのアンケート調査を町が行ってしまし

て、で、必ずしも同じ設問ではないんですけども、お困り事だとか、それから行政への要望だとか、いろんなことがまとめてありまして、先ほど紹介したのは、いただいたのはその一部でしたかね、私なりに実はそのまとめを見直してみたんですが、こんなふうに見えますね。3回やってる一番最新のもの、平成27年の調査なんですけれども、運営や活動で困っていることの、ここではトップ10をですね、逆にまとめ直してみました。で、そうするとですね、上位を占めているのが、順番に言うとか構成員の高齢化だとか役員の負担が大きいだとか役員のなり手不足だとかいうことなんですけれども、いずれにしても全体に高齢化が進んで担い手が不足しているということが一番おっきな悩み事、それから2番目が除雪対策で、3番目が未加入世帯が増えていることと、ああ、まあ、それほどでもないのかもしれないけれども、あと加入世帯そのものが減少していること、これは人口減少でそうならざるを得ない、それから4番目に、おっきくくるとなんですけれども行事や活動の負担が大きくてですね、参加者が減ってきたりマンネリ化が目立つようになってきていると、こんなふうに私はまとめてみました。もう一つ行政との関係ということの中ではですね、2つの姿が見えたと思ってます。1つはですね、こんなことは自治会じゃなくて行政でやることだろうという強い意見が出たのがですね、除雪や河川の維持管理だと、それから2番目が各種募金だと、それから3番目が公民館活動、それから4番目が行政要望のとりまとめだという意見でした。4番目については、ちょっと後でまた触れますけれども、で、一方で、その行政との関係で好感が持たれていると、これは非常に行政といい関係だというふうな結果に見えたのがですね、1つはごみの収集ですね、これは非常に、困っていないというよりも自治組織と行政がよい協力関係を持っているというのがごみの収集、それから環境美化や健康づくり、これは重荷だという意見も一緒にあるんですけども、とにかく地域と行政が一緒に行う事柄としては好感を持って捉えられてる、それから、これも重いという意見といいじゃないかという意見と両方混ざってると思いますけれども、防火、防災、交通安全、福祉活動、こんなことに見えました。というのが私の見方なんですけれども、これは行政側の認識と一致しているかどうかですね、ちょっとわがままにまとめたので、そんなふうに捉えておられるかどうかということをちょっとお尋ねしたいと思いますけど、今までのその自治会との関係の中でですね、見解をお尋ねしたいと思います。

町長 飯島町のやったアンケート、また浜田さんがまとめられた要点、これは共通するところが当然あると思っています。大きな理由の中には、高齢化してきていると、で、また人口が減って世帯数が少なくなっていると、それと役割がいろいろあって重たいねと、こういった部分がまずは挙げられるかなあと、で、身近な、自分に関する身近なものから好意を持っていたりかなと、まずはごみ処理とか環境とか、そういったことは地域の自治組織として参加する価値があると、このように認められているのかなあというふうに思ってます。自分の環境からちょっと遠くなっていくほど、何で私がやらなきゃいけないのと、こういった部分が出てくるのかなあというふうに捉えております。

浜田議員 多分そうなん、まあ、行政のほうからも似たような感じで捉えていられるのかなあというふうに思いました。自治会組織っていうのは日本特有のものなのかなあということも

ちょっと疑問を持ちましてですね、パラパラと調べてみたんですけども、アジアは比較的盛んみたいですね。農耕文化でみんなで協力し合わなきゃいけないという伝統が何百年も続いているのは、何か普遍的にその地縁に基づく組織が見られるということでした。で、その一方で、先ほどの個人尊重の判決事例に見られるような個人主義の国と言われているアメリカではどうかということだったんですが、まあ片仮名は避けて言いますとですね、NAっていうんですけども、御近所組合みたいのがあるみたいですね。で、そこは何やってるかというですね、御近所さん同士がグループをつくって、あるいはそこで事業を営んでる方なんかも含めてですね、次のようなことを改革だとか改良に取り組むと、具体的には御近所の安全、それから2番目はビューティフィケーションっていうんですか、要するに美化、周りの美化ですね、それから社会活動と、この辺が、どこにもかしこにもあるわけじゃないけれども、そういう御近所組合みたいなのがあるということが書いてありました。ドイツも似たようなことをやってみたいで、これ、前にドイツに視察に行かれた下平設計の社長さんが地域の環境を美化すると住宅も高く売れるし全体として地域の値段が上がるんだというふうなことをおっしゃってましてですね、どうやら世界共通で地域の安全、環境美化、社会活動、言いかえると、暮らしやすい環境を御近所でみんなでつくることがですね、地域活動のほんとの一番底辺にある原点かなあというふうに感じたわけです。ただ、その一方、先ほどの耕地総代のアンケート結果なんかを見るとですね、それ以外のさまざまなことが附随してきていて、で、高齢化やなんかに伴ってですね、仕事の実力不相応になってるという歪みが感じられるようにも思いました。で、例えば耕地の総代経験者にもちょっといろいろ聞き取りをしたんですけども、この方はかなり熱心に自治会の仕事をなさってる方ですね、2つか3つのことをおっしゃってましたですね。1つ、耕地内部の仕事ならば自分で回せるだろうと、で、ただし、会社に勤めてると無理なんじゃないかという印象をお持ちでした。で、この方、かなりの改革もなさってですね、引きこもりなんかも含めた地域の把握もなさって、それから昼間は自主防災会の役員、ほとんど仕事でいないんですね、昼間の時間帯だけ臨時の防災組織を立ち上げると、こんなことも実現された方なんですけど、その一方で行政等の負担が大き過ぎるということについては非常に強い意見をおっしゃってました。で、どんなことなのかっていうふうにお聞きしたら、例えば水路改修のときにはですね、現場を調査して、それから改修かどうかの必要な検討をやって、で、その総括をして見積書をとって、で、契約をして、で、ビフォー、アフターの写真を撮って、で、現場の立ち会いももちろんして、完了報告を出して、引渡報告書をやってということで、1件に10数——19枚とおっしゃってましたかね、申請書類7枚、結果報告等で19枚、で、この水路改修を6件もやっただと。とんでもない時間だったと。で、この方は、もうかなりおっきな企業の間接部門にいらした方なんで、比較的パソコンも事務処理も含めてですね、なさる方だったんでよかったんですけども、そういう方がいつも耕地総代をなさるとは限らないわけですよね。ほんとにこれがその自治会の役員の仕事なのかということについては非常に強い意見をお持ちでですね、本来行政の仕事じゃないかと、こんな意見でありました。で、さきのNHKの問題に出てきたのも、実は似たような話があるんじゃないかなと思うんですね。要するに、団塊の世代が定

年後若干なりとも地域貢献で支えてきていた時代がそろそろ終わり始めて、次の世代がなかなかそれを引き継ぐだけの力を持っていないと。それから、私どもの耕地でもそうなんですけれども、かなり勤務が厳しいですよ。まず地元から若干の距離があったり、それから交代勤の方が結構いらっしゃいます。で、もっと極端なケースになると、そもそも国内にいないと、タイに行ったり中国に行ったりということですね、時間的にも地元の仕事が支えきれなくなってるというのが今いろんなところで噴出してるのかなというふうに思います。で、さらに、それに加えてですね、そういう方々は、もともと地域で活動してなかった方が多くなりますよね。で、以前でしたら、地元の企業ですとか、あるいは農業だとかですね、日ごろ昼間の時間帯でも地域とコミュニケーションをとってる方が比較的役員の中にいらしたんですけれども、これから担う人たちというのはですね、必ずしもそうではなくて、夜、寝に帰ってくると。で、土日は子どものお世話をしながらなのか、あるいは親の介護をしながらなのか、そういう自分の家庭の中のケアをしながら地域活動に参加するという意味ではですね、以前の世代とは変わってきてるんじゃないか、そんなふうに感じつつあるわけです。で、この件でいろいろ調べてみますと、特に大都市はかなり深刻ですね、きのう、あ、坂本議員の伊那市の例をお話されましたけれども、全国のおっきな都市はですね、ホームページを見ると耕地、自治会——まあ耕地っていう名前がないですね、自治会、町内会をどういうふうに運営するかということについて相当なページを割いてる都市が非常に多いです。例えば東京の日野市だとか大阪の豊中市だとか、どこでもそうなんですけれども、全部懇切丁寧に自治会の規約の見本が書いてあって、で、運営の組織図が書いてあって、ほんとにマニュアルが整備されてですね、さあ頑張ってくださいというぐらい手取り足取りでやらないと自治会が持たないというのが目に見えるようにですね、記されてました。で、飯島町が直面してるのはそれほど深刻ではないんですけれども、実は、まだその影響を受けていないので今ところ高い耕地加入率で維持できているのかなと。ただし、都市部で起こっている問題がいずれ押し寄せてくるっていうふうに考えてみると、今から早く手を打たなきゃいけないんじゃないかなというふうに私感じた次第です。例えば豊中ではですね、まちづくりのどっかの教授を呼んできて一生懸命やってるんですけれども、一部当たっていることが書いてありまして、こんなふうに書いてあります。地域コミュニティーが弱くなってるのはなぜかということで、戦後の人口増加、高度成長期に行政の各部局が課題別に団体を立ち上げたと、縦、縦串のようにですね、例が出ていますけれども、福祉だったら老人会、子どもだったら子ども会、教育だったらPTAと公民館、危機管理は防犯組織、市民協働は自治会みたいな、要するに行政の縦割り、全部その機能を下の自治会に振ってしまっ、で、自治会はそれぞれに、まあ自治組織会だけではないですけども、それぞれにつながり先に対応しなければいけないんですね、自然に役が多くなってきて、役員の数ばかり増えてしまった。それから、もう一つは個人主義住民の増加と自治体の弱体化、まあ、これはいろいろ言われてることなんで省略しますが、あと、エリート教育の弊害ですね、上に立つ人がすごくエリートじゃないと立てなくなってしまうとか、そんなことが書いてあるわけなんですけれども、ちょっと上から目線で、全部当たってるかどうかかわかんんですが、問題の一端は突いてるのかな

あとというふうに思いました。で、それをどうするかということではいろんなノウハウが書いてあるんですが、これはちょっと時間がないので紹介しませんけれども、改良したとしても相当仕事が多くなるのかなあとというふうに私は思った次第です。で、話をもとに戻してですね、そういう意味で、飯島町も、その自治会のリーダーの年齢構成、それから仕事の性質の変化、そういう曲がり角に差ししかかっているのではないかと思うので、前議員への答弁の中では、そのアンケート等という話ありましたけども、それよりもっとおつきな手をですね、早めに打ったほうがいいのではないかとというふうに私は思うんですけども、いかがお考えでしょうか。つまり、行政が積極的にリーダーシップをとって、耕地、自治会の仕事をですね、できるだけ軽いものにする、これを積極的に展開するということが今必要な段階ではないかなあとというふうに思うんですけども、ちょっと町長の御見解をお尋ねしたいと思います。

町 長

自治会の仕事ですね、大分重荷になってきている、その改革が今必要だという御意見でございます。私も全くそのとおりだというふうに思っています。それを、まあ一つの時代が、今まで耕地、自治会に仕事を委託されてきた部分が多くなってきて、それが耐え切れなくなっている状態、それが今までの歴史であった、まあ、先ほどお話ししましたが、協働という一つの看板のもとに、みんなでやらなきゃいけないから、財政、この危機を救うんだと、こういう大義名分があってですね、ああ、そいじゃ町が潰れちゃ大変だということでみんながいろいろの仕事をやったんじゃないかなというふうにお察し申し上げます。しかし、その時代が過ぎてですね、そんときに元気で頑張っておったくれた人も、まずは高齢化してきて力がなくなると、その家族もおうちにはいない場合が多い、お年寄りだけが残っている、で、この方々がですね、70、80 になってくると、水路整備とか雪かきとかには出られないということの中で自治会との縁が疎遠になってくると、こういうような傾向があるかなと思います。で、今、早速その改革に取り組むべしと、こういう御案内をいただきました。まさしくそうなんですけれども、やはり総務課あるいは財政課のほうですね、今企画しているアンケートをとるという第一段階を踏むということなんですけれども、やはりどこに問題点があるかっていうことは、もう一度しっかりとおさらいする中で、みんなの御意見を聞く中でですね、その意見をまとめて、皆さんの御希望もあわせた中でみんなを変えていくのが本当の自治のあり方かなあと、行政が余り先導して、ああしましょう、こうしましょうっていうのは不本意だと思っています。この意見をみんな情報交換した中で、それぞれの方々が行く先の道しるべを自分たちで立てるということが理想だと思っています。

浜田議員

考え方はそのとおりかなあと 생각합니다。ただしですね、で、しかも同僚議員への答弁の中にもあったようにですね、何ていいますか、自治会内部からの改革も確かに進んではいるんですね、この間、いろんな報告を見てみると、役員を減らしたとか全体の金額を下げたとか、それから高齢者世帯への特例的な扱いを入れたとかですね、ですけども、これはまだ、やはり断片的な動きなので、確かに行政が引きずり回すというやり方では自主的な改革は進まないっていうのはよくわかるんですけども、そういう意味ではなくて、積極的に誘導するといいますかね、そういう提案をしていくべき段階じゃないかなというふ

うに私は考えたわけです。そうしないと、なかなかばらつきも収まらないし、よそが何をやっているのかっていうのがよく見えてこないとですね、なかなか思い切って前にも進めないということがあるので、もう一步踏み込んだ取り組みをぜひお願いしたいなあというふうに思います。で、じゃあ何もかももうやめてしまうのかと、そんなことを私申し上げてるわけじゃなくて、先ほど言ったように、一番共通のところ、地域の安全、それから環境の美化、それから社会活動の一番基本的なところ、これはむしろ逆に大事な部分として守っていく必要があるのかなというふうには思ってます。こういうことをやってる方で松本大学の白戸教授っていうの、公民館でお招きしたことがありました。公民館活動で。多分町内で何カ所かで講演なさったのを聞いた方は多いですね。総合経営学部の観光ホスピタリティー学科ってんで、何か町長と波長が合いそうな学科なんですけどね、観光ホスピタリティーですから、おもてなし学科です。で、公民館にお招きしたときには、いきなりちょっと度肝を抜かれたんですけども、最初のあいさつの後、いきなり最初の一言はですね、「皆さん嫌々やってるんでしょ」っていう、そういう切り口だったんでびっくりしたんですが、非常に率直な語り口で公民館活動の基本をお話していただきました。で、結論も非常におもしろくてですね、地域とはっていうことで、嫌なやつとも暮らしていく術は何だと、そういう話、要するに、お互いに引越すこともできないんでですね、それと、もう一つは、活動をあれこれあれこれいろいろ言うんではなくて、ほんとに地域の困り事から始めないと長続きしないよと、こんなお話もいただいたという記憶があります。ですので、もちろん各自治会、耕地、自治会の中からの改革は必要なんですけれども、その中で、こういう考え方をですね、もし町長あるいは行政の皆さんが同意いただけるのであれば、むしろ積極的にそういう形に誘導されたほうが、それぞれの自治会の役員の方はすなりと受け入れていただけるんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

町長 おっしゃることはよくわかりますけれども、念には念を入れてですね、じっくりと進めていくのが肝要かと思っております。

浜田議員 それと、もう一つ、さっき聞き忘れたんですが、耕地のトップ、要するに耕地総代、自治会長へのアンケートだったんですけど、私がいただいたり見たりしたのは、逆にですね、未加入者への意識調査というのはなさったことがあるのか、どんなふうに把握しておられるのか、これについて、ちょっと横道になりますけど、お尋ねしたいと思います。

企画政策課長 未加入者へのアンケートっていうのは最近ではございませんけど、以前に未加入者も含めた懇談会を開催されたということは聞いております。はい。

浜田議員 開催した主体が誰で、その結果がどうだったのかということについてはいかがですか。

企画政策課長 実施主体は町で行っております。内容につきましては、また後日お示しできるようにしていきたいと思っております。

浜田議員 ぜひ、もともとの切り口、未加入者でしたので、その問題についても、じゃあ事後に御報告いただきたいと思います。で、今自治会全体のスリム化ということを私は言ってきたんですけども、実は、耕地未加入者問題っていうのはこの問題と接点があるのかなというふうに思ってます。で、私、今この問題、切り口としてですね、一つは時間軸の切り口といたしますか、担い手の急速な高齢化だとかですね、それから地元在住者からサラリー

マンへの担い手のシフトだとか、そういう時間の変化とともに起こってきた問題、それから、もう一つは空間軸といいますかですね、要するに飯島が従来の姿で暮らしていたところに、やはり I ターンで来られた、U ターンで戻ってこられたり、あるいは、その勤務先の、こう社会的な文化的なものも含めてですね、ずっと飯島が大事にしてきた文化と、それから都会的な文化との融合の問題っていいですか、時には摩擦を生むわけですけども、こんな問題が両方入り乱れて未加入者の問題になってるのかなというふうに思ってるわけです。ですので、その足して 2 で割るっていうことにはならないと思いますけれども、両方の接点をですね、かなり細かく探らないとだめかなあと、で、私も自身もいろんなタイプの未加入者とはお話したことがあって、はっきり言って、ここで言っているのかどうかわかりませんが、「箸にも棒にもかからない」ぐらい個人主義の方もいらっしゃいますね。で、我々が一生懸命きれいにしている景観をただ利用者として眺めるだけという方もいらっしゃいます。そうではなくて、ほんとに飛び込んできていろいろなさる方もいらっしゃってですね、一言では語りきれないと思うんですけども、けれども、冒頭に、これまで議論してきたみたいに、地域自治という共通点ではですね、どうしても理解していただかなければならない最低限のところがあって、で、自治会の基本が、そこが基本だということを理解していただいてですね、この問題を解決していくしかないんじゃないかなあとというふうに改めて思う次第です。もう一度最初の、先ほどから町長に御答弁いただいてますけれども、スリム化問題については、ぜひもっと踏み込んだ検討を改めてお願いしたいと思います。町長のおっしゃることは全くそのとおりだと思います。20 年前、多分 12 年ぐらいまでですね、合併問題というのが、ちょうど私が来たときがそうだったんですが、これは非常にマイナスの相互作用を生んでしまったと思っています。どういうことかっていうと、行政のほうは予算が非常に厳しくなるので職員を減らさざるを得ないと、そういうことになってですね、町民のほうからも職員を減らせという声はかなりあってですね、職員を減らさざるを得なくなったと、で、いわばその返す刀で、じゃあ地元でやってくださいということで地元のほうに仕事を振るような悪循環が起こっていったと、で、そのときはそれで支えられたのかもしれないんだけど、今はそれをもとに戻すべき段階なのかなあとというふうに感じてるわけです。ただし、逆戻りはできないことは明らかですよえ、地方、地方自治体の財政事情やですね、人材の問題を考えると、職員を急に増やすことは現実的じゃないだろうし、先ほど話したような耕地総代の仕事を役場が全部引き戻してやるということも恐らくは現実的じゃないと思うわけです。であるとすればですね、やはり急いでやるべきは思い切ったスリム化、で、それによって 5 年後 10 年後 15 年後もほんとに持続可能な自治会の姿というのを担い手にきちんと伝えていくこと、で、その時期ではないかというふうに思うのでですね、町のリーダーシップを強く求めたいと思います。もちろん議会が考えてもいいかもしれませんが、ここで任期切れですので、とりあえずは町のほうにお願いするということでもあります。で、もう一つ、アンケートなんですけれども、アンケートも、もちろん一般的なやり方ではいいんですけども、もう少し掘り下げた議論をしませんかという提案をしたいと思います。具体的に言うとですね、耕地総代 47 名全部集めて意見を聞くというやり方ではほんとの意見出てこないと思いま

す。そうではなくて、サンプリングがいいのかどうかわかりませんが、非常に問題認識の強い方、現在の総代でなくても結構でしょう、経験者でもいいと思うんですけどもですね、やはり経験者なり現役の代表者なりにとひざを交えて、どうやったら継続できるかっていう濃い議論をですね、やるべき時期じゃあないかというふうに思うんですけども、町長いかがお考えでしょうか。

町 長

耕地、自治会のまずはスリム化ということが当面の目標になってこようかと思っております。もちろん、そういう体制をとってくように進んでいくことを望んでおります。片や、それに伴って行政がその分、何だかなあ、仕事が多くなってくるのかね、こういうことも懸念されるわけでございます。それですから、やっぱり行政も今ある仕事を、今持っている仕事をまず見直すことも、これは行政改革の中で大なたを振らなきゃいけないっていう部分が当然出てくると思います。人口減が来てますんで、そういうこととともに、並行して耕地、自治会のスリム化というものがともに並行して考えられることがよろしいかなというふうに思ってます。まさに今、この自治会について真にこの自治会というものを考える時期が来ていると、今議員さんがおっしゃられる、その時代のつかみ方というのは私と同じでございます。

浜田議員

それではですね、もちろん行政だけにすべてをお任せするというつもりはありませんけれども、行政も議会も力を合わせて、この問題を大きく前に進めたいというふうに思っております。

じゃあ2つ目の質問に進みます。2つ目の質問は上伊那の病床数の確保のための方策はどうかということなんですけれども、事の発端はですね、確か12月の全員協議会で昭和伊南の新改革プランというのが提示されました。で、多分その背景になっているんでしょうけれども、長野県の地域医療構想というのが概要が説明されてまして、私ちょっと正確な理解をしていたかどうかわかりませんが、特に上伊那ですね、病床数の充足率、稼働率ですか、稼働率が70%を切ると削減の対象になるんですかね、そんなことでですね、長期的には全体として病床数が減るような構図になっていたというふうに理解しました。で、もともと上伊那は人口に対して医者数が少ない、県内でも少ない地域だと思っているんですよ。で、特に上伊那はですね、確か患者の居住ベースで、要するに上伊那に住んでの方が全部上伊那の中の病院に行くのではなくて、多分1割2割ぐらいかな、よその地域に出ていってしまうんで、その分、病床数の利用率も稼働率も下がってしまう。そうなると、そんなに利用しない病床であれば減らしてしまえということになってしまう。じゃあ何で稼働率が悪いかというとですね、多分診療科が少ないんじゃないかなと思ってるんですけども、ちょっと私は正確によくわかりません。いずれにしてもですね、稼働率が下がるから病床数が減らされる、で、減らされるとますます経営的に厳しくなるのでですね、医師の確保も難しくなるという悪循環をこれから始まってしまうのではないかと思います。ですので、まず県内でも医師の充足率の低い上伊那にですね、医師の配置を強く求めるべきではないかと思いますけれども、町長の見解をお尋ねしたいと思います。

健康福祉課長

医者数の問題、病院数の問題につきましてはですね、今議員さんもおっしゃったと

おり、上伊那は長野県のうちで、病床数、医者数から申しますとですね、低いほうから2番目、木曽が一番低いんですけども、次は上伊那という格好になっておりまして、人口10万人当たりというのが全国的なベースの取り方なんですけれども、長野県の平均がですね、10万人当たり医師の数が216.8なんです。平均が。上伊那は、今ですね、2015年の数字なんです。14年の数字なんです、136.4です。で、全国平均がですね、233.6です。人口10万人当たり。もう低いってことは明らかだというふうに思います。上伊那ではですね、27年度に、国のですね、医療構想審議会ですね、その審議会から、全部県レベルで、全部、この2025年問題に対しまして病床数を減らせという意思が働いてるんだと思いますけれども、審議しなさいというふうになっておりまして、27年度の12月あたりからですね、医療圏ベース、郡別ですね、に会議を開いて、案を全部検討しなさいというふうになってます。で、その結果が2月の10日あたりに県の医療審議会で大体結論がつけられて、今、県議会で報告があれば、それが県の数字というふうになります。で、確かにですね、2015年度の病床数という稼働率ですけども、1,186ございました。それが1,153まで落ちて、落ちてははずです。これ、全国的に全部落ちるんですけども、一応、先ほど議員さんおっしゃいましたように、県内の状況を見ますと、松本地域がものすごく、いろいろ、信大もございます。相沢病院もございます。医療圏的にはものすごく集中をして恵まれた地域でございまして、急性期、要するに救急車で入ったような人たち、重大な病気の人たちは、ここににいるというよりも、そちらへ行く、あるいは東京・山梨方面へ出てくという傾向がございます。で、そういうことがあってですね、そこら辺のその稼働率も悪くなるという格好になっておることは確かでございます。上伊那でも、その上伊那の医療構想会議というふうなのがございまして、その中で、お医者さん、それから看護師、助産師、薬剤師、から歯科医、それから我々という、そういうものに全部入って審議会を形成して、いろいろな検討をしてですね、上伊那の数字を出して、まあ住所地ベースで、それとか医療機関ベース、いろいろ査定の仕方があるんですけども、できるだけ減らさないようにと要望をしまいましたが、まあ、県の結果としては今申し上げたとおり減ってしまいました。で、実態的にはですね、その構想会議に行ったりしますと、お医者さん自体がですね、大変忙しいんです。で、いろいろとその構想会議の委員長さんやっただけのもお医者さんですし、手術をやりながら時間に間に合わせてくとか、それから昭和を見ておりましてですね、一時よりも12、3人は医者増えました。ただ、ここら辺の例えば開業医の先生が当番で緊急当番に行ってます。で、足りないところは信大のインターンが来たりとか、そういう格好になっておりまして、かなり地域病院も努力をしております。我々も、町でもですね、開業医の支援をしておりますけれども、昭和もですね、なかなか、一時、10年ぐらい前は23人ぐらいまで減ったと思うんですけど、今36人まで増えてまいりましたので、まあ、村岡院長さん、大分努力をされてですね、医者をできるだけ引っ張ってくるということで、いろいろな条件をつけたりですね、特徴を出したりしてやられておりますので、そういうことには敬意を払わなきゃいけないなあというふうに思っておりまして、それにあわせて地域もですね、一緒になってやっていくということ考えたほうがいいのかなあというふうに思っております。以上でございます。

浜田議員	まあ時間がないので意見だけ申し上げておきますけれどももっていいですか、まあ、お答えをいただきたいわけですが、実は、この説明自体が私は大変不満でした。どうしてかっていうとですね、結局、その県の全体の事情をそんたくして昭和病院の皆さんが説得に来たというふうにしか私には見えなかったんですよ。なぜ、まあ議会もそうかもしれませんが、行政としてですね、もっと強いその上伊那の医療を守るという立ち位置をですね、議員に対して説明しなかったのか、これは大変不満です。ですので、県の中の配分っていうのはいろいろあるかもしれませんが、やはり我々が守るべきは上伊那の医療ではないかと思います。幾ら救急ヘリがあったところでですね、飛んでる時間は限られてますし、おっきな傷を負ったときの不安っていうのはですね、やはり近くにそれなりの病院がなければ家族っていうのは安心できませんし、ましてや高齢化になった場合に遠くの医療機関までお見舞いに行くというのも大変なことですし、やはり地域の医療をもっと強化する、これは、きのうの話じゃないですけど、テーブルの下へ蹴っ飛ばし合いをやってもですね、確保するという決意をむしろ町民の皆さんにお知らせして、この後どうなるのかということ、で、町民のバックアップのもとでですね、上伊那の医療機関の強化を求めるべきだと思いますけれども、これに対する見解をお尋ねして、私の質問を終わりたいと思います。
町長	一番身近な医療の問題についてですけども、やっぱり基本は、県と連携しながら、地域もしっかりそこへ加わっていくということだと思います。医師確保についてですがね、信大ルートとか、今までのルートではお医者さんが集まりにくくなっているんです。これは確かなんです。で、最近お医者さんが集まるっていうのは、移住のしてきた中にお医者さんをする人がいるとかですね、この住民の方々が紹介して、昭和病院へ紹介してるとか、こういう、この今までとは違うルートでお医者さんが田舎へ来ているところを紹介するっていうことがあるもんですから、まあ、県は県で、それで守備範囲があろうからやってもらうんですけども、やっぱり住民の皆さんもですね、我がことのようにしっかりと、親戚筋にお医者様等についての情報とか招聘する、招致することも、やっぱり努力しなければならないというふうに考えております。
議長	以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。御苦労さまでした。
散会	午後2時22分

平成29年3月飯島町議会定例会議事日程（第5号）

平成29年3月14日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1	諸般の報告	
日程第 2	第 5 号議案	飯島町キッズ防災拠点施設設置条例
日程第 3	第 1 2 号議案	飯島町重度心身障害者福祉年金条例を廃止する条例
日程第 4	第 1 4 号議案	平成28年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第 5	第 1 5 号議案	平成28年度飯島町水道事業会計補正予算（第4号）
日程第 6	第 3 1 号議案	平成28年度飯島町一般会計補正予算（第8号）
日程第 7	第 3 2 号議案	平成28年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第 8	第 3 3 号議案	平成28年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
日程第 9	第 1 6 号議案	平成29年度飯島町一般会計予算
日程第10	第 1 7 号議案	平成29年度飯島町国民健康保険特別会計予算
日程第11	第 1 8 号議案	平成29年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算
日程第12	第 1 9 号議案	平成29年度飯島町介護保険特別会計予算
日程第13	第 2 0 号議案	平成29年度飯島町公共下水道事業特別会計予算
日程第14	第 2 1 号議案	平成29年度飯島町農業集落排水事業特別会計予算
日程第15	第 2 2 号議案	平成29年度飯島町水道事業会計予算
日程第16	請願・陳情等の処理について	
日程第17	議会閉会中の委員会継続調査について	

平成29年3月飯島町議会定例会議事日程（追加日程第1号）

（平成29年3月14日）

追加日程第1	発議第3号	子ども・障がい者等の医療費窓口無料化の早期実施を求める意見書
追加日程第2	発議第4号	オスプレイの低空飛行訓練の中止を求める意見書
追加日程第3	発議第5号	組織犯罪処罰法改正案に反対する意見書
追加日程第4	発議第6号	オスプレイの飛行訓練についての意見書

1 町長あいさつ

1 閉会宣言

○出席議員（１２名）

１番	本多 昇	２番	滝本登喜子
３番	久保島 巖	４番	折山 誠
５番	橋場みどり	６番	堀内 克美
７番	三浦寿美子	８番	浜田 稔
９番	中村 明美	１０番	坂本 紀子
１１番	竹沢 秀幸	１２番	松下 寿雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 下平 洋一	副 町 長 唐 沢 隆 総 務 課 長 宮 沢 卓美 企画政策課長 堀 越 康寛 住民税務課長 大 島 朋子 健康福祉課長 宮 下 寛 産業振興課長 久 保 田 浩 克 建設水道課長 田 沢 義 郎 会 計 管 理 者 堀 内 喜美江 企画政策課財政係長 林 成 昭
飯島町農業委員会 会 長 森本 令子	飯島町農業委員会事務局長 (産業振興課長兼)
飯島町教育委員会 教育長 澤井 淳	教 育 次 長 小 林 美 恵
飯島町代表監査委員 橋場 正芳	飯島町監査委員事務局長 (議会事務局長兼)

○本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	宮 下 務
議 会 事 務 局 書 記	宮 下 弥 紀

本会議再開

開 議	平成 29 年 3 月 14 日 午前 9 時 10 分
議 長	おはようございます。町当局並びに議員各位には大変御苦労さまです。 これから本日の会議を開きます。今定例会も本日をもって最終日となりました。会期中は、それぞれ本会議を初め各委員会において提出されました案件につきまして大変御熱心な審査に当たられ、感謝を申し上げます。去る 3 月 1 日及び 3 月 3 日の本会議において各委員会へ付託をしました案件、条例案件 2 件、平成 28 年度補正予算案件 5 件、新年度予算案件 7 件、また請願・陳情案件 3 件につきまして、それぞれの委員長よりお手元に配付のとおり委員会審査報告書並びに請願・陳情審査報告書が提出されております。本日は、これらの委員長報告に基づく審議などを願うことになっておりますので、議事運営の諸ルールにのっとり慎重に御審議の上、適切な議決をされるようお願いをいたします。 本日の議事日程については、お手元に配付のとおりです。
議 長	日程第 1 諸般の報告を行います。 議会閉会中に社会文教委員会が視察研修を実施しておりますので、委員長から報告をいただきます。中村社会文教委員長。
社会文教委員長	おはようございます。それでは、社会文教委員会では、昨年 11 月 16 日から 17 日にかけて視察研修をしてまいりましたので報告をさせていただきます。1 日目の 16 日は介護保険の総合事業を先進的に行っている北佐久郡御代田町の介護予防・日常生活支援総合事業の取り組みを研修いたしました。健康福祉課の職員 2 名も同行いたしました。御代田の高齢化率 75 歳以上では、県平均 15.9%を下回る 12.6%と、県で 3 番目に高齢化率が低い自治体です。ちなみに当町は 18.7%です。御代田町の人口形態は、新幹線駅が近いことから転勤・出張者が多く、人の移動が激しいようです。同町は、平成 27 年 4 月、県下で初めて総合事業を始めています。早期移行のメリットとして、介護重度化の抑制が図れる、2 としてその人に合ったサービスが提供できる、3 として、補助限度額の特例を受けられ、1 年おくらせると 200 万円減額になるとの計算から、すべては町民のためと判断し早期移行したとのことでした。このことを聞き、制度に対する綿密な検討をしていることに感銘をいたしました。そして、サービスの流れとしては、28 年、チェックリストの実施を 70 歳以上全員にアンケートを行い、その後は偶数年齢時に実施、制度の一つを紹介しますと、介護予防教室の通所サービスは「NPO 法人御代田はつらつサポーター」に委託、教室の様子をビデオで見ましたが、サポーターの笑顔の対応や心をほぐす話術は、思わずこちらも笑ってしまいました。ここでは、お金をいただいてやっているからには中途半端ではやれないとしています。また、行政としてやるべきこととして 3 点ありましたが、その一つ、最終的な責任は行政が負うということでした。それは失敗しても安心できる気持ちを持たせるためであるとありました。法人側も行政も一生懸命取り組む姿勢を知り、今後の当町

の取り組みにあつて大変参考になりました。

翌日 7 日は群馬県にある公立富岡病院を研修しました。同院は平成 2 年 5 月に新築移転し、旧富岡厚生病院から公立富岡総合病院に名称を変更し、現在 347 床で稼働しています。急性期医療を担う総合病院です。佐藤病院長からの講義をいただく中で驚いたのが、国では現在医療費 40 兆円かかっているが、食生活を改善することで医療費が 10 兆円減らせ、病を 4 分の 1 減らせると分析、委員長の思いは「利益は低いが栄養外来をつくりたいと願っている」と熱く語られました。この件について、研修後、伊南行政の会議の中で竹沢副議長も紹介をしています。また、これらは「とことん医療」から「ほどほど医療」へ、治療から予防へ、治療からケアへと変えていく、国は医師配分をしていかないといけない、議員には医療における最強の応援団になってほしい、そして一番大事なことは、生きるということは我々は何のためにどうやって人生を全うするのかとの哲学を持つことであると結論づけられました。富岡総合病院からは、昭和伊南病院の経営指導にも来ていただいていたようでした。これからの町の総合包括支援事業を進めるに当たって大変勉強になりました。

次に、道の駅田切の里で買い物弱者支援として始めた移動購買車運動の向上をとの思いから、本年 3 月 8 日水曜日、下伊那郡阿南町にある道の駅信州新野千石平株式会社「蔵」の社長、金田氏を訪ね、高齢者お買い物支援、宅配・販売サービスカーの運営また道の駅経営の取り組みなどの講義を受けました。阿南町は標高 310 メートル～1,664 メートルに 56 の集落が点在、標高差の激しいところに家が点在しており、サービスが朝 10 時に出ると帰りは 4 時になるそうです。車内は、利用者が見やすい、手にとりやすいよう工夫され、すぐに食べられるお惣菜が多く用意してあります。また、高齢者の見守りも兼ねています。宅配サービスは赤字経営ですが、農業の 6 次産業で加工物製造・販売に力を入れての黒字利益を福祉事業に充てています。社長の考え方は、買い物支援を継続するためにほかの事業の手を抜かない、弱者のためになることが人間にとって喜びを感じる、また、自力の経営なのですべてが真剣勝負、命がけで取り組んでいるとの心情をお聞きし、責任者としての強い自覚がうかがえました。田切の里の関係者も 2 回ほど金田社長の講義を受けているようで、田切の里を大変に心に掛けてくださっていました。ありがたいことと感じてまいりました。福祉サービスを充実させるとの熱い思いが道の駅信州、信州新野千石平を発展させているのだと感動いたしました。今研修を参考に、今後は国の重点道の駅田切の里経営が当初目的から揺らぐことなく発展できるよう、ともに知恵を働かせていきたいとの思いで帰ってまいりました。

以上、社会文教委員会の視察研修報告といたします。

議 長

視察研修、大変御苦労さまでした。以上で諸般の報告を終わります。

議 長

日程第 2 第 5 号議案 飯島町キッズ防災拠点施設設置条例を議題といたします。所管の委員長から議案に対する審査報告を求めます。中村社会文教委員長。

社会文教委員長

当委員会に付託されました第 5 号議案 飯島町キッズ防災拠点施設設置条例について、3 月 9 日木曜日午後 2 時 40 分から委員会室 2 において慎重な審議をいたしました。結果は、

		お手元の報告書のとおり可決すべきものと決定いたしました。
		審査での質疑、問い「第2条の「大規模災害発生時における福祉避難所の拠点とするため防災拠点施設を設置」とあるが、どういうことか」答え「キッズ防災拠点施設が石楠花苑と同様に福祉避難所となった。福祉避難所の拠点はキッズ防災拠点施設となる」。討論はありませんでした。報告は以上です。
議	長	これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。中村委員長、自席へお戻りください。 第5号議案 飯島町キッズ防災拠点施設設置条例に対する討論を行います。討論ありませんか。 (なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第5号議案 飯島町キッズ防災拠点施設設置条例について採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、第5号議案は原案のとおり可決されました。
議	長	次に第12号議案 飯島町重度心身障害者福祉年金条例を廃止する条例を議題とします。所管の委員長から議案に対する審査報告を求めます。中村社会文教委員長。
社会文教委員長		それでは、当委員会に付託されました第12号議案 飯島町重度心身障害者福祉年金条例を廃止する条例において、前条例同様3月9日行いました。結果は、お手元の報告書のとおり可決すべきものと決定いたしました。審査での質疑内容を申し上げます。問い「この条例を廃止しても、今後、国の制度の中で対応ができていくのか」答え「現在では、当時に比べて障害者年金制度や国の制度が充実されたことで、同条例を廃止しても補える」。討論はありませんでした。報告は以上です。
議	長	これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。中村委員長、自席へお戻りください。 第12号議案 飯島町重度心身障害者福祉年金条例を廃止する条例に対する討論を行います。討論ありませんか。 (なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第12号議案 飯島町重度心身障害者福祉年金条例を廃止する条例について採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、第12号議案は原案のとおり可決されました。

議長

ここで議事進行についてお諮りします。日程第4以降に掲げます平成28年度会計、28年度会計補正予算5議案及び新年度会計予算7議案並びに請願、陳情3案件につきましては、いずれも所管の常任委員会へ審査を付託してあります。そこで、補正予算案件につきましては、これを一括して各委員長より委員会審査報告を求め、これに対する一括質疑の後、議案ごと討論、採決を行う、また、新年度予算案件につきましても一括して各委員長より委員会審査報告を求め、これに対する一括質疑の後、議案ごとに討論、採決を行う、請願・陳情案件につきましても各委員長より一括して委員会審査報告を求め、これに対する一括質疑の後、案件ごとに討論、採決を行う、以上のとおりとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

日程第4 第14号議案 平成28年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)。

日程第5 第15号議案 平成28年度飯島町水道事業会計補正予算(第4号)。

日程第6 第31号議案 平成28年度飯島町一般会計補正予算(第8号)。

日程第7 第32号議案 平成28年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)。

日程第8 第33号議案 平成28年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)。

以上、第14号地議案及び第15号議案並びに第31号議案から第33号議案までの平成28年度会計補正予算5議案を一括議題といたします。本案につきましては、それぞれ各常任委員会に審査を付託してありますので、各委員長から一括してそれぞれの議案に対する審査報告を求めます。

初めに久保島総務産業委員長。

総務産業委員長

それでは総務産業委員会の委員会報告を申し上げます。第15号議案 平成28年度飯島町水道事業会計補正予算(第4号)、第31号議案 平成28年度飯島町一般会計補正予算(第8号) 分割付託分、第32号議案 平成28年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)、第33号議案、飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)の4議案につきまして、去る3月8日午前9時10分から委員会を開催し慎重に審査いたしました。結果、お手元の報告書のとおり可決すべきものと決しましたので御報告申し上げます。なお、一般会計補正予算の審査の中で出されました質疑について御報告申し上げます。問い「地籍調査が減額されたが規模はどのくらいか」答え「七久保7区を0.55キロ平方メートルが0.27キロ平方メートルになった。国からは同様に予算は出ているが、県の配分で減額されてしまった」と、問い「空き家提供事業の実績はどうか」答え「2月1日現在6件で22万9,000円の固定資産税分である」と、問い「写真の著作権を買い取るようだが、どのようなものか」顔の写っていない風景写真が中心で、いろいろな使い道があると考えている。議会でもぜひ使ってほしい」。

次に審査で出されました討論意見を申し上げます。第15号議案では「正確な説明で全体

	像が把握できた。適切なものと判断し賛成する」。次に第 31 号議案では「大きな瑕疵は見当たらない。可決すべきものとする」。第 32 号議案では「この補正は的確なものとし、可決すべきものとする」。第 33 号議案では「平準化債に注視が必要なことを申し添え、可決すべきものとする」。以上、報告いたします。
議 長	これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。久保島総務産業委員長、自席へお戻りください。 次に社会文教委員長報告を求めます。
社会文教委員長	それでは、社会文教委員会に付託されました第 14 号議案、平成 28 年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算 3 号、第 31 号議案、飯島町一般会計補正予算（第 8 号）分割付託分の審査結果を報告いたします。3 月 8 日水曜日午前 9 時より委員会室 2 においていずれも慎重に審議をした結果、お手元の報告書のとおり可決すべきものと決しましたので報告いたします。審査での質疑内容、問い「高額療養費増額理由は」答え「退職者が一般に移行したため」問い「高額医療の対象者の実態は」答え「28 年度は、病気としては余り高くないが、薬が高額医療費対象のものもあり確実に増えてきているので増額した」。ここでは討論はありませんでした。31 号議案のほうの質疑において報告します。問いとして「七久保子ども広場推進事業のタブレットと折りたたみ机等はほぼ 100%寄附金によるものと判断してよいか」答え「そのとおりである」。討論はありませんでした。報告は以上です。
議 長	これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。中村社会文教委員長、自席へお戻りください。 以上で平成 28 年度会計補正予算 5 議案にかかわる委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。 これから議案ごとに討論、採決を行います。 最初に第 14 号議案 平成 28 年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について討論を行います。討論ありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第 14 号議案 平成 28 年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 14 号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	次に第 15 号議案 平成 28 年度飯島町水道事業会計補正予算（第 4 号）について討論を行います。討論ありませんか。

議 長	(なしの声)
	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第15号議案 平成28年度飯島町水道事業会計補正予算(第4号)について採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
議 長	(異議なしの声)
	異議なしと認めます。したがって、第15号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	続いて第31号議案 平成28年度飯島町一般会計補正予算(第8号)について討論を行います。討論ありませんか。
	(なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第31号議案 平成28年度飯島町一般会計補正予算(第8号)について採決します。お諮りします。本案に対する各委員長の報告はそれぞれ可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、第31号議案は原案のとおり可決されました。
	次に第32号議案 平成28年度公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について討論を行います。討論ありませんか。
議 長	(なしの声)
	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第32号議案 平成28年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
議 長	(異議なしの声)
	異議なしと認めます。したがって、第32号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	次に第33号議案 平成28年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について討論を行います。討論ありませんか。
	(なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第33号議案 平成28年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、第33号議案は原案のとおり可決されました。 それでは、次に日程第9 第16号議案 平成29年度飯島町一般会計予算。

日程第10 第17号議案 平成29年度飯島町国民健康保険特別会計予算。

日程第11 第18号議案 平成29年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算。

日程第12 第19号議案 平成29年度飯島町介護保険特別会計予算。

日程第13 第20号議案 平成29年度飯島町公共下水道事業特別会計予算。

日程第14 第21号議案 平成29年度飯島町農業集落排水事業特別会計予算。

日程第15 第22号議案 平成29年度飯島町水道事業会計予算。

以上、第16号議案から第22号議案までの平成29年度会計予算7議案を一括議題とします。本案につきましてはそれぞれ各常任委員会に審査を付託してありますので、各常任委員長から一括してそれぞれの議案に対する審査報告を求めます。

初めに久保島総務産業委員長。

それでは平成29年度の予算審査報告につきまして総務産業委員会の報告を申し上げます。第16号議案 平成29年度飯島町一般会計予算分割付託分、第20号議案 平成29年度飯島町公共下水道事業特別会計予算、第21号議案 平成29年度飯島町農業集落排水事業特別会計予算、第22号議案、飯島町水道事業会計予算の4議案につきまして、3月8日10時22分から10日17時の間3日間にわたり委員会を開催し、関係各課の課長、係長、室長に出席を求め説明をしていただきまして慎重に審査をいたしました。結果、お手元の報告書のとおり4会計議案とも全員一致で可決すべきものと決しましたので御報告申し上げます。なお、質疑につきましては膨大になりますので省略させていただきます。討論意見を申し上げます。第16号議案一般会計では「町長の思いの入ったものなので膨らんでくるかなと思ったが2.7%の減という堅実なものとなった。観光計画や景観計画が策定されるが、関係者が連携し未来に残せるものを期待したい」「環境共生米を学校給食で使うようになるが、今後は野菜も含め福祉施設など全町で使えるようにしてってもらいたい」「各課長の各課の29年度の目標を印刷物で提出いただいたことは大変に評価している。特に会計課長に収納方法で効率性をただしたが「効率重視でなく住民の利便性を第一に考えたい」という答えには感銘を受けた」「全体にバランスのとれたものだ。事務事業の外部委託で外に出しても魂だけは職員の中に残るように今後も取り組んでいただきたい」「儲かる飯島町の予算でもう少し盛り込まれるかと思ったが比較的抑えられたものになった。さまざまなチャレンジののろしが上がり町が元気になりつつある。これを継続してもらいたい」「地産地消という動きはよいが、地元産の物が高くて使えない状況がある。地元で食べられることが基本なので、この課題を研究していく必要が今後ある」。

次に、第20号議案、公共下水道では「つなぎ込みで七久保地区が低い状況が見られる。使用料が増えれば効率的な運営ができるので、今後、加入率を上げていく努力を求めている」。

第21号議案での農集排では「細かいところでさまざまな管理が適切に行われている。長期的な展望の中で公共との統合も検討されることになるが、適切な形で進められていくことを求める」。

第22号議案水道事業会計では「住民の大切なライフラインだ。石綿管の交換も適切に進められていることは評価する。石綿管交換が有収率の面だけでなく耐震化という面で取り

組んでいく考え方には賛同できる」「P Vでも強弱があり長期的改善計画が必要だ」「新会
計システムに変わり数年が経過しているが、経費面では相変わらず重いものがある。余裕
はない状況だ。そんな中、本管から遠い場所は布設経費がかかるので、定住促進などで新
築住宅に建設する場合には関係課でよく連携をとって進めてもらいたい」。以上、平成 29
年度予算 4 議案につきまして総務業委員会付託分の審査報告といたします。

議 長

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。久保島委員長、自席へお戻りください。

次に社会文教委員長、中村社会文教委員長。

社会文教委員長

それでは当委員会に付託されました第 1 6 号議案 平成 2 9 年度飯島町一般会計予算分
割付託分、第 1 6 号議案 平成 2 9 年度飯島町国民健康保険特別会計予算、第 1 8 号議案
平成 2 9 年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算、第 1 9 号議案 平成 2 9 年度飯島町介
護保険特別会計予算、以上 4 件について、3 月 8 日の 9 時 10 分から 3 月 9 日までの間、関
係職員の説明を求め慎重に審査をいたしました。結果は、お手元の報告書のとおり 4 議案
すべて全議員の賛成をもって可決すべきものと決しましたので報告いたします。審査の中
で出された主な質疑等を申し上げます。初めに財政係関係では、問い「29 年度ではごみ処
理施設で増えたが、30 年以降は消防費も減っていく。今後、増等の見解についてどうなの
か」答え「今後 29 年度のようなことはないし、消防も横並びで大きな伸びはないと判断し
ている」。続いて健康福祉課関係の質疑を報告いたします。問い「国は自殺対策への取り組
みを言っているが交付金が減っているが、そのわけは」答え「補助金ととして減っている
だけで、中身は全体で見ると減っていない。平成 30 年度までに自殺対策のみの計画を立て
ていく」問い「地域福祉センター石楠花苑駐車場買収価格はどのような基準で決めたか」
答え「駐車場面積 3,126 平米、単価 1 万 2,600 円。一昨年前の近隣の価格で——近辺の価
格で決めた」。教育委員会関係の質疑報告いたします。問い「「伊那県ウォーク」の内容は」
答え「既に募集定員 50 人に達した。歩く区間は京都から飯島町。旧中山道に沿った安全に
歩ける道路。5 月から 11 月までの 7 回。30 年は 3 月～7 月。最終日は飯田から飯島。「あ
んどん市」にゴールを予定している。ウォークをきっかけに町の歴史を知る機会にしてい
きたい。ウォークのない時期に学術的なことを取り組みたい」。住民税務課関係の質疑です。
問い「建物貸付収入における公共施設屋根貸事業での募集期間が「資料を整えるのに短かつ
た」と町内業者から苦情が出ている。この事業での公平性はあったのか。今年度で行う理
由は」答え「準備が可能であると判断しており、期間が短かったとは思わなかった。ただ、
29 年度から売電価格の変更や手続変更があることから今年度中にした」問い「滞納が減っ
た理由は」答え「「1 人 50 万を超えると滞納機構へ出す」との連絡をすることで何らかの
動きが出る場合がある。それでも返答がない場合は財産処分、機構対応などを行っている。
不能欠損も慎重に検討して行ってきた」。総括質疑での質問を報告いたします。問い「「健
康づくり地域おこし協力隊を公募したがなかった」と委員会審査の説明であったが、その
後、公募方法の検討はされたか」答え「資格のあるなしに関係なく要請をかけていく。子
どもから大人までの健康づくり対策として考えていく」問い「公共施設の老朽化、最優先

で取り組むのは給食センターだと思うが、今後どこを優先に考えていくか」答え「公共施設の長寿命化計画を立てた。必要なもの、統合など考えていく。給食センターは平成 31 年度となっているが、国の補正予算にも対応できるものがあれば前倒ししたい」。討論での内容を報告いたします。「飯島ルネサンス、第 2 のステージということでは、当委員会では風通しのよい予算部分に当たる。おたふく風邪、学童クラブの延長を評価する。また、借金の減少、基金は取り崩したがやむを得ない。経常収支比率は減っており、借金は今後繰上償還などで対応を望み、賛成とする」「診療所、子育て支援センター、総合事業の充実、子どもから障害者、高齢者まで行き届いた予算であり、賛成」「子育て支援、医師確保、介護予防など、少子高齢化に対応がとられ評価する。今後、民俗資料保存施設の設置、食育に関する推進強化を、そして、不安のない予算編成と、総合事業は住民の理解得ながら展開することを要望し、賛成とする」。第 17 号議案の国民健康保険特別会計での賛成討論を申し上げます。「全体的によいと判断する。社会情勢が厳しい中、利用料の支払い困難時の対応に配慮されている。今後とも弱者に寄り添った対応が求められる」。18 号議案の後期高齢者医療特別会計の討論はありませんでした。第 19 号議案介護保険特別会計予算での討論は「10 億円余り総合事業に移行される。要支援 1・2 が加わるが、よく予算がつくられた。今後、生活サポーターをつくる必要がある。提案だが、ワンコインオレンジサポーターを要請し、飯島町健康長寿への取り組みを図っては」「全体的に評価する。それぞれのケースで安心でき、介護度が重くならないようにきめ細かな対応を求めて賛成とする」。以上、社会文教委員会の報告を終わります。

議 長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。中村委員長、自席へお戻りください。
以上で平成 29 年度予算関係 7 議案にかかわる委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。

議 長 これから議案ごとに討論、採決を行います。
最初に第 16 号議案 平成 29 年度飯島町一般会計予算に対する討論を行います。初めに原案に反対討論はありませんか。
(なしの声)

議 長 次に原案に賛成討論はありませんか。

10 番
坂本議員

賛成の立場で討論いたします。平成 29 年度予算は、町税が 385 万円増えるとする中、地方交付税、臨時財政対策債などが減額となり、全体として平成 28 年度より 1 億円余り減額となる 46 億 5,100 万円でした。慢性的な財源不足ではありますが、手がたい予算編成とされましたことを評価するものです。定住促進室は、他市町村より以前から立ち上げ、6 年がたち、少しずつではありますが実を結んできております。今年度も小さな事業、事業費ではありますが、ソフト面でも大いに期待するところであります。また、ハード面では空き家改修、住宅リフォーム、耐震補強など増額の予算とされました。設置されたトレーラー

ハウスも積極的に利用され、さらなる人口増に取り組んでいただきたいと思います。地域おこし協力隊 14 人に係る予算は、健康づくりから婚活、田切の里へ協力、農業就労、アウトドア推進事業、インターネット販売、まちなか活性化事業、協力隊員の起業支援と多岐にわたる事業であります。立場の「異」なる面での仕事となり、また担当課がそれぞれ違います。それぞれの方の心のケアにも気をつけていただき、隊員の方々が契約終了後も飯島町に何らかの仕事を見つけて定住していただけるよう、町としてしっかりかかわっていく必要があると思います。以上、意見を付しまして賛成といたします。

議長

反対討論ありませんか。

(なしの声)

議長

討論ありませんか。

8 番

浜田議員

本案件を可決すべきとの立場から討論いたします。既に委員長報告のとおり、各課長からの聞き取りをいたしましたけれども、全体として町民のほうを向いたバランスのよい予算だというふうに考えております。ただし、冒頭の総括質疑のときに申しあげましたふるさと納税に対しては、執行に当たって注意を要するのではないかということを予算審議の中で感じました。具体的には、本年度予算には 4,400 万円の寄付金を予定しておりまして、その分、基金に積み上げるっていうことになっているわけでありますけれども、その中身を見ますと、返戻金が 2,400 万円、それから、コンビニじゃなくてクレジットカードの回収のための費用、さらには人件費が 500 万円以上ということで、正味は、実際には 1,000 万円を切るかどうかということであります。で、この正味の部分が評価されずにですね、全体が町にとってのプラスであるという誤解を与えてはならないというふうに思いますし、それから、1.6 人分の職員がですね、この収益的な事業のために使われるというのは、必ずしも行政のあり方としてですね、推進すべきものではないというふうに私は考えています。で、この制度は、いずれ変更されるということも見通されていて、そのことも考慮されているという副町長の答弁でありましたので、それ以上は申し上げませんが、あくまでもこの制度の本来の精神に沿った中での運用を求めるということが 1 つであります。それから、もう 1 つは、三鷹のマルシェが毎度議論に上がるわけでありますけれども、当然のことながら収益的な事業ではありません。で、しかしながら、担当課長のほうから次のような説明があったことが大変印象に残っております。「これはですね、その地域のアンテナショップであるということとあわせて、職員にとっての、例えば都会というところに接する大きな研修の場でもある」という答弁がございました。これは、移住、定住に伴って自治会・耕地未加入の問題などが生じるわけでありまして、そういった、その認識の違いといいますか、文化の衝突などを積極的に解消する上でもですね、重要な役割を果たすのではないかとこの見方に対して大変感動したものであります。こういったことで、そういう複数の視点から予算が執行されることを求めて賛成討論といたします。

議長

ほかにありませんか。

(なしの声)

議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議	長	これから第 16 号議案 平成 29 年度飯島町一般会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。お諮りします。本案に対する各委員長の報告はそれぞれ可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。 〔賛成者起立〕
議	長	お座りください。起立全員です。したがって、第 16 号議案は原案のとおり可決されました。
議	長	次に、第 17 号議案 平成 29 年度飯島町国民健康保険特別会計予算に対する討論を行います。初めに原案に反対討論はありませんか。 (なしの声)
議	長	賛成討論はありませんか。 (なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第 17 号議案 平成 29 年度飯島町国民健康保険特別会計予算を採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、第 17 号議案は原案のとおり可決されました。
議	長	次に第 18 号議案 平成 29 年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算に対する討論を行います。初めに原案に反対討論はありませんか。 (なしの声)
議	長	賛成討論はありませんか。 (なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第 18 号議案 平成 29 年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、第 18 号議案は原案のとおり可決されました。
議	長	次に第 19 号議案 平成 29 年度飯島町介護保険特別会計予算に対する討論を行います。初めに原案に反対討論はありませんか。 (なしの声)
議	長	賛成討論はありませんか。

7 番	
三浦議員	それでは賛成討論をいたします。いよいよ介護予防・日常生活支援総合事業が実施となります。取り組みながらつくり上げていく事業となるということです。今までは介護予防と言われていますが、要支援の人は何らかの支援がなければ通常の生活が難しい人であります。もともと介護度1の人が制度改正にされる中で要支援の判定がされるようになりました。総合事業の利用者になっても、要介護の人も要支援の人も、度合いは違っても介護が必要な人であることを共通の認識としていただきたいというふうに思っております。とにかく財源の問題になりがちですけれども、一人一人の状態に合った手厚い支援が介護度を上げず、結果的に負担が少なく抑えられるというふうに考えております。このことは元氣なうちからの介護予防教室などで実践済みです。制度が変わったことで介護度が後退することのないよう、あらゆる観点から研究、検討をして事業の構築を進めるよう求め、賛成といたします。
議 長	ほかに討論ありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第19号議案 平成29年度飯島町介護保険特別会計予算を採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、第19号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	次に第20号議案 平成29年度飯島町公共下水道事業特別会計予算に対する討論を行います。初めに原案に反対討論ありませんか。 (なしの声)
議 長	賛成討論ありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第20号議案 平成29年度飯島町公共下水道事業特別会計予算を採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、第20号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	次に第21号議案 平成29年度飯島町農業集落排水事業特別会計予算に対する討論を行います。初めに原案に反対討論ありませんか。 (なしの声)
議 長	賛成討論ありませんか。 (なしの声)

議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第 2 1 号議案 平成 2 9 年度飯島町農業集落排水事業特別会計予算を採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 21 号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	次に第 2 2 号議案 平成 2 9 年度飯島町水道事業会計予算に対する討論を行います。初めに原案に反対討論ありませんか。 (なしの声)
議 長	賛成討論ありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第 2 2 号議案 平成 2 9 年度飯島町水道事業会計予算を採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 22 号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第 1 6 請願・陳情等の処理についてを議題とします。本案については、去る 3 月 1 日の本会議におきまして総務産業常任委員会、社会文教常任委員会へ審査を付託しており、お手元に配付のとおり委員長から請願・陳情審査報告書が提出されております。先ほど申し上げましたとおり、一括して委員長より委員会審査報告を求め、これに対する一括質疑の後、案件ごとに討論、採決を行いたいと思います。これから委員長報告を求めます。初めに久保島総務産業委員長。
総務産業委員長	陳情審査報告を申し上げます。本会議初日におきまして総務産業委員会に付託されました陳情案件 2 件につきまして審査報告を申し上げます。本陳情 2 件につきましては、3 月 10 日午後 1 時 30 分から委員会を開催し、2 件の提出者であります上伊那地区憲法を守る会代表 前田是幸氏に参考人として出席を願い、説明を求め、慎重な審査を行いました。結果、お手元の報告書のとおり採択すべきものと決しましたので御報告いたします。 29 陳情第 1 号 オスプレイの低空飛行訓練の中止を求める陳情につきまして賛成意見は「事故率の高さ安全面、観光面からも訓練は認められない」「日本に配備自体に反対だ」「観光立県である当県の上空にオスプレイが飛ぶことはいただけない」、反対意見では「100%安全、事故なしはあり得ない。飛行速度も速く輸送能力にすぐれている機種である。県内上空をさほど飛ぶわけではない」。次に、29 陳情第 2 号 「テロ準備罪」、いわゆる「共謀罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案に反対する陳情につきましての賛成意見は「今までの組織犯罪の法令で十分取り締まれる。新設する必要な条件はない」「国民の主権を守るのが法であり、満たされないものは法として不適格だ」「常習性等の要件が未整備で、オリ

	ンピックに向けてもわざわざ新設する必要はない」。反対意見では「今審議中で懸念解消のために検討しているところである。はっきりとした認識はできず、これは反対すべきだ」。以上です。
議 長	これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
	(なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。総務産業委員長、自席へお戻りください。
	次に社会文教委員長の報告を求めます。
社会文教委員長	それでは当委員会に付託されました 29 陳情第 3 号、県に対し「子ども・障がい者等の医療費窓口無料化の早期実施を求める意見書」の提出を求める陳情について、3 月 9 日午前 9 時 10 分より委員会室 2 において慎重に審査した結果、お手元の報告書のとおり採択すべきものと決しましたので報告いたします。なお、提出者は上伊那医療生活協同組合、安心づくり委員会委員長 下平まち子氏から提出されております。審査では、町側から担当の宮下健康福祉課長、中村保健医療係長に出席をしてもらいました。まず健康福祉課に当町の考え方についての説明を求めました。町は、県からのアンケートを受け、町として窓口 500 円を選択した。郡内では、中川村の完全無料化以外は、すべての市町村が自己負担はあったほうがよいとの結果であった。負担があることできちっとかかっていることがわかる。無料では、コンビニ受診が増え、今でさえ膨らんでいる医療費給付額がさらに増加するのではと心配される。この中での質問、また町側の答えを申し上げます。問い「来年国保一本化されることから県下で統一したほうがよいということなのか」答え「統一されたほうが医療機関の事務処理がスムーズになる」。問い「国のペナルティーにより県の負担が大きくなるので、県より国にペナルティー廃止を求めていくべきかと思う。障害者について国は対象としているのか」答え「国は子育て支援の一環としており、障害者は対象外となっている」。問い「県が窓口完全無料化にした場合どのような負担が生じるのか」答え「国保会計に係る交付金がペナルティーとなって減額され、当町としてみると数 100 万円減額されることになると思われる」。討論を申し上げます。「見直された結果だと思う。現状で障害者は対象外だが、段階的に改正を望むが、現状財政面もあるが前向きということで賛成」「本音は窓口完全無料化を望むところではありますが、まずは無料化を進めることをとして賛成とする」「本来国がすべきことだと思うが、一步前進させるために賛成」「窓口完全無料化はすべきでないと思うが、国の未就学児までのペナルティー廃止をしたことに伴い県の速やかな対応を望み賛成とする」報告は以上です。
議 長	これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
10 番	
坂本委員	反対者の意見の内容が発表がありませんでしたが、反対者はどういっておられたんでしょうか。
社会文教委員長	反対討論は出ませんでした。
議 長	ほかに質疑ありませんか。
	(なしの声)

議長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。中村社会文教委員長、自席へお戻りください。
	以上で請願、陳情等の処理に係る委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。
	これから案件ごとに順次討論、採決を行います。
11番 竹沢議員	初めに 29 陳情第 1 号 オスプレイの低空飛行訓練の中止を求める陳情について討論を行います。本陳情についての委員会審査報告は採択ですので、初めに原案に反対討論はありますか。（「議長、動議」と呼ぶ者あり）竹沢議員の発言を許可します。
	ただいま総務産業委員長から 29 陳情第 1 号 オスプレイの低空飛行訓練の中止を求める陳情について審査結果を採択すべきものと決したという報告があったところであります。私は、次の述べるとおり、本陳情は採択ではなく趣旨採択とすべき立場で討論に参加してまいります。まず、陳情趣旨の陳情事項にもありますとおり、長野県では、9 月 20 日、陳情の文章の中には 9 月 30 日と書いてありますが、これは 9 月 20 日が正しいのではないかと思います、長野県知事、それから長野県市長会会長、長野県町村会会長の 3 者連名によりまして防衛大臣、環境大臣に 3 項目にわたりまして要請をしたところあります。改めてその 3 項目を確認いたしますと、1 つ、オスプレイの飛行訓練における実態を広く情報開示するとともに、その安全性や今後展開される運用全般の状況について具体的内容を明確にした上で関係自治体及び地域住民に対して十分に説明をすること、2 つ、県民や観光客に不安や懸念を抱かせるような飛行訓練が実施されないよう、飛行高度や区域等に関する日米合同委員会合同事項の順守について在日米軍に強く求めること、3 つ、オスプレイの訓練区域はイヌワシやライチョウといった絶滅危惧種の生息が確認されている重要な地域であるため、その生息環境に与える影響の低減に配慮した適切な対策を講じるよう在日米軍に強く求めることの 3 項目であります。私は、この県知事、市長会の会長、町村会長、3 者の要請を重く受けとめるところであります。一方、本陳情での 3 項目に加えまして、一つとして、墜落事故の原因究明がなされないままのオスプレイ飛行訓練の再開は容認できない、直ちにオスプレイの低空飛行訓練を中止することとおるわけであります。昨年 10 月に公表された CV22 オスプレイの横田飛行場配備に関する環境レビューにおきまして訓練空域の一部の長野県内の市町村が含まれていることが確認されたところあります。昨今の、きのうも 4 台ですか、飛んでおるようであります。長野県は、25 年 3 月にもですね、この 3 項目につきまして政府に対して在日米軍に対し強く求めることを要請した経過もありますので、つけ加えて申し添えるところあります。よって、この課題に対する考え方ですけれども、安全保障の重要性というのは、まさにこの日米安全保障条約のもとに十分認識するものでありますけれども、県民の安全・安心を確保するとともに自治体の責任であることはゆがめない事実でありまして、同様に町議会としても同じスタンス、思いであるというふうに思うわけであります。オスプレイが安全か否かにつきましては、マスコミなどの情報にですね、余り迷わされることなくみずからの頭で考えていただいて判断することが求められていいのではないかなあというふうに思うわけでありまして、昔から、新しい技術はですね、実証実験など繰り返し、不具合があったらそれを改善

し本格実施というように行うのが世の通例かなあと思うわけであります。また、今次熊本地震における活躍したことも事実であるわけであります。話は少し変わりますが、私、上伊那広域連合議会において昨年8月の議会で一般質問を行いまして、消防署にですね、災害時の現場確認などを行う手段としてドローンを配備することを提案させていただきまして、現在予算化されて各消防署に配置をされ、実施活動で効果を出しておるわけでありまして、したがって、私は、ちまたではドローン議員とささやかれておるところであります。いろいろな場面で、新しい技術、今次のオスプレイを含めましてですね、安全性を担保しながら取り入れていくことが必要なのではないかというふうに思うわけであります。よって、本陳情本文の中の4項目のうち1に掲げる直ちにオスプレイの低空飛行訓練を実施という部分は削除して、先ほどからる申し上げとる3項目の3団体の要請書に基づいた意見書を飯島町議会の名において内閣総理大臣及び関係大臣に提出することを求めたいと思っておるわけであります。終わりに、さきの3月5日、松本市入山辺の山中に県消防防災ヘリコプター「アルプス」が墜落いたしまして同乗者9名全員がお亡くなりになるということで、そういう事故が起きたわけでありまして、お亡くなりになった方々に心から御冥福をお祈り申し上げる次第であります。以上、動議により本陳情を委員長報告の採択ではなく趣旨採択とすべきことを改めて申し上げて、討論といたします。

議長 　ただいま竹沢議員から、29 陳情第1号について、これを趣旨採択すべきとの動議がなされましたが、これに賛成する議員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長 　賛成者がありますので、飯島町議会会議規則第15条の規定により、29 陳情第1号について、これを趣旨採択とすることについて動議が成立しました。ついては、今後の議事の進め方について事務局長に確認させておりますので、これを説明させます。

事務局長 (審査説明)

議長 　ただいま局長より説明がありました。お諮りします。今後の議事運営について事務局長の説明のとおりとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 　異議なしと認めます。それでは討論を行います。

初めに原案を採択することに賛成の討論はありませんか。

7 番

三浦議員 　それでは原案に賛成の立場で討論をしたいと思います。3月9日午後3時から4時半ころにかけまして、県内の東北信地方を、市街地上空などをオスプレイが飛行をいたしました。きょうの信濃毎日新聞におきましても、昨日もオスプレイが東北信地方の上空を飛行したと報道がありました。きょうの報道では、民家の上空、前回よりも高度の低い100メートル～150メートルだったというふうな住民の方の報告があったというふうになされております。長野県では、防衛局からの情報提供がなかったというふうになされておまして、非常に遺憾なことであります。訓練空域には県内17市町村が含まれており、非常に危険な山間地をオスプレイが飛行をするという実態があります。先ほど竹沢議員からオスプレイの、あのだんだんに、あの欠陥があれば直していくと言われましたけれども、空中で給油

	をするときには、ホースをプロペラが切断することが懸念されるためにパイロットへの注意喚起がされているというふうに言われておりますし、沖縄でもそのような事故が起きております。これは、欠陥があるということが明らかな上で、オスプレイは飛行をしているというふうにゆえると思います。沖縄では、あの墜落事故の後、極めて重大な事故でありながら、事故処理には日本では全くタッチができませんでした。墜落です。岐阜県、新潟県、長野県は山間地であり、大変に平地の少ないそうした中を低空飛行をするというオスプレイの構造から見ても大変に危険きわまりない行為であると考えます。万が一沖縄のような事故を起こせば大惨事が起きることは明かです。3月10日の信濃毎日新聞には、東北信の市町村長の安全性を懸念するというコメントが掲載をされておりました。このような危険なオスプレイの飛行は直ちに中止すべきであり、県民の安全と平穏な村死を守るために直ちにオスプレイの低空飛行を中止することを求めるこの陳情に賛成するものです。
議 長	次に原案を採択すること及び原案を趣旨採択することに反対の討論はありませんか。 (なしの声)
議 長 10番 坂本議員	次に原案を採択することに賛成の討論ありませんか。 原案に対して賛成の立場で討論いたしたいと思います。先ほどのお話ですと低空飛行を中止するということに関しては外した中での趣旨ということでございましたが、日米合同委員会合意事項の中には飛行高度や区域等に関する事項が含まれております。この中には、この低空飛行の低い距離というのは多分入っていないっていうか、まあ、ある程度の距離を保って飛ぶということになっていると思います。で、低空飛行というのは、先ほど三浦議員が言いましたように、長野県は、高度が高い山と、それから住宅街との間がありまして、高度の高いところには山岳地帯でありまして、空気が薄いという現状と気流の変化が非常に厳しいところであります。先日の救済防災ヘリが墜落したのも、定員が重量より少し多く、そしてそれが低空だったがために木を接触して落ちたということでございますが、それとオスプレイとは一緒ではありませんけれども、オスプレイをわざわざ低空飛行で飛ばせるという、そこにも問題があるかと思いますので、私は原案どおりの内容として賛成といたしたいと思います。
議 長	ほかに討論ありませんか。 (なしの声)
議 長 4番 折山議員	次に原案を趣旨採択することに賛成の討論はありませんか。 趣旨採択すべきことに賛成の立場で討論しますが、やはり直接東北信、直接上空を飛ばれたところの自治体の市長さんもこういうふうに言われてる方いましたね。「沖縄の基地負担軽減っていう気持ちが十分理解できる。しかしながら、やはり、あの情報の開示とか事前の通告とか、こういったことについてはきちっと対処をしていただきたい」また、あの近年の近隣諸国のきな臭い状況を鑑みますと、やはり安全保障っていうのは、そのおかげで今日のこの平和安定があるということは忘れていけない。以上総括いたしますと、先ほどの竹沢議員の趣旨と合致いたしますので、この件、趣旨採択として、別途飯島町議会と

議 長
8 番
浜田議員

して同様の旨の意見を上げてく、これが正しいのかなということで趣旨採択に賛成の立場で討論申し上げます。

それではほかに討論ありませんか。

原案を採択すべきとの立場から討論いたします。趣旨採択の説明の中で、趣旨採択の理由そのものではありませんけれども、オスプレイの安全性に対する議論はそれぞれに任せるという御説明がありました。私はですね、住民の安全に責任を持つ立場からであれば、この議論は避けて通るべきではないというふうに考えます。安全な機体たるのかどうかということですね。で、細かい議論は端折りますけれども、端的に申しまして、例えば防衛庁はですね、オスプレイの事故率については2012年の時点で発表をとめています。実は、その後、オスプレイの事故率は1.5倍に跳ね上がっています。なぜここから後発表しないのか、ここにすべてのことが端的に表現されているのではないかというふうに考えます。で、次にですね、趣旨採択すべきという理由の中身でありますけれども、第1項目を削除しろと、つまり墜落事故の原因究明がなされていないままのオスプレイの飛行訓練再開は容認できない、低空飛行を中止することということなんでありますけども、これは、実は第2項の中の具体的な表明であるというふうに考えます。第2項は次のように書かれています。「その安全性や今後展開される運用全般について具体的な内容を明確にした上で関係自治体に十分説明すること。」これが出された県の3団体の意見書は9月であります。で、その後に起きた12月の事故があったわけであります。したがって、論理的な帰結としてですね、12月——9月のあの要請が守られるためには、12月の議会——事故に対する説明がなされなければならないゆうことが当然であろうというふうに思います。したがって、その具体的な中身は、この第1項だというふうになるのは当然でありまして、下の3項を守ろうとすればですね、第1項を外すことはできないというふうに私は考えます。よって、本来の姿のまま、この意見書を採択すべきであるというふうに考えます。

議 長

ほかに討論ありませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

29 陳情第1号 オスプレイの低空飛行訓練の中止を求める陳情について採決します。この採決は起立によって行います。初めに本陳情を趣旨採択とすることに賛成の方は御起立ください。

〔賛成者起立〕

議 長

お座りください。起立多数です。したがって、29 陳情第1号は趣旨採択とすることに決定しました。

議 長

次に29 陳情第2号 「テロ準備罪」、いわゆる「共謀罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案に反対する陳情について討論を行います。本陳情についての委員会審査報告は採択ですので、初めに原案に反対討論はありますか。

5 番

橋場議員

「テロ準備罪」、いわゆる「共謀罪」を新設する組織犯罪法、組織犯罪処罰法改正案に反対する陳情に反対する立場で申し上げます。テロ準備罪は国連組織犯罪防止条約の加入に必要な法整備です。国連は 2000 年に国際組織犯罪防止条約を採択、各国の共謀罪を設けることを求めて批准の条件にしています。G 8 諸国で国内手続すらも終了していない国は日本のみです。日本でオリンピックでテロが起きてから「しまった」と思っても遅く、テロが起きたとしたら法整備もできていなかった日本の恥であり、信頼を欠きます。幅広い解釈が可能になり、捜査機関の恣意的な運用により基本的人権が侵害される危険性は変わらないと言っておりますが、これは、かつてそうだったからといって今回もそうなるのだとの決めつけで言っています。人権侵害のおそれが強いと印象づける狙いと思えませんか。現在検討中のテロ等準備罪の法案では、それらの不安、懸念を解消し、一般の人々が処罰される余地がないことを法律上の分限上にも明確化し、組織的犯罪集団を明文で規定し、主体をこれに限定した上、合意に加え実行準備行為があつて初めて処罰の対象とすることを検討しています。テロは未然に防がなければならないし、法整備をしていかないと大規模なテロは防げません。テロ準備罪は国内で可能性も危惧されるテロを未然に防ぐのが狙いでありますので、この陳情に反対いたします。

議長

次に原案に賛成討論はありませんか。

10 番

坂本議員

原案に対して賛成の立場で意見を申します。先ほど国際条約ジュウケツに必要なのが共謀罪が必要だということのお話でございましたが、この条約は世界 187 カ国が締結済みですけれども、条約締結後に国内法を新設した国はノルウェーとブルガリアのわずか 2 国だけで、共謀罪がなければ条約を締結できないかのように国はゆっておりますが、そんなことはございません。国によってですね、刑法やその成り立ちはさまざまですが、自国の国内法の原則に従って必要な措置をとるという項目もありますので、わざわざこれをつくる必要性はありません。既に日本ではですね、13 本のテロ防止条約をジュウケツしています。世界とですね。それはですね、その内容はですね、航空機内の犯罪防止条約、東京条約とあります。それからヘーグ条約、航空機不法乗っ取りに対する条約でございます。それからモントリオール条約といって民間航空機不法行為防止条約とさまざまありまして、その中にプラスチック爆薬探知条約とか爆弾テロ防止条約、テロ資金共用防止条約など、などなどあります。この条約の中で、今まで日本は、この新設しなくても、これに準じた中で、テロないし、それに関することをやってきております。で、それで十分だと思います。で、県内の弁護士会や日弁連、教職員組合などからは連日反対の声が上がっております。よって、今早急にこの法案を新設する必要を認めません。以上、賛成といたします。

議長

ほかに討論ありませんか。

9 番

中村議員

私は反対の立場で討論をいたします。まず、この国際組織犯罪防止条約、TOC 条約の締結に向けた法整備の必要性というものが挙げられておりまして、まずは 2019 年、ラグビーワールドカップ開催国として、2020 年、オリンピック・パラリンピック競技大会の開

催国として国際社会の日本への注目が高まる中、テロ等の組織犯罪を未然に防ぎ、これらの国際大会を安全に開催することは、世界一安全な日本をアピールするために必須であり、極めて重要というふうにあります。あの何も、あの不安を抱くことはなく、極めてこのようにことをしていただくことは日本国民にとっても安心・安全な本当にことにつながるので、賛成であるというふうに思います。そして、国のほうは、まだ、あの、このテロ等準備罪については閣議決定されていない、3月中旬に閣議決定の予定であり、与党審議は3月中旬以降というふうに予定でなっているように思われます。で、まだ今検討している段階であります。中身がしっかりと判明しているわけでもないし、また、与党のほうでは、しっかりとした国民に内容がわかるように、もうちょっと説明をしっかりとするというふうなことも要望として上げられておりますので、これからの、まだ審議されてく内容等もしっかり吟味することでもあるし、この法案は、これからのオリンピック等に対して、世界でもいろいろなテロ犯罪が増えておりまして、必要不可欠な法であるというふうに判断し、賛成といたします。

議長
9番

反対なんざら。反対なんざら。

中村議員
議長

訂正。反対といたします。

7番
三浦議員

ほかに討論ありませんか。

私は、「テロ等準備罪」、いわゆる「共謀罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案に反対する陳情に賛成の立場で討論をしたいと思います。共謀罪の内容が国会等の中で明らかになりつつあります。例えば私が「現政権はよくないから変えないといけない」と、このように知人と会話をする、このことが共謀罪に当たるというような状況が見えてまいりました。メールなどでのやり取りも同じく共謀罪に当たると金田勝年法相は言っております。思想、信条、内心の自由を奪うもので、私は到底容認できるものではないと思っております。信濃毎日新聞の投書欄にこのような投書がありました。「戦時中を思わせる教育の実態、驚き」ということで、これは森友学園を含めて共謀罪についても、あの言っているんですけども、まあ戦時中を思わせるような軍国主義的な教育を幼稚園でしているという、まあ森友学園のことについて、「また首相自身が平和憲法を改正し日本を軍国化しようとしていると感じている」ということで、「今まで政府が国民を思うままに操ろうとする法案が与党の多数の力によって国会で強行に採決されてきたと感じます。今度、共謀罪の構成要件を厳格化したテロ等準備罪を新設する組織犯罪処罰法改正案が通れば、なお戦時中のような「物言えば唇寒し」の日本になるのではないかとおそれています」という87歳の戦争を体験した方の投書がありました。このように戦時中の治安維持法と同じという危惧するこの方の体験でも、私も同じようなことを、まあ戦争を体験していませんけれども、感じるものです。特に思想、信条、内心の自由にまで介入する、このことは現行の憲法では認められていません。3月1日の信濃毎日新聞の社説でも内心の自由を侵し市民活動の抑圧につながるという内容で書かれております。「内心の自由を侵し市民活動の抑圧につながる可能性、危険性をはらむということで自由な意見の表明と交換は妨げられる。社会を根本から変質

させかねない。戦前、治安維持法の協議罪は思想や言論、結社の弾圧に対応された。雑誌編集者ら摘発された横浜事件を初め多くの事件がでっち上げられている。話し合うだけで犯罪になることは共謀罪も同じだ。歴史に目を向けたとき、政府の方針に反対する市民団体が虚偽の密告によって弾圧されるような事態が再び起きないと言い切れるだろうか。電話、メールの通信傍受の対象になる可能性がある。金田勝年法相は「捜査に用いることを現在は考えていない」としつつ「検討すべき課題」と述べている。市民の活動や生活に監視の網がかかって広がりかねない。共謀罪法案は国会で過去三度廃案になった。それを踏まえ、政府は今回テロ等準備罪に名称を改め、一定の準備行為を要件に加えた。けれども、共謀を処罰することに変わりはない。市民団体や労組などが目的が一変したとして組織的犯罪集団とされるおそれも依然残る。政府が説明を重ねるほど危うさが浮き彫りとなり、民主主義の根幹を損なう共謀罪は断念すべきである」という、このような社説が載っていました。私もこの社説には同感します。よって、この住民の基本的な人権を守り民主主義を貫く議会として、このような法律の制定に対し反対を表明すべきということで、賛成をいたします。

議長
8 番
浜田議員

ほかにありませんか。

この陳情を採択すべきとの立場から討論いたします。まず、この法案がですね、オリンピック開催のために必要だという議論がありますけど、これこそとってつけた議論だというふうに思います。ほんとにそれが必要だというふうに最初から考えているのであれば、この法案はですね、オリンピック招致の前になされるべきだというふうに考えます。それをせずにオリンピック招致行為をやったこと自身が、逆に日本人の安全性を脅かすという論理になるのではないのでしょうか。むしろオリンピックは単に口実として使われているただけだというふうに考えます。しかも、このもともとの国際条約の締結の中で求めているのはですね、実はテロリストではありません。パレルモ条約という条約ですけども、これはマフィア、暴力団によるマネーロンダリング、あるいはその他の国際的な犯罪行為を取り締まるということで、テロは一切明記されてないということでもあります。ですので、パレルモ条約への参加がですね、テロへの対策だという論理は全くのこじつけだというふうに考えます。それから、2 番目に、このパレルモ条約を締結するためにこの法が必要だということはですね、実は国連のガイドラインの中には書いてありません。国連の立法ガイドの第 51 条では、もともと共謀罪を持っていない国は共謀罪をつくらなくても組織犯罪に有効な措置をとればいってというふうに説明されています。で、日本は、実は既に 2003 年に同条約の締結が国会で承認されています。ですので、この条約に締結に必要なのは、単に政府がこれを、あの、条約締結をするという行為が行われてなかった、むしろ政府の怠慢だということにこの問題の本質があるということでもあります。これが 2 つ目。それから 3 つ目、この法の非常に危険なところはですね、従来実行が前提で犯罪が成立するという、この犯罪の成立要件の中に謀議という単にそれぞれの意思交換を行っただけで、さっき皆さんお笑いになりましたけれども、実際の犯罪行為の準備はなくてもですね、取り締まるという取り締まりの罪の発生の極めておっきな拡大解釈がですね、この中に入っているとい

うことであります。もちろん、凶器準備集合罪等ですね、明らかに犯罪を準備するということが明確な場合にはですね、非常に限定的に取り締まりの犯罪の対象になることはあります。しかしながら、今回のこの法案の問題はですね、そうではなくて、その境界、つまり国民の権利を守りながらいろんな犯罪を抑制するという、その権利を守る側についてですね、全く厳密な議論がなされていないというところにこの法律の最大の問題があるのではないかと、つまり、政府の解釈によっていかようにでも拡大できてしまう、この歯どめについてですね、明確な説明がないまま今日まで及んでいるというのが国会の審議の実情じゃないでしょうか。このようなことで、この法律を遂行することはですね、これまで3回否決された国会での討論のですね、経過を尊重しないことにつながるということを強調しまして、採択とすべきという討論といたします。

議長 ほかにも討論ありませんか。
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

29 陳情第2号 「テロ準備罪」、いわゆる「共謀罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案に反対する陳情について採決します。この採決は起立によって行います。本陳情に対する委員長報告は採択です。本陳情は委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方は御起立ください。

〔賛成者起立〕

議長 お座りください。起立少数です。したがって、第29 陳情第2号は不採択とすることに決定しました。

議長 次に29 陳情第3号 県に対して「子ども・障がい者等の医療費窓口無料化の早期実施を求める陳情書」の提出を求める陳情書について討論を行います。本陳情についての委員会審査報告は採択ですので、初めに原案に反対討論はありませんか。

2 番

滝本議員 子ども、障がい者の医療費窓口無料化の早期実現を求める意見書の提出を求める陳情書に反対の意見を申し上げます。この制度そのものはよいことですし、理想に近いものと考えますが、窓口無料化となりますと、町の医療全体の金額が伸び、町の財政負担は今より約1,100万円に上ると試算されております。まして、子どもの18歳までと障がい者分も含めると莫大な金額になると考えられ、危惧するところでございます。国や県の動向を踏まえ、慎重な立場で、本陳情の意見書提出に反対いたします。

議長 次に原案に賛成討論ありませんか。

7 番

三浦議員 私は「子ども・障がい者等の医療費窓口無料化の早期実施を求める意見書」の提出を求める陳情に賛成の立場で討論をいたします。私は、子ども、障がい者等への福祉医療費の窓口無料化を20年間求めてまいりました。これまでも、子育て中の親御さんたちから窓口無料化を求める署名など、多くの皆さんが無料化を求めて運動をしてきた成果が、この国を動かし、また県も窓口無料化にと動いてきたところだと思います。こうした中で、いよいよ

よ国も動かしながら窓口無料化が進められようとしているということで、大変にうれしく思うところです。国が国保へのペナルティーの一部廃止をすることを示しました。このことで県も長い間窓口無料化はできないと言ってきたところが、検討をするということで、実際にそのように動き出しております。私は、先ほど医療費がかさむという反対討論がありましたけれども、今小さな子どもさんたちが医療費を窓口で直接払わなければならないという中では、本当に親御さんも、まあ経済的な心配をしながら行くと、また、こういう厳しい世の中でするので医療費も払えないというようなことも、あのお聞きをしております。そうすると、お子さんの病気重くなったりと、できれば軽いうちにきちっと治療を受けて元気な子どもさんに育ってほしいいうふうに思っております。そのための施策として、お金を持たずに窓口で無料になる完全無料化が本来望ましいというふうに思っております。しかし、現実としてすぐにはできないであるならば、まずは窓口で無料化、財布、大きなお金を持たなくても子どもさんを安心して治療できると、医者にかかることができるというこの制度は非常に重要だと思います。また、私は、できれば子どもの医療費だけでなく、障がい者などの福祉医療費の窓口の無料化、全体が一刻も早く実現することを求めているものです。ぜひ、この意見書を上げるよう求めて、賛成といたします。

議長
9番
中村議員

ほかに討論ありませんか。

私もこの陳情書を賛成の立場で討論をいたします。実は、前回この内容の陳情書が提出されたとき、私は反対をいたしました。その理由と申しますのは、国がペナルティー制度を課していた状況でしたので、県また町の医療費の負担が重くなることを懸念して、そういう陳情には反対したわけであります。今回その国が未就学児までをペナルティー廃止にしたということがあり、賛成するわけですが、その経過といたしましては、国が動いたのは、まず私ども公明党としても当初からこの窓口無料化に対するペナルティーというものを国に廃止するように申し述べてきました。しかし、なかなか進みませんでした。そんな中、地方議員から、全国の自治体がこの無料化に取り組んでいる中で、すごく財政的に無理をしてやっている、地方創生という、また少子化ということに地方に取り組ませているのに、このペナルティーは廃止すべき方向に持っていくべきだということを山口代表が直々に安倍総理にその意見書を提出し、そこで総理が検討をした結果、では未就学児までのペナルティーを廃止するという方向に国が動きました。それを受けて、すぐ県でも、県の与党議員等、また公明党議員も阿部知事のほうにその意見書等を出して要望をしてまいりました。そんな流れの中から見て、各自治体のほうにも窓口無料化に対するアンケート調査をし、そして、その先ほど報告で申し上げましたように町も県もそのような方向に動いているという流れの中から、このような窓口無料化のペナルティーが廃止される未就学児に関して早急な対応をとることと、また障害者等の検討も県の中でも進めてみるということが必要ということ进行を思い、この陳情に賛成といたします。

議長
8番
浜田議員

ほかに討論ありませんか。

本陳情に賛成する立場から討論いたします。一番基本的な問題は、財源を理由にですね、

医療の抑圧をしていいかというところに一番根本的な問題があると思います。先般も、あの伊那の医師不足の問題がありましたけれども、国は依然として医師数の抑圧をしようとしています。入学定員抑制ですね。で、今回のペナルティーも、言ってみればですね、医療費を総枠を抑えれば病院に来る患者が減るんじゃないかという経済優先の立場からの発想が根底にあったんじゃないかというふうに思います。で、地方自治の本旨は住民福祉の増進です。で、地方自治体がなすべきはですね、国全体の財政にそんなくするのではなくて、それ以前に、地元の住民、担当地域の住民がどれだけ幸せに暮らせるかということをも最優先に考えるのが地方自治体の大原則ではないかというふうに思います。ですので、私どもがなすべきは、町民にとって、住民にとって何が大切であるかということをも声を大にして言うことではないでしょうか。例えば、細かい話ですけども、幾らでも無駄は国の中で行われています。御存じのように某学園への非常に安い土地の売り払い、もっと言えば文部省官僚の天下り、そのほかですね、さまざまな無駄があります。で、これに対して地方が声を上げなければ、こういった問題は見過ごされてしまうでしょう。そうではなくて、我々が一つ一つ住民の立場に立って住民の福祉の増進に努める、その一步一步を前進させる、この一歩としてですね、この陳情が取り上げられることを希望して、賛成討論といたします。

議長
4番
折山議員

ほかにありませんか。

同じく賛成の立場ではありますが、考え方の基本が違うものですから、やはり討論には参加しておかなければならないということで発言を申し上げます。あの、やはり自治体運営、国政においても財政というのは大変重要なものであって、それを無視をしてどこか一方へ何かを行っていくという考え方は正しくないのかなというふうには思います。で、この陳情にも賛成する立場ではございますが、多くの問題ははらんでおります。ここで子ども、障害者の窓口無料化、先ほど国がそういう方向でかじを切っているって言いましたが、じつは、乳幼児だけであります。ペナルティーの枠を撤廃してるのは。障がい者と乳幼児以外のところには依然ペナルティーが残っておるわけであります。したがって、滝本議員、心配されるとおり、ここの中では、これをそのまま施行されると、やはり国保の保険者、またそれを支える国、県、町の財政負担は伸びるものではございます。しかしながら、在宅支援、高齢者、障がい者の在宅支援、これは極めて大事なものでありますし、子ども・子育て環境を支援してく、これはもう極めて大事なことでありますし、今日的には、もう各自治体というよりも国家的に取り組むべき課題ではないかというふうに思います。したがって、そういう大きい流れの中へ国を動かしていくためにも、各自治体、少し痛みを伴う財政負担にはなろうかと思いますが、その第一歩へ踏み出すために、この陳情について採択していくべきものと、そういう立場で意見を申し上げます。

議長
(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

29 陳情第3号、県に対して「子ども・障がい者等の医療費窓口無料化の早期実現を求め

		る意見書」の提出を求める陳情書について採決します。この採決は起立によって行います。本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情は委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方は御起立ください。
		〔賛成者起立〕
議	長	お座りください。起立多数です。したがって、第 29 陳情第 3 号は採択とすることに決定しました。
議	長	日程第 1 4 議会閉会中の委員会継続調査についてを議題とします。議会議事規則第 72 条の規定によりお手元に配付のとおり議会閉会中の継続審査について各委員長から申し出があります。お諮りします。申し出の事件について議会閉会中の継続審査とすることに異議異議ございませんか。
		(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、本件については各委員長から申し出のとおり継続審査といたします。
議	長	ここで休憩とします。再開時刻を 11 時 20 分とします。休憩。
休	憩	午前 1 1 時 0 4 分
再	開	午前 1 1 時 2 0 分
議	長	休憩を解き会議を再開いたします。初めに滝本議員から発言を求められておりますので、これを許可します。
2 番		
滝本議員		先ほどの陳情案件の件でございますが、1 つ訂正がございます。「子ども・障がい者の医療費窓口無料化の早期実現を求める意見書」の提出に求める陳情書に反対意見を申しました中で「町の財政負担は今より約 1,100 万円にも上る」と申し上げましたが、これは訂正をいたしまして、保険者の負担分も含めると数百万という数字になるということでございますので訂正をいたします。
議	長	ただいまお手元へお配りいたしましたとおり竹沢秀幸議員から 2 件、坂本紀子議員から、浜田稔議員から各 1 件の計 4 件の議案が提出されました。お諮りします。本 4 案を日程に追加し、追加日程第 1 ～第 4 として議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。
		(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって議案 4 件を日程に追加して議題とすることに決定しました。
		追加日程第 1 発議第 3 号 子ども・障がい者等の医療費窓口無料化の早期実現を求める意見書を議題とします。事務局長に議案を朗読させます。
事務局長		(議案朗読)
議	長	本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

11番

竹沢議員

子ども・障がい者等の医療費無料化の早期実施を求める意見書についての提案理由の説明を行います。全国的に、例えば東京、美濃部、都知事など中心にですね、各新自治体を中心にして乳幼児医療などの、福祉医療制度が改善され、この間、進んできております。本県においても昭和40年代の後半からこの制度が取り入れられてきておる経緯がございます。我が飯島町におきましても、子育て支援策といたしまして、私も過去に提案しましたが、現在高校生までの無料費、医療費が無料ということで取り組んでおるところであります。さて、今次で課題でありますけれども、実は、国はですね、日本一億総活躍プランに基づく中で、子ども医療費助成にかかわる現行の国保の減額調整措置、すなわちペナルティーをですね、平成30年度より未就学児までの医療費助成について行わないということをして昨年の11月に決定をいたしまして、本県にも厚生労働省国保課長より通達があったところであります。現在該当いたしますのは長野県、福井県、三重県、奈良県、鹿児島県、沖縄県の6件でありまして、この間、頑張ってきてきた6県であります。本県は、これを受けて、1月20日、阿部知事は記者会見を行いまして、現行制度を見直すことと公表しております。また、1月27日、長野県福祉医療費給付事業検討会を開催いたしまして、5名の委員さん、南箕輪の唐木村長さんを含めて5名の委員さんで検討会を行いまして、現行の償還払方式をやめ現物給付方式を導入することを確認したところでございます。このことは私が12月議会で一般質問したとおりでありまして、よい改革だと思うわけであります。現在これらの経緯を踏まえ77市町村の窓口無料化を含めた意見徴収を県が行っております。これに対して飯島町は、この意向調査の回答の中で、現在、御案内のように、レセプト1枚ですね、500円の負担、ワンコインが要るわけですが、これを無料にすることによるデメリットといたしましてコンビニ受診の増加ですとかによる医療費増が想定されるわけでありまして、町としては現行どおり500円を負担していくんだということを回答してあるところであります。町の試算に、によりますと、この未就学児の部分の町の財政負担は298万円ということになるようでありました。県下77市町村の福祉医療の給付事業につきましては個々に違いがあるわけですが、また加えて全国的にも都道府県の福祉医療費の給付事業は自己負担にも違いがあるところであります。したがって、この事業は、償還払方式から現物給付方式に改めるとともにですね、窓口無料化は、まあ長野県の財政状況に鑑み順次進めることといたしたほうがよいかなと思うわけでありまして、完全という文字はとってありますのは御理解いただき、あわせて、国がペナルティーを課して減額調整措置を、未就学児以外の福祉医療給付に対してもですね、今後行えないように県が国へ働きかけることを求めるものであります。議員各位におかれましては、この趣旨に御賛同願ひ、御議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者は自席へお戻りください。
これから討論を行います。初めに反対討論ありませんか。

	(なしの声)
議 長	賛成討論はありませんか。
	(なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
	これから発議第3号 子ども・障がい者等の医療費窓口無料化の早期実現を求める意見書を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。
議 長	追加日程第2 発議第4号 オスプレイの低空飛行訓練の中止を求める意見書を議題とします。事務局長に議案を朗読させます。
事務局長	(議案朗読)
議 長	本件に対する提出者の趣旨説明を求めます。
10番 坂本議員	オスプレイの低空飛行訓練の中止を求める意見書の趣旨説明をいたします。オスプレイの国内配備は、反対をしたのにもかかわらず、アメリカ軍が2012年岩国基地から始まり、普天間基地、横田基地と約20機以上が配備されております。日本政府は2015年にMV22を5機、2016年にCV22を4機購入したとあり、1機当たりは約200億円もする垂直離着陸の軍用攻撃型輸送機であります。MV22は10万時間当たり平成28年9月時点2.64件の事故率、CV22は7.21件の事故率という中で、昨年12月13日に沖縄県名護市東岸沖でMVオスプレイの墜落事故が発生、同日夜に別のオスプレイが普天間飛行場に胴体着陸する事故も発生しております。原因究明の情報はオープンにされておられません。また、こういった状況の中で、飛行訓練の情報は開示されず、訓練は再開されるに至っております。昨年9月20日に県及び県市長会、町村会の3団体連盟で防衛大臣にオスプレイの飛行訓練の除外や安全性に不安があるので訓練中止を求める意見書が出されておりますが、それが、その意見書のとおりになってはおらず、先ほど3月9日に県への連絡のないまま県東北部でオスプレイの飛行が目撃されております。上記要請の中にはオスプレイの安全性への懸念があることも記されておりました。というわけで、この意見書の記以下4点でありますけれども、この内容の意見書を国に出したいと思います。
議 長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。
	(なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者は自席へお戻りください。
	これから討論を行います。初めに反対討論はありませんか。
	(なしの声)
議 長	賛成討論ありませんか。
	(なしの声)
8番 浜田議員	この意見書に賛成する立場から討論いたします。この意見書のもとになった陳情のとこ

ろでも申し上げましたとおり、既に事故が起こって事故率が高まっているということについて、やはり県3団体の意見書の具体的な内容としてですね、そのことを強調する必要があるという立場からですね、この意見書を採択すべきというふうに考えます。

議 長 討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから発議第4号 オスプレイの低空飛行訓練の中止を求める意見書を採決します。
この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。
〔賛成者起立〕

議 長 お座りください。起立少数です。したがって、発議第4号は否決されました。

議 長 追加日程第3 発議第5号 組織犯罪処罰法改正案に反対する意見書を議題とします。
事務局長に議案を朗読させます。
(議案朗読)

事務局長 本件に対する提出者の趣旨説明を求めます。

議 長 8番

浜田議員 それでは組織犯罪処罰法改正案に反対する意見書の趣旨説明を申し上げます。この組織犯罪処罰法改正案のおっきな問題点を2つ申し上げます。1つは、これまでの刑法の規定に、あの基準になっていたキツイの処罰、つまり何らかの犯罪行為の準備も含めて、そういったことに取りかかることを犯罪要件とするということに対して、そうではなくてですね、そのための共謀を行ったということがその犯罪の構成要件になろうとしているということでもあります。これは基本的な人権そのものを守ろうとしてきたこれまでの刑法の原則をおっきく踏み越えるものであるということでもあります。それから、2つ目は、その場合の条件としての組織的犯罪集団、一体何が犯罪集団であるのか、これは、政府の説明によれば同じ団体であっても一変することがあり得ると、このような説明がなされております。それから、準備行為、テロといったことについてもですね、定義が曖昧であって、国民の主権的な主権を守るという立場からの定義が十分になされ進めることができないということでありまして、捜査機関の恣意的な運用の余地が残されているということでもあります。よって、この意見書を政府に提出したく、同僚議員の御賛同を求めるものであります。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者は自席へお戻りください。
これから討論を行います。初めに反対討論はありませんか。

5番

橋場議員 組織犯罪処罰法改正案に反対する意見書に反対する立場で申し上げます。テロ準備罪は国連組織犯罪防止条約の加入に必要な法整備です。国連は2000年に国際組織犯罪防止条約を採択、各国に共謀罪を設けることを求めて批准に条件にしています。G8諸国で国内手

	続すらも終了していない国は日本のみです。日本でオリンピックでテロが起きてから「しまった」と思っても遅く、テロが起きたとしたら、法整備もできていなかった日本の恥であり、信頼を欠きます。幅広い解釈が可能になり、捜査機関の恣意的な運用により基本人権が侵害される危険性は変わらないと言っておりますが、これは、かつてそうだったからといって、今回もそうなるのだという決めつけで言っています。人権侵害のおそれが強いと印象づける狙いとしか思えません。現在検討中のテロ等準備罪の法案では、それらの不安、懸念を解消し、一般の人々が処罰される余地がないことを法律上の分限上も明確化し、組織的犯罪集団を明文で規定し、主体をこれに限定した上、合意に加え実行準備行為があって初めて処罰の対象とすることを検討しています。テロは未然に防がなければならないし、法整備をしていかないと大規模なテロは防げません。テロ等準備罪は国内で可能性も危惧されるテロを未然に防ぐのが狙いでありますので反対いたします。
議長 10番 坂本議員	賛成討論ありませんか。 私は、この組織犯罪処罰法改正案に対して反対の意見書に賛成の立場で討論したいと思います。これはですね、あの、この改正案というのは、今まであった刑法の基本原則を大きく変えるものであるということと、それから、それに対してですね、定義が曖昧で適用範囲が十分に限定されたと見ることはできないという幅広い解釈が可能となって対象となる犯罪が676に上るという、この、このとおりでございます。それによって基本的人権が侵害される危険性出てくるということでございます。で、そしてですね、現在日本は、その先ほども申しました13のテロ防止条約を海外と結んでおりまして、その中で十分五輪に対しての危険性も現在の条項の中で足りていると思いますので、この新法をつくらなくてもよいと思っておりますので、意見書を上げていただきたいと思います。
議長	ほかに討論ありませんか。
	(なしの声)
議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから発議第5号 組織犯罪処罰法改正案に反対する意見書を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。 〔賛成者起立〕
議長	お座りください。起立少数です。したがって、発議第5号は否決されました。
議長	追加日程第4 発議第6号 オスプレイの飛行訓練についての意見書を議題とします。事務局長に議案を朗読させます。
事務局長	(議案朗読)
議長 11番 竹沢議員	本件に対する提出者の趣旨説明を求めます。 それではオスプレイの飛行訓練について意見書の提案理由を説明いたします。オスプレイの飛行訓練についての意見書についてでありますけれども、さきの討論でも述べたとおり、9月20日にオスプレイの飛行訓練についての要請といたしまして長野県知事、長野県

市長会会長、長野県町村会会長の３者連名により防衛大臣や環境大臣に３項目にわたり要請したところであります。加えて、本県は平成 25 年 3 月に今回の３項目を基本に政府が在日米軍に強く求めることを要請した経緯もあることをつけ加えて理解を願うものであります。この背景は、昨年 10 月公表されたＣＶ２２ オスプレイの横田飛行場配備に関する環境レーベルにおいて訓練空域の一部に長野県内の市町村が含まれていることが確認されたことを受けてのこの間における県内の対応であります。3 月の 9 日、3 月 13 日、オスプレイが県内を飛行したことも承知しておるところであります。県下において一部の市町村議会におきましては訓練の中止を求める意見書が可決されていることも承知しておるところであります。私たちが議会は、長野県知事、長野県市長会会長、長野県町村会会長などと同一步調で今次課題について判断し対応するべきものと考えておるものでありまして、３団体が国へ要請した３項目をして飯島町議会の名のもとに意見書を御議決賜りますよう議員各位において申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

8 番

浜田議員

この意見書のもとになっている陳情の修正案に対して私は賛成いたしました。その理由はですね、第 1 項を削るというのが修正案の趣旨だというふうに理解したわけでありまして、それと——で、それは不十分なものではありませんけれども、少なくとも県 3 団体の 3 項目の中の第 1 番目にはですね、それを十分に具体的に解釈すれば飛行の安全性を確認することが前提条件になるというふうに認められたので賛成したわけでありまして。しかしながら、この意見書の全文の中に第 3 番目の安全のオスプレイを一部マスコミ等が恣意的に切り取りという一文がございます。「オスプレイの安全性と優れた操作性・有効性を十分に周知させる必要がある」と、この文言はですね、県の 3 団体の趣旨には含まれていないのではないのでしょうか。それから、先ほどの修正動議の要件にもなっていなかったというふうに私は記憶しております。よって、先ほどの陳情とこの意見書とは違うというふうに思いますけれども、提出者の説明を求めます。

11 番

竹沢議員

御質問いただきました。あの、陳情書は陳情書の趣旨ですし、議論は議論であります。で、意見書そのものは提出者たる者が熟知し考えた文案でありまして、そのことが、あの整合性がとれているかどうかということとはともかくといたしまして、この表記にされているような事実は、あのう、両方の側面からのマスコミの情報もあるところでありまして、これらを受けとめる、その立場の者のスタンスによって捉え方も違うのではないかなというふうに思うところであります。熊本地震のことについてもそうですけれども、あの、宣伝効果っちゃうか、そういうことでうまく利用しとるんじゃないかって、そういう捉え方もあるようなんですけれども、あの、事実、災害時を追っかける効果もあったということでありまして、そういうものを含めてこのように表現させていただいたのでありまして、御理解をいただきたいと思います。

議長 ほかにありませんか。

	(なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者は自席へお戻りください。 これから討論を行います。初めに反対討論はありませんか。
8 番 浜田議員	この意見書の反対の立場から討論いたします。先ほどの陳情に対する採択と違って、この意見書ではですね、3団体の3項目以外、あるいはそれと全く逆趣旨とも受け取れるオスプレイの安全性の有効性を周知させるが必要があるというオスプレイ賛成も文言が含まれています。これは、私は到底容認することができません。よって反対といたします。
議 長 6 番 堀内議員	賛成討論ありませんか。 それでは賛成の立場で討論を行います。オスプレイは事故率も非常に低いということでございますし、水平飛行と垂直に離着陸する、できる技術、これを備えたものは、軍事用はもとより、民事用にも将来的には必要な物事でございます。訓練を継続することで、より安全性を高めることができるというふうに思いますので、県の県知事、県の市長会、県の町村会妖精のように住民に丁寧な説明を行うことでこのことを進めていただく、そういうことで意見書の採択に賛成の意見といたします。
議 長	ほかに討論ありませんか。
	(なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから発議第6号 オスプレイの飛行訓練についての意見書を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。 〔賛成者起立〕
議 長	お座りください。起立多数です。したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。
議 長	以上で本日の日程は全部終了しました。本日の会議を閉じます。ここで町長から議会閉会のごあいさつをいただきます。
町 長	3月議会定例会の閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。去る3月一日から本日まで14日間の会期をもって開催されました3月議会定例会、議員各位におかれましては、慎重審議をいただき、上程いたしました33議案すべてを原案どおり御議決、御同意をいただきまして、まことにありがとうございました。心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。また、一般質問におきましては、多くの議員の皆様から新年度予算の基本的な考え方、3本柱として挙げた第2ステージの政策を初め、町政の重要課題全般にわたり厳しい御指摘や御示唆をいただきました。このことを重くかつ謙虚に受けとめ、私初め全職員が目標を共有し、確固たる信念と情熱、そして発想力と行動力、先見性を持って全力で行政運営に努めてまいり所存でございます。第1ステージの平成28年度は、種をまき、水をやった一年でありました。町民が力を合わせれば何か大きなものが生み出せるという可能性を確信した一年でもありました。第2ステージとなる29年度は、そうして芽吹いた

町民の思いを育て、熟成させ、部分的には花を咲かせられるよう、子育てや福祉政策などを中心に、そこにかかわる人を介してちと心の通ったまちづくり、そして今まで以上に町民の皆様と心をつなげてにぎわいや勢いを取り戻すべく具体的に動く一年にしていける所存でございます。町民の皆様には、いいまちをつくっていくためにより一層主体的、積極的な参加をお願い申し上げますとともに、議員各位には今後とも一層の御理解、御協力を心からお願い申し上げます。

さて、3月もはや半分が過ぎようとしています。花の便りが頻繁に届く季節を迎え、町内でもフクジュソウが開花し、梅が今にも咲きそうなほど膨らみを増してきておりまして、春がそこまで来ていることを感じられるようになってまいりました。今週には小学校並びに中学校の卒業式を迎え、間近には保育園の卒園式も控えております。子どもたちには、それぞれ新たな夢と希望を持って元気に巣立って行ってほしいと心から願うものでございます。また、高校を卒業され進学や就職で飯島町を離れる皆さんには、新天地で大いに勉強や仕事に励まれますことを願うとともに、行く行くは町に戻ってきていただき、まちづくりの推進役として力を発揮していただくことを願ってやみません。議員初め町民の皆様には、平成28年度の町政運営に御協力賜りましたことに感謝申し上げ、来る平成29年度が災害もなく飯島町がさらなる発展を遂げられますように一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

さて、議員各位の任期も残りわずかとなつてまいりました。お伺いいたしますと、今期をもって勇退される方もいらっしゃると思います。今日までの長い間、町政の車の両輪を担っていただき、その御苦勞に対しまして心より御礼を申し上げます。今後、議席を離れられましても町の発展のために従来にも増して御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。また、来る3月26日執行の町議会議員一般選挙に引き続き立候補される皆様におかれましては、御検討をお祈り申し上げますとともに、再びこの議場でお目にかかれますよう心からお待ち申し上げる次第でございます。

最後になりましたが、本定例会に御出席いただきました橋場代表監査委員さん、森本農業委員長さんには、大変お忙しいところ、まことにありがとうございました。議員初め皆様方には、ますます御健勝で御活躍されることを心からお祈り申し上げまして、3月議会定例会閉会のごあいさつとさせていただきます。まことにありがとうございました。

議 長	以上をもって平成29年3月飯島町議会定例会を閉会といたします。御苦勞さまでした。
-----	--

閉 会	午前11時57分
-----	----------

上記の議事録は事務局長 宮下 務の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員